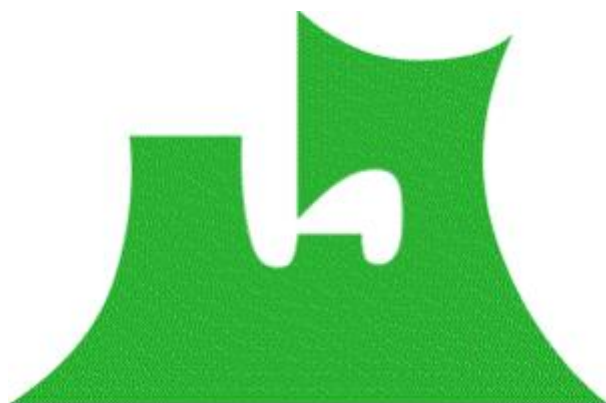


令和 5 年 度

青森県税務統計



青森県財務部税務課

目 次

第一 財 政

1	税務行政の所管区域	1
2	令和5年度一般会計決算額	2
3	一般会計の歳入総額に占める県税収入の割合及び前年対比（平成26年度～令和5年度）	3
4	令和5年度一般会計歳入歳出予算及び決算	4
5	一般会計歳入歳出決算の累年比較	4

第二 税 収 入

1	令和5年度県税部別県税決算額	7
2	県税収入歩合推移	8
3	令和5年度県税決算額（総括）	10
4	令和5年度県税税目別県税部別調定収入等の実績	18
5	令和5年度県税に伴う税外の県税部別調定収入実績	21
6	県税部別県税調定額の構成状況の累年比較（現年課税分）	22
7	平成26年度～令和5年度調定額の前年対比	24
8	平成26年度～令和5年度収入額の前年対比	26
9	税目別収入歩合年度別調	28
10	令和5年度県税欠損処分年度別調	30
11	県税欠損処分県税部別調	34
12	県税欠損処分の内訳	36
13	県税の減免等の内訳	38
14	令和5年度県税滞納繰越額年度別調	40
15	県税滞納繰越額県税部別調	44
16	県税証明等手数料内訳	44
17	令和5年度延滞金税目別収入済額調	46
18	令和5年度延滞金未納額調	47
19	令和5年度県税部別、税目別納税者及び特別徴収義務者数調（現年課税分）	48
20	令和5年度県税関係予算計上の状況	49

第三 課 税 状 況

1	法人県民税等に関する調	52
(1)	法人県民税額等	52
(2)	業種別及び分割基準別	54
(3)	資本金別法人税割額等（普通法人分）	56
(4)	資本金別法人税割額等（全法人対象分）	58
(5)	利 子 割 額	60
(6)	利子割の特別徴収義務者等	61
(7)	配 当 割	62
(8)	株式等譲渡所得割	62
2	個人事業税に関する調	64
(1)	第 一 種 事 業	64

(2) 第 二 種 事 業	65
(3) 第 三 種 事 業	66
(4) 分割個人の所得金額	67
(5) 事 業 専 従 者	67
(6) 個人の所得階層別	68
(7) 個人事業税の減免	72
3 法人事業税に関する調	74
(1) 事業税額等	74
(2) 事業税額等（外形対象法人分）	76
(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）	78
(4) 所 得 階 層 別	80
(5) 業種別及び分割基準別	82
(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）	84
(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）	86
(8) 資本金別法人数	88
(9) 資本金及び所得階層別	90
(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）	92
(11) 付加価値割	94
(12) 付加価値割の内訳	94
(13) 雇用安定控除	96
(14) 資 本 割	98
(15) 資本割に係る持株特例	98
(16) 資本割の圧縮措置	100
(17) 徴 収 猶 予	104
(18) 法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に関する調	106
(19) 非 課 税 事 業	106
4 地方消費税に関する調	108
(1) 調 定 額	108
(2) 清算金収入額、清算金支出額等	108
5 不動産取得税に関する調	110
(1) 家 屋	110
(2) 家屋の価格段階別	112
(3) 土 地	114
(4) 土地の価格段階別	116
(5) 課税標準の特例の適用状況	118
(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況	122
6 ゴルフ場利用税に関する調	124
7 自動車税に関する調	126
(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調	126
ア 新 車	126
イ 中 古 車	130
ウ 新車・中古車	134
エ 取得価額段階別（新 車）	138
オ 取得価額段階別（中古車）	140
(2) 自動車税種別割に関する調	144

8	鉦区税に関する調	150
9	狩猟税に関する調	151
10	軽油引取税に関する調	152
	(1) 軽油の引取数量等	152
	(2) 課税免除措置の対象となる軽油	153
11	徴収状況に関する調	154
12	整理未済額の内訳	156
13	産業振興等に係る地方税の減免額に関する調	156
14	地方税に関する争訟に関する調	158
	(1) 不服申立て	158
	(2) 訴訟	158
15	犯則事件に関する調	160
16	延滞金等に関する調	162
	(1) 延滞金等	162
	(2) 過少申告加算金等	162
17	徴税費に関する調（累年比較）	163
18	税務機構に関する調	164

第四 調定収入状況

1	住民税	166
	(1) 調定収入状況	166
	ア 県税部別の状況	166
	イ 市町村別の状況	168
	(2) 県税部別個人県民税定期賦課の状況	172
	(3) 市町村別収入歩合年度別調	174
2	県民税利子割	176
3	法人県民税・事業税	178
	(1) 県税部別調定状況（現年課税分）	178
	(2) 業種別調定状況（現年課税分）	182
	(3) 法人県民税超過課税の状況	184
	(4) 法人県民税超過課税対象法人等の状況	185
	(5) 法人県民税超過課税対象業種別法人等の状況	186
4	個人事業税	188
	(1) 調定状況（現年課税分）	188
	(2) 定期賦課の状況	190
5	不動産取得税	192
6	たばこ税	192
7	ゴルフ場利用税	194
8	自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割	196
9	自動車税種別割	198
	(1) 調定状況（現年課税分）	198
	(2) 定期賦課の状況	198
	(3) 自動車保有車両数の推移	200
10	軽油引取税	202

11 徴収状況	204
(1) 収入未済額の内訳	204
(2) 差押処分・換価処分の状況	204
12 納税証明書等交付件数調	206
13 更正・決定の状況（間税関係）	206

第五 税率等

令和5年度県税の税率等	207
-------------------	-----

第六 参考計数等

1 県民1人当たり租税負担額累年比較	217
2 県民の租税負担に関する調	218
(1) 全 国	218
(2) 青 森 県	218
3 令和4年度国税徴収表	220
(1) 青 森 県 分	220
(2) 税務署別実績調	220
4 令和5年度都道府県税決算見込額調	222
5 令和5年度東北六県県税税目別調定収入状況調	224
6 令和5年度市町村税の決算状況調	226
(1) 県 計	226
(2) 市 計	228
(3) 町 村 計	230
7 徴収取扱費及び県交付金市町村別交付状況	232
8 住民税完納市町村・完納表彰等市町村年度別調	234

第七 税務機構

1 税 務 機 構	235
2 県税調定件数・税務職員数年度別推移	236
3 税 務 職 員 数 調	237
(1) 職 種 別	237
(2) グループ（課）別	237
4 税務職員年齢別調	238
5 税務課及び県税部所在地並びに管轄区域	239

利用上の注意

数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、計において必ずしも一致しない場合がある。

第一 財 政

1 税務行政の所管区域

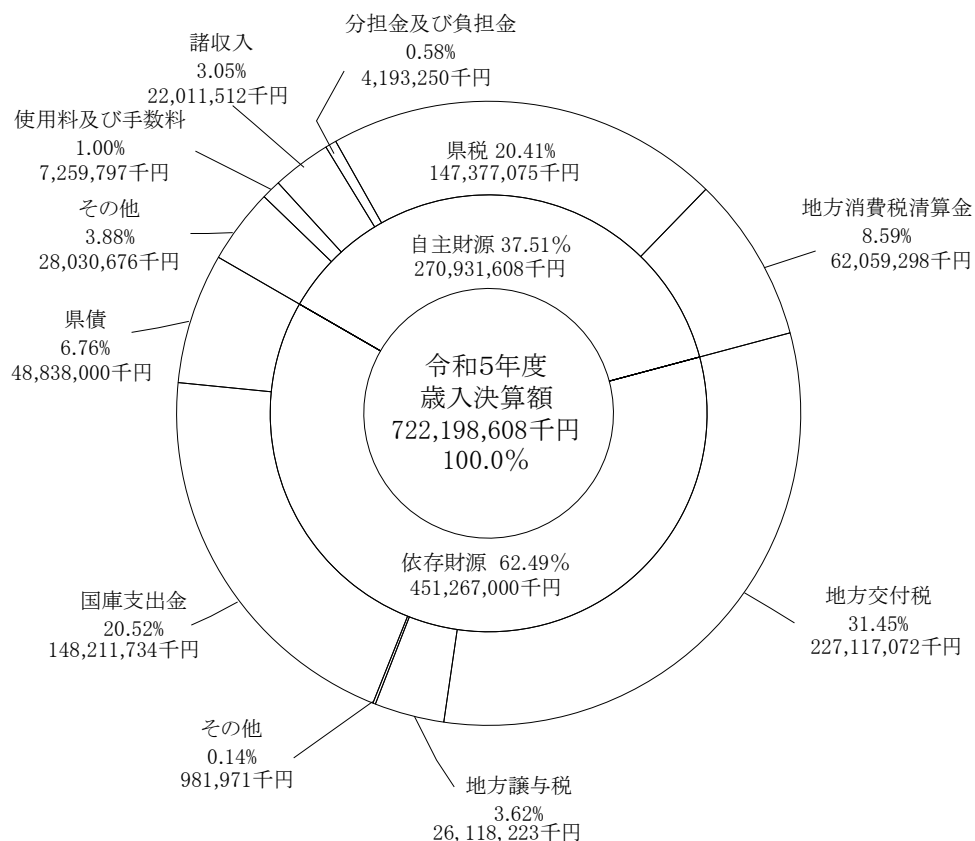


区 分	所 管 区 域	面 積	人 口	世 帯 数
東 青	青森市、東津軽郡	1,478.11 ^{km²}	282,804 ^人	145,054 ^{世帯}
中 南	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡	1,556.34	250,085	119,411
三 八	八戸市、三戸郡	1,274.88	274,006	135,746
西 北	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	1,794.38	127,433	62,020
上 北	十和田市、三沢市、上北郡	2,125.26	184,286	88,696
下 北	むつ市、下北郡	1,416.12	65,151	34,835
計	十市、八郡	9,645.10	1,183,765	585,762

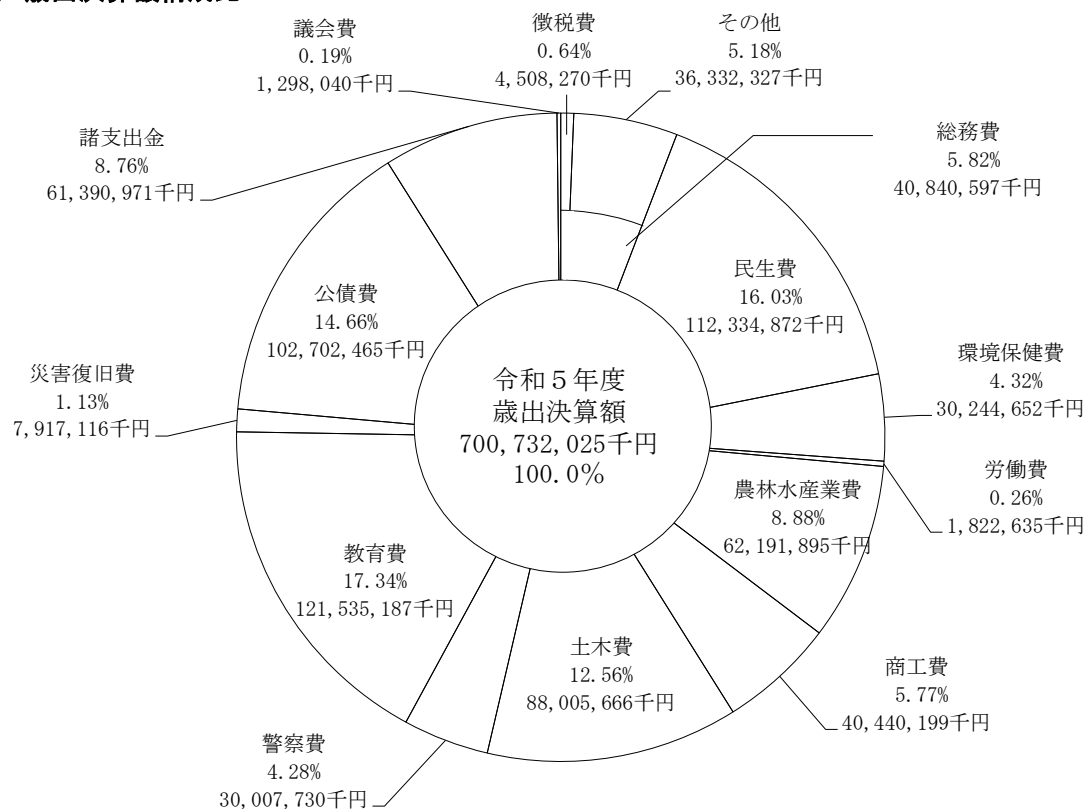
面積は「令和6年全国都道府県市区町村別面積調（4月1日時点）」（国土地理院）による。
人口、世帯数は令和6年8月1日現在住民基本台帳（日本人計）による。

2 令和5年度一般会計決算額

(1) 歳入決算額構成比



(2) 歳出決算額構成比

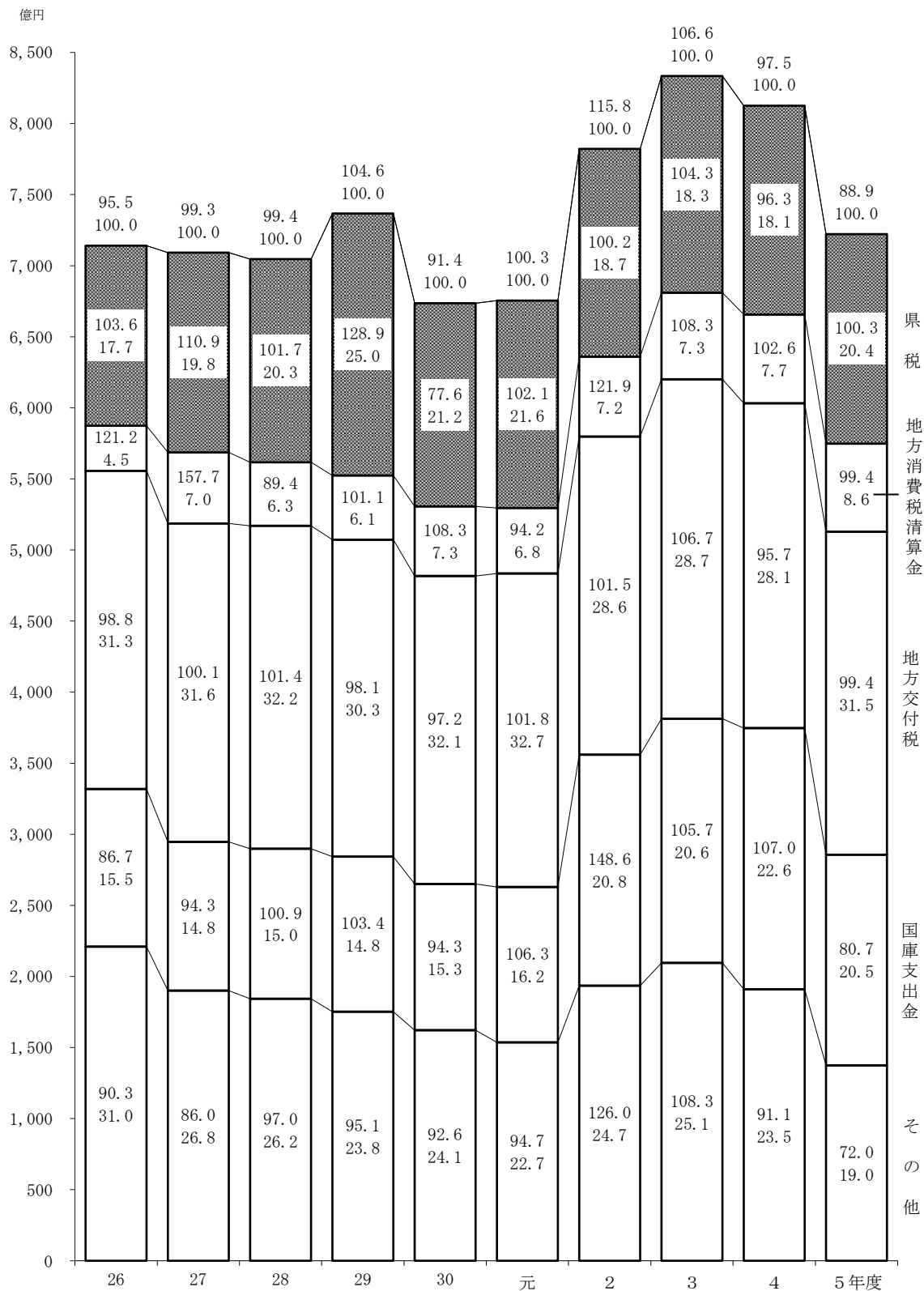


3 一般会計の歳入総額に占める 県税収入の割合及び前年対比

(平成26年度～令和5年度)

上段……前年対比%

下段……構 成 比%



4 令和5年度一般会計歳入歳出予算及び決算

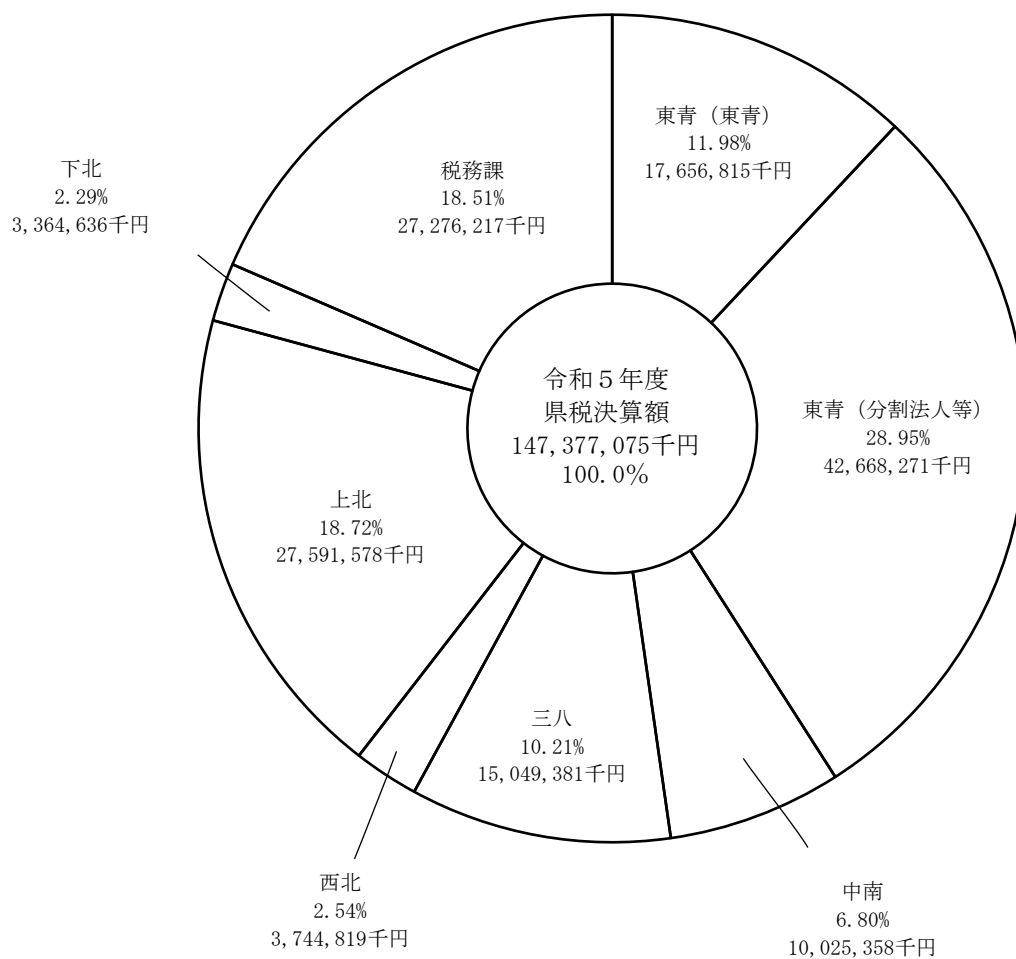
歳 入					(単位：円、％)		歳 出					(単位：円、％)		
区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に対する増減（△）額	予算額に対する割合	構 成 比		区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に対する増減（△）額	予算額に対する割合	構 成 比		
					予算額	決算額						予算額	決算額	
県 税	146,755,066,000	147,377,074,670	622,008,670	100.4	18.45	20.41	議 会 費	1,325,344,000	1,298,039,524	△ 27,304,476	97.9	0.17	0.18	
地方消費税清算金	62,059,297,000	62,059,297,668	668	100.0	7.80	8.59	総 務 費	44,090,395,200	40,840,597,462	△ 3,249,797,738	92.6	5.54	5.83	
地 方 譲 与 税	26,118,223,000	26,118,223,000	0	100.0	3.28	3.62	民 生 費	119,370,162,000	112,334,872,024	△ 7,035,289,976	94.1	15.01	16.03	
地方特例交付金	705,098,000	705,098,000	0	100.0	0.09	0.10	環 境 保 健 費	38,196,189,000	30,244,652,239	△ 7,951,536,761	79.2	4.80	4.32	
地 方 交 付 税	227,117,072,000	227,117,072,000	0	100.0	28.55	31.45	労 働 費	2,042,532,000	1,822,635,011	△ 219,896,989	89.2	0.26	0.26	
交通安全対策特別交付金	272,027,000	272,027,000	0	100.0	0.03	0.04	農 林 水 産 業 費	83,565,683,114	62,191,894,542	△ 21,373,788,572	74.4	10.50	8.88	
分担金及び負担金	4,192,881,000	4,193,249,767	368,767	100.0	0.53	0.58	商 工 費	42,445,742,001	40,440,198,782	△ 2,005,543,219	95.3	5.34	5.77	
使用料及び手数料	7,318,801,000	7,259,797,112	△ 59,003,888	99.2	0.92	1.00	土 木 費	130,743,168,602	88,005,666,347	△ 42,737,502,255	67.3	16.43	12.56	
国 庫 支 出 金	189,634,524,912	148,211,733,917	△ 41,422,790,995	78.2	23.83	20.52	警 察 費	31,999,354,900	30,007,730,256	△ 1,991,624,644	93.8	4.02	4.28	
財 産 収 入	1,196,294,000	1,212,512,505	16,218,505	101.4	0.15	0.17	教 育 費	124,697,497,000	121,535,186,538	△ 3,162,310,462	97.5	15.67	17.34	
寄 附 金	250,071,000	304,320,755	54,249,755	121.7	0.03	0.04	災 害 復 旧 費	12,738,572,524	7,917,116,195	△ 4,821,456,329	62.2	1.60	1.13	
繰 入 金	9,885,363,000	9,250,381,508	△ 634,981,492	93.6	1.24	1.28	公 債 費	102,770,125,000	102,702,465,150	△ 67,659,850	99.9	12.92	14.66	
繰 越 金	17,263,461,429	17,263,462,194	765	100.0	2.17	2.39	諸 支 出 金	61,449,997,000	61,390,971,272	△ 59,025,728	99.9	7.72	8.76	
諸 収 入	22,244,964,000	22,011,512,300	△ 233,451,700	99.0	2.80	3.05	予 備 費	145,351,000	0	△ 145,351,000	—	0.02	—	
県 債	80,562,124,000	48,838,000,000	△ 31,724,124,000	60.6	10.13	6.76								
市町村たばこ税都道府県交付金	4,846,000	4,846,000	0	100.0	0.00	0.00								
計	795,580,113,341	722,198,608,396	△ 73,381,504,945	90.8	100.00	100.00	計	795,580,113,341	700,732,025,342	△ 94,848,087,999	88.1	100.00	100.00	

5 一般会計歳入歳出決算の累年比較

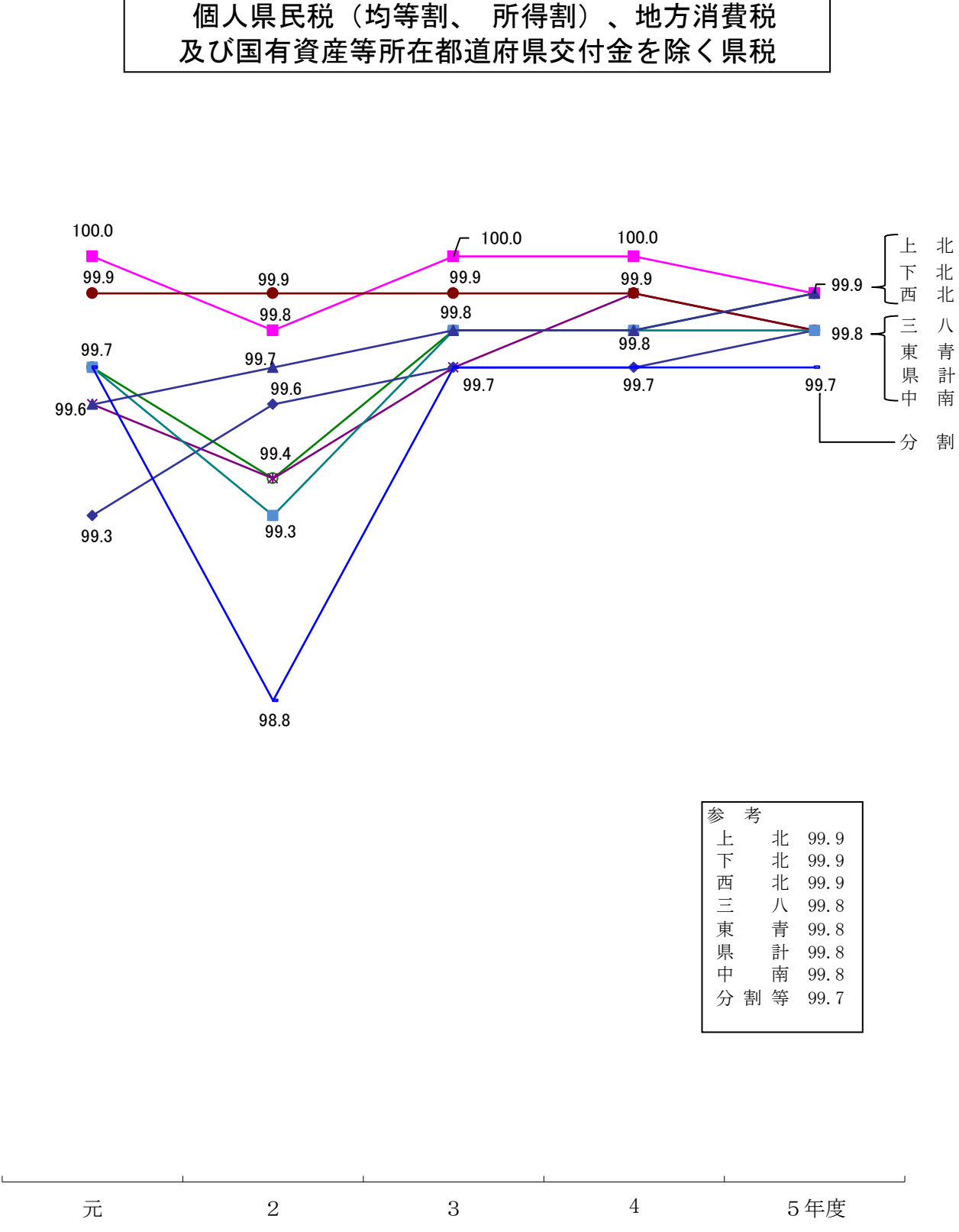
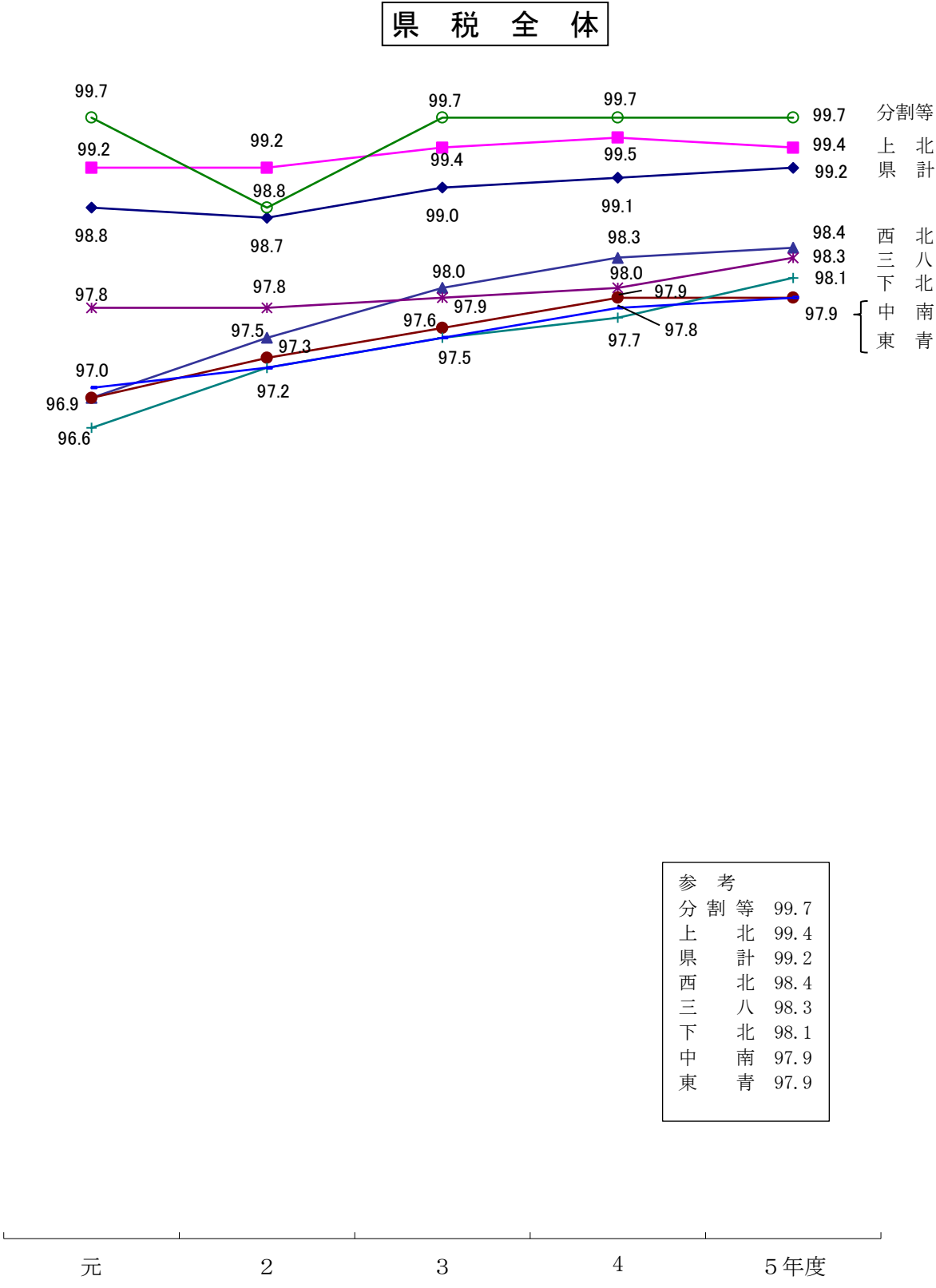
歳 入				(単位：千円、％)										歳 出				(単位：千円、％)									
区 分	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		区 分	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度							
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比						
県 税	145,874,817	21.6	146,191,197	18.7	152,435,844	18.3	146,864,644	18.1	147,377,075	20.4	議 会 費	1,258,698	0.2	1,194,948	0.2	1,292,173	0.2	1,271,334	0.2	1,298,040	0.2						
地 方 消 費 税 清 算 金	46,101,269	6.8	56,219,429	7.2	60,874,955	7.3	62,456,423	7.7	62,059,298	8.6	総 務 費	32,002,685	4.8	34,349,852	4.5	45,173,061	5.6	40,939,710	5.2	40,840,597	5.8						
地 方 譲 与 税	22,824,271	3.4	21,321,732	2.7	23,269,911	2.8	26,012,599	3.2	26,118,223	3.6	民 生 費	98,877,300	14.9	108,608,634	14.4	111,129,505	13.8	113,776,844	14.4	112,334,872	16.0						
地 方 特 例 交 付 金	1,441,133	0.2	754,701	0.1	722,494	0.1	710,667	0.1	705,098	0.1	環 境 保 健 費	19,820,836	3.0	41,227,082	5.4	55,594,264	6.9	59,439,382	7.5	30,244,652	4.3						
地 方 交 付 税	220,529,779	32.6	223,762,919	28.6	238,787,768	28.7	228,480,437	28.1	227,117,072	31.5	労 働 費	1,759,462	0.3	1,798,926	0.2	1,919,130	0.2	1,862,443	0.2	1,822,635	0.3						
交通安全対策特別交付金	308,405	0.0	339,150	0.1	331,205	0.0	302,143	0.0	272,027	0.0	農 林 水 産 業 費	50,582,548	7.6	53,336,329	7.0	54,038,769	6.7	57,686,481	7.3	62,191,895	8.9						
分 担 金 及 び 負 担 金	5,134,451	0.8	4,082,751	0.5	4,628,269	0.6	4,532,572	0.6	4,193,250	0.6	商 工 費	53,603,765	8.1	97,276,579	12.9	95,563,495	11.9	93,408,837	11.8	40,440,199	5.8						
使 用 料 及 び 手 数 料	8,124,240	1.2	7,433,583	1.0	7,424,570	0.9	7,380,901	0.9	7,259,797	1.0	土 木 費	82,480,103	12.4	84,375,140	11.1	95,062,658	11.8	91,379,583	11.5	88,005,666	12.6						
国 庫 支 出 金	109,321,360	16.2	162,481,727	20.8	171,783,151	20.6	183,744,190	22.6	148,211,734	20.5	警 察 費	29,681,380	4.5	29,876,532	4.0	31,756,641	3.9	30,791,355	3.9	30,007,730	4.3						
財 産 収 入	1,273,683	0.2	941,269	0.1	1,218,519	0.1	877,397	0.1	1,212,512	0.2	教 育 費	130,460,655	19.7	132,898,364	17.6	136,011,276	16.9	131,243,179	16.6	121,535,187	17.3						
寄 附 金	29,030	0.0	118,600	0.0	75,144	0.0	98,261	0.0	304,321	0.0	災 害 復 旧 費	173,462	0.0	265,445	0.0	1,456,132	0.2	2,750,746	0.3	7,917,116	1.1						
繰 入 金	5,466,548	0.8	8,609,179	1.1	10,373,464	1.2	10,704,424	1.3	9,250,381	1.3	公 債 費	111,780,590	16.9	111,536,474	14.7	111,149,364	13.8	105,168,918	13.3	102,702,465	14.6						
繰 越 金	10,545,855	1.6	11,715,737	1.5	20,586,128	2.5	24,275,254	3.0	17,263,462	2.4	諸 支 出 金	50,193,059	7.6	60,217,278	8.0	65,184,283	8.1	61,766,279	7.8	61,390,971	8.8						
諸 収 入	40,466,035	6.0	75,327,897	9.6	68,301,432	8.2	67,373,705	8.3	22,011,512	3.0	予 備 費	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－						
県 債	58,012,780	8.6	62,870,870	8.0	72,597,867	8.7	48,691,667	6.0	48,838,000	6.8																	
市町村たばこ税都道府県交付金									4,846	0.0																	
計	675,453,656	100.0	782,170,741	100.0	833,410,721	100.0	812,505,284	100.0	722,198,608	100.0	計	662,674,543	100.0	756,961,583	100.0	805,330,751	100.0	791,485,091	100.0	700,732,025	100.0						

第二 税 收 入

1 令和5年度県税部別県税決算額



2 県 税 収 入 歩 合 推 移



3 令和5年度県税決算額（総括）

（単位：件、円）

区 分			予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率（％）			
				件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定		
普 通 税 計	県	個 人	現	119,418,823,000	1,221,467	120,102,649,201	1,209,093	119,683,711,919	212	10,889,225	12,162	408,048,057	100.2	99.7	
			繰	360,167,000	38,805	1,152,539,863	10,102	333,587,014	4,064	114,849,245	24,639	704,103,604	92.6	28.9	
			消	26,839,369,000	21	27,214,101,557	21	27,214,101,557					101.4	100.0	
		計	146,618,359,000	1,260,293	148,469,290,621	1,219,216	147,231,400,490	4,276	125,738,470	36,801	1,112,151,661	100.4	99.2		
		均等割及び所得割	現	33,965,473,000	610,737	34,304,048,926	600,421	33,983,111,847	172	4,688,212	10,144	316,248,867	100.1	99.1	
			繰	282,460,000	36,284	1,031,805,840	8,793	275,384,545	3,964	110,966,204	23,527	645,455,091	97.5	26.7	
			計	34,247,933,000	647,021	35,335,854,766	609,214	34,258,496,392	4,136	115,654,416	33,671	961,703,958	100.0	97.0	
		配 当 割	現	629,016,000	5,650	628,856,386	5,650	628,856,386					100.0	100.0	
			株式等譲渡所得割	現	672,377,000	314	670,549,008	314	670,549,008					99.7	100.0
		民 法 人 利 子 割 計	民	法 人	現	2,377,332,000	32,459	2,414,865,800	32,237	2,409,108,481	21	900,486	201	4,856,833	101.3
繰	3,599,000				298	7,434,063	135	3,544,539	56	1,347,400	107	2,542,124	98.5	47.7	
計	2,380,931,000				32,757	2,422,299,863	32,372	2,412,653,020	77	2,247,886	308	7,398,957	101.3	99.6	
利 子 割	現			94,694,000	3,626	84,479,223	3,626	84,479,223					89.2	100.0	
	繰														
	計			94,694,000	3,626	84,479,223	3,626	84,479,223					89.2	100.0	
計	現			37,738,892,000	652,786	38,102,799,343	642,248	37,776,104,945	193	5,588,698	10,345	321,105,700	100.1	99.1	
	繰			286,059,000	36,582	1,039,239,903	8,928	278,929,084	4,020	112,313,604	23,634	647,997,215	97.5	26.8	
	計			38,024,951,000	689,368	39,142,039,246	651,176	38,055,034,029	4,213	117,902,302	33,979	969,102,915	100.1	97.2	
業 税 計	業			個 人	現	1,002,788,000	12,078	1,076,580,900	11,958	1,059,860,075	6	364,500	114	16,356,325	105.7
		繰	7,570,000		146	17,922,629	60	6,940,500	6	350,900	80	10,631,229	91.7	38.7	
		計	1,010,358,000		12,224	1,094,503,529	12,018	1,066,800,575	12	715,400	194	26,987,554	105.6	97.5	
		法 人	現	26,934,207,000	17,650	27,289,501,600	17,574	27,268,445,156	6	4,652,927	70	16,403,517	101.2	99.9	
			繰	19,699,000	74	16,131,893	38	4,489,890	6	874,800	30	10,767,203	22.8	27.8	
			計	26,953,906,000	17,724	27,305,633,493	17,612	27,272,935,046	12	5,527,727	100	27,170,720	101.2	99.9	
		計	現	27,936,995,000	29,728	28,366,082,500	29,532	28,328,305,231	12	5,017,427	184	32,759,842	101.4	99.9	
			繰	27,269,000	220	34,054,522	98	11,430,390	12	1,225,700	110	21,398,432	41.9	33.6	
			計	27,964,264,000	29,948	28,400,137,022	29,630	28,339,735,621	24	6,243,127	294	54,158,274	101.3	99.8	
		地 方 消 費 税	地	消 費 税	譲	24,036,735,000	10	24,055,971,135	10	24,055,971,135					100.1
貨	2,802,634,000				11	3,158,130,422	11	3,158,130,422					112.7	100.0	
計	26,839,369,000				21	27,214,101,557	21	27,214,101,557					101.4	100.0	
不 動 産 取 得 税	現			1,812,120,000	15,742	1,833,100,800	15,629	1,822,723,274			113	10,377,526	100.6	99.4	
	繰			7,395,000	140	11,364,774	79	6,988,257	5	423,081	56	3,953,436	94.5	61.5	
	計			1,819,515,000	15,882	1,844,465,574	15,708	1,829,711,531	5	423,081	169	14,330,962	100.6	99.2	
た ば こ 税	現			1,716,290,000	104	1,778,853,595	104	1,778,853,595					103.6	100.0	
	繰														
	計			1,716,290,000	104	1,778,853,595	104	1,778,853,595					103.6	100.0	
ゴ ル フ 場 利 用 税	現			150,993,000	133	141,514,700	133	141,514,700					93.7	100.0	
	繰														
	計	150,993,000	133	141,514,700	133	141,514,700					93.7	100.0			
軽 油 引 取 税	軽	現	12,732,732,000	2,101	12,567,844,863	1,774	12,567,316,176			327	528,687	98.7	100.0		
		繰													
計	計	12,732,732,000	2,101	12,567,844,863	1,774	12,567,316,176			327	528,687	98.7	100.0			

（注） 滞納繰越分の調定済額については、繰越減額による調定減により、前年度の収入未済額と一致しない場合がある。

(単位：件、円)

区 分			予 算 額		調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)	
					件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定
自動車税	自 環境性能割	現	1,250,790,000	18,169	1,223,169,200	18,169	1,223,169,200						97.8	100.0
		計	1,250,790,000	18,169	1,223,169,200	18,169	1,223,169,200						97.8	100.0
	種 別 割	現	16,023,832,000	502,642	16,046,653,300	501,442	16,003,093,898	7	283,100	1,193	43,276,302		99.9	99.7
		繰	39,444,000	1,863	67,880,664	997	36,239,283	27	886,860	839	30,754,521		91.9	53.4
	計	計	16,063,276,000	504,505	16,114,533,964	502,439	16,039,333,181	34	1,169,960	2,032	74,030,823		99.9	99.5
		現	17,274,622,000	520,811	17,269,822,500	519,611	17,226,263,098	7	283,100	1,193	43,276,302		99.7	99.7
		繰	39,444,000	1,863	67,880,664	997	36,239,283	27	886,860	839	30,754,521		91.9	53.4
		計	17,314,066,000	522,674	17,337,703,164	520,608	17,262,502,381	34	1,169,960	2,032	74,030,823		99.7	99.6
	鉦 区 税	現	2,007,000	41	2,007,200	41	2,007,200						100.0	100.0
		繰												
		計	2,007,000	41	2,007,200	41	2,007,200						100.0	100.0
固定資産税	特	特	377,685,000	4	377,685,600	4	377,685,600						100.0	100.0
		交	62,116,000	1	62,116,200	1	62,116,200						100.0	100.0
	計	計	439,801,000	5	439,801,800	5	439,801,800						100.0	100.0
		現	19,614,371,000	16	19,600,821,900	16	19,600,821,900						99.9	100.0
核燃料物質等取扱税	繰	繰												
		計	19,614,371,000	16	19,600,821,900	16	19,600,821,900						99.9	100.0
	計	現	87,274,000	496	96,957,993	496	96,957,993						111.1	100.0
		繰												
目的税	計	計	87,274,000	496	96,957,993	496	96,957,993						111.1	100.0
		現												
		繰	3,638,000	338	3,701,900	338	3,701,900						101.8	100.0
		計	3,638,000	338	3,701,900	338	3,701,900						101.8	100.0
狩 獵 税	繰	繰												
		計												
	計	現	83,636,000	158	93,256,093	158	93,256,093						111.5	100.0
		繰												
産業廃棄物税	繰	繰												
		計	83,636,000	158	93,256,093	158	93,256,093						111.5	100.0
	計	現	45,844,000	196	45,844,600	196	45,844,600						100.0	100.0
		繰												
旧法による自動車取得税	繰	繰												
		計	45,844,000	196	45,844,600	196	45,844,600						100.0	100.0
	計	現	1,000											
		繰	3,588,000	477	16,398,165	81	2,871,587	135	4,916,921	261	8,609,657		80.0	17.5
自動車税	繰	繰												
		計	3,589,000	477	16,398,165	81	2,871,587	135	4,916,921	261	8,609,657		80.0	17.5
	計	現	119,551,942,000	1,222,159	120,245,451,794	1,209,785	119,826,514,512	212	10,889,225	12,162	408,048,057		100.2	99.7
		繰	363,755,000	39,282	1,168,938,028	10,183	336,458,601	4,199	119,766,166	24,900	712,713,261		92.5	28.8
県 税 合 計	繰	繰												
		計	26,839,369,000	21	27,214,101,557	21	27,214,101,557						101.4	100.0
	計	計	146,755,066,000	1,261,462	148,628,491,379	1,219,989	147,377,074,670	4,411	130,655,391	37,062	1,120,761,318		100.4	99.2
		現												
均等割、所得割、地方消費税及び国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	繰	繰	85,586,469,000	611,421	85,879,286,668	609,363	85,781,286,465	40	6,201,013	2,018	91,799,190		100.2	99.9
		繰	81,295,000	2,998	137,132,188	1,390	61,074,056	235	8,799,962	1,373	67,258,170		75.1	44.5
	計	計	85,667,764,000	614,419	86,016,418,856	610,753	85,842,360,521	275	15,000,975	3,391	159,057,360		100.2	99.8
		現												
参 考	特別証紙収入分	現												
		繰												
		計												
参 考	自動車税環境性能割	現				9,597	624,865,800							
		繰												
		計				18,868	325,022,500							

(単位：件、円)

区 分	予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定
延 滞 金 現	78,797,000	6,233	75,947,660	6,233	75,947,660					96.4	100.0
過 少 申 告 加 算 金	現	65	683,211	65	683,211					98.0	100.0
	繰	2	3,023	2	3,023					302.3	100.0
	計	67	686,234	67	686,234					98.3	100.0
不 申 告 加 算 金	現	67	1,288,731	57	993,445			10	295,286	111.0	77.1
	繰	50	1,353,493	7	34,652	15	453,872	28	864,969	315.0	2.6
	計	117	2,642,224	64	1,028,097	15	453,872	38	1,160,255	113.5	38.9
重 加 算 金	現	280	23,111,612	241	19,374,690	3	1,451,184	36	2,285,738	106.8	83.8
	繰	26	5,310,338	7	97,255			19	5,213,083	極大	1.8
	計	306	28,421,950	248	19,471,945	3	1,451,184	55	7,498,821	107.3	68.5
個 人 県 民 税	過 少 申 告 加 算 金										
	不 申 告 加 算 金										
	重 加 算 金										
県 民 税 利 子 割	過 少 申 告 加 算 金										
	不 申 告 加 算 金										
	重 加 算 金										
法 人 事 業 税	過 少 申 告 加 算 金	64	681,611	64	681,611						100.0
	不 申 告 加 算 金	2	3,023	2	3,023						100.0
	重 加 算 金	61	1,250,831	51	955,545			10	295,286		76.4
た ば こ 税	過 少 申 告 加 算 金	40	998,921	7	34,652	5	99,300	28	864,969		3.5
	不 申 告 加 算 金	280	23,111,612	241	19,374,690	3	1,451,184	36	2,285,738		83.8
	重 加 算 金	26	5,310,338	7	97,255			19	5,213,083		1.8
ゴ ル フ 場 利 用 税	過 少 申 告 加 算 金										
	不 申 告 加 算 金										
	重 加 算 金										
軽 油 引 取 税	過 少 申 告 加 算 金										
	不 申 告 加 算 金										
	重 加 算 金										

(単位：件、円)

区 分		予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)	
			件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定
環境性能割	過少申告加算金	現繰	1	1,600	1	1,600						100.0
	不申告加算金	現繰	6	37,900	6	37,900						100.0
	重加算金	現繰										
核燃料物質等取扱税	過少申告加算金	現繰										
	不申告加算金	現繰										
	重加算金	現繰										
産業廃棄物税	過少申告加算金	現繰										
	不申告加算金	現繰										
	重加算金	現繰										
自動車取得税(旧法)	過少申告加算金	現繰										
	不申告加算金	現繰										
	重加算金	現繰										
軽油引取税(旧法)	過少申告加算金	現繰										
	不申告加算金	現繰	10	354,572			10	354,572				
	重加算金	現繰										
滞納処分費		現		1,000								
通告処分収入		現		1,000								
過誤納未還付金		現	30	344,600	30	344,600					極大	100.0
県税関係証明等手数料		現	13,973	5,589,200	13,973	5,589,200					107.7	100.0
税 外 合 計	現繰	103,723,000	20,648	106,965,014	20,599	102,932,806	3	1,451,184	46	2,581,024	99.2	96.2
	繰上	20,000	78	6,666,854	16	134,930	15	453,872	47	6,078,052	674.7	2.0
	計	103,743,000	20,726	113,631,868	20,615	103,067,736	18	1,905,056	93	8,659,076	99.3	90.7
合 計		146,858,809,000	1,282,188	148,742,123,247	1,240,604	147,480,142,406	4,429	132,560,447	37,155	1,129,420,394	100.4	99.2

4 令和5年度県税税目別県税部別調定収入等の実績

(単位：千円、%)

区 分		東 青												中 南				八				西 北				上 北				下 北				計					
		東 青				分 割 等				調 定 計				調 定 南				調 定 八				調 定 北				調 定 北				調 定 計									
		調 定 額		収入歩合	収入額	調 定 額		収入歩合	収入額	調 定 額		収入歩合	収入額	調 定 額		収入歩合	収入額	調 定 額		収入歩合	収入額	調 定 額		収入歩合	収入額	調 定 額		収入歩合	収入額	調 定 額		収入歩合	収入額						
		件数	金額			件数	金額			件数	金額			件数	金額			件数	金額			件数	金額			件数	金額			件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額
県民税	個人均等割及び所得割	現繰計	142,725	8,740,179	98.9	8,645,079			142,725	8,740,179	98.9	8,645,079	124,857	6,831,124	99.1	6,771,743	151,441	8,355,549	99.1	8,283,509	58,508	2,724,949	99.2	2,704,019	100,013	5,689,130	99.0	5,631,914	33,193	1,963,118	99.2	1,946,848	610,737	34,304,049	99.1	33,983,112			
		繰上計	11,520	338,608	22.3	75,455			11,520	338,608	22.3	75,455	6,864	192,396	24.0	46,241	9,055	249,072	32.3	80,505	2,392	56,761	29.5	16,767	4,387	126,501	28.6	36,217	2,066	68,468	29.5	20,200	36,284	1,031,806	26.7	275,385			
		繰下計	154,245	9,078,787	96.1	8,720,534			154,245	9,078,787	96.1	8,720,534	131,721	7,023,520	97.1	6,817,984	160,496	8,604,621	97.2	8,364,014	60,900	2,781,710	97.8	2,720,786	104,400	5,815,631	97.5	5,668,131	35,259	2,031,586	96.8	1,967,048	647,021	35,335,855	97.0	34,258,497			
		繰上計					5,650	628,856	100.0	628,856	5,650	628,856	100.0	628,856																									
	法人配当割株式等譲渡所得	現繰計					314	670,549	100.0	670,549	314	670,549	100.0	670,549																									
		繰上計																																					
		繰下計																																					
	法人利子計	現繰計	6,281	238,605	99.4	237,212	6,928	1,457,102	100.0	1,456,636	13,209	1,695,707	99.2	1,693,848	5,024	155,535	99.2	154,308	6,082	221,940	99.2	220,069	2,559	79,344	99.6	79,022	4,255	208,023	99.8	207,705	1,330	54,317	99.7	54,157	32,459	2,414,866	99.8	2,409,109	
		繰上計	95	2,316	37.2	862	22	733	23.7	174	117	3,049	34.0	1,036	58	1,754	58.3	1,023	73	1,498	61.7	924	10	219	81.7	179	31	744	33.2	247	9	170	80.0	136	298	7,434	47.7	3,546	
		繰下計	6,376	240,921	98.8	238,074	6,950	1,457,835	99.9	1,456,810	13,326	1,698,756	99.8	1,694,884	5,082	157,289	98.8	155,331	6,155	223,438	98.9	220,993	2,569	79,563	99.5	79,201	4,286	208,767	99.6	207,952	1,339	54,487	99.6	54,293	32,757	2,422,300	99.6	2,412,654	
事業税	個人均等割及び所得割	現繰計	160,621	9,319,708	96.1	8,958,608	16,540	2,841,719	100.0	2,840,694	177,161	12,161,427	97.0	11,799,302	136,803	7,180,809	97.1	6,973,315	166,651	8,828,059	97.2	8,585,007	63,469	2,861,273	97.9	2,799,987	108,686	6,024,398	97.5	5,876,083	36,598	2,086,073	96.9	2,021,341	689,368	39,142,039	97.2	38,055,035	
		繰上計					12,078	1,076,581	98.4	1,059,860	12,078	1,076,581	98.4	1,059,860																									
		繰下計					146	17,923	38.7	6,940	146	17,923	38.7	6,940																									
		繰上計					12,224	1,094,504	97.5	1,066,800	12,224	1,094,504	97.5	1,066,800																									
	法人均等割及び所得割	現繰計	2,947	1,972,150	99.9	1,970,400	5,737	19,295,593	100.0	19,291,009	8,684	21,267,743	100.0	21,261,409	2,378	1,145,398	99.7	1,142,516	2,660	1,754,080	99.7	1,748,125	1,157	641,212	100.0	641,019	2,111	1,985,518	99.7	1,980,128	660	495,551	99.9	495,248	17,650	27,289,502	99.9	27,268,445	
		繰上計	31	7,037	22.8	1,605	6	46	4.3	2	37	7,083	22.7	1,607	6	725	84.7	614	16	3,918	27.5	1,076	3	760	100.0	760	11	3,637	11.7	425	1	8	100.0	8	74	16,131	27.8	4,490	
		繰下計	2,978	1,979,187	99.6	1,972,005	5,743	19,295,639	100.0	19,291,011	8,721	21,274,826	99.9	21,263,016	2,384	1,146,123	99.7	1,143,130	2,676	1,757,998	99.5	1,749,201	1,160	641,972	100.0	641,779	2,122	1,989,155	99.6	1,980,553	661	495,559	99.9	495,256	17,724	27,305,633	99.9	27,272,935	
	地方消費税	均等割及び所得割、地方消費税並びに国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	現繰計	2,978	1,979,187	99.6	1,972,005	17,967	20,390,143	99.8	20,357,811	20,945	22,369,330	99.8	22,329,816	2,384	1,146,123	99.7	1,143,130	2,676	1,757,998	99.5	1,749,201	1,160	641,972	100.0	641,779	2,122	1,989,155	99.6	1,980,553	661	495,559	99.9	495,256	29,948	28,400,137	99.8	28,339,735
			繰上計																																				
			繰下計																																				
繰上計																																							
均等割及び所得割、地方消費税並びに国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計		現繰計																																					
		繰上計																																					
		繰下計																																					
不動産取得税		均等割及び所得割、地方消費税並びに国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	現繰計	3,772	510,137	98.9	504,686			3,772	510,137	98.9	504,686	3,445	379,888	99.5	378,138	2,886	399,279	99.8	398,435	1,950	148,090	99.8	147,834	2,798	327,050	99.5	325,533	891	68,656	99.2	68,097	15,742	1,833,100	99.4	1,822,723		
			繰上計	42	4,997	48.1	2,402			42	4,997	48.1	2,402	24	1,302	69.7	908	31	3,620	72.3	2,616	22	603	84.2	508	12	521	74.3	387	9	322	51.9	167	140	11,365	61.5	6,988		
			繰下計	3,814	515,134	98.4	507,088			3,814	515,134	98.4	507,088	3,469	381,190	99.4	379,046	2,917	402,899	99.5	401,051	1,972	148,693	99.8	148,342	2,810	327,571	99.5	325,920	900	68,978	99.0	68,264	15,882	1,844,465	99.2	1,829,711		
	繰上計						104	1,778,854	100.0	1,778,854	104	1,778,854	100.0	1,778,854																									
	均等割及び所得割、地方消費税並びに国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	現繰計					104	1,778,854	100.0	1,778,854	104	1,778,854	100.0	1,778,854																									
		繰上計																																					
		繰下計																																					
	たばこ税	均等割及び所得割、地方消費税並びに国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	現繰計	26	50,409	100.0	50,409			26	50,409	100.0	50,409	40	35,389	100.0	35,389	22	19,213	100.0	19,213	8	4,869	100.0	4,869	37	31,635	100.0	31,635										
			繰上計																																				
			繰下計																																				
繰上計																																							
均等割及び所得割、地方消費税並びに国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計		現繰計	26	50,409	100.0	50,409			26	50,409	100.0	50,409	40	35,389	100.0	35,389	22	19,213	100.0	19,213	8	4,869	100.0	4,869	37	31,635	100.0	31,635											
		繰上計																																					
		繰下計																																					
ゴルフ場利用税		均等割及び所得割、地方消費税並びに国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	現繰計	549	6,160,455	100.0	6,160,455			549	6,160,455	100.0	6,160,455	592	1,470,066	100.0	1,469,537	483	4,268,005	100.0	4,268,005	73	149,768	100.0	149,768	261	278,978	100.0	278,978	143	240,573	100.0	240,573	2,101	12,567,845	100.0	12,567,316		
			繰上計																																				
			繰下計																																				
	繰上計																																						
	均等割及び所得割、地方消費税並びに国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	現繰計	549	6,160,455	100.0	6,160,455			549	6,160,455	100.0	6,160,455	592	1,470,066	100.0	1,469,537	483	4,268,005	100.0	4,268,005	73	149,768	100.0	149,768	261	278,978	100.0	278,978	143	240,573	100.0	240,573	2,101	12,567,845	100.0	12,567,316			
		繰上計																																					
		繰下計																																					
	軽油引取税	均等割及び所得割、地方消費税並びに国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	現繰計					18,169	1,223,169	100.0	1,223,169	18,169	1,223,169	100.0	1,223,169																								

5 令和5年度県税に伴う税外の県税部別調定収入実績

(単位：千円、%)

区 分		東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	分割法人等	計
延 滞 金	調 定 額	11,433	10,546	14,494	4,242	9,786	1,292	24,155	75,948
	収 入 額	11,433	10,546	14,494	4,242	9,786	1,292	24,155	75,948
	収入歩合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
過 少 申 告 加 算 金	調 定 額	63	9	36				578	686
	収 入 額	63	9	36				578	686
	収入歩合	100.0	100.0	100.0				100.0	100.0
不 申 告 加 算 金	調 定 額	299	370	715	35	879	5	339	2,642
	収 入 額	34	51	331	1	267	5	339	1,028
	収入歩合	11.4	13.8	46.3	2.9	30.4	100.0	100.0	38.9
重 加 算 金	調 定 額	4,630	3,938	3,877	1,015	11,333	2,398	1,231	28,422
	収 入 額	2,088	1,387	1,751	1,015	9,700	2,398	1,133	19,472
	収入歩合	45.1	35.2	45.2	100.0	85.6	100.0	92.0	68.5
滞納処分費	調 定 額								
	収 入 額								
	収入歩合								
通 告 処 分 収 入	調 定 額								
	収 入 額								
	収入歩合								
過 誤 納 未 還 付 金	調 定 額							345	345
	収 入 額							345	345
	収入歩合	#DIV/0!						100.0	100.0
県税関係証 明等手数料	調 定 額	1,502	950	1,154	729	905	349		5,589
	収 入 額	1,502	950	1,154	729	905	349		5,589
	収入歩合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0
計	調 定 額	17,927	15,813	20,276	6,021	22,903	4,044	26,648	113,632
	収 入 額	15,120	12,943	17,766	5,987	20,658	4,044	26,550	103,068
	収入歩合	84.3	81.9	87.6	99.4	90.2	100.0	99.6	90.7

6 県税部別県税調定額の構成状況の累年比較（現年課税分）

（単位：千円）

区 分	令 和 元 年 度			令 和 2 年 度			令 和 3 年 度			令 和 4 年 度			令 和 5 年 度		
	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %
東 青	17,659,326	17,128,010	12.0	17,426,156	16,945,769	11.8	17,713,861	17,277,998	11.5	17,845,246	17,446,042	12.0	18,033,143	17,656,815	12.1
中 南	10,080,746	9,769,433	6.8	10,244,299	9,968,387	6.9	10,279,254	10,036,068	6.7	10,058,884	9,845,796	6.8	10,238,518	10,025,358	6.9
三 八	16,384,529	16,026,607	11.1	15,941,087	15,583,764	10.8	16,404,401	16,064,395	10.7	15,690,335	15,383,019	10.6	15,303,078	15,049,381	10.3
西 北	3,813,806	3,693,755	2.6	3,920,523	3,821,953	2.6	3,958,577	3,879,459	2.6	3,777,352	3,712,134	2.6	3,806,649	3,744,819	2.6
上 北	27,195,721	26,971,640	18.4	26,700,335	26,481,618	18.0	27,169,275	27,005,095	17.6	27,481,369	27,333,685	18.5	27,750,146	27,591,578	18.7
下 北	3,255,957	3,144,955	2.2	3,320,552	3,226,174	2.2	3,575,043	3,486,480	2.3	3,400,003	3,323,338	2.3	3,430,385	3,364,636	2.3
分 割 法 人 等	42,471,164	42,330,106	28.8	40,268,573	39,793,585	27.2	43,279,562	43,133,894	28.1	42,272,933	42,148,018	28.5	42,790,355	42,668,271	28.8
税 務 課	26,810,311	26,810,311	18.1	30,369,947	30,369,947	20.5	31,552,455	31,552,455	20.5	27,672,613	27,672,613	18.7	27,276,217	27,276,217	18.3
計	147,671,560	145,874,817	100.0	148,191,472	146,191,197	100.0	153,932,428	152,435,844	100.0	148,198,735	146,864,644	100.0	148,628,491	147,377,075	100.0

（注） 分割法人等には、県民税利子割、個人事業税及び自動車関係税を含む。

7 平成26年度～令和 5 年度調定額の前年対比

(単位：千円)

区 分		平 成 26 年 度		平 成 27 年 度		平 成 28 年 度		平 成 29 年 度		平 成 30 年 度		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %
県民税	均等割及び 個人配当割	33,825,915	99.5	34,067,016	100.7	34,928,120	102.5	35,732,052	102.3	35,491,289	99.3	35,459,833	99.9	35,253,374	99.4	35,260,624	100.0	34,881,615	98.9	35,335,855	101.3
	株式等譲渡 所得割	972,165	198.2	674,103	69.3	346,529	51.4	456,343	131.7	341,464	74.8	437,222	128.0	380,741	87.1	646,288	169.7	541,424	83.8	628,856	116.1
	法人所得割	403,242	75.9	472,168	117.1	175,945	37.3	407,890	231.8	273,429	67.0	242,860	88.8	445,841	183.6	604,925	135.7	361,987	59.8	670,549	185.2
	法人	4,832,113	107.8	4,270,160	88.4	3,883,044	90.9	3,920,061	101.0	3,932,061	100.3	3,683,038	93.7	2,890,109	78.5	2,739,071	94.8	2,526,398	92.2	2,422,300	95.9
	子割	460,408	92.6	406,965	88.4	330,051	81.1	428,747	129.9	349,452	81.5	181,290	51.9	182,130	100.5	137,963	75.7	91,557	66.4	84,479	92.3
	計	40,493,843	101.2	39,890,412	98.5	39,663,689	99.4	40,945,093	103.2	40,387,695	98.6	40,004,243	99.1	39,152,195	97.9	39,388,871	100.6	38,402,981	97.5	39,142,039	101.9
事業税	個人	907,855	104.8	919,492	101.3	958,489	104.2	989,736	103.3	988,265	99.9	961,012	97.2	975,290	101.5	1,054,303	108.1	1,073,171	101.8	1,094,504	102.0
	法人	17,971,712	106.1	20,132,441	112.0	23,749,023	118.0	25,267,650	106.4	24,099,281	95.4	24,386,416	101.2	23,056,071	94.5	27,451,393	119.1	26,733,479	97.4	27,305,633	102.1
	計	18,879,567	106.1	21,051,933	111.5	24,707,512	117.4	26,257,386	106.3	25,087,546	95.5	25,347,428	101.0	24,031,361	94.8	28,505,696	118.6	27,806,650	97.5	28,400,137	102.1
地方消費税		15,245,823	113.1	25,554,624	167.6	25,020,241	97.9	62,369,764	249.3	22,648,867	36.3	26,716,886	118.0	30,288,946	113.4	31,474,798	103.9	27,672,613	87.9	27,214,101	98.3
不動産取得税		2,652,280	116.5	2,349,516	88.6	2,146,709	91.4	2,237,504	104.2	2,035,010	91.0	2,207,428	108.5	2,105,383	95.4	1,921,428	91.3	1,863,636	97.0	1,844,465	99.0
たばこ税		1,836,264	88.4	1,787,281	97.3	1,737,074	97.2	1,646,367	94.8	1,619,301	98.4	1,627,562	100.5	1,557,440	95.7	1,682,831	108.1	1,783,943	106.0	1,778,854	99.7
ゴルフ場利用税		159,327	105.3	161,051	101.1	156,060	96.9	151,929	97.4	150,084	98.8	145,989	97.3	136,603	93.6	149,795	109.7	146,055	97.5	141,515	96.9
自動車取得税		986,782	43.1	1,455,292	147.5	1,604,074	110.2	2,046,677	127.6	2,030,838	99.2	1,130,131	55.6	皆減							
軽油引取税		14,110,588	96.3	13,737,028	97.4	13,486,823	98.2	13,738,985	101.9	13,862,798	100.9	13,367,891	96.4	13,261,558	99.2	13,545,264	102.1	13,228,347	97.7	12,567,845	95.0
自動車税環境性能割												410,900	皆増	875,146	213.0	888,964	101.6	1,151,561	129.5	1,223,169	106.2
自動車税種別割												110,512	皆増	16,389,295	極大	16,291,799	99.4	16,289,794	100.0	16,114,534	98.9
鉱区税		3,095	90.6	2,775	89.7	2,904	104.6	3,030	104.3	3,028	99.9	2,654	87.6	2,339	88.1	2,228	95.3	2,007	90.1	2,007	100.0
固定資産税		73,401	63.7	591,753	806.2	222,725	37.6	114,579	51.4	101,061	88.2	515,796	510.4	925,165	179.4	547,735	59.2	185,382	33.8	439,802	237.2
核燃料物質等取扱税		18,087,757	118.7	19,401,311	107.3	19,707,633	101.6	20,044,026	101.7	20,051,937	100.0	19,414,157	96.8	19,268,040	99.2	19,390,894	100.6	19,502,561	100.6	19,600,822	100.5
狩猟税		14,235	90.7	6,749	47.4	6,398	94.8	4,812	75.2	4,027	83.7	4,469	111.0	4,623	103.4	3,971	85.9	3,918	98.7	3,702	94.5
産業廃棄物税		101,382	48.4	328,891	324.4	97,210	29.6	89,306	91.9	90,102	100.9	84,652	94.0	79,264	93.6	84,178	106.2	90,991	108.1	93,256	102.5
旧法による税	自動車取得税	皆減																37,159	皆増	45,845	123.4
	自動車税	17,025,512	98.9	16,835,803	98.9	16,716,720	99.3	16,745,805	100.2	16,781,842	100.2	16,580,862	98.8	114,114	0.7	53,976	47.3	31,137	57.7	16,398	52.7
	軽油引取税	346	35.2	皆減																	
県税合計		129,670,202	103.3	143,154,419	110.4	145,275,772	101.5	186,395,263	128.3	144,854,136	77.7	147,671,560	101.9	148,191,472	100.4	153,932,428	103.9	148,198,735	96.3	148,628,491	100.3
地方消費税清算金		31,716,603	121.2	50,001,310	157.7	44,702,017	89.4	45,188,545	101.1	48,946,572	108.3	46,101,269	94.2	56,219,429	121.9	60,874,955	108.3	62,456,423	102.6	62,059,297	99.4
特別法人事業譲与税														18,618,943	皆増	20,445,300	109.8	23,253,640	113.7	23,344,758	100.4
地方法人特別譲与税		23,685,787	120.7	21,334,430	90.1	17,522,623	82.1	18,094,153	103.3	20,460,677	113.1	20,030,963	97.9	皆減							
地方揮発油譲与税		2,720,692	92.7	2,911,787	107.0	2,762,108	94.9	2,736,567	99.1	2,746,445	100.4	2,444,433	89.0	2,385,278	97.6	2,460,945	103.2	2,340,573	95.1	2,356,380	100.7
石油ガス譲与税		179,458	92.3	180,003	100.3	167,880	93.3	159,986	95.3	149,804	93.6	134,528	89.8	97,003	72.1	96,520	99.5	91,392	94.7	87,370	95.6
自動車重量譲与税												87,961	皆増	107,031	121.7	108,345	101.2	172,647	159.3	174,303	101.0
地方道路譲与税		1	100.0	1	100.0	皆減						1	皆増	1	100.0	皆減					
森林環境譲与税												66,749	皆増	100,124	150.0	96,300	96.2	94,701	98.3	94,701	100.0
航空機燃料譲与税		39,541	141.2	52,161	131.9	56,978	109.2	60,736	106.6	60,577	99.7	59,636	98.4	13,353	22.4	62,501	468.1	59,646	95.4	60,711	101.8
地方譲与税合計		26,625,479	116.9	24,478,382	91.9	20,509,589	83.8	21,051,442	102.6	23,417,503	111.2	22,824,271	97.5	21,321,733	93.4	23,269,911	109.1	26,012,599	111.8	26,118,223	100.4

8 平成26年度～令和 5 年度収入額の前年対比

(単位：千円)

区 分		平 成 26 年 度		平 成 27 年 度		平 成 28 年 度		平 成 29 年 度		平 成 30 年 度		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %
県民税	均等割及び 所 配 当 割	31,258,826	100.0	31,746,574	101.6	32,818,750	103.4	33,828,916	103.1	33,790,225	99.9	33,892,433	100.3	33,832,797	99.8	33,965,374	100.4	33,718,737	99.3	34,258,497	101.6
	株式等譲渡 所 得 割	972,165	198.2	674,103	69.3	346,529	51.4	456,343	131.7	341,464	74.8	437,222	128.0	380,741	87.1	646,288	169.7	541,424	83.8	628,856	116.1
	法人	403,242	75.9	472,168	117.1	175,945	37.3	407,890	231.8	273,429	67.0	242,860	88.8	445,841	183.6	604,925	135.7	361,987	59.8	670,549	185.2
	子 割	4,806,168	107.9	4,248,983	88.4	3,866,933	91.0	3,908,042	101.1	3,922,247	100.4	3,672,729	93.6	2,859,739	77.9	2,728,605	95.4	2,516,836	92.2	2,412,654	95.9
	計	460,408	92.6	406,965	88.4	330,051	81.1	428,747	129.9	349,452	81.5	181,290	51.9	182,130	100.5	137,963	75.7	91,557	66.4	84,479	92.3
事業税	個人	885,035	105.1	893,282	100.9	936,211	104.8	971,889	103.8	967,816	99.6	944,750	97.6	961,057	101.7	1,032,459	107.4	1,054,979	102.2	1,066,800	101.1
業法	個人	17,945,821	106.3	20,111,287	112.1	23,727,629	118.0	25,252,795	106.4	24,081,074	95.4	24,359,957	101.2	22,695,707	93.2	27,407,369	120.8	26,706,327	97.4	27,272,935	102.1
税	計	18,830,856	106.3	21,004,569	111.5	24,663,840	117.4	26,224,684	106.3	25,048,890	95.5	25,304,707	101.0	23,656,764	93.5	28,439,828	120.2	27,761,306	97.6	28,339,735	102.1
地 方 消 費 税		15,245,823	113.1	25,554,624	167.6	25,020,241	97.9	62,369,764	249.3	22,648,867	36.3	26,716,886	118.0	30,288,946	113.4	31,474,798	103.9	27,672,613	87.9	27,214,101	98.3
不 動 産 取 得 税		2,595,926	119.0	2,301,647	88.7	2,108,525	91.6	2,220,676	105.3	2,017,798	90.9	2,188,094	108.4	2,044,530	93.4	1,904,042	93.1	1,851,499	97.2	1,829,711	98.8
た ば こ 税		1,836,264	88.4	1,787,281	97.3	1,737,074	97.2	1,646,367	94.8	1,619,301	98.4	1,627,562	100.5	1,557,440	95.7	1,682,831	108.1	1,783,943	106.0	1,778,854	99.7
ゴルフ場利用税		159,327	105.3	161,051	101.1	156,060	96.9	151,929	97.4	150,084	98.8	145,989	97.3	132,316	90.6	149,795	113.2	146,055	97.5	141,515	96.9
自 動 車 取 得 税		986,782	43.1	1,455,292	147.5	1,603,854	110.2	2,046,677	127.6	2,030,838	99.2	1,130,131	55.6	皆減							
軽 油 引 取 税		14,051,910	96.3	13,736,782	97.8	13,483,829	98.2	13,696,846	101.6	13,823,179	100.9	13,331,154	96.4	13,261,558	99.5	13,545,264	102.1	13,228,347	97.7	12,567,316	95.0
自動車税環境性能割												410,900	皆増	875,146	213.0	888,948	101.6	1,151,561	129.5	1,223,169	106.2
自動車税種別割												110,512	皆増	16,341,738	極大	16,223,576	99.3	16,210,740	99.9	16,039,333	98.9
鉱 区 税		2,884	90.5	2,564	88.9	2,904	113.3	3,030	104.3	3,028	99.9	2,654	87.6	2,339	88.1	2,228	95.3	2,007	90.1	2,007	100.0
固 定 資 産 税		73,401	63.7	591,753	806.2	222,725	37.6	114,579	51.4	101,061	88.2	515,796	510.4	925,165	179.4	547,735	59.2	185,382	33.8	439,802	237.2
核燃料物質等取扱税		18,087,757	118.7	19,401,311	107.3	19,707,633	101.6	20,044,026	101.7	20,051,937	100.0	19,414,157	96.8	19,268,040	99.2	19,390,894	100.6	19,502,561	100.6	19,600,822	100.5
狩 猟 税		14,235	90.7	6,749	47.4	6,398	94.8	4,812	75.2	4,027	83.7	4,469	111.0	4,623	103.4	3,971	85.9	3,918	98.7	3,702	94.5
産 業 廃 棄 物 税		101,382	48.4	328,891	324.4	97,210	29.6	89,306	91.9	90,102	100.9	84,652	94.0	79,264	93.6	84,178	106.2	90,991	108.1	93,256	102.5
旧法による税	自動車取得税																	37,159	皆増	45,845	123.4
	自動車税	16,789,479	99.1	16,639,087	99.1	16,560,158	99.5	16,618,265	100.4	16,664,550	100.3	16,460,620	98.8	52,080	0.3	14,601	28.0	6,021	41.2	2,872	47.7
	軽油引取税	346	54.4	皆減																	
県 税 合 計		126,677,181	103.6	140,520,394	110.9	142,908,659	101.7	184,260,899	128.9	142,930,479	77.6	145,874,817	102.1	146,191,197	100.2	152,435,844	104.3	146,864,644	96.3	147,377,075	100.3
地方消費税清算金		31,716,603	121.2	50,001,310	157.7	44,702,017	89.4	45,188,545	101.1	48,946,572	108.3	46,101,269	94.2	56,219,429	121.9	60,874,955	108.3	62,456,423	102.6	62,059,297	99.4
特別法人事業譲与税													18,618,943	皆増	20,445,300	109.8	23,253,640	113.7	23,344,758	100.4	
地方法人特別譲与税		23,685,787	120.7	21,334,430	90.1	17,522,623	82.1	18,094,153	103.3	20,460,677	113.1	20,030,963	97.9	皆減							
地方揮発油譲与税		2,720,692	92.7	2,911,787	107.0	2,762,108	94.9	2,736,567	99.1	2,746,445	100.4	2,444,433	89.0	2,385,278	97.6	2,460,945	103.2	2,340,573	95.1	2,356,380	100.7
石油ガス譲与税		179,458	92.3	180,003	100.3	167,880	93.3	159,986	95.3	149,804	93.6	134,528	89.8	97,003	72.1	96,520	99.5	91,392	94.7	87,370	95.6
自動車重量譲与税												87,961	皆増	107,031	121.7	108,345	101.2	172,647	159.3	174,303	101.0
地方道路譲与税		1	100.0	1	100.0	皆減															
森林環境譲与税												66,749	皆増	100,124	150.0	96,300	96.2	94,701	98.3	94,701	100.0
航空機燃料譲与税		39,541	141.2	52,161	131.9	56,978	109.2	60,736	106.6	60,577	99.7	59,636	98.4	13,353	22.4	62,501	468.1	59,646	95.4	60,711	101.8
地方譲与税合計		26,625,479	116.9	24,478,382	91.9	20,509,589	83.8	21,051,442	102.6	23,417,503	111.2	22,824,271	97.5	21,321,733	93.4	23,269,911	109.1	26,012,599	111.8	26,118,223	100.4

9 税 目 別 収 入 歩 合 年 度 別 調

(単位：％)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人 県民 税	均等割及び所得割	98.1	98.4	98.5	98.7	98.8	98.8	98.9	99.0	99.1	99.1
		20.2	21.5	23.1	23.8	25.2	24.6	26.6	26.2	25.7	26.7
	配当割 株式等譲渡所得割	92.4	93.2	94.0	94.7	95.2	95.6	96.0	96.3	96.7	97.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
法 人 県 民 税	現 繰計	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.8	99.1	99.8	99.8	99.8
		32.4	27.8	31.4	37.2	41.9	39.7	53.7	77.6	45.1	47.7
	現 繰計	99.5	99.5	99.6	99.7	99.8	99.7	99.9	99.6	99.6	99.6
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個 人 事 業 税	現 繰計	99.0	98.6	99.2	99.2	98.9	99.3	99.3	98.5	99.4	98.4
		33.9	35.3	36.8	46.7	43.3	48.3	50.8	53.4	44.9	38.7
	現 繰計	97.5	97.1	97.7	98.2	97.9	98.3	98.5	97.9	98.3	97.5
		100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9	98.5	99.9	100.0	99.9
法 人 事 業 税	現 繰計	20.4	21.0	20.9	38.4	51.6	61.8	59.3	82.8	50.2	27.8
		99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	98.4	99.8	99.9	99.9
	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地 方 消 費 税	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	現 繰計	99.6	99.4	99.7	99.7	99.5	99.5	97.5	99.5	99.6	99.4
		37.2	24.7	24.6	59.3	52.0	47.5	52.7	86.1	59.1	61.5
不 動 産 取 得 税	現 繰計	97.9	98.0	98.2	99.2	99.2	99.1	97.1	99.1	99.3	99.2
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	現 繰計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
た ば こ 税	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.9	100.0	100.0	100.0
		—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—
	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.9	100.0	100.0	100.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
自 動 車 取 得 税	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
		—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—
	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
		99.6	100.0	100.0	99.7	99.7	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0
軽 油 引 取 税	現 繰計	100.0	99.6	—	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—
		99.6	100.0	100.0	99.7	99.7	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0
	現 繰計	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—
自 動 車 税 環 境 性 能 割	現 繰計	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		—	—	—	—	—	100.0	99.7	99.7	99.7	99.7
	現 繰計	—	—	—	—	—	—	—	57.1	52.0	53.4
		—	—	—	—	—	100.0	99.7	99.6	99.5	99.5
鉦 区 税	現 繰計	96.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		54.7	0.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	現 繰計	93.2	92.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
固 定 資 産 税	特 交計	—	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産 業 廃 棄 物 税	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	現 繰計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0
旧 法 による 税	自 動 車 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自 動 車 税	99.4	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6	100.0	100.0	100.0	—
		38.3	41.8	47.7	48.2	45.1	44.3	44.8	26.7	19.1	17.5
	現 繰計	98.6	98.8	99.1	99.2	99.3	99.3	45.6	27.1	19.3	17.5
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	軽 油 引 取 税	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	99.3	99.4	99.5	99.5	99.5	99.6	99.3	99.6	99.7	99.7
		23.8	24.9	25.0	26.2	28.5	28.4	30.6	35.7	28.4	28.8
	消 費計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		97.7	98.2	98.4	98.9	98.7	98.8	98.7	99.0	99.1	99.2

10 令和 5 年度 県 税 欠 損 処 分 年 度 別 調

(単位：件、円)

課税年度 区 分		令和 5 年 度		令和 4 年 度		令和 3 年 度		令和 2 年 度		令和 元 年 度		平成 30 年 度 以 前		計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
県民税	個人	172	4,688,212	259	6,289,127	252	8,870,395	331	8,644,372	438	12,994,861	2,684	74,167,449	4,136	115,654,416
	法人	21	900,486	32	498,724	9	195,141	10	570,542	3	60,000	2	22,993	77	2,247,886
	計	193	5,588,698	291	6,787,851	261	9,065,536	341	9,214,914	441	13,054,861	2,686	74,190,442	4,213	117,902,302
事業税	個人	6	364,500	2	10,800							4	340,100	12	715,400
	法人	6	4,652,927	1	35,000	2	238,900	3	600,900					12	5,527,727
	計	12	5,017,427	3	45,800	2	238,900	3	600,900			4	340,100	24	6,243,127
不動産取得税 たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税環境性能割 自動車税種別割 鉱区税 核燃料物質等取扱税 狩猟税 産業廃棄物税 軽油引取税（旧法） 自動車取得税（旧法） 自動車税（旧法）										2	115,300	3	307,781	5	423,081
		7	283,100	9	346,577	9	311,753	9	228,530					34	1,169,960
県 税 合 計															
										11	396,002	124	4,520,919	135	4,916,921
過少申告加算金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税														
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産業廃棄物税														
金	軽油引取税（旧法）														
	自動車取得税（旧法）														
	計														

(単位：件、円)															
課税年度 区 分		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度以前		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不 申 告 加 算 金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税			1	8,549			1	16,830			3	73,921	5	99,300
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産業廃棄物税														
重 加 算 金	軽油引取税（旧法）											10	354,572	10	354,572
	自動車取得税（旧法）														
	計			1	8,549			1	16,830			13	428,493	15	453,872
	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税	3	1,451,184											3	1,451,184
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
算 金	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産業廃棄物税														
	軽油引取税（旧法）														
	自動車取得税（旧法）														
	計	3	1,451,184											3	1,451,184
	税 外 合 計	3	1,451,184	1	8,549			1	16,830			13	428,493	18	1,905,056
	総 計	215	12,340,409	304	7,188,777	272	9,616,189	354	10,061,174	454	13,566,163	2,830	79,787,735	4,429	132,560,447

11 県 税 欠 損 処 分 県 税 部 別 調

(単位：件、円)

課税年度 区 分		令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		平 成 30 年 度 以 前		計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
東	青	70	2,773,712	54	1,252,628	43	2,815,001	60	3,015,102	79	3,435,976	463	27,926,500	769	41,218,919
中	南	16	322,622	28	462,655	23	510,659	51	980,737	89	3,516,671	798	15,319,689	1,005	21,113,033
三	八	77	7,885,105	158	4,306,862	173	4,495,564	156	3,921,023	168	4,005,239	624	15,238,877	1,356	39,852,670
西	北	11	201,522	12	255,498	5	209,376	22	360,518	23	474,910	168	3,697,210	241	5,199,034
上	北	26	488,248	30	376,356	10	986,812	34	662,355	61	1,071,311	505	10,851,349	666	14,436,431
下	北	2	21,600	9	159,854	8	267,024	21	515,067	23	666,054	144	1,893,091	207	3,522,690
分	割 等	13	647,600	13	374,924	10	331,753	10	606,372	11	396,002	128	4,861,019	185	7,217,670
計		215	12,340,409	304	7,188,777	272	9,616,189	354	10,061,174	454	13,566,163	2,830	79,787,735	4,429	132,560,447

12 県 税 欠 損 処 分 の 内 訳

(単位：件、円)

区 分			欠 損 処 分						計		備 考	
			地方税法第18条		地 方 税 法 第 15 条 の 7						滞納処分停止中のもので 3 カ年の期間満了前に時 効完成となったもの B	
					第 4 項		第 5 項					
			時 効 完 成 A		3 カ年経過により消滅したもの		3 カ年経過前に消滅したもの					
			件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額				
県 民 税	個人	1,986	41,123,688	712	28,900,791	1,438	45,629,937	4,136	115,654,416	353	9,067,750	
	法人	1	20,000	1	20,000	75	2,207,886	77	2,247,886			
	子 割											
	計	1,987	41,143,688	713	28,920,791	1,513	47,837,823	4,213	117,902,302	353	9,067,750	
事 業 税	個人	4	340,100			8	375,300	12	715,400			
	法人					12	5,527,727	12	5,527,727			
	計	4	340,100			20	5,903,027	24	6,243,127			
不 動 産 取 得 税						5	423,081	5	423,081			
た ば こ 税												
ゴ ル フ 場 利 用 税												
自 動 車 取 得 税												
軽 油 引 取 税												
自 動 車 税 環 境 性 能 割												
自 動 車 税 種 別 割						34	1,169,960	34	1,169,960			
鉱 区 税												
狩 猟 税												
産 業 廃 棄 物 税												
軽 油 引 取 税 (旧 法)												
自 動 車 取 得 税 (旧 法)												
自 動 車 税 (旧 法)			114	4,218,519	2	69,000	19	629,402	135	4,916,921	4	153,700
県 税 合 計			2,105	45,702,307	715	28,989,791	1,591	55,963,293	4,411	130,655,391	357	9,221,450
過 少 申 告 加 算 金												
不 申 告 加 算 金			13	428,493			2	25,379	15	453,872		
重 加 算 金							3	1,451,184	3	1,451,184		
税 外 合 計			13	428,493			5	1,476,563	18	1,905,056		
総 計			2,118	46,130,800	715	28,989,791	1,596	57,439,856	4,429	132,560,447	357	9,221,450

(注) B欄の額はA欄の額の内書である。

13 県 税 の 減 免 等 の 内 訳

(単位：件、円)

区 分		条例第9条 によるもの	条例第10条の減免			不動産取得 税減免条例 によるもの	身体障害者等 に対する自動 車税環境性能 割及び自動車 税種別割の減 免によるもの	生活路線バス に係る自動 車税種別割 の減免によるもの	青森県県税の特別措置に関する条例によるもの									
			第1号	第2号	特別災害に よる減免要 綱によるもの				過疎地域に おける課税 免除	産業振興促 進区域にお ける課税免 除	認定地方活 力向上地域 等特定業務 施設整備計 画に従って 整備される 特定業務施 設に係る課 税免除	承認地域経 済牽引事業 のために設 置される施 設に係る課 税免除	復興産業集 積区域にお ける課税免 除	認定産業振 興促進計画 区域におけ る不均一課 税による差 額	原子力発電 施設等立地 地域におけ る不均一課 税による差 額	認定地方活 力向上地域 等特定業務 施設整備計 画に従って 整備される 特定業務施 設に係る不 均一課税に よる差額	計	
			生活のため 公私の扶助 を受けるもの	災害等によ り担税力を 失ったと認 められるもの														
県民税	個人		122 1,804,444	6 160,800	13 265,538													
	法人																	
	計		122 1,804,444	6 160,800	13 265,538													
事業税	個人		1 173,200															
	法人								1 392,200	1 284,400			40 138,534,200	3 992,700	4 1,749,100		49 141,952,600	
	計		1 173,200						1 392,200	1 284,400			40 138,534,200	3 992,700	4 1,749,100		49 141,952,600	
不動産取得税			10 2,181,500			4 31,200				15 16,263,900		2 2,091,500		3 11,470,500	4 9,839,700	1 5,813,600	25 45,479,200	
軽油引取税																		
自動車税環境性能割			3 95,800				157 13,245,600											
自動車税種別割			53 1,883,800	4 130,800			16,105 629,433,200	133 2,775,000										
鉱区税																		
狩猟税																		
産業廃棄物税																		
旧法による税	自動車取得税																	
	自動車税																	
総計			66 4,161,100	127 2,108,444	6 160,800	13 265,538	4 31,200	16,262 642,678,800	133 2,775,000	1 392,200	16 16,548,300		2 2,091,500	40 138,534,200	6 12,463,200	8 11,588,800	1 5,813,600	74 187,431,800

(注) 「不均一課税による差額」とは、標準税率による税額と不均一課税の税率による税額との差額をいうものである。

上段：件数

下段：金額（円）

14 令和 5 年 度 県 税 滞 納 繰 越 額 年 度 別 調

(単位：件、円)

課税年度 区 分		令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度		令和 2 年度		令和元年度		平成30年度以前		計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
県民税	個人	10,144	316,248,867	6,055	166,100,846	4,681	130,894,748	3,808	110,583,386	2,955	82,277,864	6,028	155,598,247	33,671	961,703,958
	法人	201	4,856,833	57	1,144,342	31	1,051,074	10	152,600	8	174,108	1	20,000	308	7,398,957
	計	10,345	321,105,700	6,112	167,245,188	4,712	131,945,822	3,818	110,735,986	2,963	82,451,972	6,029	155,618,247	33,979	969,102,915
事業税	個人	114	16,356,325	38	3,758,919	20	5,220,200	12	616,300	2	226,922	8	808,888	194	26,987,554
	法人	70	16,403,517	13	1,851,354	11	7,232,351	1	29,754	3	180,400	2	1,473,344	100	27,170,720
	計	184	32,759,842	51	5,610,273	31	12,452,551	13	646,054	5	407,322	10	2,282,232	294	54,158,274
不動産取得税		113	10,377,526	20	1,692,700	11	641,737	9	595,700	10	709,453	6	313,846	169	14,330,962
たばこ税															
ゴルフ場利用税															
自動車取得税															
軽油引取税		327	528,687											327	528,687
自動車税環境性能割															
自動車税種別割		1,193	43,276,302	425	15,823,676	260	9,268,293	154	5,662,552					2,032	74,030,823
鉱区税															
固定資産税															
核燃料物質等取扱税															
狩猟税															
産業廃棄物税															
軽油引取税（旧法）															
自動車取得税（旧法）															
自動車税（旧法）										162	5,528,740	99	3,080,917	261	8,609,657
県税合計		12,162	408,048,057	6,608	190,371,837	5,014	154,308,403	3,994	117,640,292	3,140	89,097,487	6,144	161,295,242	37,062	1,120,761,318
過少申告加算金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税														
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
計															

(単位：件、円)

課税年度 区 分		令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度		令和 2 年度		令和元年度		平成30年度以前		計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
不 申 告 加 算 金	個 人 県 民 税														
	県 民 税 利 子 割														
	法 人 事 業 税	10	295, 286	15	512, 306	6	322, 396	5	20, 199	1	3, 704	1	6, 364	38	1, 160, 255
	た ば こ 税														
	ゴ ル フ 場 利 用 税														
	自 動 車 取 得 税														
	軽 油 引 取 税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産 業 廃 棄 物 税														
	軽油引取税(旧法)														
	自動車取得税(旧法)														
	計	10	295, 286	15	512, 306	6	322, 396	5	20, 199	1	3, 704	1	6, 364	38	1, 160, 255
重 加 算 金	個 人 県 民 税														
	県 民 税 利 子 割														
	法 人 事 業 税	36	2, 285, 738			16	5, 106, 668					3	106, 415	55	7, 498, 821
	た ば こ 税														
	ゴ ル フ 場 利 用 税														
	自 動 車 取 得 税														
	軽 油 引 取 税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産 業 廃 棄 物 税														
	軽油引取税(旧法)														
	自動車取得税(旧法)														
	計	36	2, 285, 738			16	5, 106, 668					3	106, 415	55	7, 498, 821
税 外 合 計		46	2, 581, 024	15	512, 306	22	5, 429, 064	5	20, 199	1	3, 704	4	112, 779	93	8, 659, 076
総 計		12, 208	410, 629, 081	6, 623	190, 884, 143	5, 036	159, 737, 467	3, 999	117, 660, 491	3, 141	89, 101, 191	6, 148	161, 408, 021	37, 155	1, 129, 420, 394

15 県 税 滞 納 繰 越 額 県 税 部 別 調

(単位：件、円)

課税年度 区 分		令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		平 成 30 年 度 以 前		計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
東	青	2,855	100,920,804	1,698	51,682,045	1,280	41,381,158	1,173	38,251,287	934	28,997,912	2,674	73,975,713	10,614	335,208,919
中	南	2,531	65,445,656	1,211	34,321,015	952	26,267,937	774	21,456,420	532	15,364,690	1,004	29,191,808	7,004	192,047,526
三	八	2,326	74,276,382	1,513	40,389,008	1,285	32,039,239	936	25,538,595	752	16,656,856	1,207	26,394,617	8,019	215,294,697
西	北	940	21,499,142	492	10,312,508	344	7,696,132	269	5,839,537	218	5,303,496	411	5,980,295	2,674	56,631,110
上	北	1,646	63,953,350	911	25,417,881	600	20,506,735	451	13,623,637	340	10,916,065	398	10,068,539	4,346	144,486,207
下	北	538	17,270,483	313	8,577,185	272	11,913,709	224	6,626,964	198	6,044,406	343	11,794,465	1,888	62,227,212
分	割 等	1,326	64,682,240	470	19,672,195	281	14,503,493	167	6,303,852	166	5,814,062	107	3,889,805	2,517	114,865,647
計		12,162	408,048,057	6,608	190,371,837	5,014	154,308,403	3,994	117,640,292	3,140	89,097,487	6,144	161,295,242	37,062	1,120,761,318

16 県 税 証 明 等 手 数 料 内 訳

(単位：件、円)

区 分	東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
○ 地方税法施行令第6条の21 第1項第1号 〔請求に係る徴収金の 納付、納入すべき額 並びに納付、納入し た額及び未納の額の 証明〕	3,453	1,381,200	2,194	877,600	2,672	1,068,800	1,631	652,400	2,035	814,000	691	276,400	12,676	5,070,400
○ 地方税法施行令第6条の21 第1項第5号 〔徴収金につき滞納処 分を受けたことのな い証明〕														
○ 地方税法施行規則第1条の 9第1号 〔法人税割の課税標準 となる法人税額につ いて控除されなかつ た額の証明〕														
○ 条例第32条第1項 〔その他県税事務に関 する証明〕	96	38,400	42	16,800	38	15,200	17	6,800	30	12,000	15	6,000	238	95,200
○ 条例第149条の8第1項 〔免税軽油使用者証の 交付〕	146	58,400	79	31,600	87	34,800	59	23,600	86	34,400	102	40,800	559	223,600
○ 条例第149条の8第1項 〔免税軽油使用者証の 再交付又は書換え〕	61	24,400	59	23,600	87	34,800	116	46,400	113	45,200	64	25,600	500	200,000
計	3,756	1,502,400	2,374	949,600	2,884	1,153,600	1,823	729,200	2,264	905,600	872	348,800	13,973	5,589,200

17 令和5年度延滞金税目別収入済額調

(単位：件、円)

区 分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
個 人 県 民 税		1,764,347		43,029,527		44,793,874
法 人 県 民 税	112	642,400	77	253,503	189	895,903
県 民 税 利 子 割						
個 人 事 業 税	61	114,200	67	762,400	128	876,600
法 人 事 業 税	617	5,628,043	50	894,869	667	6,522,912
不 動 産 取 得 税	65	157,700	69	840,974	134	998,674
た ば こ 税						
ゴ ル フ 場 利 用 税	5	5,400			5	5,400
自 動 車 取 得 税	196	6,009,200			196	6,009,200
軽 油 引 取 税	1	13,600			1	13,600
自動車税環境性能割	321	4,762,200			321	4,762,200
自動車税種別割	2,994	4,613,500	1,427	4,788,200	4,421	9,401,700
鉾 区 税						
核燃料物質等取扱税						
狩 猟 税						
産 業 廃 棄 物 税						
軽油引取税（旧法）						
自動車取得税（旧法）						
自動車税（旧法）			171	1,667,597	171	1,667,597
県 税 合 計	4,372	23,710,590	1,861	52,237,070	6,233	75,947,660

(注) 令和6年5月31日現在の数値である。

18 令和5年度延滞金未納額調

(単位：件、円)

区 分	前年度以前に 確定したもの		本年度に確定 したもの		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
個 人 県 民 税						
法 人 県 民 税	152	813,301	29	69,500	181	882,801
県 民 税 利 子 割						
個 人 事 業 税	108	1,695,828	47	238,900	155	1,934,728
法 人 事 業 税	49	863,896	34	219,357	83	1,083,253
不 動 産 取 得 税	91	1,939,461	21	69,200	112	2,008,661
た ば こ 税						
ゴ ル フ 場 利 用 税						
自 動 車 取 得 税						
軽 油 引 取 税						
自 動 車 税 環 境 性 能 割						
自 動 車 税 種 別 割	616	2,364,000	664	1,186,700	1,280	3,550,700
鉦 区 税						
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税						
狩 猟 税						
産 業 廃 棄 物 税						
軽 油 引 取 税 (旧 法)						
自 動 車 取 得 税 (旧 法)						
自 動 車 税 (旧 法)	694	7,364,459			694	7,364,459
県 税 合 計	1,710	15,040,945	795	1,783,657	2,505	16,824,602

(注) 令和6年5月31日現在の数値である。

19 令和5年度県税部別、税目別納税者 及び特別徴収義務者数調（現年課税分）

（単位：人）

区 分	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	分割法人等	計
個 人 県 民 税 （均等割及び所得割） （配 当 割） （株式等譲渡所得割）	142,725	124,857	151,441	58,508	100,013	33,193	3,301 113	610,737 3,301 113
法 人 県 民 税	4,824	3,826	4,743	2,000	3,180	1,012	3,869	23,454
県 民 税 利 子 割							224	224
個 人 事 業 税							6,191	6,191
法 人 事 業 税	4,663	3,678	4,555	1,903	3,018	971	3,749	22,537
不 動 産 取 得 税	2,527	2,467	2,128	1,374	2,061	510		11,067
た ば こ 税							10	10
ゴ ル フ 場 利 用 税	3	5	2	1	4			15
軽 油 引 取 税	55	21	54	4	19	10		163
自 動 車 税 （自 動 車 税（旧法）） （環 境 性 能 割） （種 別 割）							520,811 (18,169) (502,642)	520,811 (18,169) (502,642)
鉦 区 税							13	13
固 定 資 産 税							1	1
核燃料物質等取扱税					4	1		5
狩 猟 税	57	25	73	7	117	59		338
産 業 廃 棄 物 税	1	2	5		2	1		11
計	154,855	134,881	163,001	63,797	108,418	35,757	538,282	1,198,991
個人県民税（均等割及び所得割）を除く計	12,130	10,024	11,560	5,289	8,405	2,564	538,282	588,254

（注）地方消費税及び固定資産税（国有資産等所在都道府県交付金）を除く。

20 令和5年度県税関係予算計上の状況

(単位：千円)

区 分	当初予算額	11 月 議 会	2 月 議 会	専 決 処 分 (6. 3. 31)	累 計
個 人 税	33,955,486		292,447		34,247,933
均等割、所得割					
配 当 割	752,490		△ 123,474		629,016
株式等譲渡所得割	395,621		276,756		672,377
法 人 県 民 税	2,471,835		△ 90,904		2,380,931
県 民 税 利 子 割	94,694				94,694
個 人 事 業 税	1,010,358				1,010,358
法 人 事 業 税	26,334,675		619,231		26,953,906
地 方 消 費 税	28,696,240		△ 1,856,871		26,839,369
不 動 産 取 得 税	1,920,094		△ 100,579		1,819,515
た ば こ 税	1,716,290				1,716,290
ゴ ル フ 場 利 用 税	150,993				150,993
軽 油 引 取 税	13,101,872		△ 369,140		12,732,732
自動車税	1,134,233		116,557		1,250,790
環境性能割					
種 別 割	16,063,276				16,063,276
鉦 区 税	2,007				2,007
固 定 資 産 税	310,554		129,247		439,801
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	19,614,371				19,614,371
狩 猟 税	3,638				3,638
産 業 廃 棄 物 税	83,636				83,636
旧 法 に よ る 税	96,000		△ 50,156		45,844
自動車取得税					
自 動 車 税	3,589				3,589
合 計	147,911,952		△ 1,156,886		146,755,066
税 外 合 計	108,033		△ 4,290		103,743
地 方 消 費 税 清 算 金	68,335,037		△ 6,275,740		62,059,297
特 別 法 人 事 業 譲 与 税	21,619,605		1,704,009	21,144	23,344,758
地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,262,746			93,634	2,356,380
石 油 ガ ス 譲 与 税	96,380			△ 9,010	87,370
自 動 車 重 量 譲 与 税	168,372			5,931	174,303
森 林 環 境 譲 与 税	94,702			△ 1	94,701
航 空 機 燃 料 譲 与 税	66,459			△ 5,748	60,711
地 方 譲 与 税 計	24,308,264		1,704,009	105,950	26,118,223

第三 課 税 状 況

1 法人県民税等に関する調

(1) 法人県民税額等

区 分	確 定 法 人 税 割 額						確定法人税割額に 対応する前年度分 の 中 間 申 告 額		確定申告が翌年 度になる中間申 告額		確定申告 期限が翌 年度となる 見込納付 額あ	既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額	中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		現事業年度 分 調 定 額	過 事 業 年 度 分 調 定 額	法 人 税 割 調 定 額	均 等 割							合 計	うち当該年度に均等割に充 当した利子割額	⑫ の 件 数	当 該 年 度 に 発 生 し た 歳 出 還 付 額	うち 利 子 割 に 係 る 額	⑭ の 件 数	
	事 業 年 度 数			税 額			事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数		前 年 度 に 収 入 し た も の	当 該 年 度 に 収 入 し た も の				①+②-③ +④+⑤+ ⑥+⑦	納 税 義 務 者 数					調 定 額							
	確定申告のあつたもの	うち決定したもの	確定申告のないもの	確定申告のあつたもの	うち決定したもの	確定申告のないもの													総 数	資 本 金 等 の 額											
																				五 十 億 円 超	十 億 円 超 五十 億 円 以下	一 億 円 超 十 億 円 以下	一 千 万 円 超 一 億 円 以下								左 記 以 外
				①	②		③	④	⑤	⑥		⑦		⑧	⑨	⑩							⑪	⑩+⑪	⑫		⑬	⑭			
普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本 店 分	639				155,794		199	64,983	190	55,443		3,017		149,271	2,602	151,873	637	5	9	47	232	344	33,737	185,610					
		うち通算 及び連結分	21				36,314		18	17,291	13	8,771		282		28,076		28,076	21	2	2	7	7	3	3,520	31,596					
		他 県 本 店 分	3,066		1		491,631		25	1,601	204,549	1,696	182,830		36,800		506,737	13,008	519,745	3,037	461	272	543	897	864	719,361	1,239,106				
		うち通算 及び連結分	310				85,660		251	64,230	273	43,597		21,927		86,954	8,596	95,550	305	119	53	71	34	28	150,885	246,435					
	県 内 法 人	うち通算 及び連結分	18,211	53	9		378,796	12	25	3,071	125,632	3,170	137,597		20,292		411,078	8,842	419,920	18,017	3	11	122	2,473	15,408	462,250	882,170				
		計	21,916	53	10		1,026,221	12	50	4,871	395,164	5,056	375,870		60,109		1,067,086	24,452	1,091,538	21,691	469	292	712	3,602	16,616	1,215,348	2,306,886		3,854	59	
	うち通算 及び連結分	403				187,566		313	103,836	331	84,926		22,881		191,537	8,611	200,148	396	122	58	94	67	55	160,630	360,778		408				
		特 別 法 人	734				28,174									28,174	489	28,663	729	14	20	48	162	485	46,373	75,036					
	うち通算 及び連結分	1				567									567		567		1	1					800	1,367					
		公 益 法 人 等	486	1			12,014	2								12,014	3	12,017	486	3				483	11,271	23,288					
寮等のみを有する法人																		2			1	1	70	70							
人 格 な き 社 団 等	216	1			128	2									128	3	131	216					216	4,394	4,525						
清 算 法 人	391				46			5		12			11		45	508	553	139			1	9	129	4,508	5,061						
特 定 信 託																															
法 人 課 税 信 託																															
合 計	23,743	55	10		1,066,583	16	50	4,876	395,176	5,056	375,870		60,120		1,107,447	25,455	1,132,902	23,263	486	312	761	3,774	17,930	1,281,964	2,414,866		3,854	59	3		
うち通算 及び連結分	404				188,133			313	103,836	331	84,926		22,881		192,104	8,611	200,715	397	123	58	94	67	55	161,430	362,145		408				

(注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分（令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。）に係る事業年度数及び確定申告税額（修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額（既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。）を含む。）について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。

2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。

3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。

4 「中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

5 「均等割」欄のうち「納税義務者数」欄には、令和5年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。

6 「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。

7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち通算及び連結分」の各欄には、通算法人（法人税法第2条第12の2号に規定する通算法人をいう。）及び連結申告法人（令和2年度改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。）の各事業年度の法人税額及び連結事業年度の個別帰属法人税額（令和2年度改正前の法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。）を課税標準とする県民税について内書した。この場合において「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。

8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人をいうものである。

9 「清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(2) 業種別及び分割基準別

区 分	法人 税 割 法 人										県 内 法 人				合 計	
	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計		法人数	事業年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ⑦	法人税割額 ⑧	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ⑤+⑦	法人税割額 ⑥+⑧
	法 人 数	事 業 年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ① 千円	法 人 税 割 額 ② 千円	法人数	事業年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ③ 千円	法人税割額 ④ 千円	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ①+③ ⑤ 千円	法人税割額 ②+④ ⑥ 千円						
電気供給業	8	8	資本金 1 億円以上の法人		28	28	881, 473	15, 815	881, 473	15, 815	10	10	2, 409, 034	42, 123	3, 290, 507	57, 938
			資本金 1 億円未満の法人	12, 891	10	10	144, 760	2, 084	157, 651	2, 607	145	146	155, 973	2, 383	313, 624	4, 990
ガス供給業	4	4											91, 262	1, 576	91, 262	1, 576
生命保険業					20	20	1, 962, 621	26, 611	1, 962, 621	26, 611					1, 962, 621	26, 611
損害保険業					11	11	839, 302	13, 271	839, 302	13, 271					839, 302	13, 271
少額短期保険業																
貿易保険業																
倉庫業	2	2		39, 543	4	4	4, 336	86	43, 879	763	26	26	254, 057	4, 525	297, 936	5, 288
鉄道事業・軌道事業	1	1			5	5	6, 313	139	6, 313	139	3	3	8, 032	125	14, 345	264
銀行業	2	2		647, 215	11	11	2, 199, 636	41, 344	2, 846, 851	45, 319	1	1			2, 846, 851	45, 319
証券業					3	3	60, 951	1, 642	60, 951	1, 642	5	5	1, 880	19	62, 831	1, 661
製造業	17	17	資本金 1 億円以上の法人	2, 165, 721	327	330	5, 287, 704	106, 542	7, 453, 425	142, 576	22	22	1, 699, 620	17, 652	9, 153, 045	160, 228
	72	73	資本金 1 億円未満の法人	639, 665	262	264	924, 731	17, 354	1, 564, 396	27, 956	1, 370	1, 381	2, 265, 751	37, 365	3, 830, 147	65, 321
建設業	4	4	資本金 1 億円以上の法人	82, 390	158	158	2, 510, 952	49, 961	2, 593, 342	51, 457	4	4	72, 551	205	2, 665, 893	51, 662
	94	94	資本金 1 億円未満の法人	493, 020	165	165	421, 227	7, 420	914, 247	16, 417	4, 120	4, 154	7, 286, 444	97, 326	8, 200, 691	113, 743
運輸・通信業	3	3	資本金 1 億円以上の法人	61, 766	56	57	827, 328	19, 541	889, 094	20, 921	5	5	63, 558	1, 423	952, 652	22, 344
	41	42	資本金 1 億円未満の法人	159, 161	105	105	258, 901	4, 732	418, 062	7, 618	660	667	662, 347	10, 049	1, 080, 409	17, 667
卸売・小売業、飲食店業	15	15	資本金 1 億円以上の法人	1, 606, 296	338	340	4, 717, 177	89, 697	6, 323, 473	120, 138	13	13	232, 657	1, 781	6, 556, 130	121, 919
	173	173	資本金 1 億円未満の法人	1, 597, 071	597	602	1, 469, 605	28, 170	3, 066, 676	56, 706	4, 751	4, 787	4, 467, 903	66, 235	7, 534, 579	122, 941
その他の金融・保険業	1	1	資本金 1 億円以上の法人	1, 800	22	24	260, 432	4, 466	262, 232	4, 482	3	3	31, 532	663	293, 764	5, 145
	3	3	資本金 1 億円未満の法人	26, 476	29	29	32, 944	585	59, 420	1, 091	275	278	205, 306	3, 162	264, 726	4, 253
不動産業			資本金 1 億円以上の法人		26	26	469, 145	8, 815	469, 145	8, 815	6	6	34, 558	765	503, 703	9, 580
	24	24	資本金 1 億円未満の法人	115, 757	32	32	85, 315	1, 523	201, 072	3, 980	1, 358	1, 368	947, 853	11, 974	1, 148, 925	15, 954
サービス業	7	7	資本金 1 億円以上の法人	493, 525	220	223	2, 494, 972	42, 366	2, 988, 497	51, 789	28	28	407, 087	7, 305	3, 395, 584	59, 094
	156	156	資本金 1 億円未満の法人	686, 901	585	586	1, 788, 881	34, 288	2, 475, 782	46, 911	4, 443	4, 469	6, 594, 234	91, 877	9, 070, 016	138, 788
上記以外の業	1	1	資本金 1 億円以上の法人	30, 397	11	11	135, 955	2, 665	166, 352	2, 931	2	2	117, 635	1, 554	283, 987	4, 485
	13	13	資本金 1 億円未満の法人	66, 678	22	22	40, 307	628	106, 985	1, 663	826	829	1, 389, 890	19, 833	1, 496, 875	21, 496
合 計	637	639	8, 926, 273	151, 873	3, 047	3, 066	27, 824, 968	519, 745	36, 751, 241	671, 618	18, 080	18, 211	29, 399, 164	419, 920	66, 150, 405	1, 091, 538

- (注) 1 令和 5 年度において調定した普通法人（清算法人を除く。）について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。
- 2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和 5 年度において確定した法人税割額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。
- 3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和 5 年度において確定申告又は決定を行った法人（欠損法人を含む。）のうち現事業年度分について記載した。
- 4 「法人税割額」欄には、令和 5 年度において調定した法人税割額（現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。）を記載した。
- 5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金 1 億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）

区 分 資 本 金 別	法 人 数	うち通 算及び 連結分	課税標準とな る法人税額 又は個別帰属 法人税額		算出 法人税割額 ①	県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額 ②	税額控除 超 過 額 の 相 当 額 の 加 算 額 ③	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ④	外国税額 控除額 ⑤	仮装経理 に基づく 控 除 額 ⑥	利 子 割 額 の 控 除 額 ⑦	租税条約 の実施に 係る 控 除 額 ⑧	差 引			
													法人税割額 ①-②+③-④- ⑤-⑥-⑦-⑧	うち 通算及び 連 結 分	うち超過 課 税 相 当 額	うち 通算及び 連 結 分
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
300 万 円 未 満	3,493	4	1,407,762	345	22,329								22,329	3	5,022	
300万円以上1,000万円未満	9,533	8	4,700,797	13,477	58,951	20	1		8				58,924	302	12,025	74
1,000 万 円	2,884	14	3,908,307	96,651	69,070	59							69,011	2,134	22,246	775
1,000万円超5,000万円未満	2,348	18	10,958,870	1,167,064	199,407	791			73				198,543	27,009	78,143	11,929
5,000万円以上1億円未満	389	17	4,500,249	601,054	116,007	1,284			1				114,722	13,381	49,167	5,845
1 億 円	75	7	2,405,374	844,506	110,204	619			8				109,577	18,277	48,307	8,116
1億円超10億円未満	60	13	4,617,440	2,362,481	138,101	353			217				137,531	48,916	61,125	21,741
10 億 円					13,261	2			4				13,255	4,475	5,891	1,989
10億円超50億円未満	10	2	3,391,924	1,345,968	83,716	114			112				83,490	13,128	37,102	5,835
50 億 円					2,932	6			4				2,922	832	1,298	370
50億円超100億円未満					44,669	211			126				44,332	528	19,703	234
100 億 円 以 上	4	3	1,304,010	686,382	166,424	609			3,598				162,217	55,699	71,770	24,755
保険業法に規定する相互会社					9,962	12			582				9,368	2,882	4,164	1,281
合 計	18,796	86	37,194,733	7,117,928	1,035,033	4,080	1		4,733				1,026,221	187,566	415,963	82,944
内 訳	県 内 法 人	18,170	65	24,621,279	3,676,742	379,041	240	1	6				378,796	65,592		
	分 割 法 人	626	21	12,573,454	3,441,186	655,992	3,840		4,727				647,425	121,974		

- (注) 1 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人（清算法人を除く。）について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「法人数」欄のうち「うち通算及び連結分」欄は、法人数のうち通算法人及び連結申告法人の法人数を内書した。
- 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち通算及び連結法人分」欄は、通算法人に係る法人税割額の課税標準となった法人税割額及び連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
- 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち通算及び連結分」欄には、通算法人の各事業年度の法人税額又は連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
- 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
- 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
- 9 「税額控除超過額相当額の加算額」欄は、第6号様式⑨欄の金額を記載した。
- 10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第36項若しくは第37項の規定により控除した額又は令和2年度改正前の法第53条第24項若しくは第25項の規定により控除した額を記載した。
- 11 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第38項の規定により控除した額を記載した。
- 12 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第49項の規定により控除した額を記載した。
- 13 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
- 14 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第50項の規定により控除した額を記載した。
- 15 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(4) 資本金別法人税割額等（全法人対象分）

区 分 資 本 金 別	法 人 数	うち通 算及び 連結分	課税標準とな る法人税額 又は個別帰属 法人税額		算出 法人税割額 ①	県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額 ②	税額控除 超過額の 相当額の 加 算 額 ③	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ④	外国税額 控除額 ⑤	仮装経理 に基づく 控 除 額 ⑥	利 子 割 額の 控 除 額 ⑦	租税条約 の実施に 係る 控 除 額 ⑧	差 引			
			①-②+③-④ -⑤-⑥-⑦- ⑧	う ち 通 算 及 び 連 結 分									うち超過 課 税 相 当 額	う ち 通 算 及 び 連 結 分		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
300 万 円 未 満	4,458	4	2,117,015	345	34,897				6				34,891	3	9,934	
300万円以上1,000万円未満	9,707	8	4,750,414	13,477	59,552	20	1		8				59,525	302	12,134	74
1,000 万 円	2,893	14	3,913,262	96,651	69,120	59							69,061	2,134	22,246	775
1,000万円超5,000万円未満	2,482	18	11,073,483	1,167,064	201,010	791			73				200,146	27,009	78,638	11,929
5,000万円以上1億円未満	423	17	4,589,351	601,054	117,139	1,284			1				115,854	13,381	49,540	5,845
1 億 円	76	7	2,469,839	844,506	110,204	619			8				109,577	18,277	48,307	8,116
1億円超10億円未満	105	13	4,741,240	2,362,481	140,584	353			217				140,014	48,916	62,229	21,741
10 億 円					13,261	2			4				13,255	4,475	5,891	1,989
10億円超50億円未満	25	2	3,740,036	1,345,968	90,016	114			112				89,790	13,128	39,903	5,835
50 億 円					2,932	6			4				2,922	832	1,298	370
50億円超100億円未満	4		40,193		47,236	211			126				46,899	528	20,844	234
100 億 円 以 上	4	3	1,304,010	686,382	182,181	609			6,337				175,235	56,266	79,139	25,007
保険業法に規定する相互会社					9,962	12			582				9,368	2,882	4,164	1,281
合 計	20,177	86	38,738,843	7,117,928	1,078,094	4,080	1		7,478				1,066,537	188,133	434,267	83,196
内 訳	{	県 内 法 人	19,535	65	26,070,186	3,676,742	401,696	240	1	6			401,451	65,592		
		分 割 法 人	642	21	12,668,657	3,441,186	676,398	3,840		7,472			665,086	122,541		

- (注) 1 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「法人数」欄のうち「うち通算及び連結分」欄は、法人数のうち通算法人及び連結申告法人の法人数を内書した。
- 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち通算及び連結法人分」欄は、通算法人に係る法人税割額の課税標準となった法人税割額及び連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
- 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち通算及び連結分」欄には、通算法人の各事業年度の法人税額又は連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
- 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
- 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
- 9 「税額控除超過額相当額の加算額」欄は、第6号様式⑨欄の金額を記載した。
- 10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第36項若しくは第37項の規定により控除した額又は令和2年度改正前の法第53条第24項若しくは第25項の規定により控除した額を記載した。
- 11 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第38項の規定により控除した額を記載した。
- 12 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第49項の規定により控除した額を記載した。
- 13 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
- 14 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第50項の規定により控除した額を記載した。
- 15 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利 子 割 額

種 類	税 額	課 税 支 払 額	非 課 税 額	左 非 の 居 う 住 ち 者 額	納 入 申 告 書 数
	千円	千円	千円	千円	枚
公 社 債	特 定 公 社 債 以 外 の 公 社 債 の 利 子	12	257		
	銀 行 預 金 利 子	15,601	330,483	41,405	2
	銀 行 以 外 の 金 融 機 関 の 預 貯 金 利 子	14,097	289,375	43,487	1
	勤 務 先 預 金 等 の 利 子	51,493	1,030,093	970	
利 子	合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配				
	公 社 債 投 資 信 託 の うち 公 募 公 社 債 投 資 信 託 以 外 の 収 益 の 分 配		1	7	
	郵 便 貯 金 利 子	1	26		
等	国 外 一 般 公 社 債 等 の 利 子 等	11	220		
	財 形 貯 蓄 契 約 に 係 る 生 命 保 険 等 の 差 益	946	18,923	51	
私 運 の 募 用 収 募 投 益 公 資 の 社 信 分 債 託 配 等 等 等	私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配				
	特 定 目 的 信 託 の 社 債 的 受 益 証 券 の 収 益 の 分 配				
	国 外 私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 等 の 収 益 の 分 配				
金 融 類 似 商 品	懸 賞 金 付 預 貯 金 等 の 懸 賞 金 等	1,298	25,966		
	定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金	460	9,663		
	掛 金 の 給 付 補 て ん 金				
	抵 当 証 券 の 利 息				
	貴 金 属 等 の 売 戻 し 条 件 付 売 買 契 約 の 利 益				
	外 貨 建 預 貯 金 等 の 為 替 差 益				
	一 時 払 養 老 保 険 ・ 一 時 払 損 害 保 険 等 の 差 益	560	11,205		
	小 計	2,318	46,834	6	
	そ の 他				
合 計		84,479	1,716,212	85,926	3
					3,632

(注) 1 令和5年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。
2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。
3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(6) 利子割の特別徴収義務者等

区 分	特 別 徴 収 義 務 者 数	営 業 所 数
銀 行 等	9	187
信 用 金 庫 等	7	87
農 林 中 央 金 庫 等	15	74
証 券 会 社	4	5
保 険 会 社 等	20	42
社 内 預 金 実 施 企 業	24	39
そ の 他 の 金 融 機 関 等	51	52
合 計	130	486

- (注) 1 令和6年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。
- 2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。
- 3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。
- 4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。
- 5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。
- 6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。
- 7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

(7) 配 当 割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
上 場 株 式 等 の 配 当 等	184,583	3,692,509		4,386,873	
投資信託でその設定に係る受益権の募集 が公募により行われたものの収益の配分	10,669	213,746		2,867,340	
特 定 投 資 法 人 の 投 資 口 の 配 当 等					
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金 の 配 分 の う ち 公 募 の も の					
特定公社債の利子・特定口座外の 割 引 債 の 償 還 金	2,871	57,437		318,578	
源 泉 徴 収 選 択 口 座 内 配 当 等	430,733	9,524,779	904,440	1,856,256	
合 計	628,856	13,488,471	904,440	9,429,047	6,465

- (注) 1 令和5年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。
2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。
4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(8) 株 式 等 譲 渡 所 得 割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額 分	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	670,549	17,760,633	4,348,532		343

- (注) 1 令和5年度に調定したものについて記載した。
2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。
3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額（第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額）を記載した。
4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。
5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

2 個人事業税に関する調

(1) 第一種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額	差引課税 所得金額	種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額	差引課税 所得金額
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所 得 税 者	所 得 税 者	計				所得税 課税者	所得税 失格者	計	所 得 税 者	所 得 税 者	計		
						①	②	①－②							①	②	①－②
物 品 販 売 業	人 617	人 38	人 655	千円 3, 579, 497	千円 148, 002	千円 3, 727, 499	千円 1, 863, 501	千円 1, 863, 998	問 屋 業	人 1	人	人 1	千円 3, 145	千円	千円 3, 145	千円 2, 900	千円 245
保 險 業									両 替 業								
金 銭 貸 付 業	2		2	18, 430		18, 430	5, 800	12, 630	公 衆 浴 場 業	1		1	2, 944		2, 944	2, 900	44
物 品 貸 付 業	16	1	17	86, 491	4, 194	90, 685	49, 300	41, 385	演 劇 興 行 業								
不 動 産 貸 付 業	1, 462	18	1, 480	9, 658, 344	49, 091	9, 707, 435	4, 240, 778	5, 466, 657	遊 技 場 業	4	1	5	24, 270	3, 393	27, 663	14, 500	13, 163
製 造 業	461	30	491	2, 456, 182	120, 925	2, 577, 107	1, 408, 922	1, 168, 185	遊 覧 所 業								
電 気 供 給 業	13	1	14	54, 669	3, 474	58, 143	40, 600	17, 543	商 品 取 引 業								
土 石 採 取 業									不 動 産 売 買 業	5		5	23, 805		23, 805	14, 500	9, 305
電 気 通 信 事 業									広 告 業	9	1	10	59, 113	3, 090	62, 203	29, 000	33, 203
運 送 業	128	3	131	603, 833	11, 467	615, 300	370, 235	245, 065	興 信 所 業								
運 送 取 扱 業									案 内 業	5		5	42, 074		42, 074	14, 500	27, 574
船舶ていけい場業									冠 婚 葬 祭 業	6		6	56, 832		56, 832	17, 400	39, 432
倉 庫 業									合 計	4, 617	231	4, 848	27, 771, 911	877, 861	28, 649, 772	13, 878, 237	14, 771, 535
駐 車 場 業	12		12	58, 991		58, 991	34, 800	24, 191									
請 負 業	1, 506	103	1, 609	9, 134, 606	415, 730	9, 550, 336	4, 620, 198	4, 930, 138									
印 刷 業	4		4	28, 245		28, 245	11, 600	16, 645									
出 版 業	1		1	4, 526		4, 526	2, 900	1, 626									
写 真 業	13	2	15	56, 923	7, 250	64, 173	43, 500	20, 673									
席 貸 業	1		1	4, 144		4, 144	2, 900	1, 244									
旅 館 業	24	2	26	132, 137	5, 766	137, 903	70, 567	67, 336									
料 理 店 業	35	5	40	185, 773	17, 722	203, 495	114, 792	88, 703	畜 産 業	6	人	6	千円 70, 230	千円	千円 70, 230	千円 17, 400	千円 52, 830
飲 食 店 業	206	19	225	1, 048, 133	63, 565	1, 111, 698	637, 760	473, 938	水 産 業	6	1	7	59, 877	5, 112	64, 989	20, 300	44, 689
周 旋 業	11		11	94, 014		94, 014	31, 417	62, 597	薪 炭 製 造 業								
代 理 業	70	6	76	326, 509	20, 841	347, 350	218, 467	128, 883	合 計	12	1	13	130, 107	5, 112	135, 219	37, 700	97, 519
仲 立 業	4	1	5	28, 281	3, 351	31, 632	14, 500	17, 132									

(2) 第二種事業

(3) 第三種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額	差引課税 所得金額
	所得稅 課税者	所得稅 失格者	計	所得稅 課税者	所得稅 失格者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
医 業	150		150	1,589,014		1,589,014	435,000	1,154,014
歯 科 医 業	46		46	395,136		395,136	133,400	261,736
薬 剤 師 業	2		2	10,301		10,301	5,800	4,501
あん摩等の事業	17	3	20	72,273	12,799	85,072	58,000	27,072
獣 医 業	32	1	33	360,423	3,579	364,002	94,734	269,268
装 蹄 師 業	1		1	4,870		4,870	2,900	1,970
弁 護 士 業	60	1	61	697,857	3,433	701,290	176,900	524,390
司 法 書 士 業	59	1	60	573,497	3,231	576,728	174,000	402,728
行 政 書 士 業	17	1	18	189,816	5,247	195,063	52,200	142,863
公 証 人 業	3		3	25,098		25,098	8,700	16,398
弁 理 士 業	2		2	13,917		13,917	5,800	8,117
税 理 士 業	130		130	1,421,408		1,421,408	377,000	1,044,408
公 認 会 計 士 業	13		13	148,549		148,549	37,700	110,849
計 理 士 業								
社会保険労務士業	68		68	501,193		501,193	197,200	303,993
コンサルタント業	82	3	85	528,831	8,376	537,207	238,768	298,439
設 計 監 督 者 業	98	6	104	520,467	22,655	543,122	298,942	244,180
不動産鑑定業								
デ ザ イ ン 業	36	4	40	198,725	17,849	216,574	116,000	100,574
諸 芸 師 匠 業	47	5	52	218,330	17,504	235,834	150,800	85,034
理 容 業	39	8	47	175,097	26,651	201,748	136,300	65,448
美 容 業	146	27	173	616,456	108,550	725,006	496,867	228,139
ク リ ー ニ ン グ 業	3		3	16,014		16,014	8,700	7,314
公 衆 浴 場 業	1		1	4,922		4,922	2,900	2,022
歯 科 衛 生 士 業								
歯 科 技 工 士 業	35	5	40	150,710	18,672	169,382	116,000	53,382
測 量 士 業	14		14	105,475		105,475	40,600	64,875
土地家屋調査士業	52	1	53	402,633	4,440	407,073	152,975	254,098
海 事 代 理 士 業	1		1	3,806		3,806	2,900	906
印 刷 製 版 業								
合 計	1,154	66	1,220	8,944,818	252,986	9,197,804	3,521,086	5,676,718

- (注)1 いずれも令和4年の年中における事業の所得に対して課税した令和5年度の個人事業税（減免により税額がなくなったものを除く。）について記載した。
- なお、令和5年の年中に事業を廃止した者に対して令和5年度において課税したものも含まれている。
- 2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。
- 3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。
- 4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

(4) 分割個人の所得金額

区 分	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分	
	課 税 人 員	課 税 標 準 額			課税人員	分割を受けた課税標準額
		本 県 分	他 県 分	計		
第 一 種 事 業	人	千円	千円	千円	人	千円
第 二 種 事 業					3	2,397
第 三 種 事 業					2	3,118
計					5	5,515

(5) 事業専従者

区 分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納税者数	左のうち専従者控除を受けた納税者数	専従者数	給 与 額	納税者数	左のうち専従者控除を受けた納税者数	専従者数	控 除 額	納税者数	左のうち専従者控除を受けた納税者数	専従者数	給 与 額 (控除)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	(①+⑤)	(②+⑥)	(③+⑦)	(④+⑧)
第一種事業	人	人	人	千円	人	人	人	千円	人	人	人	千円
第一種事業	3,943	1,627	2,090	4,138,025	905	184	214	167,389	4,848	1,811	2,304	4,305,414
第二種事業	12	7	13	42,009	1				13	7	13	42,009
第三種事業 （あん摩業等以外）	1,118	487	552	1,297,669	81	19	32	22,420	1,199	506	584	1,320,089
第三種事業 （あん摩業等）	19	8	10	20,282	2				21	8	10	20,282
合 計	5,092	2,129	2,665	5,497,985	989	203	246	189,809	6,081	2,332	2,911	5,687,794

(6) 個人の所得階層別

区 分		300万円以下		300 万 円 超 310 万 円 以下		310 万 円 超 320 万 円 以下		320 万 円 超 330 万 円 以下		330 万 円 超 340 万 円 以下		340 万 円 超 350 万 円 以下		350 万 円 超 360 万 円 以下		360 万 円 超 370 万 円 以下		370 万 円 超 380 万 円 以下	
		人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額
第 一 種 事 業	所得税課税者	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
	所得税失格者	149	437,929	172	520,734	156	489,160	151	488,031	146	480,876	145	497,471	158	557,142	130	473,840	116	433,463
	計	16	42,099	15	45,662	23	70,297	13	41,951	14	46,118	12	38,696	16	44,697	5	18,273	7	26,453
第 二 種 事 業	所得税課税者	165	480,028	187	566,396	179	559,457	164	529,982	160	526,994	157	536,167	174	601,839	135	492,113	123	459,916
	所得税失格者																		
	計					1	3,121	1	3,245	1	3,385								
第 三 種 事 業	所得税課税者					1	3,121	1	3,245	1	3,385								
	所得税失格者																		
	計					1	3,121	1	3,245	1	3,385								
あ ん 摩 業 等 以 外 の も の	所得税課税者	25	73,856	50	151,719	48	151,402	29	92,336	29	97,255	21	72,587	25	87,915	24	86,714	30	112,574
	所得税失格者	7	20,650	3	9,203	1	3,156	7	22,679	4	13,454	7	24,113	3	10,634	5	16,426	3	11,229
	計	32	94,506	53	160,922	49	154,558	36	115,015	33	110,709	28	96,700	28	98,549	29	103,140	33	123,803
あ ん 摩 業 等	所得税課税者	2	5,925	1	3,007	1	3,116	1	3,299	2	6,632	1	3,485	2	7,083	1	3,659		
	所得税失格者																		
	計	2	5,925	1	3,007	1	3,116	1	3,299	2	6,632	1	3,485	2	7,083	1	3,659		
小 計		34	100,431	54	163,929	50	157,674	37	118,314	35	117,341	29	100,185	30	105,632	30	106,799	33	123,803
合 計	所得税課税者	176	517,710	223	675,460	206	646,799	182	586,911	178	588,148	167	573,543	185	652,140	155	564,213	146	546,037
	所得税失格者	23	62,749	18	54,865	24	73,453	20	64,630	18	59,572	19	62,809	19	55,331	10	34,699	10	37,682
	計	199	580,459	241	730,325	230	720,252	202	651,541	196	647,720	186	636,352	204	707,471	165	598,912	156	583,719

- (注) 1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。
- 2 中途開廃業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。
- 3 「第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率３％の適用を受ける事業をいうものである。

区 分		380 万 円 超 390 万 円 以下		390 万 円 超 400 万 円 以下		400 万 円 超 500 万 円 以下		500 万 円 超 600 万 円 以下		600 万 円 超 700 万 円 以 下		700 万 円 超 1,000 万 円 以 下		1,000 万 円 超		合 計	
		人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
第 一 種 事 業		人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
	所得稅課稅者	100	379,658	132	518,919	934	4,147,822	616	3,316,319	406	2,588,229	641	5,281,256	465	7,161,062	4,617	27,771,911
	所得稅失格者	7	24,967	3	9,570	58	250,981	29	143,633	12	66,860	1	7,604			231	877,861
	計	107	404,625	135	528,489	992	4,398,803	645	3,459,952	418	2,655,089	642	5,288,860	465	7,161,062	4,848	28,649,772
第 二 種 事 業	所得稅課稅者							1	5,243			3	24,596	5	90,517	12	130,107
	所得稅失格者							1	5,112							1	5,112
	計							2	10,355			3	24,596	5	90,517	13	135,219
第 三 種 事 業	あ ん 摩 業 等 以 外 の も の																
	所得稅課稅者	21	80,696	26	102,738	186	821,203	134	729,010	83	538,858	162	1,324,351	243	4,344,461	1,136	8,867,675
	所得稅失格者	2	7,643	4	15,887	9	40,675	7	38,090	1	6,348					63	240,187
	計	23	88,339	30	118,625	195	861,878	141	767,100	84	545,206	162	1,324,351	243	4,344,461	1,199	9,107,862
あ ん 摩 業 等	所得稅課稅者					3	13,763			2	12,502	2	14,672			18	77,143
	所得稅失格者	1	3,801			2	8,998									3	12,799
	計	1	3,801			5	22,761			2	12,502	2	14,672			21	89,942
	小 計	24	92,140	30	118,625	200	884,639	141	767,100	86	557,708	164	1,339,023	243	4,344,461	1,220	9,197,804
合 計	所得稅課稅者	121	460,354	158	621,657	1,123	4,982,788	751	4,050,572	491	3,139,589	808	6,644,875	713	11,596,040	5,783	36,846,836
	所得稅失格者	10	36,411	7	25,457	69	300,654	37	186,835	13	73,208	1	7,604			298	1,135,959
	計	131	496,765	165	647,114	1,192	5,283,442	788	4,237,407	504	3,212,797	809	6,652,479	713	11,596,040	6,081	37,982,795

(7) 個人事業税の減免

区 分		人 員	所 得 金 額	減 免 額
第 一 種 事 業	{	人	千円	千円
第 二 種 事 業	{			
第 三 種 事 業	{			
合 計	{			

(注) 1 令和5年度において減免したものについて記載した。

2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したものを記載した。

3 「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

3法人事業税に関する調

(1) 事業税額等

区 分		現 事 業 年 度 分															過 事 業 年 度 分		合 計 ⑦＋⑧	当該年度において発生した歳出還付額	
		確 定 額							確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額		確 定 申 告 が 翌 年 度 に な る 中 間 申 告 額		確 定 申 告 期 限 が 翌 年 度 と な る 額		中 間 納 付 額 の 額		調 定 額 ①＋②－③ ＋④＋⑤＋⑥	所 得 （ 収 入 ） 金 額			調 定 額 ⑧
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額		確 定 申 告 及 び 決 定 の な い 中 間 申 告		事 業 年 度 数	税 額 ③	事 業 年 度 数	税 額 ④	事 業 年 度 数	税 額 ⑤	前 年 度 に 収 入 し た も の ⑥	当 該 年 度 に 収 入 し た も の						
				あ 確 定 申 告 が	し う ち も 決 定	あ 確 定 申 告 が	し う ち も 決 定									事 業 年 度 数					
		あ 確 定 申 告 が	し う ち も 決 定	①			②		③		④		⑤	⑥		⑦		⑧	⑨		
法 第七十二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 法 人 分	普 通 法 人	分 割 法 人	県 本 店 分	603		21,492,888	1,464,427		174	488,985	165	519,612			36,716		1,531,770	515,487	22,957	1,554,727	
			他 県 本 店 分	2,165		61,512,266	4,111,038		887	1,537,449	953	1,602,832			99,099		4,275,520	1,496,085	72,332	4,347,852	
		県 内 法 人		17,690	53	101,678,318	6,149,744	373	9	702	2,984	1,842,144	3,048	1,985,639		333,474		6,627,415	1,727,002	94,356	6,721,771
			小 計	20,458	53	184,683,472	11,725,209	373	9	702	4,045	3,868,578	4,166	4,108,083		469,289		12,434,705	3,738,574	189,645	12,624,350
	特 別 法 人	特 別 法 人		1,086		11,868,355	561,656										561,656	46,741	2,225	563,881	
		公 益 法 人 等		488	1	1,863,110	118,663	43									118,663	12,431	545	119,208	
		人 格 な き 社 団 等		216	1	91,258	3,289	45									3,289	1,001	34	3,323	
		清 算 法 人		391		28,203	1,250			5	299				273		1,224	59,131	3,643	4,867	
		特 定 信 託																			
		法 人 課 税 信 託																			
計		22,639	55	198,534,398	12,410,067	461	9	702	4,050	3,868,877	4,166	4,108,083		469,562		13,119,537	3,857,878	196,092	13,315,629		
法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分		240			3,361,531			130	1,458,892	136	1,657,058			65,550		3,625,247		17,816	3,643,063		
法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分		904			10,156,717		1	1,961	718	4,420,147	751	4,413,028		40,333		10,191,892		138,918	10,330,810		
事 業 税 計		23,783	55		25,928,315	461	10	2,663	4,898	9,747,916	5,053	10,178,169		575,445		26,936,676		352,826	27,289,502		
地 方 法 人 特 別 税 分																		18,087	18,087		
特 別 法 人 事 業 税 分					9,144,246	171		943		3,304,344		3,431,676		279,293		9,551,814		142,995	9,694,809		
合 計		23,783	55		35,072,561	632	10	3,606	4,898	13,052,260	5,053	13,609,845		854,738		36,488,490		513,908	37,002,398	67,962	

(注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等（外形対象法人分）

区 分			現 事 業 年 度 分														過 事 業 年 度 分		合 計 （ 調 定 額 ） ⑦＋⑧	当該年度において発生した歳出還付額	
			確 定 額						確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額		確 定 申 告 が 翌 年 度 に な る 中 間 申 告 額		確 定 申 告 期 限 が 翌 年 度 と な る 見 込 納 付 額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		調 定 額 ①＋②－③ ＋④＋⑤＋⑥	所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額			調 定 額 ⑧
			事 業 年 度 数	所得金額、付 加価値額又は 資本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	前 年 度 に 収 入 し た も の ⑥	当 該 年 度 に 収 入 し た も の ⑦					
					あ 確 定 申 告 が	し う ち 決 定	あ 確 定 申 告 が	し う ち 決 定													
					①	②		③		④		⑤	⑥		⑦		⑧	⑨			
所 得 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	県 本 店 分	25	千円	千円	千円		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			他 県 本 店 分	846	17,613,512	176,093		20	85,207	20	77,850				168,736	89,053	729	169,465			
			県 内 法 人	33	105,584,031	1,047,004	1	263	670	400,641	702	405,296		18,576	1,070,498	4,430,610	28,393	1,098,891			
			小 計	904	5,037,687	50,340		28	37,580	29	27,427		13	40,200	2,073	21	40,221				
			計	904	128,235,230	1,273,437	1	263	718	523,428	751	510,573		18,589	1,279,434	4,521,736	29,143	1,308,577			
付 加 価 値 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	県 本 店 分		92,738,011	1,112,855			493,669		484,813			1,103,999	101,303	1,216	1,105,215				
			他 県 本 店 分		323,298,050	3,876,216	1,611	1,567,534		1,622,033		18,494	3,950,820	11,141,297	92,734	4,043,554					
			県 内 法 人		17,335,049	208,019			119,324		99,396		58	188,149	52,541	631	188,780				
			小 計		433,371,110	5,197,090	1,611	2,180,527		2,206,242		18,552	5,242,968	11,295,141	94,581	5,337,549					
			計		433,371,110	5,197,090	1,611	2,180,527		2,206,242		18,552	5,242,968	11,295,141	94,581	5,337,549					
資 本 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	県 本 店 分		415,784,142	2,078,919			1,034,471		1,035,679			2,080,127			2,080,127				
			他 県 本 店 分		300,085,359	1,498,978	87	630,484		608,993		3,192	1,480,766	5,916,475	15,194	1,495,960					
			県 内 法 人		21,658,531	108,293			51,237		51,541			108,597			108,597				
			小 計		737,528,032	3,686,190	87	1,716,192		1,696,213		3,192	3,669,490	5,916,475	15,194	3,684,684					
			計		737,528,032	3,686,190	87	1,716,192		1,696,213		3,192	3,669,490	5,916,475	15,194	3,684,684					
事 業 税 計			904		10,156,717		1	1,961	718	4,420,147	751	4,413,028		40,333	10,191,892		138,918	10,330,810			
地 方 法 人 特 別 税 分																2,089	2,089				
特 別 法 人 事 業 税 分					3,347,391			684		1,365,640		1,334,557		99,402	3,416,394		79,134	3,495,528			
合 計			904		13,504,108		1	2,645	718	5,785,787	751	5,747,585		139,735	13,608,286		220,141	13,828,427	11,623		

(注) 1 令和5年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。
2 ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和5年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で令和4年度以前に申告等があり、令和5年度に修正申告・更正増があったものについては当該増差税額をいう。）又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。
3 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）

区 分		現 事 業 年 度 分														過 事 業 年 度 分		合 計 （ 調 定 額 ） ⑦＋⑧	当 該 年 度 に お い て 発 生 し た 歳 出 還 付 額				
		確 定 額						確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額		確 定 申 告 が 翌 年 度 に な る 中 間 申 告 額		確 定 申 告 期 限 が 翌 年 度 と な る 見 込 納 付 額		中 間 納 付 額 の 額		調 定 額 ①＋②－③＋④＋⑤＋⑥	収入金額、 所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額	調 定 額 ⑧					
		事 業 年 度 数		収入金額、所 得金額、付加 価値額又は資 本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	前 年 度 に 収 入 し た も の	当 該 年 度 に 収 入 し た も の							
		あ 確 つ 定 た 申 告 が	し う ち ち も 決 定		あ 確 つ 定 た 申 告 が	し う ち ち も 決 定	事 業 年 度 数	税 額															
		①	②	千円	千円	千円		千円	③		④		⑤		⑥		⑦	千円	千円	⑨	千円		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	収 入 割 分	55		175,396,395	1,753,465				37	820,381	38	871,582					1,804,666	5,055	47	1,804,713			
	地方法人特別税分																		12	12			
	特別法人事業税分				533,198					246,476		261,555		347		548,624		63	548,687				
	合 計	55			2,286,663				37	1,066,857	38	1,133,137		347		2,353,290		122	2,353,412				
	収 入 割 分	32		167,103,156	1,155,228				23	473,704	27	618,783			61,449		1,361,756	103,580	391	1,362,147			
	付 加 価 値 割 分			18,802,695	149,798					70,711		76,760		611		156,458	428,390	2,508	158,966				
	資 本 割 分			36,149,228	80,504					43,964		40,155		1,512		78,207	550,368	1,246	79,453				
	事 業 税 計	32			1,385,530				23	588,379	27	735,698		63,572		1,596,421		4,145	1,600,566				
	特別法人事業税分				625,034					255,456		309,490		6,425		685,493		1,816	687,309				
	合 計	32			2,010,564				23	843,835	27	1,045,188		69,997		2,281,914		5,961	2,287,875				
	収 入 割 分	153		18,764,355	140,695				70	15,892	71	21,354		1,033		147,190	1,511,817	7,200	154,390				
	所 得 割 分			2,295,789	81,841					34,240		28,424		945		76,970	281,380	6,424	83,394				
	事 業 税 計	153			222,536				70	50,132	71	49,778		1,978		224,160		13,624	237,784				
	特別法人事業税分				77,014					15,883		16,476		777		78,384		3,432	81,816				
	合 計	153			299,550				70	66,015	71	66,254		2,755		302,544		17,056	319,600				
	収 入 割 分																						
	付 加 価 値 割 分																						
	資 本 割 分																						
	事 業 税 計																						
	特別法人事業税分																						
	合 計																						
合 計		240			4,596,777				130	1,976,707	136	2,244,579			73,099		4,937,748		23,139	4,960,887	22,697		

(注) 1 令和5年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分について記載した。
2 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(4) 所得階層別

区 分		欠 損 法 人	年所得400万円以下		年所得 400 万 円 超 800 万 円 以 下		年所得 800 万 円 超 1,000 万 円 以 下		年所得 1,000 万 円 超 5,000 万 円 以 下		年所得5,000万円超 1 億 円 以 下		年 所 得 1 億 円 超 10 億 円 以 下		年 所 得 10 億 円 超		合 計					
		事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額				
				千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円				
事 業 年 度 年 二 回 法 人	分 割 法 人	軽減税率適用法人	そ の 他	県 内 法 人	計																	
事 業 年 度 年 一 回 法 人	分 割 法 人	軽減税率適用法人	そ の 他	県 内 法 人	計	270	52	74,192	21	127,111	10	91,104	68	1,897,675	23	1,621,948	40	7,808,053	3	5,737,580	487	17,357,663
						48	3	6,294	7	40,576	2	16,764	20	572,881	20	1,513,834	29	9,649,334	12	29,363,980	141	41,163,663
						10,724	3,785	5,213,632	1,123	6,458,586	305	2,727,890	1,370	29,586,389	234	16,425,689	177	38,544,165	5	7,759,654	17,723	106,716,005
						11,042	3,840	5,294,118	1,151	6,626,273	317	2,835,758	1,458	32,056,945	277	19,561,471	246	56,001,552	20	42,861,214	18,351	165,237,331
合 計						11,042	3,840	5,294,118	1,151	6,626,273	317	2,835,758	1,458	32,056,945	277	19,561,471	246	56,001,552	20	42,861,214	18,351	165,237,331

(注) 1 令和5年度において確定した普通法人（清算法人を除く。）に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額（収入金額課税分を除く。）のうち現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。

(5) 業種別及び分割基準別

区 分				分 割 法 人								県 内 法 人				合 計			
				本 県 本 店 分				他 県 本 店 分										小 計	
				法人 数	事業 年度 数	所 得 金 額 ①	事業税額 ②	法人 数	事業 年度 数	所 得 金 額 ③	事業税額 ④	所 得 金 額 ①+③ ⑤	事業税額 ②+④ ⑥	法人数	事業年 度 数	所 得 金 額 ⑦	事業税額 ⑧	所 得 金 額 ⑤+⑦	事業税額 ⑥+⑧
						千円	千円			千円	千円			千円	千円	千円	千円		
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 法 人 分	電 気 供 給 業	{	発電用固定資産割																
			発電所接続電線路割																
			総固定資産割																
			事務所数割		132,237	2,741			4,397,569	137,740	4,529,806	140,481				4,529,806	140,481		
	ガ ス 供 給 業	{	従業者数割	8	8	105,110	4,173	21	23	1,961,451	91,334	2,066,561	95,507	3	3	78,633	1,196	2,145,194	96,703
			倉庫業	1	1	124,181	7,237	1	1	31,625	1,107	31,625	1,107			31,625	1,107		
			鉄道事業・軌道事業	1	1			1	1	14,821	1,038	139,002	8,275	25	25	360,380	23,815	499,382	32,090
			銀行業					2	2	40,263	3,483	40,263	3,483	1	1			40,263	3,483
	業	{	事務所数割						8,432,292	575,613	8,432,292	575,613					8,432,292	575,613	
			従業者数割					1	1	3,522,809	240,477	3,522,809	240,477					3,522,809	240,477
	証 券 業	{	事務所数割																
			従業者数割										5	5	10,935	557	10,935	557	
	製 造 業	{	資本金1億円以上の法人	8	8	1,602,840	118,493	69	69	2,961,448	251,770	4,564,288	370,263	13	13	1,239,649	87,860	5,803,937	458,123
			資本金1億円未満の法人	71	73	2,946,132	207,220	261	264	4,984,017	367,730	7,930,149	574,950	1,369	1,381	9,924,859	729,153	17,855,008	1,304,103
	建 設 業	{	事務所数割			783,869	57,133			2,187,479	162,559	2,971,348	219,692					2,971,348	219,692
			従業者数割	97	97	1,387,167	100,721	193	194	1,442,724	97,716	2,829,891	198,437	4,122	4,158	30,090,805	1,966,266	32,920,696	2,164,703
	通 信 ・ 運 業	{	事務所数割			493,078	37,646			1,780,547	135,613	2,273,625	173,259					2,273,625	173,259
従業者数割			44	45	614,800	47,319	130	131	969,582	71,286	1,584,382	118,605	663	670	3,478,887	239,083	5,063,269	357,688	
飲 食 店 業	{	事務所数割			3,652,342	265,557			8,301,344	655,774	11,953,686	921,331					11,953,686	921,331	
		従業者数割	181	181	4,413,361	326,874	707	715	5,663,160	431,418	10,076,521	758,292	4,758	4,797	22,150,529	1,424,419	32,227,050	2,182,711	
保 險 業	{	事務所数割			76,418	5,632			156,749	11,138	233,167	16,770					233,167	16,770	
		従業者数割	3	3	73,350	5,385	37	38	114,598	8,037	187,948	13,422	278	281	1,130,327	73,029	1,318,275	86,451	
産 不 動 業	{	事務所数割			220,823	16,856			552,322	39,031	773,145	55,887					773,145	55,887	
		従業者数割	24	24	267,965	21,129	43	43	436,280	30,033	704,245	51,162	1,358	1,369	4,729,930	279,543	5,434,175	330,705	
ビ サ ー ス 業	{	事務所数割			1,760,374	126,144			8,291,038	635,721	10,051,412	761,865					10,051,412	761,865	
		従業者数割	149	149	2,518,006	183,721	653	659	4,648,276	354,108	7,166,282	537,829	4,128	4,156	22,128,655	1,467,349	29,294,937	2,005,178	
の 事 業	{	事務所数割			166,306	10,724			215,673	14,931	381,979	25,655					381,979	25,655	
		従業者数割	13	13	154,529	10,022	24	24	406,199	30,195	560,728	40,217	828	831	6,354,729	429,501	6,915,457	469,718	
計				600	603	21,492,888	1,554,727	2,143	2,165	61,512,266	4,347,852	83,005,154	5,902,579	17,551	17,690	101,678,318	6,721,771	184,683,472	12,624,350

(注) 記載内容は、法人県民税に準じて記載した。

(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）

区 分			法 人																		
			分 割					他 県					人 計								
			法 人 数	事 業 年 度 数	収 入 金 額 ①	所 得 金 額 ②	付 加 価 値 額 ③	資 本 金 等 の 額 ④	事 業 税 額 ⑤	法 人 数	事 業 年 度 数	収 入 金 額 ⑥	所 得 金 額 ⑦	付 加 価 値 額 ⑧	資 本 金 等 の 額 ⑨	事 業 税 額 ⑩	収 入 金 額 ①+⑥ ⑪	所 得 金 額 ②+⑦ ⑫	付 加 価 値 額 ③+⑧ ⑬	資 本 金 等 の 額 ④+⑨ ⑭	事 業 税 額 ⑤+⑩ ⑮
第 一 七 号 に 二 掲 げ る 第 一 業 項 法 第 三 七 号 に 二 掲 げ る 第 一 業 項 法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 四 号 に 掲 げ る 事 業	送配電事業	発電所接続電線路制			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		総 固 定 資 産 制																			
	発電事業等及び 特定卸供給事業	発電用固定資産制									57,046,438				587,082	57,046,438					587,082
		総 固 定 資 産 制								3	3	15,171,553				156,135	15,171,553				
	ガス供給業及び倉庫業	事務所数制									36,562,083				384,032	36,562,083					384,032
		従業者数制								20	20	16,393,506				172,915	16,393,506				
	生命保険業	事務所数制									35,666,713				364,229	35,666,713					364,229
		従業者数制								11	11	13,450,462				138,660	13,450,462				
	損害保険業	事務所数制																			
		従業者数制																			
	少額短期保険業	事務所数制																			
		従業者数制																			
貿易保険業	事務所数制																				
	従業者数制																				
製造業	製造業																				
	上記以外の事業	事務所数制																			
上記以外の事業	発電事業等及び 特定卸供給事業	発電用固定資産制								106,425,728	27	40,094	19,258,512	501,913	106,425,728		27	40,094	19,258,512	501,913	
	総 固 定 資 産 制								6	6	35,141,479	9	125,924	6,385,199	162,911	35,141,479	9	125,924	6,385,199	162,911	
送配電事業	発電所接続電線路制																				
	総 固 定 資 産 制																				
ガス供給業及び倉庫業	事務所数制				57,984	110		1,133		286,906	27,476	353,161	502,199	1,649	344,890	27,586	353,161	502,199	2,782		
	従業者数制	4	4	74,578	161		1,652	18	20	432,680	24,108	52,723	56,561	555,190	507,258	24,269	52,723	56,561	556,842		
製造業	製造業																				
	上記以外の事業	事務所数制																			
ガス供給業及び倉庫業	発電事業等及び 特定卸供給事業	発電所接続電線路制																			
	総 固 定 資 産 制																				
上記以外の事業	事務所数制																				
	従業者数制																				
合 計			4	4	132,562	271		2,785	58	60	316,577,548	51,620	571,902	26,202,471	3,024,716	316,710,110	51,891	571,902	26,202,471	3,027,501	

区 分			県 内 法 人							合 計				
			法 人 数	事 業 年 度 数	収 入 金 額 ⑩ 千円	所 得 金 額 ⑪ 千円	付 加 価 値 額 ⑫ 千円	資 本 金 等 の 額 ⑬ 千円	事 業 税 額 ⑭ 千円	収 入 金 額 ⑮+⑯ 千円	所 得 金 額 ⑰+⑱ 千円	付 加 価 値 額 ⑲+⑳ 千円	資 本 金 等 の 額 ㉑+㉒ 千円	事 業 税 額 ㉓+㉔ 千円
法 第 一 七 号 に 二 掲 げ の 二 第 一 業 項 法 第 三 七 号 に 二 掲 げ の 二 第 一 業 項 法 第 三 七 号 に 二 掲 げ の 二 第 一 業 項 法 第 三 七 号 に 二 掲 げ の 二 第 一 業 項	送配電事業	発電所接続電線路制	3	3	102,729				1,025	102,729				1,025
		総 固 定 資 産 割												
	発電事業等及び特定卸供給事業	発電用固定資産割	4	4	1,039,444				29,007	1,039,444				29,007
		総 固 定 資 産 割												
	ガス供給業及び倉庫業	事業所数割								36,562,083				384,032
		従業者数割												
	生命保険業	事業所数割								16,393,506				172,915
		従業者数割												
	損害保険業	事業所数割								35,666,713				364,229
		従業者数割												
	少額短期保険業	事業所数割								13,450,462				138,660
		従業者数割												
	貿易保険業	事業所数割												
		従業者数割												
製造業	事業所数割													
	従業者数割													
上記以外の事業	事業所数割													
	従業者数割													
発電事業等及び特定卸供給事業	発電用固定資産割	149	151	42,750,066	1,402,305	8,402,283	2,339,695	383,163	106,425,728	27	40,094	19,258,512	501,913	
	総 固 定 資 産 割													
送配電事業	発電所接続電線路制								77,891,545	1,402,314	8,528,207	8,724,894	546,074	
	総 固 定 資 産 割													
ガス供給業及び倉庫業	事業所数割								344,890	27,586	353,161	502,199	2,782	
	従業者数割													
上記以外の事業	事業所数割								507,258	24,269	52,723	56,561	556,842	
	従業者数割													
ガス供給業及び倉庫業	事業所数割													
	従業者数割													
発電事業等及び特定卸供給事業	発電所接続電線路制													
	総 固 定 資 産 割													
上記以外の事業	事業所数割													
	従業者数割													
合 計			156	158	43,892,239	1,402,305	8,402,283	2,339,695	413,195	360,602,349	1,454,196	8,974,185	28,542,166	3,440,696

(注) 令和5年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分について記載した。

(8) 資本金別法人数

区 分 資 本 金 別	分 割 法 人							県 内 法 人			合 計			そ の 他			
	利 益 法 人			欠 損 法 人			小 計 ① + ②	利益法人	欠損法人	小 計 ④ + ⑤	利益法人 ① + ④	欠損法人 ② + ⑤	計 ③ + ⑥	不 申 告 人 法 人	休 業 中 の 法 人	清 算 中 の 法 人	所 在 不 明 法 人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②											
300 万 円 未 満	15	1	16	41	7	48	64	1,155	2,068	3,223	1,171	2,116	3,287	192	357	179	3
300万円以上1,000万円未満	41	5	46	73	7	80	126	3,447	5,839	9,286	3,493	5,919	9,412	91	785	571	12
1,000 万 円	55	12	67	60	14	74	141	1,155	1,525	2,680	1,222	1,599	2,821	15	119	339	8
1,000万円超5,000万円未満	67	31	98	54	18	72	170	1,020	996	2,016	1,118	1,068	2,186	7	58	271	2
5,000万円以上1億円未満	24	20	44	19	11	30	74	164	134	298	208	164	372	1	8	61	
1 億 円	8	9	17	6	2	8	25	25	21	46	42	29	71			17	
1億円超10億円未満	4	9	13	1	2	3	16	22	8	30	35	11	46		1	29	
10 億 円																	
10億円超50億円未満		5	5	1		1	6	1	2	3	6	3	9			2	
50 億 円																	
50億円超100億円未満																	
100 億 円 以 上		3	3				3		1	1	3	1	4				
合 計	214	95	309	255	61	316	625	6,989	10,594	17,583	7,298	10,910	18,208	306	1,328	1,469	25

(注) 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、令和5年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税法人分を除く。）について当該年度における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	欠 損 法 人		年所得400万円以下		年 所 得 400 万 円 超 800 万 円 以 下		年 所 得 800 万 円 超 1,000 万 円 以 下		年所得1,000万円超 5,000 万 円 以 下		年所得5,000万円超 1 億 円 以 下		年所得 1 億円超 10 億 円 以 下		年所得10億円超		合 計				税 額	
	法人数	うち通 算及び 連結分	法人数	所 得 金 額	法人数	所 得 金 額	法人数	所 得 金 額	法人数	所 得 金 額	法 人 数	所 得 金 額	法 人 数	所 得 金 額	法 人 数	所 得 金 額	法人数	うち通 算及び 連結分	所 得 金 額	う ち 通 算 及 び 連 結 分	税	う ち 通 算 及 び 連 結 分
				千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			千円	千円	千円	千円
300 万 円 未 満	2,116	1	869	1,054,374	152	860,713	34	303,454	108	2,094,810	5	317,987	3	411,907			3,287	3	5,043,245	2,559	275,301	90
300 万 円 以 上 1,000万円未満	5,919	2	2,109	2,942,365	622	3,550,594	151	1,354,568	552	10,812,979	39	2,730,237	19	2,726,230	1	1,090,349	9,412	8	25,207,322	59,651	1,408,799	6,365
1,000 万 円	1,599	4	531	769,325	200	1,160,548	73	659,709	337	7,259,735	52	3,591,246	29	5,909,209			2,821	14	19,349,772	416,622	1,440,882	48,387
1,000 万 円 超 5,000万円未満	1,068	6	289	476,292	155	915,709	50	439,397	376	9,520,517	131	9,190,461	112	22,518,480	5	7,754,342	2,186	23	50,815,198	5,101,942	3,883,448	468,141
5,000万円以上 1 億 円 未 満	164	4	26	43,572	20	127,100	8	70,476	61	1,721,274	41	3,035,476	50	12,498,792	2	3,504,385	372	17	21,001,075	2,588,803	2,353,105	290,091
1 億 円	29	2	3	5,592					14	383,523	4	250,962	20	6,936,044	1	2,233,195	71	7	9,809,316	3,640,906	2,363,674	326,205
1 億 円 超 10 億 円 未 満																						
10 億 円																						
10 億 円 超 50 億 円 未 満																						
50 億 円																						
50 億 円 超 100 億 円 未 満																						
100 億 円 以 上																						
合 計	10,895	19	3,827	5,291,520	1,149	6,614,664	316	2,827,604	1,448	31,792,838	272	19,116,369	233	51,000,662	9	14,582,271	18,149	72	131,225,928	11,810,483	11,725,209	1,139,279

(注) 1 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。

4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）

所得階層 資本金別	欠 損 法 人				左のうち付加 価値額が0以下 である法人		年 所 得 400 万 円 以 下				年 所 得 400 万 円 超 800 万 円 以 下				年 所 得 800 万 円 超 1,000 万 円 以 下				年 所 得 1,000 万 円 超 5,000 万 円 以 下				年 所 得 5,000 万 円 超 1 億 円 以 下			
	法人 数	うち通算 及び連結 分	付 加 価 値 額	資 本 金 等 の 額	法人 数	資本金等 の 額	法 人 数	所得金額	付 加 価 値 額	資本金等 の 額	法 人 数	所 金 得 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 の 額	法 人 数	所 金 得 額	付 加 価 値 額	資本金等 の 額	法 人 数	所 金 得 額	付 加 価 値 額	資本金等 の 額	法 人 数	所 金 得 額	付 加 価 値 額	資本金等 の 額
1 億 円 超 10 億 円 未 満	10		千円 2,660,413	千円 1,874,470	2	千円 305,457	2	千円 2,598	千円 1,493,838	千円 1,269,100	2	千円 11,608	千円 965,604	千円 700,000	1	千円 8,155	千円 108,683	千円 500,000	8	千円 205,233	千円 1,467,818	千円 2,850,315	6	千円 508,510	千円 3,306,478	千円 3,120,867
10 億 円 超 50 億 円 未 満	3		2,079,227	12,635,607											1	40,380	919,516	2,900,000								
50 億 円 超 100 億 円 未 満																										
100 億 円 以上	1	1		135,645,077	1	135,645,076																				
合 計	14	1	4,739,640	150,155,154	3	135,950,533	2	2,598	1,493,838	1,269,100	2	11,608	965,604	700,000	1	8,155	108,683	500,000	9	245,613	2,387,334	5,750,315	6	508,510	3,306,478	3,120,867

所得階層 資本金別	年 所 得 1 億 円 超 10 億 円 以 下				年 所 得 10 億 円 超				合 計								税 額					
	法人 数	所得金額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 の 額	法人 数	所得金額	付 加 価 値 額	資本金等 の 額	法人 数	うち通算 及び連結 分	所得金額	うち通算 及び連結 分	付 加 価 値 額	うち通算 及び連結 分	資 本 金 等 の 額	うち通算 及び連結 分	所 得 割	うち通算 及び連結 分	付 加 価 値 割	うち通算 及び連結 分	資 本 割	うち通算 及び連結 分
1 億 円 超 10 億 円 未 満	12	千円 4,599,945	千円 14,478,052	千円 7,128,980	4	千円 6,790,146	千円 21,564,505	千円 2,144,237	45	8	千円 12,126,195	千円 5,555,336	千円 46,045,391	千円 20,920,356	千円 19,587,969	千円 3,942,392	千円 288,306	千円 83,504	千円 1,183,379	千円 366,653	千円 242,740	千円 31,267
10 億 円 超 50 億 円 未 満	1	506,462	2,621,211	1,381,000	4	14,741,895	46,229,194	17,223,437	9	2	15,288,737	5,801,591	51,849,148	13,563,912	34,140,044	2,941,000	218,696	39,586	905,090	140,569	269,965	37,677
50 億 円 超 100 億 円 未 満																	7,951	3,199	38,866	16,368	8,279	4,135
100 億 円 以上					3	6,596,471	49,112,524	417,972,645	4	3	6,596,471	3,934,281	49,112,524	19,252,677	553,617,722	234,334,512	572,180	161,322	2,459,254	829,271	2,953,905	702,483
合 計	13	5,106,407	17,099,263	8,509,980	11	28,128,512	116,906,223	437,340,319	58	13	34,011,403	15,291,208	147,007,063	53,736,945	607,345,735	241,217,904	1,273,437	307,940	5,197,090	1,435,480	3,686,190	791,527

(注) 1 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄を記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
3 このほかは、(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

区 分 資本金別	報 酬 給 与 額						純 支 払 利 子						純 支 払 賃 借 料						単 年 度 損 益						
	特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 左 以 外 の あ わ せ て 行 う 法 人 分						特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 左 以 外 の あ わ せ て 行 う 法 人 分						特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 左 以 外 の あ わ せ て 行 う 法 人 分						特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 左 以 外 の あ わ せ て 行 う 法 人 分						
	報 酬 給 与 額 総	外 国 分 報 酬 給 与 額	非 課 税 事 業 分 報 酬 給 与 額	課 税 対 象 報 酬 給 与 額	課 税 対 象 報 酬 給 与 額	課 税 対 象 報 酬 給 与 額	純 支 払 利 子 総 額	外 国 分 純 支 払 利 子	非 課 税 事 業 分 純 支 払 利 子	課 税 対 象 純 支 払 利 子	課 税 対 象 純 支 払 利 子	課 税 対 象 純 支 払 利 子	純 支 払 賃 借 料 総 額	外 国 分 純 支 払 賃 借 料	非 課 税 事 業 分 純 支 払 賃 借 料	課 税 対 象 純 支 払 賃 借 料	課 税 対 象 純 支 払 賃 借 料	課 税 対 象 純 支 払 賃 借 料	課 税 対 象 純 支 払 賃 借 料	単 年 度 損 益 総 額	外 国 分 単 年 度 損 益	非 課 税 事 業 分 単 年 度 損 益	課 税 対 象 単 年 度 損 益	課 税 対 象 単 年 度 損 益	課 税 対 象 単 年 度 損 益
①	②	③	①－②－ ③④	⑤	④＋⑤ ⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑩＋⑪ ⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑯＋⑰ ⑱	⑲	⑳	㉑	⑲－㉑－ ㉒	㉓	㉔＋㉓ ㉔	㉕	
第 一 第 七 十 二 号 に 掲 げ る 二 法 第 一 分 項	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	1 億 円 超 10 億 円 未 満 10 億 円 超 50 億 円 未 満 50 億 円 超 100 億 円 未 満 100 億 円 以 上				44,688,939	44,688,939					521,406	521,406					1,812,829	1,812,829					11,798,191	11,798,191	
						41,024,116	41,024,116					1,021,508	1,021,508					4,414,823	4,414,823					14,265,988	14,265,988
						43,858,759	43,858,759					3,606,923	3,606,923					2,570,658	2,570,658					7,909,505	7,909,505
小 計					129,571,814	129,571,814					5,149,837	5,149,837					8,798,310	8,798,310					33,973,684	33,973,684	
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分					132,217	132,217					348,395	348,395					205,299	205,299					7,304,312	7,304,312	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分																									
合 計					129,704,031	129,704,031					5,498,232	5,498,232					9,003,609	9,003,609					41,277,996	41,277,996	

(12) 付加価値割の内訳

区 分		報 酬 給 与 額								純 支 払 利 子		純 支 払 賃 借 料		単 年 度 損 益	
		給 与 分 掛 金 分				控 除 分				支 払 利 子	受 取 利 子	支 借 料	受 取 賃 借 料	単 年 度 利 益 を 計 上 し た 法 人	単 年 度 損 失 を 計 上 し た 法 人
		給 与 分	掛 金 分	掛 金 分	控 除 分	労 働 者 分	勞 働 者 派 遣 した 法 人 受 け 分	勞 働 者 派 遣 した 法 人 受 け 分	⑦の うち 控 除 分						
資本金別		①	③－④ ②	③	④	⑥＋⑦－⑧ ⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
第 一 第 七 十 二 号 に 掲 げ る 二 法 第 一 分 項	1 億 円 超 10 億 円 未 満	42,637,924	743,310	743,382	72	1,912,098	1,590,573	330,442	8,917	559,633	69,704	3,375,008	5,846,993	12,731,859	△ 1,514,482
	10 億 円														
	10 億 円 超 50 億 円 未 満	40,641,276	560,602	560,602		822,238	822,238			1,035,135	21,378	5,977,763	1,942,507	15,288,738	△ 1,022,750
	50 億 円														
	50 億 円 超 100 億 円 未 満														
	100 億 円 以 上	39,923,337	744,107	744,107		3,188,315	3,188,315			4,635,973	42,574,724	3,319,906	749,248	7,909,505	
小 計		123,202,537	2,048,019	2,048,091	72	5,922,651	5,601,126	330,442	8,917	6,230,741	42,665,806	12,672,677	8,538,748	35,930,102	△ 2,537,232
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分		132,209				8	8			349,162	1,074	206,106	5,311	8,242,134	△ 357,009
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分															
合 計		123,334,746	2,048,019	2,048,091	72	5,922,659	5,601,134	330,442	8,917	6,579,903	42,666,880	12,878,783	8,544,059	44,172,236	△ 2,894,241

(注) 1 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

(13) 雇用安定控除

区分	付加価値額が0以下である法人	収益配分額に占める報酬給与額の割合												
		70%以下				70%超～75%以下			75%超～80%以下			80%超～85%以下		
		法人数	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額
資本金別														
法第七十二号イに掲げる二分項	1億円超10億円未満	2	2	千円 67,813	千円	1	千円 1,069,202	千円 26,773	1	千円 360,960	千円 30,878	1	千円 1,667,009	千円 188,399
	10億円超50億円未満		1	1,377,106					1	8,630,721	392,541			
	50億円超100億円未満													
	100億円以上											1	33,929,525	4,069,679
	小計	2	3	1,444,919		1	1,069,202	26,773	2	8,991,681	423,419	2	35,596,534	4,258,078
法第七十二号イに掲げる法人分	1	6	7,851,137									1	182,732	5,042
法第七十二号に掲げる事業分														
合計	3	9	9,296,056		1	1,069,202	26,773	2	8,991,681	423,419	3	35,779,266	4,263,120	

区分	収益配分額に占める報酬給与額の割合												
	85%超～90%以下			90%超～95%以下			95%超～100%以下			合計（70%超分）			
	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	
資本金別		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円	
第1号に二掲げる二法第一分項	1億円超10億円未満	2	272,974	32,849	7	13,413,496	2,551,853	30	42,206,493	8,836,694	42	58,990,134	11,667,446
	10億円超50億円未満	2	12,927,096	1,786,341	3	23,593,169	4,362,057	2	14,198,342	2,336,125	8	59,349,328	8,877,064
	50億円超50億円未満												
	100億円未満							2	24,016,320	4,763,642	3	57,945,845	8,833,321
	100億円以上												
小計	4	13,200,070	1,819,190	10	37,006,665	6,913,910	34	80,421,155	15,936,461	53	176,285,307	29,377,831	
法第12条の2第1項第3号イに掲げる法人分											1	182,732	5,042
法第12条の2第1項第4号に掲げる事業分													
合計	4	13,200,070	1,819,190	10	37,006,665	6,913,910	34	80,421,155	15,936,461	54	176,468,039	29,382,873	

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

(14) 資本割

区 分		資 本 金	法 人 税 法 上 の 資 本 金 等 の 額	法第72条の21第1項第1号に係る加算	法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除分	法附則第9条第1項～第3項、第11項及び第12項に係る控除分	収入金額課税分	資本金等の額又は月数按分後の資本金等の額	持 株 控 除 分	外 国 事 業 分	非 課 税 事 業 分	法附則第9条第4項～第7項、第17項及び第23項に係る控除分	資本圧縮措置前の資本金等の額	資本圧縮措置分	課 税 対 象 資 本 金 等 の 額	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑦－⑧－⑨－⑩－⑪ ⑫	⑬	⑫－⑬	⑭
資本金別		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第法 一第 号七 イ十 に二 掲条 げの る二 法第 人一 分項	内 国 法 人	1 億 円 超 10 億 円 未 満	16,787,594	154,795,043				155,233,048	135,645,076				19,587,972		19,587,972	
		10 億 円														
		10 億 円 超 50 億 円 未 満	21,734,696	32,430,607				33,870,802					33,870,802		33,870,802	
		50 億 円														
		50 億 円 超 100 億 円 未 満														
	小 計	100 億 円 以上	456,548,903	669,566,368				675,822,275					675,822,275	257,849,630	417,972,645	
		外 国 法 人														
		小 計	495,071,193	856,792,018				864,926,125	135,645,076				729,281,049	257,849,630	471,431,419	
		内 国 法 人	2,678,655	5,163,354				4,701,006					4,701,006		4,701,006	
		外 国 法 人														
第法 三第 号七 に二 掲条 げの る二 法第 人一 分項 第三号イに掲げる法人分	内 国 法 人	100 億 円 以上														
		50 億 円 未 満														
		50 億 円 超 100 億 円 未 満														
		100 億 円 以上														
		200 億 円 未 満														
	小 計	200 億 円 以上 300 億 円 未 満														
		300 億 円 以上 400 億 円 未 満														
		400 億 円 以上 500 億 円 未 満														
		500 億 円 以上														
		小 計	2,678,655	5,163,354				4,701,006					4,701,006		4,701,006	
第法 四第 号七 に二 掲条 げの る二 法第 人一 分項 第四号に掲げる事業分	内 国 法 人	100 億 円 以上														
		50 億 円 未 満														
		50 億 円 超 100 億 円 未 満														
		100 億 円 以上														
		200 億 円 未 満														
	小 計	200 億 円 以上 300 億 円 未 満														
		300 億 円 以上 400 億 円 未 満														
		400 億 円 以上 500 億 円 未 満														
		500 億 円 以上														
		小 計														
合 計		497,749,848	861,955,372				869,627,131	135,645,076				733,982,055	257,849,630	476,132,425		

(15) 資本割に係る持株特例

区 分		内 国 法 人		左 の う ち 持 株 特 例 適 用 法 人		
資本金別		法 人 数	持株特例適用前の資本金等の額	法 人 数	持株特例適用前の資本金等の額①	特 定 子 会 社 の 株式又は出資に係る控除額②
			千円		千円	千円
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	100 億 円 未 満	54	53,728,016			
	100 億 円 以 上 500 億 円 未 満	1	32,479,037			
	500 億 円 以 上 1000 億 円 未 満	1	66,210,398			
	1000 億 円 以 上 2000 億 円 未 満	1	135,645,076	1	135,645,076	135,645,076
	2000 億 円 以 上 3000 億 円 未 満					
	3000 億 円 以 上 4000 億 円 未 満					
	4000 億 円 以 上 5000 億 円 未 満					
	5000 億 円 以 上	1	577,132,840			
	小 計	58	865,195,367	1	135,645,076	135,645,076
	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分	8	4,701,006			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分						
合 計		66	869,896,373	1	135,645,076	135,645,076

(16) 資本割の圧縮措置

区 分		法 人 数	圧縮前資本金等の額	資 本 圧 縮 額	圧縮後資本金等の額
圧縮前資本金等の額別			①	②	① - ② ③
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500 億 円 以 下	55	千円 85,937,811	千円	千円 85,937,811
	500 億 円 超 1000 億 円 以 下	1	66,210,398		66,210,398
	1000 億 円 超 2000 億 円 以 下	1			
	2000 億 円 超 3000 億 円 以 下				
	3000 億 円 超 4000 億 円 以 下				
	4000 億 円 超 5000 億 円 以 下				
	5000 億 円 超 6000 億 円 以 下	1	577,132,840	257,849,630	319,283,210
	6000 億 円 超 7000 億 円 以 下				
	7000 億 円 超 8000 億 円 以 下				
	8000 億 円 超 9000 億 円 以 下				
	9000 億 円 超 1 兆 円 以 下				
	1 兆 円 超 2 兆 円 以 下				
	2 兆 円 超 3 兆 円 以 下				
	3 兆 円 超 4 兆 円 以 下				
	4 兆 円 超 5 兆 円 以 下				
	5 兆 円 超				
小 計		58	729,281,049	257,849,630	471,431,419

区 分		法 人 数	圧縮前資本金等の額	資 本 圧 縮 額	圧縮後資本金等の額
圧縮前資本金等の額別			①	②	① - ② ③
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 三 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500 億 円 以 下	8	千円 4,701,006	千円	千円 4,701,006
	500 億 円 超 1000 億 円 以 下				
	1000 億 円 超 2000 億 円 以 下				
	2000 億 円 超 3000 億 円 以 下				
	3000 億 円 超 4000 億 円 以 下				
	4000 億 円 超 5000 億 円 以 下				
	5000 億 円 超 6000 億 円 以 下				
	6000 億 円 超 7000 億 円 以 下				
	7000 億 円 超 8000 億 円 以 下				
	8000 億 円 超 9000 億 円 以 下				
	9000 億 円 超 1 兆 円 以 下				
	1 兆 円 超 2 兆 円 以 下				
	2 兆 円 超 3 兆 円 以 下				
	3 兆 円 超 4 兆 円 以 下				
	4 兆 円 超 5 兆 円 以 下				
	5 兆 円 超				
小 計		8	4,701,006		4,701,006

区 分 圧縮前資本金等の額別		法 人 数	圧縮前資本金等の額	資 本 圧 縮 額	圧縮後資本金等の額
			①	②	① - ② ③
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 四 号 に 掲 げ る 事 業 分	500 億 円 以 下		千円	千円	千円
	500 億 円 超				
	1000 億 円 以 下				
	1000 億 円 超				
	2000 億 円 以 下				
	2000 億 円 超				
	3000 億 円 以 下				
	3000 億 円 超				
	4000 億 円 以 下				
	4000 億 円 超				
	5000 億 円 以 下				
	5000 億 円 超				
	6000 億 円 以 下				
	6000 億 円 超				
	7000 億 円 以 下				
	7000 億 円 超				
	8000 億 円 以 下				
	8000 億 円 超				
	9000 億 円 以 下				
	9000 億 円 超				
	1 兆 円 以 下				
	1 兆 円 超				
	2 兆 円 以 下				
	2 兆 円 超				
	3 兆 円 以 下				
	3 兆 円 超				
	4 兆 円 以 下				
	4 兆 円 超				
	5 兆 円 以 下				
	5 兆 円 超				
	小 計				
合 計		66	733, 982, 055	257, 849, 630	476, 132, 425

(17) 徴収猶予

区分 資本金別	前 年 度 ま で の 徴 収 猶 予 分										本 年 度 に お け る 徴 収 猶 予 分													
											現 事 業 年 度 分						過 事 業 年 度 分						本年度中の当初 徴 収 猶 予 額	
	前年度までの当初 徴収猶予額の総計		前年度までに納付 された額の総計		前年度までに猶予を 取消した額の総計		前年度までに納付を 免除等した額の総計		前 年 度 末 の 徴 収 猶 予 残 額		法第72条の38の2 第1項第1号又は 第6項第1号該当		法第72条の38の2 第1項第2号又は 第6項第2号該当		小 計		法第72条の38の2 第1項第1号又は 第6項第1号該当		法第72条の38の2 第1項第2号又は 第6項第2号該当		小 計			
	①		②		③		④		①－②－③－④ ⑤		⑥		⑦		⑥ ＋ ⑦ ⑧		⑨		⑩		⑨ ＋ ⑩ ⑪		⑧ ＋ ⑪ ⑫	
件 数	猶 予 額	件 数	納 付 額	件 数	取 消 額	件 数	免除等額	件 数	猶 予 額	件 数	猶 予 額	件 数	猶 予 額	件 数	猶 予 額	件 数	猶 予 額	件 数	猶 予 額	件 数	猶 予 額	件 数	猶 予 額	
1 億 円 超 10 億 円 未 満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
10 億 円																								
10 億 円 超 50 億 円 未 満																								
50 億 円																								
50 億 円 超 100 億 円 未 満																								
100 億 円 以上																								
合 計															A						B			

区 分 <
--

(18) 法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に関する調

区 分	資 本 金 区 分	分 割 法 人						県 内 法 人						合 計						税 額
		法 人 数	事 業 年 度 数	収 入 金 額	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 の 額	法 人 数	事 業 年 度 数	収 入 金 額	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 の 額	法 人 数	事 業 年 度 数	収 入 金 額	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 の 額	
電 気 給 電 業	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			千円	千円	千円	千円	4	4	104,565	26,740			4	4	104,565	26,740			千円
	1 億 円 超																			1,040
給 電 業	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人							9	9	24,562,476	7,304,432	4,217,377	5,033,300	9	9	24,562,476	7,304,432	4,217,377	5,033,300	716,493
	1 億 円 超																			
業	法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人	4	4	132,562	271			139	141	18,970,510	802,829			143	145	19,103,072	803,100			222,536
	1 億 円 超																			
ガ ス 給 電 業	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							4	4	1,520,623	153,935			4	4	1,520,623	153,935			222,536
	1 億 円 超	4	4	132,562	271			139	141	18,970,510	802,829			143	145	19,103,072	803,100			15,206
給 電 業	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業							4	4	1,520,623	153,935			4	4	1,520,623	153,935			15,206
	1 億 円 超																			
生 命 保 険 業	1 億 円 以下																			229,181
	1 億 円 超																			300,374
損 害 保 険 業	1 億 円 以下																			529,555
	1 億 円 超																			
少 額 短 期 保 険 業	1 億 円 以下																			491,171
	1 億 円 超																			491,171
貿 易 保 険 業	1 億 円 以下																			
	1 億 円 超																			
合 計	1 億 円 以下	4	4	132,562	271			147	149	20,595,698	983,504			151	153	20,728,260	983,775			467,963
	1 億 円 超							9	9	24,562,476	7,304,432	4,217,377	5,033,300	9	9	24,562,476	7,304,432	4,217,377	5,033,300	2,893,568
	合 計	4	4	132,562	271			156	158	45,158,174	8,287,936	4,217,377	5,033,300	160	162	45,290,736	8,288,207	4,217,377	5,033,300	3,361,531

(注) 1 令和5年度において調定したものうち、現事業年度分について記載した。
2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。
3 「収入金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄には令和5年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額、付加価値額及び資本金等の額を記載した。
4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

(19) 非課税事業

区 分	法 人			個 人	
	法 人 数	事 業 年 度 数	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
林 業			千円		千円
鉱 物 の 掘 採 事 業	1	1	636,319		
農 業	46	46	137,211		
計	47	47	773,530		

(注) 1 法人にあっては令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了したものの確定申告分（確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。）について、個人にあっては現年課税分について、それぞれ記載した。
2 分割法人（個人）については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人（個人）について記載した。
3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載した。

4 地 方 消 費 税 に 関 す る 調

(1) 調 定 額

(単位：千円)

区 分	前年度 2、3 月調定額	令 和 5 年 度 調 定 額 合 計	
			うち2、3月調定額
譲 渡 割	2,564,767	24,055,971	2,748,657
貨 物 割	760,572	3,158,130	740,346
合 計	3,325,339	27,214,101	3,489,003

(2) 清算金収入額、清算金支出額等

(単位：千円)

区 分	I 期収入・支出額等	Ⅱ期収入・支出額等	Ⅲ期収入・支出額等	Ⅳ期収入・支出額等	収入・支出額等合計
清 算 対 象 額	7,294,920	8,824,539	3,773,001	7,088,350	26,980,810
一 般 財 源	3,305,851	4,000,898	1,703,535	3,215,716	12,226,000
社 会 保 障 財 源	3,989,069	4,823,641	2,069,466	3,872,634	14,754,810
清 算 金 収 入 額 (a)	9,525,093	9,789,258	6,934,846	9,997,276	36,246,473
一 般 財 源	4,314,752	4,435,318	3,139,079	4,532,287	16,421,436
社 会 保 障 財 源	5,210,341	5,353,940	3,795,767	5,464,989	19,825,037
清 算 金 支 出 額 (b)	328,534	234,864	200,123	136,182	899,703
一 般 財 源	149,158	106,319	90,861	61,688	408,026
社 会 保 障 財 源	179,376	128,545	109,262	74,494	491,677
差 引 (a)－(b)	9,196,559	9,554,394	6,734,723	9,861,094	35,346,770
一 般 財 源	4,165,594	4,328,999	3,048,218	4,470,599	16,013,410
社 会 保 障 財 源	5,030,965	5,225,395	3,686,505	5,390,495	19,333,360
地 方 消 費 税 交 付 金 額	8,245,728	9,189,457	5,253,857	8,474,719	31,163,761
一 般 財 源	3,735,718	4,164,942	2,375,876	3,843,155	14,119,691
社 会 保 障 財 源	4,510,010	5,024,515	2,877,981	4,631,564	17,044,070

(注)1 令和5年度分について記載した。
2 清算及び交付の時期の区分は次による。
Ⅰ期…対象期間 前年度 2月～4月 清算月 5月 交付金交付月 6月
Ⅱ期…対象期間 5月～7月 清算月 8月 交付金交付月 9月
Ⅲ期…対象期間 8月～10月 清算月 11月 交付金交付月 12月
Ⅳ期…対象期間 11月～1月 清算月 2月 交付金交付月 3月
3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

5 不 動 産 取 得 税 に 関 す る 調

(1) 家 屋

[illegible]

(注) 1 令和5年度課税分について記載した。

なお、件数は1戸を1件とし、一構となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなっている場合の件数については、主たるものについて1件として計上し、面積及び価格等についても同様に記載した。

2 専用住宅及び併用住宅の区分については、おおむね固定資産評価基準における評点基準表の適用区分によって行った。

(2) 家屋の価格段階別

区 分		12万円未満のもの		12万円以上		18万円以上		23万円以上		30万円を超え		50万円を超え		350万円を超え		
		①		18万円未満のもの ②		23万円未満のもの ③		30万円以下のもの ④		50万円以下のもの ⑤		350万円以下のもの ⑥		420万円以下のもの ⑦		
		件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	
木 造	建築分	専 用 住 宅	2	千円 179	3	千円 477	6	千円 1,252	8	千円 2,105	17	千円 6,881	222	千円 400,974	109	千円 431,808
		併 用 住 宅									1	702	2	7,805		
		そ の 他				1	229	1	279	2	840	104	198,984	17	66,026	
	承継分	専 用 住 宅	7	548	39	5,763	42	8,638	38	10,150	151	61,678	3,105	5,403,696	184	710,731
		併 用 住 宅			3	449	6	1,213	3	826	14	5,963	151	268,239	7	26,702
		そ の 他	1	13	14	2,104	16	3,314	16	4,142	49	18,971	211	290,134	11	42,188
	小 計		10	740	59	8,793	71	14,646	66	17,502	233	94,333	3,794	6,562,729	330	1,285,260
	非木造	専 用 住 宅	5	470	4	549	1	193	7	1,742	12	4,262	56	80,336	19	79,752
		併 用 住 宅														
		そ の 他						4	1,128	2	907	69	117,542	13	51,294	
木 造	専 用 住 宅	4	285	1	121	2	407	2	510	9	3,634	142	318,140	38	146,872	
	併 用 住 宅							1	255			14	26,491	1	3,961	
	そ の 他			5	832	3	651	2	535	16	6,393	95	173,370	17	64,429	
小 計		9	755	10	1,502	6	1,251	16	4,170	39	15,196	376	715,879	88	346,308	
合 計		19	1,495	69	10,295	77	15,897	82	21,672	272	109,529	4,170	7,278,608	418	1,631,568	

区 分		420万円を超え		450万円を超え		1,000万円を超え		1,100万円を超え		1,200万円を超え		1,300万円を超え		1,400万円を超え		
		450万円以下のもの ⑧		1,000万円以下のもの ⑨		1,100万円以下のもの ⑩		1,200万円以下のもの ⑪		1,300万円以下のもの ⑫		1,400万円以下のもの ⑬		1,500万円以下のもの ⑭		
		件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	
木 造	建築分	専 用 住 宅	198	千円 857,891	1,577	千円 12,025,436	498	千円 5,234,608	379	千円 4,352,847	218	千円 2,721,163	140	千円 1,879,767	100	千円 1,447,220
		併 用 住 宅			5	43,797	4	42,164	3	33,624	2	25,333	2	27,354	3	43,634
		そ の 他	9	39,373	75	514,200	6	63,379	16	186,588	6	74,132	2	26,690	3	43,167
	承継分	専 用 住 宅	69	299,012	286	1,644,230	3	31,571			4	50,032			2	29,026
		併 用 住 宅	2	8,912	15	95,653			1	11,095			1	13,571		
		そ の 他	2	8,753	30	188,530	2	21,013					1	13,518		
	小 計		280	1,213,941	1,988	14,511,846	513	5,392,735	399	4,584,154	230	2,870,660	146	1,960,900	108	1,563,047
	非木造	専 用 住 宅			81	600,725	18	190,324	34	395,556	12	149,887	48	641,407	43	621,816
		併 用 住 宅			1	8,313										
		そ の 他	4	17,207	48	346,245	2	21,033	9	103,692	1	12,561	4	54,553	3	42,817
木 造	承継分	専 用 住 宅	22	95,515	166	1,114,476	10	105,012	3	35,621	8	100,662	3	40,488	1	14,302
		併 用 住 宅	1	4,471	17	125,762	3	31,308			3	37,834			1	14,773
		そ の 他	2	8,704	58	389,867	6	62,624	4	46,843	7	88,321	2	27,710	4	57,938
	小 計		29	125,897	371	2,585,388	39	410,301	50	581,712	31	389,265	57	764,158	52	751,646
	合 計		309	1,339,838	2,359	17,097,234	552	5,803,036	449	5,165,866	261	3,259,925	203	2,725,058	160	2,314,693

区 分	1,500万円を超え 1,600万円以下のもの ⑮		1,600万円を超え 1,700万円以下のもの ⑯		1,700万円を超え 1,800万円以下のもの ⑰		1,800万円を超え 1,900万円以下のもの ⑱		1,900万円を超え 2,000万円以下のもの ⑲		2,000万円を超えるもの ⑳		合 計 ㉑			
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格		
木 造	建築分	専 用 住 宅	51	千円 792,685	33	千円 544,089	26	千円 453,898	19	千円 351,130	13	千円 251,796	41	千円 1,056,515	3,660	千円 32,812,721
		併 用 住 宅	1	15,617	1	16,108	2	34,752	1	18,870			12	583,982	39	893,742
		そ の 他	3	47,051	2	33,058	2	35,262	4	74,059	5	97,379	31	1,831,375	289	3,332,071
		承継分	1	15,456	3	48,370					1	19,329	1	22,982	3,936	8,361,212
	建築分	併 用 住 宅													203	432,623
		そ の 他											4	114,873	357	707,553
	小 計	56	870,809	39	641,625	30	523,912	24	444,059	19	368,504	89	3,609,727	8,484	46,539,922	
非 木 造	建築分	専 用 住 宅	17	258,389	24	396,330	2	34,350	2	37,345	1	19,434	15	438,703	401	3,951,570
		併 用 住 宅										3	291,504	4	299,817	
		そ の 他	1	15,768	3	49,431	2	35,429	4	73,904	3	58,065	109	10,471,892	281	11,473,468
		承継分	2	30,267	1	16,192	3	53,323			2	38,560	24	1,409,324	443	3,523,711
	建築分	併 用 住 宅	2	30,335	1	16,438							10	457,268	54	748,896
		そ の 他	3	46,056	4	67,143	2	34,305	4	73,706	4	78,094	74	4,078,729	312	5,306,250
	小 計	25	380,815	33	545,534	9	157,407	10	184,955	10	194,153	235	17,147,420	1,495	25,303,712	
合 計	81	1,251,624	72	1,187,159	39	681,319	34	629,014	29	562,657	324	20,757,147	9,979	71,843,634		

(3) 土 地

区 分	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの ①				法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの ②				法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの ③				法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの ④		課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの ⑤		
	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	控除額	件数	面 積	価 格
住 宅 用 宅 地	825	㎡ 57,321	千円 21,217	千円 42,434		㎡ 845	千円 4,421	千円 4,421	8,951	㎡ 8,121,393	千円 22,034,061	千円 44,068,122	2	千円 943		㎡	千円
上記以外の宅地	48	3,534	1,753	3,507					733	5,055,961	1,340,341	2,680,681					
農 地	1,071	1,529,521	26,588	26,588					1,335	14,312,724	765,486	765,486	629	133,684			
山 林	343	793,033	715	715					219	12,490,623	105,654	105,654	2	204			
そ の 他	76	383,366	376	376	1	845	4,421	4,421	70	6,505,540	26,287	26,288	5	867			
計	2,363	2,766,775	50,649	73,620	1	845	4,421	4,421	11,308	46,486,241	24,271,829	47,646,231	638	135,698			

- (注) 1 令和5年度課税分について記載した。
- 2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。
- 3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。
- 4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額（固定資産税評価額）を記載した。

区 分	課税標準額 ③－④－⑤ ⑥	減免等され る前の税額 ⑦	法第73条の24の規定の適用により 全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当 したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定の 適用により徴収猶予をしているも の ⑩		法第73条の27の2から法第73条の 27の7まで並びに法附則第11条の 4、第12条の規定により減額、納 税義務の免除をしたもの ⑪		法第73条の31、他法の規定により 減免等をしたもの ⑫		調 定 額 ⑦－⑧－⑨ －⑩－⑫
			件 数	減額した額	件 数	減額した額	件 数	徴収猶予額	件 数	減額、納税義務 の免除をした額	件 数	減免等した額	
住 宅 用 宅 地	千円 22,033,118	千円 660,394	1,210	千円 50,555	570	千円 34,403		千円		千円	1	千円 142	千円 575,294
上 記 以 外 の 宅 地	1,340,341	40,141	31	776	10	427							38,938
農 地	631,802	18,646							132	1,935	4	31	16,680
山 林	105,450	3,141											3,141
そ の 他	25,420	755											755
計	24,136,131	723,077	1,241	51,331	580	34,830			132	1,935	5	173	634,808

(4) 土地の価格段階別

区 分	10万円未満のもの		10万円以上 13万円以下のもの		13万円を超え 20万円以下のもの		20万円を超え 150万円以下のもの		150万円を超え 200万円以下のもの		200万円を超え 500万円以下のもの		500万円を超え 1,000万円以下のもの		1,000万円を超え 2,000万円以下のもの		2,000万円を超える もの		合 計	
	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩	
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
住 宅 用 宅 地	841	22,150	57	6,651	140	23,378	4,489	3,756,972	1,177	2,042,016	2,370	6,970,990	452	3,070,956	158	2,132,305	92	4,029,860	9,776	22,055,278
上記以外の宅地	58	2,024	16	1,887	29	4,795	455	311,969	64	111,589	102	308,836	39	265,462	12	163,519	6	172,013	781	1,342,094
農 地	1,086	27,204	117	13,259	191	31,718	921	503,782	47	78,224	40	111,408	4	26,479					2,406	792,074
山 林	352	1,072	48	5,448	42	6,751	109	51,803	3	5,191	6	19,510	1	6,516	1	10,078			562	106,369
そ の 他	78	436	16	1,843	17	2,645	35	15,555						1	10,605				147	31,084
計	2,415	52,886	254	29,088	419	69,287	6,009	4,640,081	1,291	2,237,020	2,518	7,410,744	496	3,369,413	172	2,316,507	98	4,201,873	13,672	24,326,899

(注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

区 分	法附則第11条第10項 (農林漁業経営近代化・合理化)		法附則第11条第11項 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条第12項 第 1 号 イ (不動産特定共同事業契約：小規模、既存家屋)		法附則第11条第12項 第 1 号 ロ (不動産特定共同事業契約：小規模、既存家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第 2 号 イ (不動産特定共同事業契約：特定家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第 2 号 ロ (不動産特定共同事業契約：建 替 え 家 屋)		法附則第11条第12項 第 2 号 ハ (不動産特定共同事業契約：新 築 特 定 家 屋)		法附則第11条第12項 第 2 号 ニ (不動産特定共同事業契約：増 築 等 家 屋)		法附則第11条第12項 第 2 号 ホ (不動産特定共同事業契約：増 築 等 家 屋 の 敷 地)		法附則第11条第13項 (低 未 利 用 土 地)		法附則第11条第14項 (認定経営力向上計画)		法附則第11条第15項 (帰還・移住等環境整備推進法人)		法附則第11条第16項 (居住誘導区域等権利設定等促進計画)		法附則第11条第17項 (鉄道建設・運輸施設整備支援機構)	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家 建 築 分 承 継 分 小 計 土 地 計		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円

区 分	法附則第11条第18項 (認定再編計画)		法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による代替家屋)		法附則第51条第2項 (東日本大震災による代替家屋の敷地)		法附則第51条第3項 (東日本大震災による代替農用地)		法附則第51条第4項 (東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替家屋)		法附則第51条第5項 (東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替家屋の敷地)		法附則第51条第6項 (東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替農用地)		廃止後もなおその効力を有する課税標準の特例の規定に該当するもの		その他課税標準の特例の規定に該当するもの		合 計	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家 建 築 分 承 継 分 小 計 土 地 計		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
																					3, 386	33, 820, 565
																					788	2, 457, 726
																					4, 174	36, 278, 291
			9, 687	23, 444, 294																	10, 321	23, 584, 412
			9, 687	23, 444, 294																	14, 495	59, 862, 703

(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況

区 分	法第73条の2第7項に該当するもの （附帯設備分減額）		法第73条の24第1項第1号（法第73条の25、法第73条の27を含む。）に該当するもの （特例適用住宅用地（2年以内新築））		法第73条の24第1項第2号に該当するもの （特例適用住宅用地（1年以内新築））		法第73条の24第1項第3号に該当するもの （特例適用住宅用地（新築1年以内））		法第73条の24第2項第1号（法第73条の25、法第73条の27を含む。）に該当するもの （特例適用耐震基準適合既存住宅用地（1年以内））		法第73条の24第2項第2号に該当するもの （特例適用耐震基準適合既存住宅用地（1年前内））		法第73条の24第3項第1号（法第73条の25、法第73条の27を含む。）に該当するもの （特例適用耐震基準不適合既存住宅用地（1年以内））		法第73条の24第3項第2号（法第73条の25、法第73条の27を含む。）に該当するもの （特例適用耐震基準不適合既存住宅用地（1年前内））		法第73条の27の2に該当するもの （耐震基準不適合住宅）	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家屋土地	減額をしたもの	5千円7,822		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	納税義務を免除したもの																	
	徴収猶予をしたもの																	
	減額をしたもの			747	38,434	13	1,963	319	13,501	737	32,127	5	136					
地	納税義務を免除したもの																	
	徴収猶予をしたもの																	
合 計		5	7,822	747	38,434	13	1,963	319	13,501	737	32,127	5	136					

区 分	法第73条の27の3に該当するもの （被収用不動産の代替不動産）		法第73条の27の4に該当するもの （譲渡担保財産）		法第73条の27の5第1項（第2項を含む。）に該当するもの （第2種市街地再開発事業）		法第73条の27の6に該当するもの （農地利用集積円滑化団体等）		法第73条の27の7に該当するもの （土地改良区）		法附則第11条の4第1項に該当するもの （サービス付き高齢者向け賃貸住宅）		法附則第11条の4第2項（第3項を含む。）に該当するもの （買取再販事業（住宅））		法附則第11条の4第4項（第5項を含む。）に該当するもの （買取再販事業（土地））		法附則第12条第1項（第3項を含む。）に該当するもの	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家屋土地	減額をしたもの		千円		千円		千円		千円		千円		107	5,710		千円		千円
	納税義務を免除したもの																	
	徴収猶予をしたもの																	
	減額をしたもの						132	1,935										
地	納税義務を免除したもの																	
	徴収猶予をしたもの																	
合 計							132	1,935					107	5,710				

区 分	法附則第62条第1項に該当するもの （耐震基準不適合住宅）		法附則第62条第2項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有する減免等の規定に該当するもの		その他減免等の規定に該当するもの		合 計	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家屋土地	減額をしたもの		千円		千円		千円		112	13,532
	納税義務を免除したもの						26	65,324	26	65,324
	徴収猶予をしたもの									
	減額をしたもの						5	173	1,821	86,161
地	納税義務を免除したもの								137	2,108
	徴収猶予をしたもの									
合 計							31	65,497	2,096	167,125

6 ゴ ル フ 場 利 用 税 に 関 す る 調

区 分		税 率	施設数	利用人員 ①	非 課 税 利 用 人 員						差引利用人員 ①－(②＋③ ＋④＋⑤＋⑥ ⑦)	調定額
					法第75条の2 第1号に該当 する者 ②	法第75条の2 第2号に該当 する者 ③	法第75条の2 第3号に該当 する者 ④	法第75条の3 第1号に該当 する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当 する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当す る者 ⑦		
ゴ ル フ 場	18ホールを超えるもの	1,200円		人	人	人	人	人	人	人	人	千円
		1,100円以上1,200円未満										
		1,000円以上1,100円未満										
		800円超 1,000円未満	1	32,391	76	7,567	109	22	52		24,565	22,029
		800円										
		600円以上 800円未満										
		400円以上 600円未満	3	75,978	103	15,191	461				60,223	26,560
		400円未満										
	小 計		4	108,369	179	22,758	570	22	52		84,788	48,589
	18ホール	1,200円										
		1,100円以上1,200円未満										
		1,000円以上1,100円未満										
		800円超 1,000円未満	1	26,797	46	4,106	33	30			22,582	17,625
		800円										
		600円以上 800円未満	2	39,723	84	7,017	83				32,539	17,358
		400円以上 600円未満	6	141,428	446	27,068	495		196		113,223	54,220
		400円未満										
	小 計		9	207,948	576	38,191	611	30	196		168,344	89,203
	18ホール未満9ホールを超えるもの	500円以上										
		400円以上 500円未満										
	9ホール	300円以上 400円未満										
		300円未満										
		500円以上	2	12,466	171	2,712	53		225		9,305	3,723
		400円以上 500円未満										
		300円以上 400円未満										
		300円未満										
	小 計		2	12,466	171	2,712	53		225		9,305	3,723
	計		15	328,783	926	63,661	1,234	52	473		262,437	141,515

(注) 1 「施設数」欄には、令和6年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。
2 「利用人員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和5年3月1日から令和6年2月末日までの間の利用人員（延数）を記載した。
3 「非課税利用人員」欄には、上記2の利用人員のうち、法第75条の2、第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用人員（延数）を記載した。

7自動車税に関する調

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

ア 新車

区 分			新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①－②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③－ (④＋⑤)	税 額	
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	10	1	9	千円 26,929	千円	千円	千円 26,929	千円 538	
			自家用	13,380	8,289	9	17,559,990			17,559,990	483,571	
			計	13,390	8,290	9	17,586,919			17,586,919	484,109	
		小型車	営業用	85	81	4	6,005			6,005	77	
			自家用	11,046	3,748	131	12,729,712			12,729,712	347,212	
			計	11,131	3,829	131	12,735,717			12,735,717	347,289	
		計	営業用	95	82	13	32,934			32,934	615	
			自家用	24,426	12,037	140	30,289,702			30,289,702	830,783	
			計	24,521	12,119	140	30,322,636			30,322,636	831,398	
		トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	318	132	186	2,648,623			2,648,623	37,641
				自家用	981	379	602	3,699,030			3,699,030	76,475
				計	1,299	511	788	6,347,653			6,347,653	114,116
	けん引車		営業用	47	10	37	646,940			646,940	6,645	
			自家用	13	1	12	217,866			217,866	2,981	
			計	60	11	49	864,806			864,806	9,626	
	被けん引車		営業用	34		34	377,121			377,121	7,542	
			自家用	7	1	6	54,796			54,796	1,644	
			計	41	1	40	431,917			431,917	9,186	
	貨客兼用車		営業用	5	3	2	4,376			4,376	44	
			自家用	1,784	882	902	1,814,731			1,814,731	46,146	
			計	1,789	885	904	1,819,107			1,819,107	46,190	
	計	営業用	404	145	259	3,677,060			3,677,060	51,872		
		自家用	2,785	1,263	1,522	5,786,423			5,786,423	127,246		
		計	3,189	1,408	1,781	9,463,483			9,463,483	179,118		
	バス	営業用	一般乗合用	13	5	8	140,048	60,000		80,048	1,189	
			一般乗合用以外	23	18	5	75,734			75,734	3,036	
		自家用	計	102	39	63	287,195			287,195	7,818	
	三輪の小型自動車	計	営業用	138	62	76	502,977	60,000		442,977	12,043	
			自家用									
			計									
		特殊用途車	営業用	334	60	3	3,840,326			3,840,326	53,471	
			自家用	474	243	44	1,491,804			1,491,804	40,983	
			計	808	303	47	5,332,130			5,332,130	94,454	
		計	営業用	869	310	3	7,766,102	60,000		7,706,102	110,183	
			自家用	27,787	13,582	184	37,855,124			37,855,124	1,006,830	
計			28,656	13,892	187	45,621,226	60,000		45,561,226	1,117,013		

区 分			新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①－②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③－ (④＋⑤)	税 額	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	14	2		12	千円 20,981	千円	千円	千円 20,981	千円 274	
		自家用	15,122	6,660	45	8,462	12,845,155			12,845,155	195,463	
		計	15,136	6,662	45	8,474	12,866,136			12,866,136	195,737	
		営業用	217	14		203	234,125			234,125	2,918	
		自家用	5,729	426	8	5,303	5,917,760			5,917,760	110,262	
		計	5,946	440	8	5,506	6,151,885			6,151,885	113,180	
	三 輪 車	営業用										
		自家用										
		計										
		計	営業用	231	16		215	255,106			255,106	3,192
			自家用	20,851	7,086	53	13,765	18,762,915			18,762,915	305,725
			計	21,082	7,102	53	13,980	19,018,021			19,018,021	308,917
総 計	営業用	1,100	326	3	774	8,021,208	60,000		7,961,208	113,375		
	自家用	48,638	20,668	237	27,970	56,618,039			56,618,039	1,312,555		
	計	49,738	20,994	240	28,744	64,639,247	60,000		64,579,247	1,425,930		

- (注)1 「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。
- 2 「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、法第150条、法第445条、法第446条、法第447条、法附則第12条の2の10第1項及び第4項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した自動車等の台数を記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。
- 4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 5 「A S V特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第6項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 6 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。
- 7 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーを記載した。
- 8 軽自動車税（環境性能割）については、県が徴収した令和5年2月から令和6年1月（市町村への払い込みが令和5年4月から令和6年3月）分の実績を記載した。

イ 中古車

区 分			新規登録、 新規検査又は届出台数 ①	移転登録 台 数 ②	自動車検査証 （軽自動車届 出済証）の記入に係るもの ③	計 ①＋②＋③ ④	非課税、課税 免除、減免及び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係るもの	課 税 台 数 ④－⑤	取 得 価 額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額
										千円	千円	千円
自動車 税 環 境 性 能 割	乗 用 車	普 通 車	営業用	56	20	22	98	98				
			自家用	11,442	13,841	3,924	29,207	27,557	20	1,650	2,126,698	61,357
		計		11,498	13,861	3,946	29,305	27,655	20	1,650	2,126,698	61,357
			営業用	62	80	60	202	201		1	687	14
		小 型 車	自家用	6,667	12,759	3,871	23,297	22,280	13	1,017	818,391	23,248
			計	6,729	12,839	3,931	23,499	22,481	13	1,018	819,078	23,262
		計	営業用	118	100	82	300	299		1	687	14
			自家用	18,109	26,600	7,795	52,504	49,837	33	2,667	2,945,089	84,605
		計		18,227	26,700	7,877	52,804	50,136	33	2,668	2,945,776	84,619
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	309	442	1,123	1,874	1,803		71	150,934	3,117
			自家用	1,427	2,438	819	4,684	4,578		106	230,721	7,244
			計	1,736	2,880	1,942	6,558	6,381		177	381,655	10,361
		けん引車	営業用	51	88	154	293	274		19	37,743	423
			自家用	9	12	11	32	31		1	502	47
			計	60	100	165	325	305		20	38,245	470
		被けん引車	営業用	18	96	33	147	140		7	9,775	195
			自家用	7	5	7	19	18		1	6,751	202
			計	25	101	40	166	158		8	16,526	397
		貨客兼用車	営業用	12	9	36	57	57				
			自家用	1,233	1,424	750	3,407	3,349		58	61,978	1,596
			計	1,245	1,433	786	3,464	3,406		58	61,978	1,596
	バス	計	営業用	390	635	1,346	2,371	2,274		97	198,452	3,735
			自家用	2,676	3,879	1,587	8,142	7,976		166	299,952	9,089
		計		3,066	4,514	2,933	10,513	10,250		263	498,404	12,824
		営業用	一般乗合用	27	9	23	59	58		1		
			一般乗合用以外	50	32	150	232	222		10	16,533	233
		自家用		48	80	40	168	165		3	6,003	180
			計	125	121	213	459	445		14	22,536	413
		三輪の小型自動車	営業用									
			自家用									
	特 種 用 途 車	計										
			営業用	166	419	687	1,272	1,193		79	264,334	6,352
		自家用		462	687	348	1,497	1,467		30	62,959	1,948
			計	628	1,106	1,035	2,769	2,660		109	327,293	8,300
		計	営業用	751	1,195	2,288	4,234	4,046		188	480,006	10,334
			自家用	21,295	31,246	9,770	62,311	59,445	33	2,866	3,314,003	95,822
	計	計		22,046	32,441	12,058	66,545	63,491	33	3,054	3,794,009	106,156

区 分			新規登録、 新規検査又は届出台数 ①	移転登録 台 数 ②	自動車検査証 （軽自動車届 出済証）の記入 に係るもの ③	計 ①＋②＋③ ④	非課税、課税 免除、減免及び 免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課 税 台 数 ④－⑤	取 得 価 額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額
軽自動車税 環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	21		3	24	24			千円	千円	千円
		自家用	23,239	32,711	8,202	64,152	62,757	2	1,395	971,501	971,501	13,433
		計	23,260	32,711	8,205	64,176	62,781	2	1,395	971,501	971,501	13,433
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	92	2	187	281	275		6	3,021	3,021	52
		自家用	5,549	10,550	1,742	17,841	17,294	2	547	315,624	315,624	5,733
		計	5,641	10,552	1,929	18,122	17,569	2	553	318,645	318,645	5,785
	三 輪 車	営業用										
		自家用										
		計										
	計	営業用	113	2	190	305	299		6	3,021	3,021	52
		自家用	28,788	43,261	9,944	81,993	80,051	4	1,942	1,287,125	1,287,125	19,166
		計	28,901	43,263	10,134	82,298	80,350	4	1,948	1,290,146	1,290,146	19,218
総 計		営業用	864	1,197	2,478	4,539	4,345		194	483,027	483,027	10,386
		自家用	50,083	74,507	19,714	144,304	139,496	37	4,808	4,601,128	4,601,128	114,988
		計	50,947	75,704	22,192	148,843	143,841	37	5,002	5,084,155	5,084,155	125,374

- （注） 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けた台数を記載した。
- 2 「自動車検査証（軽自動車届出済証）の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入（使用者変更）を受けたものを記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。
- 4 その他、前記アに準じて記載した。

ウ 新車・中古車

区 分			新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証（軽自動車届出済証）の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①－②	取 得 価 額	バリアフリー特例に係る控除額	A S V特例に係る控除額	課税標準額 ③－（④＋⑤）	税 額
			①	②			③	④	⑤		
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	108	99		9	千円 26,929	千円	千円 26,929	千円 538
			自家用	42,587	35,846	29	6,741	19,686,688		19,686,688	544,928
			計	42,695	35,945	29	6,750	19,713,617		19,713,617	545,466
		小型車	営業用	287	282		5	6,692		6,692	91
			自家用	34,343	26,028	144	8,315	13,548,103		13,548,103	370,460
			計	34,630	26,310	144	8,320	13,554,795		13,554,795	370,551
		計	営業用	395	381		14	33,621		33,621	629
			自家用	76,930	61,874	173	15,056	33,234,791		33,234,791	915,388
			計	77,325	62,255	173	15,070	33,268,412		33,268,412	916,017
		けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	2,192	1,935		257	2,799,557		2,799,557	40,758
			自家用	5,665	4,957		708	3,929,751		3,929,751	83,719
			計	7,857	6,892		965	6,729,308		6,729,308	124,477
	トラック	けん引車	営業用	340	284		56	684,683		684,683	7,068
			自家用	45	32		13	218,368		218,368	3,028
			計	385	316		69	903,051		903,051	10,096
		被けん引車	営業用	181	140		41	386,896		386,896	7,737
			自家用	26	19		7	61,547		61,547	1,846
			計	207	159		48	448,443		448,443	9,583
		貨客兼用車	営業用	62	60		2	4,376		4,376	44
			自家用	5,191	4,231		960	1,876,709		1,876,709	47,742
			計	5,253	4,291		962	1,881,085		1,881,085	47,786
		計	営業用	2,775	2,419		356	3,875,512		3,875,512	55,607
			自家用	10,927	9,239		1,688	6,086,375		6,086,375	136,335
			計	13,702	11,658		2,044	9,961,887		9,961,887	191,942
	バス	営業用	一般乗合用	72	63		9	140,048	60,000	80,048	1,189
			一般乗合用以外	255	240		15	92,267		92,267	3,269
		自家用		270	204		66	293,198		293,198	7,998
			計	597	507		90	525,513	60,000	465,513	12,456
	三輪の小型自動車		営業用								
			自家用								
			計								
	特殊用途車		営業用	1,606	1,253	3	353	4,104,660		4,104,660	59,823
			自家用	1,971	1,710	44	261	1,554,763		1,554,763	42,931
			計	3,577	2,963	47	614	5,659,423		5,659,423	102,754
		計	営業用	5,103	4,356	3	747	8,246,108	60,000	8,186,108	120,517
			自家用	90,098	73,027	217	17,071	41,169,127		41,169,127	1,102,652
			計	95,201	77,383	220	17,818	49,415,235	60,000	49,355,235	1,223,169

区 分			新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証（軽自動車届出済証）の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①－②	取 得 価 額	バリアフリー特例に係る控除額	A S V特例に係る控除額	課税標準額 ③－（④＋⑤）	税 額
			①	②			③	④	⑤		
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	38	26		12	千円 20,981	千円	千円	千円 20,981	千円 274
		自家用	79,274	69,417	47	9,857	13,816,656			13,816,656	208,896
		計	79,312	69,443	47	9,869	13,837,637			13,837,637	209,170
		営業用	498	289		209	237,146			237,146	2,970
		自家用	23,570	17,720	10	5,850	6,233,384			6,233,384	115,995
		計	24,068	18,009	10	6,059	6,470,530			6,470,530	118,965
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用									
		自家用									
	三 輪 車	営業用									
		自家用									
	計	営業用	536	315		221	258,127			258,127	3,244
自家用		102,844	87,137	57	15,707	20,050,040			20,050,040	324,891	
計		103,380	87,452	57	15,928	20,308,167			20,308,167	328,135	
総 計	営業用	5,639	4,671	3	968	8,504,235	60,000		8,444,235	123,761	
	自家用	192,942	160,164	274	32,778	61,219,167			61,219,167	1,427,543	
	計	198,581	164,835	277	33,746	69,723,402	60,000		69,663,402	1,551,304	

（注） 前記ア及びイに準じて記載した。

エ 取得価額段階別（新車）

区 分	50万円以下 の台 数	50万円を超え 100万円以下のもの			100万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超え 200万円以下のもの			200万円を超え 250万円以下のもの			250万円を超え 300万円以下のもの			300万円を超えるもの			合 計							
		台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額					
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用		千円	千円		千円	千円		千円	千円	1	2,465	49	5	14,360	287	3	10,104	202	9	26,929	538			
			自家用	17					278	505,239	15,146	569	1,282,217	36,876	1,864	5,208,278	131,695	2,367	10,564,256	299,854	5,078	17,559,990	483,571				
		計	17					278	505,239	15,146	570	1,284,682	36,925	1,869	5,222,638	131,982	2,370	10,574,360	300,056	5,087	17,586,919	484,109					
		小型車	営業用				2	2,832	14	2	3,173	63								4	6,005	77					
			自家用	2			1,351	1,847,389	48,024	4,905	8,480,337	250,524	874	1,949,507	39,727	149	393,979	7,323	17	58,500	1,614	7,296	12,729,712	347,212			
		計	2			1,353	1,850,221	48,038	4,907	8,483,510	250,587	874	1,949,507	39,727	149	393,979	7,323	17	58,500	1,614	7,300	12,735,717	347,289				
		計	営業用			2	2,832	14	2	3,173	63	1	2,465	49	5	14,360	287	3	10,104	202	13	32,934	615				
			自家用	19			1,351	1,847,389	48,024	5,183	8,985,576	265,670	1,443	3,231,724	76,603	2,013	5,602,257	139,018	2,384	10,622,756	301,468	12,374	30,289,702	830,783			
		計	19			1,353	1,850,221	48,038	5,185	8,988,749	265,733	1,444	3,234,189	76,652	2,018	5,616,617	139,305	2,387	10,632,860	301,670	12,387	30,322,636	831,398				
		トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用																186	2,648,623	37,641	186	2,648,623	37,641		
				自家用	1			4	5,992	180	15	26,468	686	22	47,485	1,424	16	45,738	1,253	544	3,573,347	72,932	601	3,699,030	76,475		
			計	1			4	5,992	180	15	26,468	686	22	47,485	1,424	16	45,738	1,253	730	6,221,970	110,573	787	6,347,653	114,116			
	けん引車		営業用																37	646,940	6,645	37	646,940	6,645			
			自家用																12	217,866	2,981	12	217,866	2,981			
	計																		49	864,806	9,626	49	864,806	9,626			
	被けん引車		営業用																34	377,121	7,542	34	377,121	7,542			
			自家用	1	1	851	26	1	1,105	33									4	52,840	1,585	6	54,796	1,644			
	計		1	1	851	26	1	1,105	33										38	429,961	9,127	40	431,917	9,186			
	貨客兼用車		営業用					1	1,498	30						1	2,878	14				2	4,376	44			
			自家用					425	635,816	19,002	241	390,743	10,435	40	87,585	2,626	45	128,636	2,113	151	571,951	11,970	902	1,814,731	46,146		
	計						426	637,314	19,032	241	390,743	10,435	40	87,585	2,626	46	131,514	2,127	151	571,951	11,970	904	1,819,107	46,190			
	計	営業用				1	1,498	30						1	2,878	14	257	3,672,684	51,828	259	3,677,060	51,872					
		自家用	2	1	851	26	430	642,913	19,215	256	417,211	11,121	62	135,070	4,050	61	174,374	3,366	711	4,416,004	89,468	1,521	5,786,423	127,246			
	計	2	1	851	26	431	644,411	19,245	256	417,211	11,121	62	135,070	4,050	62	177,252	3,380	968	8,088,688	141,296	1,780	9,463,483	179,118				
	バス	営業用	一般乗合用 以外																9	140,048	1,189	9	140,048	1,189			
																		1	2,973	59	3	72,761	2,977	4	75,734	3,036	
		自家用																	52	11,422	523	59	275,773	7,224	63	287,195	7,818
			計																	52	14,395	582	71	488,582	11,390	76	502,977
	三輪の自動車	営業用	営業用																								
			自家用																								
		計																									
		特種用途車	営業用																								
			自家用	18	1	617	19	2	2,700	81	13	23,300	699	6	14,442	433	7	20,385	611	218	1,430,360	39,140	247	1,491,804	40,983		
		計	18	1	617	19	2	2,700	81	13	23,300	699	7	16,925	483	11	31,409	832	487	5,257,179	92,340	521	5,332,130	94,454			
	計	営業用					3	4,330	44	2	3,173	63	2	4,948	99	11	31,235	581	541	7,722,416	109,396	559	7,766,102	110,183			
		自家用	39	2	1,468	64	1,783	2,493,002	67,320	5,452	9,426,087	277,490	1,511	3,381,236	81,138	2,085	5,808,438	143,518	3,372	16,744,893	437,300	14,205	37,855,124	1,006,830			
計	39	2	1,468	64	1,786	2,497,332	67,364	5,454	9,429,260	277,553	1,513	3,386,184	81,237	2,096	5,839,673	144,099	3,913	24,467,309	546,696	14,764	45,621,226	1,117,013					

区	分	50万円 以下の 台 数	50万円を超え 100万円以下のもの			100万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超え 200万円以下のもの			200万円を超え 250万円以下のもの			250万円を超え 300万円以下のもの			300万円を超えるもの			合 計			
			台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	2	1	千円 969	千円 19	3	千円 4,300	千円 65	9	千円 15,712	千円 190		千円	千円		千円	千円		千円	千円	13	千円 20,981	千円 274
		自家用	6,600	293	265,585	5,231	3,108	4,194,343	54,330	4,970	8,317,258	134,604	33	67,969	1,298							8,404	12,845,155	195,463
		計	6,602	294	266,554	5,250	3,111	4,198,643	54,395	4,979	8,332,970	134,794	33	67,969	1,298							8,417	12,866,136	195,737
	四輪トラック	営業用	14	4	3,772	75	197	228,655	2,809	1	1,698	34									202	234,125	2,918	
		自家用	398	1,850	1,695,406	33,830	3,401	4,048,905	73,154	109	170,623	3,221			1	2,826	57				5,361	5,917,760	110,262	
		計	412	1,854	1,699,178	33,905	3,598	4,277,560	75,963	110	172,321	3,255			1	2,826	57				5,563	6,151,885	113,180	
	三輪車	営業用																						
		自家用																						
		計																						
	計	営業用	16	5	4,741	94	200	232,955	2,874	10	17,410	224									215	255,106	3,192	
		自家用	6,998	2,143	1,960,991	39,061	6,509	8,243,248	127,484	5,079	8,487,881	137,825	33	67,969	1,298	1	2,826	57				13,765	18,762,915	305,725
		計	7,014	2,148	1,965,732	39,155	6,709	8,476,203	130,358	5,089	8,505,291	138,049	33	67,969	1,298	1	2,826	57				13,980	19,018,021	308,917
総 計	営業用	16	5	4,741	94	203	237,285	2,918	12	20,583	287	2	4,948	99	11	31,235	581	541	7,722,416	109,396	774	8,021,208	113,375	
	自家用	7,037	2,145	1,962,459	39,125	8,292	10,736,250	194,804	10,531	17,913,968	415,315	1,544	3,449,205	82,436	2,086	5,811,264	143,575	3,372	16,744,893	437,300	27,970	56,618,039	1,312,555	
	計	7,053	2,150	1,967,200	39,219	8,495	10,973,535	197,722	10,543	17,934,551	415,602	1,546	3,454,153	82,535	2,097	5,842,499	144,156	3,913	24,467,309	546,696	28,744	64,639,247	1,425,930	

オ 取得価額段階別（中古車）

区	分	50万円 以下の 台 数	50万円を超え 70万円以下のもの			70万円を超え 90万円以下のもの			90万円を超え 110万円以下のもの			110万円を超え 130万円以下のもの			130万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計				
			台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額		
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	73		千円	千円			千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		
			自家用	21,080	472	278,005	7,942	284	226,714	6,392	197	196,810	5,719	130	153,820	4,354	126	174,144	5,058	441	1,097,205	31,892	1,650	2,126,698	61,357
			計	21,153	472	278,005	7,942	284	226,714	6,392	197	196,810	5,719	130	153,820	4,354	126	174,144	5,058	441	1,097,205	31,892	1,650	2,126,698	61,357
		小型車	営業用	137	1	687	14														1	687	14		
			自家用	18,144	401	238,373	6,624	293	233,494	6,773	237	235,996	6,904	59	71,259	1,913	19	25,999	668	8	13,270	366	1,017	818,391	23,248
			計	18,281	402	239,060	6,638	293	233,494	6,773	237	235,996	6,904	59	71,259	1,913	19	25,999	668	8	13,270	366	1,018	819,078	23,262
		計	営業用	210	1	687	14														1	687	14		
			自家用	39,224	873	516,378	14,566	577	460,208	13,165	434	432,806	12,623	189	225,079	6,267	145	200,143	5,726	449	1,110,475	32,258	2,667	2,945,089	84,605
			計	39,434	874	517,065	14,580	577	460,208	13,165	434	432,806	12,623	189	225,079	6,267	145	200,143	5,726	449	1,110,475	32,258	2,668	2,945,776	84,619
	トラック	けん引車・被けん引車・けん引車を除いたもの	営業用	1,066	20	11,737	114	14	11,083	84	3	2,995	46	5	5,932	82	8	11,374	121	21	107,813	2,670	71	150,934	3,117
			自家用	3,293	16	9,496	204	11	9,146	148	11	11,068	199	13	15,598	288	3	4,215	84	52	181,198	6,321	106	230,721	7,244
			計	4,359	36	21,233	318	25	20,229	232	14	14,063	245	18	21,530	370	11	15,589	205	73	289,011	8,991	177	381,655	10,361
		けん引車	営業用	126	9	5,279	81	2	1,563	12	1	1,035	21							7	29,866	309	19	37,743	423
			自家用	18	1	502	10														37	1	502	47	
			計	144	10	5,781	91	2	1,563	12	1	1,035	21							7	29,866	346	20	38,245	470
		被けん引車	営業用	113	2	1,074	21	1	847	17				1	1,250	25				3	6,604	132	7	9,775	195
			自家用	13																1	6,751	202	1	6,751	202
			計	126	2	1,074	21	1	847	17				1	1,250	25				4	13,355	334	8	16,526	397

区 分	50万円 以下の 台 数	50万円を超え 70万円以下のもの			70万円を超え 90万円以下のもの			90万円を超え 110万円以下のもの			110万円を超え 130万円以下のもの			130万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計		
		台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額
自動車税環境性能割	トラック	貨客兼用車	営業用	37		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
			自家用	2,504	14	8,608	245	10	7,675	183	18	17,845	384	4	4,783	119	4	5,593	141	8	17,474	524
			計	2,541	14	8,608	245	10	7,675	183	18	17,845	384	4	4,783	119	4	5,593	141	8	17,474	524
		計	営業用	1,342	31	18,090	216	17	13,493	113	4	4,030	67	6	7,182	107	8	11,374	121	31	144,283	3,111
			自家用	5,828	31	18,606	459	21	16,821	331	29	28,913	583	17	20,381	407	7	9,808	225	61	205,423	7,084
			計	7,170	62	36,696	675	38	30,314	444	33	32,943	650	23	27,563	514	15	21,182	346	92	349,706	10,195
	バス	営業用	一般乗合用	23																		
			一般乗合用以外	90				1	801	16							5	15,732	217	6	16,533	233
		自家用		123	1	502	15										2	5,501	164	3	6,003	179
		計		236	1	502	15	1	801	16							7	21,233	381	9	22,536	412
	三輪の小型自動車	営業用	営業用																			
			自家用																			
			計																			
		特種用途車	営業用	612	25	14,558	168	13	9,953	117	6	6,126	73	2	2,268	61	2	2,831	73	36	228,598	5,860
			自家用	1,017	3	1,732	59	9	6,740	179	4	3,986	120				1	1,303	133	13	49,198	1,458
			計	1,629	28	16,290	227	22	16,693	296	10	10,112	193	2	2,268	61	3	4,134	206	49	277,796	7,318
		計	営業用	2,277	57	33,335	398	31	24,247	246	10	10,156	140	8	9,450	168	10	14,205	194	72	388,613	9,188
			自家用	46,192	908	537,218	15,099	607	483,769	13,675	467	465,705	13,326	206	245,460	6,674	153	211,254	6,084	525	1,370,597	40,964
			計	48,469	965	570,553	15,497	638	508,016	13,921	477	475,861	13,466	214	254,910	6,842	163	225,459	6,278	597	1,759,210	50,152
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	営業用	24																		
			自家用	62,734	890	535,084	7,314	431	345,702	4,359	95	89,132	1,744				1	1,583	16	1,417	971,501	13,433
			計	62,758	890	535,084	7,314	431	345,702	4,359	95	89,132	1,744				1	1,583	16	1,417	971,501	13,433
		四輪トラック	営業用	275	6	3,021	52													6	3,021	52
			自家用	17,283	478	276,427	4,974	45	37,042	716	1	950	19	1	1,205	24				525	315,624	5,733
			計	17,558	484	279,448	5,026	45	37,042	716	1	950	19	1	1,205	24				531	318,645	5,785
	三輪車	営業用	営業用																			
			自家用																			
			計																			
		計	営業用	299	6	3,021	52													6	3,021	52
			自家用	80,017	1,368	811,511	12,288	476	382,744	5,075	96	90,082	1,763	1	1,205	24		1	1,583	16	1,942	1,287,125
			計	80,316	1,374	814,532	12,340	476	382,744	5,075	96	90,082	1,763	1	1,205	24		1	1,583	16	1,948	1,290,146
総 計	計	営業用	営業用	2,576	63	36,356	450	31	24,247	246	10	10,156	140	8	9,450	168	10	14,205	194	72	388,613	9,188
			自家用	126,209	2,276	1,348,729	27,387	1,083	866,513	18,750	563	555,787	15,089	207	246,665	6,698	153	211,254	6,084	526	1,372,180	40,980
			計	128,785	2,339	1,385,085	27,837	1,114	890,760	18,996	573	565,943	15,229	215	256,115	6,866	163	225,459	6,278	598	1,760,793	50,168
			計																			

(注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。

2 「税額」欄には、取得年度に関わらず、令和5年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和5年度に取得したものを記載した。

(2) 自動車税種別割に関する調

区 分	賦課期日	賦課期	② の	② の	② の	差 引	⑥のうち	⑥のうち	⑧のうち	⑧のうち	⑥のうち	⑩のうち	⑩のうち	賦 課 期 日	⑭ の う ち	⑭ の う ち	⑭ の う ち	⑭ の う ち	⑭ の う ち	年 度 末	年 度 末	年 度 末	年 度 末	⑳ の う	年 度 末	㉑ の う	㉑ の う	㉑ の う	㉑ の う	年 度 末
	現 在	日	う ち	う ち	う ち	課税台数	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリーン化	ちガソリン	ちディー		⑰ に 係 る	⑰ に 係 る	⑰ に 係 る	⑰ に 係 る	⑰ に 係 る	現 在	現 在	現 在	現 在	ち 身 体	年 度 末	ち 電 気	ち天然	ちプラ	年 度 末	
	現在台	現在台	非課税	免 除	減 免	②－③	の構成	の適用を	の軽減の	の軽減の	の適用を	車又はL	ーゼル	現 在	⑰ に 係 る	⑰ に 係 る	⑰ に 係 る	⑰ に 係 る	⑰ に 係 る	非 課 税	課 税 免	減 免	等 に 係	る も の	台 数	る も の	の ㉒	の ㉓	の ㉔	の ㉕
登録台数	①	②	台 数	台 数	台 数	+④+⑤+⑥	員等分	もの	もの	もの	もの	P G 車	車	調 定 額	調 定 額	調 定 額	調 定 額	調 定 額	登 録 台 数	台 数	台 数	台 数	る も の	台 数	る も の	の ㉖	の ㉗	の ㉘	調 定 額	
営 業 用	1,000cc 1,500以cc 超 下	18	18				18				1	1		136				9		19					19	5				137
	1,000cc 超 1,500cc 以下	488	488				488	22	22		5	4	1	4,022		55		39	10	591					590				4,273	
	1,500cc 超 2,000cc 以下	1,514	1,488				1,488	1	1		555	555		14,906		3		6,050		1,356					1,336		1	14,148		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	30	27				27				10	5	5	393				79	79	36					30			380		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	166	165				165				70	43	27	2,751				774	486	170					169			2,765		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	2	2				2				2	2		41				41		2					2			41		
	3,500cc 超 4,000cc 以下																													
	4,000cc 超 4,500cc 以下	4	4				4				4	4		108				108		4					4			108		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	3	3				3				2	2		90				62		3					3			90		
	5,000cc4,500cc超 以下																													
小 計	2,225	2,195				2,195	23	23		649	616	33	22,447		58		7,162	575	2,181					2,153	5	1	21,942			
乗 用 車	1,000cc 1,500以cc 超 下	26,275	25,965	38	11	1,034	24,882	55			2,860	2,860		745,439	459			96,954		24,510	36	10	1,069	1,069		23,158	474		8	724,017
	1,000cc 超 1,500cc 以下	126,089	123,953	344	82	5,407	118,120	1,237			26,946	26,943	3	4,180,560	10,692			1,066,943	119	115,118	324	77	5,587	5,587		107,616		37	4,007,509	
	1,500cc 超 2,000cc 以下	104,635	100,850	732	124	3,897	96,097	2,532			26,584	26,293	291	3,888,402	36,447			1,193,702	13,211	97,398	692	123	4,086	4,084		89,429		832	3,739,021	
	2,000cc 超 2,500cc 以下	45,141	43,186	239	14	1,037	41,896	916			15,050	14,765	285	1,928,478	17,139			730,208	14,281	42,157	226	13	1,077	1,077		39,065		80	1,855,101	
	2,500cc 超 3,000cc 以下	9,611	8,710	59	118		8,533	302			5,354	4,009	1,345	453,394	5,635			225,984	78,545	8,716	54	117			7,713		3	427,121		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	5,628	5,335	9	1		5,325	220			2,630	2,427	203	314,797	4,180			156,660	13,540	5,182	10	1			4,883			300,837		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	1,866	1,598	2			1,596	41			593	592	1	107,878	779			44,185	76	1,800	2				1,544			104,871		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	936	780	3			777	12			666	660	6	64,709	228			56,516	527	811	2				657			60,529		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	1,353	1,281	5			1,276	15			523	523		115,932	330			51,747		1,282	4				1,207			112,121		
	5,000cc4,500cc超 以下	71	71				71				24	24		8,234				3,017		72					72			8,571		
小 計	321,605	311,729	1,431	350	11,375	298,573	5,330			81,230	79,096	2,134	11,807,823	75,889			3,625,916	120,299	297,046	1,350	341	11,819	11,817	275,344	474		960	11,339,698		
自 家 用 (旧 税 率 適 用 外)	1,000cc 1,500以cc 超 下	18,579	18,578	25	3	602	17,948		92	92				447,025		598				22,112	30	5	692	692		21,361	303		2	495,812
	1,000cc 超 1,500cc 以下	29,917	29,917	61	10	799	29,047		16	16				885,620		128				39,546	84	12	992	992		38,417		60	1,021,302	
	1,500cc 超 2,000cc 以下	18,866	18,866	131	12	493	18,230		18	18				655,824		162				25,032	159	18	618	618		24,198		127	754,872	
	2,000cc 超 2,500cc 以下	7,157	7,157	30		181	6,946		314	314				291,953		3,454				9,477	37	1	219	219		9,202		836	335,074	
	2,500cc 超 3,000cc 以下	1,508	1,508	11	12		1,485							73,296						1,875	11	16				1,848		2	82,473	
	3,000cc 超 3,500cc 以下	404	404	6			398							22,295						667	7					661		1	29,626	
	3,500cc 超 4,000cc 以下	184	184				184							11,922						215						215		2	12,636	
	4,000cc 超 4,500cc 以下	21	21				21							1,586						24						24		1	1,730	
	4,500cc 超 6,000cc 以下	39	39				39							3,393						45						45			3,559	
	5,000cc4,500cc超 以下	6	6				6							660						11						11			816	
小 計	76,681	76,680	264	37	2,075	74,304		440	440				2,393,574		4,342				99,004	328	52	2,521	2,521		95,982	303		1,031	2,737,900	
計	A	400,511	390,604	1,695	387	13,450	375,072	5,330	463	463	81,879	79,712	2,167	14,223,844	75,889	4,400		3,633,078	120,874	398,231	1,678	393	14,340	14,338	373,479	782		1,992	14,099,540	

区 分	試課期日	試課期日	② の	② の	② の	差 引	⑥のう	⑥のう	⑤のうち75%	⑤のうち50%	⑥のう	⑪のうちガソ	⑪のう	賦 課 期 日	⑭ の う ち	⑭ の う ち	⑭ の う ち	⑭ の う ち	⑭ の う ち	⑭ の う ち	年 度 末	現 年 度 末	現在	年 度 末	現在	⑬ の	う	年 度 末	⑮ の う	⑮のう	⑮のう	年 度 末			
	現 在		う ち	う ち	う ち	課税台数	ち合衆	ちグリ			ちグリ	リン車又はL	ちディ	現 在	⑦ に 係 る	⑨ に 係 る	⑩ に 係 る	⑪ に 係 る	⑪ に 係 る	⑪ に 係 る	在	登録	非 課 税	課 税 免 除 減		ち 身 体	の	年 度 末	ち 電 気	ち天然	⑮のう	年 度 末			
	登録台数	現在台数	台 数	課 税 免 除	減 免	②－③	国軍隊	ーン化	⑤のうち75%	⑤のうち50%	ーン化	PG車	車	調 定 額	調 定 額	調 定 額	調 定 額	調 定 額	調 定 額	調 定 額	台	数	台	数	数	免 障 害 者	の	台	を 動 力	ち天然	⑮のう	年 度 末			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	台	数	台	数	数	等 に 係	る も の	台	を 動 力	ち天然	⑮のう	年 度 末			
ト レ ー ラ ー ・ 貨 客 兼 用 車 を 除 く シ ン ク	営業 用	1 トン 以 下	196	192				192			54	13	41	1,280					92	291	186								181			1,240			
		1 トン超2トン以下	1,259	1,237			1,237				489	1	488	11,573					10	4,831	1,247									1,223			11,537		
		2トン超3トン以下	1,553	1,536			1,536				484		484	19,013						6,389	1,584									1,569			19,236		
		3トン超4トン以下	728	720			720				367		367	11,351						6,056	685									682			11,019		
		4トン超5トン以下	73	73			73				38		38	1,419						771	74									73			1,383		
		5トン超6トン以下	50	49			49				17		17	1,115						411	46									45			1,107		
		6トン超7トン以下	171	167			167				67		67	4,426						1,876	174									171			4,467		
		7トン超8トン以下	179	175			175				76		76	5,383						2,462	180									176			5,323		
		8 トン 超	3,793	3,755			3,755				1,229		1,229	194,624						69,211	3,707									3,672			192,004		
		小 計	49,621	48,728	36	11	4,731				2,272	780	1,492	39,666					6,864	13,130	4,843	37				11	11			4,616	2		39,183		
	けん 引 車	営業用	1 トン 以 下	4,946	4,778	36			4,731			2,272	780	1,492	39,666					6,864	13,130	4,843		37				11	11			4,616	2		39,183
			1 トン超2トン以下	21,985	21,529	165	37	21,327	4			15,723	111	15,612	262,638		128			1,399	196,711	21,437	160				40	40			20,792			259,341	
			2トン超3トン以下	6,197	6,125	71		6,054	4			3,388		3,388	102,324		104				59,629	6,269	71								6,120			102,210	
			3トン超4トン以下	5,125	5,051	76	1	4,974	3			2,840	2	2,838	107,632		47				63,855	5,154	75				1	1			5,003			107,932	
			4トン超5トン以下	474	468	8		460	7			250		250	12,327		150				7,000	471	9								459			12,162	
		自家用	5トン超6トン以下	218	218	7		211	1			109		109	6,659		32				3,597	223	8									214			6,671
			6トン超7トン以下	369	369	13		356				220		220	13,230						8,470	380	12									369			13,356
			7トン超8トン以下	409	405	1		404	4			208		208	17,062		30				9,256	417	1									411			16,810
			8 トン 超	1,896	1,881	5		1,876	5			1,040		1,040	115,709		111				67,193	1,960	5									1,933			115,443
			小 計	49,621	48,728	382	49	48,297	28			28,871	907	27,964	927,431	602			8,410	521,139	49,037	378		52	52						47,709	2		920,424	
	ト レ ー ラ ー 被 けん 引 車	営業用	小 型 車																																
			普 通 車	1,020	1,016			1,016				255		255	15,724					4,233	1,017										1,013			15,811	
			小 型 車																																
			普 通 車	117	116			116				55		55	2,500					1,243	126											125			2,614
			小 計	1,137	1,132			1,132				310		310	18,224					5,476	1,143										1,138			18,425	
		自家用	小 型 車																																
普 通 車			9	9			9							68							11										11			77	
普 通 車			920	916			916							63,007						904										900			63,330		
小 型 車			12	10	1		9							48						12	1									9			48		
普 通 車			42	40	9		31							316						42	9									31			329		
普 通 車	131	128			128							10,720							134									131			10,920				
小 計	1,114	1,103	10		1,093							74,159							1,103	10								1,082			74,704				
貨 客 兼 用 車	営業用	1,000cc 以 下																																	
		1,000cc超1,500cc以下	82	79			79				43	42	1	932				517	12	71		2							69			891			
		1,500cc 超	190	174			174				79	13	66	2,372					182	929	190		11						172			2,362			
		小 計	8	8	1		7				3	3		96					44	9	1								8	4		97			
ク	車	自家用	1,000cc超1,500cc以下	8,158	8,091	74	2	27	7,988	2		976	919	57	115,581	15			14,444	879	8,443	71			31	31			8,275			118,019			
			1,500cc 超	20,446	19,878	378	9	107	19,384	16		7,438	1,234	6,204	328,825	316				21,775	112,334	20,335	377			114	114			19,302			328,110		
			小 計	28,884	28,230	453	11	134	27,632	18		8,539	2,211	6,328	447,806	331				36,962	114,154	29,048	449	13		145	145			27,826	4		449,479		
			計	B	80,756	79,193	845	11	183	78,154	46			37,720	3,118	34,602	1,467,620	933			45,372	640,769	80,331	837	13		197	197			77,755	6		1,463,032	

区 分	賦課期日	賦課期日	② の	② の	② の	差 引	⑥のう	⑥のう	⑧のうち75%	⑧のうち50%	⑥のう	⑪のうちガソ	⑪のう	賦 課 期 日	⑬ の う ち	⑬ の う ち	⑬ の う ち	⑬ の う ち	⑬ の う ち	⑬ の う ち	年 度 末	現 年 度 末	現 在 年 度 末	現 在 年 度 末	現 在 年 度 末	⑬ の う	年 度 末	⑬ の う	⑬ の う	⑬ の う	年 度 末	
	現 在		う ち	う ち	う ち	課税台数	ち合衆	ちグリ			ちグリ	リン車又はL	ちディ	現 在	⑦ に 係 る	⑨ に 係 る	⑩ に 係 る	⑫ に 係 る	⑬ に 係 る	⑬ に 係 る	在	登録	非 課 税	課 税 免 除	減 免	免 障 害 者	ち 身 体	年 度 末	ち 電 気	ち天然	⑬ の う	
	登録台数	現在台数	台 数	台 数	台 数	②－③ ＋④＋⑤	の構成 員等分	ーン化 による 軽課の 適用を 受けた もの	軽減のもの	軽減のもの	ーン化 による 重課の 適用を 受けた もの	PG車	車	調 定 額	⑬ に 係 る	⑬ に 係 る	⑬ に 係 る	⑬ に 係 る	⑬ に 係 る	⑬ に 係 る	台	数	台	数	台	数	に 係 る	の 動 力	の 動 力	の 動 力	調 定 額	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	千円
バ ー	一 般 乗 用 車	30人以下	89	89										1,068							90				10		79					964
		30人超40人以下	47	47										682							50					46					693	
		40人超50人以下	56	56										980							54		7		46						856	
		50人超60人以下	341	341	119	222								4,440							314	117		65		129					2,979	
		60人超70人以下	60	60	8	52								1,170							70	4		25		41					678	
		70人超80人以下	175	175	118	57								1,453							191	129		24		38					875	
		80人超	6	6		6								174							6			2		4					116	
		小 計	774	774	245	529								9,967							775	250		133		383					7,161	
	一 般 乗 用 車 以 外	30人以下	246	244		244					146	2	144	6,845				58		4,190	251					250					6,862	
		30人超40人以下	43	43		43					24		24	1,453						845	44					48					1,404	
ス	自 家 用 車	40人超50人以下	125	124		124					86		86	5,039						3,595	124					124					5,021	
		50人超60人以下	341	340		340					181		181	15,756						8,760	348					352					15,902	
		60人超70人以下	71	71		71					31		31	3,741						1,721	77					77					3,734	
		70人超80人以下	11	11	10	1					1		1	63						63	1					1					63	
		80人超																														
		小 計	837	833	10	823					469	2	467	32,897				58		19,174	845					852					32,986	
		30 人 以 下	1,572	1,554	198	229	1,127				532	28	504	38,947				1,016		18,295	1,540	195	214		1,109					38,712		
		30 人 超 40 人 以 下	55	53	16	15	22				11		11	947						496	53	16	15		20					919		
	40 人 超 50 人 以 下	182	180	114	1	65				42		42	3,391						2,264	171	112	1		57					3,217			
	50 人 超 60 人 以 下	69	66	28	38					33		33	2,354						2,069	62	22			37					2,364			
用 以 外	60 人 超 70 人 以 下	20	20	8	12					4		4	812						288	21	8			13					812			
	70 人 超 80 人 以 下	4	4	2	2					2		2	163						163	4	2			2					163			
80 人 超	6	6	2	4					4		4	365						365	5	2			3						365			
小 計	1,908	1,883	368	245	1,270					628	28	600	46,979				1,016		23,940	1,856	357	230		1,241					46,545			
計 C	3,519	3,490	623	245	2,622					1,097	30	1,067	89,843				1,074		43,114	3,476	607	230	133		2,476					86,692		
三 輪 自 家 用 車	管 業 用																															
	計 D	17	15		15					15	15		114						114	16				15						124		
	管 業 用	5,333	5,294		102	5,192				1,340	146	1,194	192,973						1,544	43,639	5,291		113	113	5,152					192,964		
	特 種 用 途 車	14,634	14,421	2,429	292	1,758	9,942	10	2	4,687	489	4,198	205,213	193	10				14,403	99,008	14,600	2,424	284	1,846	1,846	10,030				204,301		
計 E	19,967	19,715	2,429	292	1,860	15,134	10	2	6,027	635	5,392	398,186	193	10				15,947	142,647	19,891	2,424	284	1,959	1,959	15,182					397,265		
合 計 A + B + C + D + E	504,770	493,017	5,592	935	15,493	470,997	5,386	465	465			126,738	77,015	4,410				3,695,585	947,404	501,945	5,546	920	16,629	16,494	468,907	788		1,992	16,046,653			

(注) 1 「賦課期日現在登録台数」及び「年度末現在登録台数」欄には、自動車登録ファイルに登録されている台数を記載した。
2 「賦課期日現在台数」欄には、賦課期日現在における課税自動車の台数と「非課税台数」、「課税免除台数」及び「減免台数」欄の合計台数を記載した。
3 「②のうち非課税台数」及び「年度末現在非課税台数」欄には、法第148条により非課税とした自動車の台数を、「②のうち課税免除台数」及び「年度末現在課税免除台数」欄には、条例により全額を課税免除した自動車の台数を、「②のうち減免台数」及び「年度末現在減免台数」欄には、条例により全額を減免した自動車の台数を記載した。
4 「⑥のうち合衆国軍隊の構成員等分」欄には、「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」（平成11年2月16日自治税企第4号各都道府県知事あて・自治事務次官通達）による税率により課税する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車について記載した。
5 「⑥のうちグリーン化による軽課の適用を受けたもの」及び「⑥のうちグリーン化による重課の適用を受けたもの」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定（グリーン化特例）の適用を受けた自動車の台数を記載した。
6 「⑬のうち⑩に係る調定額」、「⑬のうち⑩に係る調定額」、「⑬のうち⑫に係る調定額」及び「⑬のうち⑬に係る調定額」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定を適用した後の金額を記載した。
7 「②のうち身体障害者等に係るもの」欄には、身体障害者等について全額を減免した自動車台数を記載した。
8 ローターエンジン車については、取扱通知第10章17により算出した総排気量区分に応じて記載した。
9 各欄の台数及び調定額は旧法の自動車税及び自動車税種別割を合わせた数値を記載した。

8 鉱 区 税 に 関 す る 調

区 分	総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額
	件 数	面積又は延長 百アール	件 数	面積又は延長 百アール	件 数	面積又は延長 百アール	
砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区	41	5,001			41	5,018	2,007
砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区		千メートル		千メートル		千メートル	
合 計	41				41		2,007

9 狩 猟 税 に 関 す る 調

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	234	千円 2,998
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	
		③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	40 328
		④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	64 525
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	130 2,145
		所得割額の納付を要しない者	28	215
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	
		⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	11 61
		⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	6 33
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	11 121
		課税免除	615	
		⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	606	
		⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	9	
	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	2	12
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	
		⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	
		⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	1 4
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	1 8
		所得割額の納付を要しない者		
		⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	
		⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	
		⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	
		㉑ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	
		㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	
		課税免除	12	
		㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	12	
		㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの		
	わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	56	389
		㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	
		㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	
		㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	4 16
		㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	13 53
		㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	39 320
		所得割額の納付を要しない者	3	14
		㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	
		㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	
		㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	
		㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1 3
		㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	2 11
		課税免除	196	
		㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	191	
		㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	5	
	第二種銃猟免許に係る登録		21	74
		㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	
		㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	
		㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの		6
		㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの		
		㊶ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	
		㊷ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	3 8
		㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	12 66
① ～ ④③ の 合 計			1,167	3,702

10 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等

区 分		数 量 ・ 件 数	
引 取 数 量	①	543,884	キロリットル
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	150,228	
差 引	①-②	393,656	
欠 減 量	特 約 業 者 分	1/100	3,501
	元 売 業 者 分	0.3/100	131
	計	④	3,632
課 税 標 準 量	③-④	⑤	390,024
申 告 納 付 等 の 分	燃料炭化水素油の販売量（法144の2③）		
	【 課 税 対 象 と な ら な い 数 量 】		
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量（法144の2④）		
	【 課 税 対 象 と な ら な い 数 量 】		
	炭化水素油の消費量（法144の2⑤）		
	【 課 税 対 象 と な ら な い 数 量 】		
	みなす課税された軽油の消費・譲渡量（法144の3①V）		8
	【 課 税 対 象 と な ら な い 数 量 】		【 8 】
	みなす課税された軽油の輸入量（法144の3①VI）		
	そ の 他		2,807
	【 課 税 対 象 と な ら な い 数 量 】		【 1,309 】
	計		2,815
	【 課 税 対 象 と な ら な い 数 量 の 計 】		【 1,317 】
課 税 標 準 量	⑥-⑦	⑧	1,498
合 計	⑤+⑧		391,522
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	{ 本 店 の 数	数 件
	特 約 業 者	{ 事 務 所 等 の 数	数 件
	計	{ 登 録 数	数 件
		{ 本 店 の 数	数 件
		{ 事 務 所 等 の 数	数 件
	{ 登 録 数	数 件	
			事 務 所 等 の 数
仮 特 約 業 者	{ 本 店 の 数	数 件	
			登 録 数
そ の 他 の 者	{ 事 務 所 等 の 数	数 件	
			本 店 の 数

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者らの現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用され軽油に対する軽油引取税の免除について」（平成元年12月28日付け自治府第103号（自治省税務局長通達））に係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和6年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数（主たる事務所又は事業所を含む）を記載した。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油

区 分	免 税 使 用 者 等	数 量	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
			件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
法 第 百 四 十 四 条 の 五	輸 出	1								
	課 税 済	52		千円		千円		千円		千円
小 計 A		53		52,812						
法 第 百 四 十 四 条 の 六	石 油 化 学 製 品 製 造 業									
	船 舶	2,379		36,459	2	129				
法 附 則 第 十 二 条	自 衛 隊 （ 機 械 等 ）	6		900						
	鉄 道 事 業 又 は 軌 道 事 業	4		5,096	1	128				
第 十 二 条	農 業 等	9,526		19,431						
	林 業 等	78		5,349						
の	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く）	10		156						
	生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業									
二	鉱 物 の 掘 採 事 業	52		8,793	328	547				
	と び ・ 土 工 工 事 業	1		55						
七	鉱 さ い バ ラ ス 製 造 業	5		870	1	6				
	港 湾 運 送 業	6		131						
第 一	倉 庫 業	1		1						
	貨 物 利 用 運 送 事 業	5		42						
項	鉄 道 貨 物 積 卸 業	12		154						
	航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	28		521						
索	廃 棄 物 処 理 事 業	2		10						
	木 材 加 工 業	1		135						
小 計 B	木 材 市 場 業	10		169						
	パ ー ク た い 肥 製 造 業	12		154						
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 五 項 関 係	道 事 業	2		10						
	小 計 B	12,126		78,272	332	810				
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 六 項 関 係	ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係	2		19,144						
	ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係									
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 七 項 関 係	ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係									
	ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係									
ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係	外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係									
	外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係									
合 計 A+B+C+D+E+F+G		12,181		150,228	332	810				

- (注) 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るものを記載した。
- 2 「林業等」欄には、素材生産業を含む。
- 3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和6年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和6年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。
- 4 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。
- 5 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

11 徴収状況に関する調

区 分	調 定 額		納 期 内 収 入 額				滞 納 額 ① − ②				滞 納 額 ③ の う ち 整 理 済 額					
	①		②				③				任 意 徴 収 ④				差 押 徴 収 ⑤	
	件 数	税 額	件 数	左 の う ち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	税 額	左 の う ち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	件 数	左 の う ち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	左 の う ち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	件 数	左 の う ち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	左 の う ち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	任 意 納 税	
															件 数	税 額
現 年 課 税 分	法 人 県 民 税	千円 32,4592,414,866	28,403		千円 2,308,611	千円	4,056		千円 106,255	千円	3,803		千円 99,901	千円	2	千円 36
	法 人 事 業 税	17,65027,289,502	15,253		26,646,760		2,397		642,742		2,318		621,594			
	個 人 事 業 税	12,0781,076,581	10,694		957,081		1,384		119,500		1,245		101,830		1	341
	不動産取得税	15,7421,833,100	14,416		1,739,828		1,326		93,272		1,202		82,084		2	511
	自動車税	18,1691,223,169	18,169	9,597	1,223,169	625,350										
	環境性能割															
	自動車税	502,64216,046,653	447,701	18,865	14,802,568	325,090	54,941		1,244,085		53,512		1,191,537		71	2,809
	種別割															
	軽油引取税	2,10112,567,845	1,409		7,093,911		692	217	5,473,934	5,023,919	365	217	5,473,405	5,023,919		
	その他の県税	10,58123,489,687	10,553		23,480,421		28		9,266		28		9,266			
滞 納 繰 越 分	計 A	611,42285,941,403	546,598	28,462	78,252,349	950,440	64,824	217	7,689,054	5,023,919	62,473	217	7,579,617	5,023,919	76	3,697
	滞 納 繰 越 分 B	2,998137,132					2,998		137,132		1,156		47,954		87	6,957
	合 計 A + B	614,42086,078,535	546,598	28,462	78,252,349	950,440	67,822	217	7,826,186	5,023,919	63,629	217	7,627,571	5,023,919	163	10,654

区 分		滞納額③のうち整理済額		収 入 計 ②+④+⑤		⑥ の うち 還 付 未 済 額		欠 損 処 分		整 理 未 済 額 ①－⑥+⑦－⑧	
		差 押 徴 収 ⑤									
		滞 納 処 分 徴 収									
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
現 年 課 税 分	法人県民税 法人事業税 個人事業税 不動産取得税 自動車税 環境性能割 自動車税 種別割 軽油引取税 その他の県税	29	千円 561	32,237	千円 2,409,109		千円	21	千円 900	201	千円 4,857
		3	91	17,574	27,268,445			6	4,653	70	16,404
		18	608	11,958	1,059,860			6	365	114	16,356
		9	300	15,629	1,822,723					113	10,377
				18,169	1,223,169						
		158	6,180	501,442	16,003,094			7	283	1,193	43,276
				1,774	12,567,316					327	529
				10,581	23,489,687						
	217	7,740	609,364	85,843,403			40	6,201	2,018	91,799	
	滞 納 繰 越 分 B		147	6,163	1,390	61,074			235	8,800	1,373
合 計 A + B		364	13,903	610,754	85,904,477			275	15,001	3,391	159,057

- (注) 1 個人県民税(均等割及び所得割)及び地方消費税を除くその他の県税について、令和6年5月末日現在により記載した。
- 2 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件とし、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものについてそれぞれ1件として記載した。
- 3 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があったときに1件とした。
- 4 納期内収入額②の「左のうち証紙徴収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。
- 5 滞納額③及び任意徴収④の「左のうち徴収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徴収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。
- 6 過誤納金で充当したものは、任意徴収とした。
- 7 「滞納処分徴収」欄には、公売処分による徴収及び交付要求又は参加差押による徴収額を記載した。

12 整理未済額の内訳

区 分	件 数	税 額
		千円
財 産 差 押 額 ①	110	5,600
換 価 猶 予 額 ②	372	11,570
滞 納 処 分 の 停 止 額 ③	50	3,942
徴 収 猶 予 額 ④		
徴 収 嘱 託 額 ⑤		
交 付 要 求 額 ⑥	94	3,462
⑥ の うち 参 加 差 押 に 係 る も の		130
分 納 誓 約 額 ⑦		
そ の 他 ⑧	2,765	134,483
計	3,391	159,057

(注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。
2 「財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

13 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	過 疎 法 等 に 基 づ く 地 方 交 付 税 の 基 準 財 政			収 入 額 の 控 除 の 対 象 と な る 減 免 額			
	過 疎 法	企 業 立 地 促 進 法	地 域 未 来 投 資 促 進 法	半 島 振 興 法	原 発 地 域 振 興 法	地 域 再 生 法	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事 業 税 { 個 人 法 人	677			993	1,749		3,419
不 動 産 取 得 税	21,412		2,091	758	9,840	5,814	39,915
固 定 資 産 税 (特 例 分)							
計	22,089		2,091	1,751	11,589	5,814	43,334

14 地 方 税 に 関 す る 争 訟 に 関 す る 調

(1) 不服申立て

区 分	要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌年度への繰越
	前 年 度 か ら の 繰 越	本年度発生	合 計	却 下	棄 却	一 部 取 消	全 部 取 消	取 下	合 計	
賦 課 徴 収 上 記 以 外 合 計	個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税									
		1	1							1
		1	1							1

(2) 訴 訟

区 分	前 年 度 末 係 属 件 数 ①	当 該 年 度 中 発 生 件 数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当 該 年 度 中 の 完 結 件 数 ④	④の完結事由別内訳						当 該 年 度 末 係 属 件 数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級別内訳		
				29以前	30	R1	2	3	4		取 下	却 下	和 解	勝 訴	一 部 敗 訴	敗 訴		1 審	2 審	3 審
賦 課 徴 収 滞 納 処 分 そ の 他 合 計	個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税																			

15 犯 則 事 件 に 関 す る 調

区 分	前年度からの繰越件数				犯 則 摘 発		通 告 処 分			通 告 履 行		告 発			不 問		通知処分 件 数	時効完成 件 数	翌年度への繰越件数			
	処 未	分 済	履 未	行 済	件 数	左 の 脱 税 額	件 数	左 の 脱 税 額	通 告 額	件 数	履 行 額	直 告 発		通告不履行による 告発件数	件 数	左 の 脱 税 額			処 未	分 済	履 未	行 済
												件 数	左 の 脱 税 額									
軽 油 引 取 税	法144条の22 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕					千円		千円	千円		千円		千円			千円						
	法144条の25 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕																					
	法144条の33第1項 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕																					
	法144条の33第2項 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕																					
	法144条の33第3項 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕																					
	法144条の41第1項 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕																					
	法144条の41第2項 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕																					
	その他の罪 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕																					
	計 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕																					
	その他の税 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕																					
合 計 〔 両罰規定による行 為者に対するもの 〕																						

16 延滞金等に関する調

(1) 延滞金等

区 分	延 滞 金	還 付 加 算 金 (充当したものを含む。)
件 数	6,233	983
金 額	75,948 千円	4,291 千円

(2) 過少申告加算金等

区 分	過少申告加算金		不申告加算金		重 加 算 金		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
法 人 事 業 税	66	千円 685	58	千円 990	248	千円 19,472	372	千円 21,147
ゴルフ場利用税							0	0
軽油引取税							0	0
そ の 他	1	1	6	38			7	39
計	67	686	64	1,028	248	19,472	379	21,186

17 徴税費に関する調（累年比較）

（単位：千円）

区 分			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
税収入	{	予 算 額（イ）	145,305,405	144,586,888	152,067,039	146,448,240	146,755,066	
		調 定 額（ロ）	147,671,560	148,191,472	153,932,428	148,198,735	148,628,491	
		収 入 額（ハ）	145,874,817	146,191,197	152,435,844	146,864,644	147,377,075	
徴 税 費	{	職 員 給	586,097	580,183	596,827	599,286	596,843	
		{	諸 超 過 勤 務 手 当	26,876	22,161	23,349	26,734	22,748
			手 税 務 特 別 手 当	1,078	842	740	742	803
			当 そ の 他 の 手 当	290,645	293,583	294,507	297,862	294,873
		小 計	318,599	316,586	318,596	325,338	318,424	
		そ の 他 の 人 件 費	207,647	217,047	205,218	207,762	204,161	
		計 A	1,112,343	1,113,816	1,120,641	1,132,386	1,119,428	
	旅 費 B	6,245	1,902	1,983	3,781	5,706		
	{	需 用 費	64,829	61,642	63,648	63,997	68,087	
		通 信 運 搬 費	53,662	51,003	50,653	50,417	51,329	
		備 品 購 入 費	201	186	150	291	467	
		そ の 他	45,142	44,020	47,491	58,303	76,715	
	計 C	163,834	156,851	161,942	173,008	196,598		
	{	個 人 県 民 税 徴 収 取 扱 費	1,888,143	1,893,613	1,885,591	1,864,128	1,859,630	
{		内 納 税 義 務 者 数 分	1,822,039	1,826,874	1,815,324	1,794,856	1,791,245	
		払 込 金 額 分	455	391	444	421	236	
		そ の 他	65,649	66,348	69,823	68,851	68,149	
地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費		90,902	87,076	81,316	70,882	69,414		
納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金		2,791	2,699	2,714	2,681	2,655		
特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等		343,131	328,472	327,205	337,076	329,206		
{		内 特 別 地 方 消 費 税	343,131	328,472	327,205	337,076	329,206	
		ゴ ル フ 場 利 用 税						
そ の 他		2,196	2,130	1,930	2,066	2,141		
計 D	2,327,163	2,313,990	2,298,756	2,276,833	2,263,046			
合 計（二）	3,609,585	3,586,559	3,583,322	3,586,008	3,584,778			

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
税収入に対する 徴税費の割合	対 予 算 額 $\frac{(二)}{(イ)}$	2.48	2.48	2.36	2.45	2.44
	対 調 定 額 $\frac{(二)}{(ロ)}$	2.44	2.42	2.33	2.42	2.41
	対 収 入 額 $\frac{(二)}{(ハ)}$	2.47	2.45	2.35	2.44	2.43
徴税吏員等数	吏 員 (ホ)	人 169	人 166	人 171	人 171	人 170
	会計年度任用職員等	10	10	9	9	12
徴税吏員1人当たり徴税額 $\frac{(ハ)}{(ホ)}$		千円 863,165	千円 880,670	千円 891,438	千円 858,858	千円 866,924
徴税吏員1人 当たり徴税費	人 件 費 (含旅費) $\frac{A+B}{(ホ)}$	6,619	6,721	6,565	6,644	6,618
	物 件 費 (含徴収取扱費等) $\frac{C+D}{(ホ)}$	14,740	14,885	14,390	14,327	14,468
	計 $\frac{(二)}{(ホ)}$	21,358	21,606	20,955	20,971	21,087
県 税 部 等 数		6	6	6	6	6

(注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数によった。ただし、会計年度任用職員等については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。
2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。
3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び会計年度任用職員等のため支出した人件費等を記載した。

18 税務機構に関する調

事務別税務職員配置数

区 分	総 務 関 係		直 税 関 係		間 税 関 係		徴 収 関 係		合 計	
	吏員等	会計年度任用職員等	吏員等	会計年度任用職員等	吏員等	会計年度任用職員等	吏員等	会計年度任用職員等	吏員等	会計年度任用職員等
本 庁	人 17	人 1	人 3	人	人 1	人	人 1	人	人 22	人 1
事 務 所 等	24		54	2	15	1	55	8	148	11
計	41	1	57	2	16	1	56	8	170	12

第四 調定収入状況

1 住 民 税

(1) 調定収入状況

ア 県税部別の状況 (単位：千円、％)

区 分		調 定 額						収 入 額			収 入 歩 合					
		県 民 税 A	前 年 比	市 町 村 民 税 B	前 年 比	計 (A + B) = C	前 年 比	県 民 税 D	市 町 村 民 税 E	計 (D + E) = F	5 年 度		4 年 度		増 減	
											県 民 税 G	住 民 税 H	県 民 税 I	住 民 税 J	県 民 税 G-I=K	住 民 税 H-J=L
東 青	現年課税分	8,740,179	102.1	13,289,334	102.1	22,029,513	102.1	8,645,078	13,144,736	21,789,815	98.9	98.9	99.0	99.0	△ 0.1	△ 0.1
	滞納繰越分	338,608	90.0	514,852	90.0	853,459	90.0	75,455	114,737	190,192	22.3	22.3	21.8	21.8	0.5	0.5
	計	9,078,786	101.6	13,804,186	101.6	22,882,973	101.6	8,720,533	13,259,473	21,980,006	96.1	96.1	95.8	95.8	0.3	0.3
中 南	現年課税分	6,831,124	103.4	10,405,250	103.4	17,236,374	103.4	6,771,744	10,314,800	17,086,543	99.1	99.1	99.2	99.2	△ 0.1	△ 0.1
	滞納繰越分	192,396	90.5	293,072	90.4	485,468	90.4	46,240	70,439	116,680	24.0	24.0	26.9	26.9	△ 2.9	△ 2.9
	計	7,023,520	103.0	10,698,322	103.0	17,721,842	103.0	6,817,984	10,385,239	17,203,223	97.1	97.1	96.9	96.9	0.2	0.2
三 八	現年課税分	8,355,549	100.0	12,713,810	100.0	21,069,359	100.0	8,283,509	12,604,178	20,887,687	99.1	99.1	99.0	99.0	0.1	0.1
	滞納繰越分	249,072	83.2	379,039	83.2	628,111	83.2	80,506	122,476	202,981	32.3	32.3	27.4	27.3	4.9	5.0
	計	8,604,621	99.5	13,092,849	99.5	21,697,470	99.5	8,364,014	12,726,654	21,090,668	97.2	97.2	96.6	96.6	0.6	0.6
西 北	現年課税分	2,724,949	102.5	4,161,645	102.4	6,886,594	102.5	2,704,019	4,129,676	6,833,694	99.2	99.2	99.3	99.3	△ 0.1	△ 0.1
	滞納繰越分	56,762	87.2	86,698	87.1	143,460	87.1	16,768	25,609	42,376	29.5	29.5	31.1	31.1	△ 1.6	△ 1.6
	計	2,781,711	102.1	4,248,343	102.1	7,030,054	102.1	2,720,787	4,155,284	6,876,071	97.8	97.8	97.7	97.7	0.1	0.1
上 北	現年課税分	5,689,130	101.4	8,657,941	101.4	14,347,071	101.4	5,631,914	8,570,881	14,202,795	99.0	99.0	99.2	99.2	△ 0.2	△ 0.2
	滞納繰越分	126,500	89.3	192,518	89.3	319,018	89.3	36,217	55,119	91,336	28.6	28.6	29.4	29.4	△ 0.8	△ 0.8
	計	5,815,630	101.1	8,850,459	101.1	14,666,089	101.1	5,668,131	8,626,000	14,294,131	97.5	97.5	97.5	97.5	0.0	0.0
下 北	現年課税分	1,963,118	102.3	2,991,355	102.5	4,954,473	102.4	1,946,848	2,966,571	4,913,419	99.2	99.2	99.2	99.2	0.0	0.0
	滞納繰越分	68,468	86.5	104,285	86.6	172,754	86.5	20,200	30,769	50,968	29.5	29.5	24.3	24.3	5.2	5.2
	計	2,031,586	101.7	3,095,640	101.8	5,127,227	101.8	1,967,047	2,997,340	4,964,387	96.8	96.8	96.3	96.3	0.5	0.5
計	現年課税分	34,304,049	101.8	52,219,335	101.8	86,523,384	101.8	33,983,112	51,730,841	85,713,953	99.1	99.1	99.1	99.1	0.0	0.0
	滞納繰越分	1,031,806	87.9	1,570,464	87.9	2,602,270	87.9	275,385	419,149	694,533	26.7	26.7	25.7	25.7	1.0	1.0
	計	35,335,855	101.3	53,789,799	101.3	89,125,654	101.3	34,258,496	52,149,990	86,408,486	97.0	97.0	96.7	96.7	0.3	0.3

イ 市町村別の状況

(単位：千円、％)

区 分		調 定 額				収 入 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 歩 合		
		県 民 税	前 年 比	住 民 税	前 年 比	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	住民税前年
市	青 森 市	8,532,625	101.2	21,505,563	101.2	8,189,828	20,641,580	37,087	93,473	305,710	770,510	96.0	96.0	95.7
	弘 前 市	4,934,130	101.5	12,438,958	101.5	4,790,483	12,076,824	17,013	42,889	126,634	319,245	97.1	97.1	97.0
	八 戸 市	7,219,981	99.6	18,197,662	99.6	7,030,425	17,719,893	28,599	72,082	160,958	405,687	97.4	97.4	96.6
	黒 石 市	736,043	105.7	1,860,374	105.7	714,719	1,806,476	742	1,876	20,582	52,022	97.1	97.1	96.9
	五 所 川 原 市	1,225,157	101.6	3,093,580	101.6	1,208,133	3,050,595	1,524	3,849	15,499	39,137	98.6	98.6	98.4
	十 和 田 市	1,750,338	101.9	4,414,824	101.9	1,725,027	4,350,984	3,274	8,258	22,037	55,582	98.6	98.6	98.5
	三 沢 市	1,424,479	100.4	3,587,894	100.4	1,375,637	3,464,872	4,385	11,046	44,457	111,976	96.6	96.6	97.1
	む つ 市	1,646,447	100.5	4,155,826	100.7	1,601,917	4,043,425	2,787	7,035	41,743	105,365	97.3	97.3	96.7
	つ が る 市	563,679	99.6	1,426,094	99.7	558,061	1,411,881	527	1,332	5,091	12,880	99.0	99.0	98.6
	平 川 市	682,902	109.2	1,726,561	109.1	664,080	1,678,976	1,907	4,821	16,914	42,764	97.2	97.2	97.2
	計	28,715,782	101.1	72,407,337	101.1	27,858,311	70,245,506	97,845	246,662	759,626	1,915,169	97.0	97.0	96.7
東 津 軽 郡	平 内 町	326,292	109.2	822,034	109.1	317,105	798,887	1,050	2,645	8,138	20,502	97.2	97.2	97.0
	今 別 町	39,448	97.4	99,794	97.4	38,102	96,389	84	211	1,262	3,193	96.6	96.6	96.8
	蓬 田 村	64,574	111.2	163,104	111.1	61,620	155,642	161	407	2,793	7,055	95.4	95.4	93.6
	外 ケ 浜 町	115,848	109.0	292,478	108.9	113,879	287,508	108	274	1,860	4,696	98.3	98.3	97.5
	計	546,162	108.4	1,377,410	108.3	530,705	1,338,427	1,403	3,537	14,053	35,447	97.2	97.2	96.7
西 津 軽 郡	鰺 ケ 沢 町	172,819	102.8	436,878	102.8	168,253	425,335	162	409	4,404	11,134	97.4	97.4	97.2
	深 浦 町	114,926	106.1	290,941	106.0	113,620	287,635	92	234	1,214	3,072	98.9	98.9	98.8
	計	287,745	104.1	727,819	104.0	281,873	712,970	254	643	5,618	14,206	98.0	98.0	97.8
中 津 軽 郡	西 目 屋 村	20,946	100.1	53,086	100.0	20,268	51,368			678	1,718	96.8	96.8	94.9
	計	20,946	100.1	53,086	100.0	20,268	51,368			678	1,718	96.8	96.8	94.9
南 津 軽 郡	藤 崎 町	340,032	107.1	859,254	107.1	327,955	828,734	440	1,112	11,638	29,409	96.4	96.4	96.3
	大 鰐 町	155,479	101.6	393,947	101.6	149,585	379,013	290	736	5,603	14,198	96.2	96.2	95.5
	田 舎 館 村	153,988	106.6	389,661	106.5	150,894	381,832	284	718	2,810	7,111	98.0	98.0	97.8
	計	649,499	105.6	1,642,861	105.6	628,434	1,589,579	1,014	2,566	20,051	50,717	96.8	96.8	96.5

(単位：千円、％)

区 分		調 定 額				収 入 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 歩 合		
		県 民 税	前 年 比	住 民 税	前 年 比	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	住民税前年
北 津 軽 郡	板 柳 町	259,721	104.3	656,777	104.2	247,178	625,058	842	2,130	11,701	29,588	95.2	95.2	95.7
	鶴 田 町	246,727	105.8	623,643	105.7	232,192	586,902	1,009	2,550	13,527	34,191	94.1	94.1	94.4
	中 泊 町	198,682	102.7	502,141	102.6	193,350	488,664	1,043	2,635	4,289	10,841	97.3	97.3	96.9
	計	705,130	104.3	1,782,560	104.3	672,720	1,700,625	2,894	7,316	29,517	74,620	95.4	95.4	95.6
上 北 郡	野 辺 地 町	331,364	100.2	836,368	100.2	323,168	815,682	738	1,863	7,457	18,823	97.5	97.5	97.5
	七 戸 町	342,219	102.0	864,529	102.0	333,129	841,566	1,210	3,058	7,880	19,906	97.3	97.3	97.4
	六 戸 町	277,724	99.2	701,226	99.2	274,236	692,419	147	370	3,341	8,437	98.7	98.7	98.9
	横 浜 町	116,949	109.0	295,151	108.9	112,753	284,562	677	1,709	3,519	8,881	96.4	96.4	95.3
	東 北 町	390,131	98.8	985,588	98.8	372,666	941,465	897	2,266	16,569	41,858	95.5	95.5	95.6
	六ヶ所村	444,729	102.6	1,119,248	102.6	434,744	1,094,120	1,457	3,667	8,528	21,461	97.8	97.8	97.8
	おいらせ町	737,697	100.4	1,861,261	100.4	716,771	1,808,462	1,196	3,018	19,730	49,781	97.2	97.2	96.8
	計	2,640,813	100.9	6,663,371	100.9	2,567,467	6,478,275	6,322	15,951	67,024	169,146	97.2	97.2	97.1
下 北 郡	大 間 町	157,717	106.9	397,358	106.9	142,923	360,086	527	1,329	14,267	35,944	90.6	90.6	88.9
	東 通 村	163,846	109.0	413,209	109.0	160,718	405,320	12	30	3,116	7,859	98.1	98.1	97.9
	風 間 浦 村	30,091	102.4	76,147	102.4	29,394	74,383	101	255	596	1,509	97.7	97.7	98.7
	佐 井 村	33,485	102.4	84,687	102.4	32,096	81,173	60	152	1,329	3,362	95.9	95.9	96.0
	計	385,139	107.0	971,401	107.0	365,131	920,962	700	1,765	19,308	48,674	94.8	94.8	94.1
三 戸 郡	三 戸 町	190,257	99.5	481,099	99.5	185,938	470,179	449	1,136	3,869	9,785	97.7	97.7	97.4
	五 戸 町	356,994	99.0	902,563	99.0	338,190	855,023	1,745	4,412	17,059	43,129	94.7	94.7	94.8
	田 子 町	101,382	95.1	256,411	95.2	98,432	248,950	150	380	2,800	7,081	97.1	97.1	97.2
	南 部 町	382,251	99.5	965,957	99.6	368,191	930,426	889	2,246	13,172	33,286	96.3	96.3	96.5
	階 上 町	317,980	98.6	803,171	98.7	307,755	777,344	1,989	5,024	8,236	20,803	96.8	96.8	96.8
	新 郷 村	35,776	94.7	90,607	94.8	35,084	88,854			692	1,753	98.1	98.1	98.0
	計	1,384,639	98.7	3,499,808	98.8	1,333,590	3,370,776	5,222	13,197	45,828	115,835	96.3	96.3	96.4
市 計		28,715,782	101.1	72,407,337	101.1	27,858,311	70,245,506	97,845	246,662	759,626	1,915,169	97.0	97.0	96.7
町 村 計		6,620,073	102.3	16,718,317	102.3	6,400,186	16,162,980	17,809	44,974	202,078	510,363	96.7	96.7	96.6
県 計		35,335,855	101.3	89,125,654	101.3	34,258,496	86,408,486	115,654	291,636	961,704	2,425,532	97.0	97.0	96.7

(2) 県税部別個人県民税定期賦課の状況

(単位：人、千円、％)

区 分		実 人 員	調 定 額			前 年 比		
			均 等 割	所 得 割	計	実 人 員	調 定 額	
東	青	普 通 徴 収 分	23,740	37,739	1,501,509	1,539,248	99.6	106.0
		特 別 徴 収 分	118,508	175,366	6,954,397	7,129,763	100.4	101.6
		計	142,248	213,105	8,455,906	8,669,011	100.2	102.4
中	南	普 通 徴 収 分	27,584	45,587	1,387,268	1,432,855	106.4	111.3
		特 別 徴 収 分	96,694	139,785	5,190,469	5,330,254	100.3	101.4
		計	124,278	185,372	6,577,737	6,763,109	101.6	103.3
三	八	普 通 徴 収 分	25,076	38,359	1,441,831	1,480,190	97.7	98.1
		特 別 徴 収 分	116,669	172,650	6,628,696	6,801,346	100.1	101.1
		計	141,745	211,009	8,070,527	8,281,536	99.7	100.6
西	北	普 通 徴 収 分	13,436	21,996	577,334	599,330	100.7	102.5
		特 別 徴 収 分	44,775	65,221	2,014,302	2,079,523	100.0	101.6
		計	58,211	87,217	2,591,636	2,678,853	100.1	101.8
上	北	普 通 徴 収 分	19,454	29,004	980,694	1,009,698	97.6	94.6
		特 別 徴 収 分	78,221	115,749	4,497,995	4,613,744	100.6	102.6
		計	97,675	144,753	5,478,689	5,623,442	100.0	101.1
下	北	普 通 徴 収 分	6,142	8,803	334,537	343,340	95.2	107.7
		特 別 徴 収 分	27,364	40,084	1,547,903	1,587,987	100.6	101.1
		計	33,506	48,887	1,882,440	1,931,327	99.6	102.2
計		普 通 徴 収 分	115,432	181,488	6,223,173	6,404,661	100.2	103.0
		特 別 徴 収 分	482,231	708,855	26,833,762	27,542,617	100.3	101.6
		計	597,663	890,343	33,056,935	33,947,278	100.3	101.8

(3) 市町村別収入歩合年度別調

(単位：％)

区 分		元	2	3	4	5
市	青 森 市	94.7	95.0	95.4	95.7	96.0
	弘 前 市	95.6	96.2	96.6	97.0	97.1
	八 戸 市	96.0	96.0	96.2	96.6	97.4
	黒 石 市	95.7	96.1	96.7	96.9	97.1
	五 所 川 原 市	96.1	97.2	97.7	98.4	98.6
	十 和 田 市	96.7	97.5	98.1	98.5	98.6
	三 沢 市	96.6	96.9	97.2	97.1	96.6
	む つ 市	95.6	96.1	96.1	96.7	97.3
	つ が る 市	97.5	97.9	98.4	98.6	99.0
	平 川 市	96.3	96.6	96.8	97.2	97.2
計		95.6	96.0	96.3	96.7	97.0
東 津 軽 郡	平 内 町	95.8	96.7	96.7	97.0	97.2
	今 別 町	97.6	97.0	97.1	96.8	96.6
	蓬 田 村	92.1	91.5	92.8	93.6	95.4
	外 ケ 浜 町	96.9	96.9	97.1	97.5	98.3
	計	95.8	96.2	96.4	96.7	97.2
西 津 軽 郡	鰺 ケ 沢 町	95.9	97.3	98.0	97.2	97.4
	深 浦 町	98.3	98.4	98.6	98.8	98.9
	計	96.9	97.7	98.3	97.8	98.0
中 津 軽 郡	西 目 屋 村	98.1	98.7	94.0	94.9	96.8
	計	98.1	98.7	94.0	94.9	96.8
南 津 軽 郡	藤 崎 町	95.0	95.8	96.0	96.3	96.4
	大 鰐 町	95.4	95.3	95.6	95.5	96.2
	田 舎 館 村	97.6	98.1	97.7	97.8	98.0
	計	95.7	96.2	96.3	96.5	96.8

区 分		元	2	3	4	5
北 津 軽 郡	板 柳 町	93.4	94.2	95.9	95.7	95.2
	鶴 田 町	93.5	94.0	94.4	94.4	94.1
	中 泊 町	94.5	95.5	96.0	96.9	97.3
	計	93.8	94.5	95.4	95.6	95.4
上 北 郡	野 辺 地 町	97.6	97.7	97.6	97.5	97.5
	七 戸 町	97.0	97.0	97.0	97.4	97.3
	六 戸 町	97.8	98.4	98.5	98.9	98.7
	横 浜 町	94.6	95.0	95.1	95.3	96.4
	東 北 町	92.0	93.1	94.4	95.6	95.5
	六 ケ 所 村	97.1	97.5	97.7	97.8	97.8
	お い ら せ 町	95.0	95.7	96.5	96.8	97.2
	計	95.7	96.3	96.7	97.1	97.2
下 北 郡	大 間 町	83.7	88.5	89.9	88.9	90.6
	東 通 村	96.2	96.8	97.6	97.9	98.1
	風 間 浦 村	98.3	98.8	98.4	98.7	97.7
	佐 井 村	96.2	96.2	96.4	96.0	95.9
	計	91.2	93.4	94.2	94.1	94.8
三 戸 郡	三 戸 町	96.1	95.9	97.0	97.4	97.7
	五 戸 町	94.5	94.1	94.5	94.8	94.7
	田 子 町	97.3	97.5	97.8	97.2	97.1
	南 部 町	96.0	96.6	96.8	96.5	96.3
	階 上 町	95.4	96.2	96.8	96.8	96.8
	新 郷 村	97.4	97.4	97.4	98.0	98.1
計		95.6	95.8	96.3	96.4	96.3
市 計		95.6	96.0	96.3	96.7	97.0
町 村 計		95.3	95.9	96.3	96.6	96.7
県 計		95.6	96.0	96.3	96.7	97.0

2 県 民 税 利 子 割

調 定 状 況（現年課税分）(単位：千円、%)

区 分		調 定 額	前 年 比
公 社 債 利 子 等	特 定 公 社 債 以 外 の 公 社 債 の 利 子	12	70.6
	銀 行 預 金 利 子	15,601	71.5
	銀 行 以 外 の 金 融 機 関 の 預 貯 金 利 子	14,097	106.1
	勤 務 先 預 金 等 の 利 子	51,493	99.5
	合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外 の 収 益 の 分 配		
	郵 便 貯 金 利 子	1	100.0
	国 外 一 般 公 社 債 等 の 利 子 等	11	皆増
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	946	102.7
	小 計	82,161	93.6
私信 募託 公等 社 の 債 収 益 等 運 用 分 配 資 等	私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配		
	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配		
	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配		
	小 計		
金 融 類 似 商 品	懸 賞 金 付 預 貯 金 等 の 懸 賞 金 等	1,298	54.6
	定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金	460	137.7
	掛 金 の 給 付 補 て ん 金		
	抵 当 証 券 の 利 息		
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益		
	外 貨 建 預 貯 金 等 の 為 替 差 益		
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	560	52.8
	小 計	2,318	61.5
合 計		84,479	92.3

3法人県民税・事業税

(1) 県税部別調定状況（現年課税分）

① 法人県民税 (単位：千円、％)

区 分			東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		県 内 計		分 割		合 計		
			金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	
本	課 税 標 準		6,266	115.0	3,622	100.6	6,178	97.7	1,702	90.6	6,547	90.5	1,735	79.7	26,050	97.7	37,886	92.0	63,936	94.3	
	確 定 税 額 (修・更正)	均 等 割	128,267	101.3	97,408	99.3	123,072	99.4	52,709	100.5	81,215	100.4	25,777	97.9	508,448	100.1	749,555	100.0	1,258,003	100.0	
		税 割	97,401	117.7	51,927	99.8	95,393	96.9	24,718	89.0	104,888	89.6	27,793	78.5	402,120	97.3	676,600	92.0	1,078,720	93.9	
	税 額 控 除		27	50.0	114	407.1	13	65.0	17	283.3	74	129.8			245	148.5	11,312	196.4	11,557	195.0	
	利 子 割 控 除																				
事	既 納 付 中 間 分	均 等 割	前 年	10,735	96.4	8,670	99.1	10,985	87.2	4,730	94.2	7,995	93.9	2,170	91.2	45,285	93.6	234,297	102.1	279,582	100.6
			当 年	5,445	105.9	4,625	94.5	6,675	101.0	2,210	104.5	4,795	101.2	1,595	115.6	25,345	101.9	51,583	102.2	76,928	102.1
		税 割	前 年	25,213	100.1	18,480	105.8	38,553	101.5	9,110	110.5	26,432	102.6	7,697	48.5	125,485	96.1	269,691	97.7	395,176	97.2
			当 年	10,032	95.5	4,370	78.6	8,080	90.1	2,518	89.4	10,729	87.7	3,825	95.9	39,554	89.7	62,485	92.2	102,039	91.3
業	中 間 申 告 分	均 等 割	当 年	5,570	107.1	4,660	95.3	6,710	101.5	2,210	104.5	4,805	102.1	1,605	116.3	25,560	102.7	60,743	102.6	86,303	102.6
			翌 年	11,285	103.7	9,177	105.8	11,065	99.8	4,465	94.2	8,290	103.5	2,085	95.2	46,367	101.7	223,259	95.2	269,626	96.2
		税 割	当 年	10,728	99.2	4,380	78.7	8,084	90.5	2,518	89.4	10,730	93.0	3,830	96.0	40,270	92.2	71,085	94.9	111,355	93.9
			翌 年	29,784	117.4	17,126	92.7	33,750	87.3	9,190	100.9	40,193	150.9	6,681	86.7	136,724	108.6	229,774	85.3	366,498	92.7
度	過 大 還 付 請 求 利 子 割 額																				
	中 間 納 付 の 歳 出 還 付 額		2,695	46.0	5,190	180.6	5,368	60.8	1,579	95.0	3,932	95.9	1,563	148.6	20,327	83.3	40,870	120.2	61,197	104.8	
	小 計	均 等 割	128,952	102.0	97,950	100.0	123,202	100.8	52,444	100.6	81,519	101.5	25,702	98.3	509,769	100.9	748,731	97.9	1,258,500	99.1	
		税 割	105,239	118.3	55,588	99.5	95,855	88.9	26,324	87.0	122,446	101.1	28,324	100.2	433,776	100.3	673,671	88.3	1,107,447	92.6	
	計		234,191	108.7	153,538	99.8	219,057	95.2	78,768	95.6	203,965	101.2	54,026	99.3	943,545	100.6	1,422,402	93.1	2,365,947	95.9	
過 事 業 年 度			均 等 割	1,240	107.8	1,017	99.7	1,455	133.5	410	78.4	605	92.2	187	93.0	4,914	105.9	18,550	97.8	23,464	99.4
			税 割	3,174	116.5	980	77.0	1,428	56.8	166	24.5	3,453	247.9	104	14.8	9,305	100.2	16,150	86.9	25,455	91.4
			計	4,414	113.9	1,997	87.1	2,883	80.0	576	48.0	4,058	198.0	291	32.3	14,219	102.1	34,700	92.4	48,919	95.1
調 定 額			238,605	108.8	155,535	99.6	221,940	95.0	79,344	94.9	208,023	102.2	54,317	98.2	957,764	100.6	1,457,102	93.1	2,414,866	95.9	

課税標準の単位は百万円

② 法人事業税

(単位：千円、％)

区 分			東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		県 内 計		分 割		合 計		
			金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	
本 事 業 年 度	課 税 標 準	所 得 割	28,504	112.2	16,995	103.7	26,089	105.4	8,874	97.3	27,488	106.9	7,147	96.6	115,097	105.8	212,691	98.5	327,788	101.0	
		付 加 価 値 割	2,539	98.8	4,556	78.1	10,327	68.3	494	105.6	6,574	52.3	1,248	43.3	25,738	65.2	426,400	101.0	452,138	97.9	
		資 本 割	7,960	93.2	1,099	100.0	10,336	92.0	3,276	156.7	3,375	91.0	628	66.0	26,674	96.6	749,826	100.7	776,500	100.6	
		収 入 割	1,520	95.5	2,315	135.5	5,870	102.8	9,594	105.7	9,725	63.1	1,966	43.9	30,990	81.6	317,201	115.3	348,191	111.2	
	確 定 税 額 (修・更正)	所 得 割	1,708,044	113.2	970,720	112.2	1,428,693	110.9	508,239	94.1	1,678,320	107.9	457,566	97.3	6,751,582	108.4	7,021,386	101.7	13,772,968	104.9	
		付 加 価 値 割	30,469	98.7	51,568	76.6	102,506	67.3	5,927	105.5	44,021	65.9	4,616	43.2	239,107	71.7	5,110,671	101.2	5,349,778	99.3	
		資 本 割	39,800	93.2	4,395	100.0	47,830	91.4	16,381	156.7	15,836	101.5	941	65.9	125,183	98.7	3,657,033	101.3	3,782,216	101.2	
		収 入 割	12,418	95.9	17,520	133.9	45,271	102.7	72,108	104.1	73,125	63.1	14,744	43.9	235,186	81.5	2,814,731	113.7	3,049,917	110.4	
	税 額 控 除		140	35.8	799	238.5	20	3.5	64	320.0	260	130.0			1,283	84.2	22,518	110.8	23,801	108.9	
	業 年 度	既 納 付 中 間 分	所得割	前 年	451,355	95.9	283,368	98.8	452,694	93.3	177,227	113.7	483,511	122.3	149,343	90.2	1,997,498	101.9	2,422,873	119.8	4,420,371
当 年				203,520	98.1	102,442	87.4	160,021	92.7	51,868	95.0	223,774	91.2	80,089	99.0	821,714	93.6	673,714	88.3	1,495,428	91.1
付 加 価 値 割			前 年	10,652	56.5	34,244	110.8	69,185	93.4	2,808	97.6	16,223	47.8		皆減	133,112	76.8	2,132,510	108.1	2,265,622	105.5
			当 年	3,547	102.7			1,561	76.9			117	皆増			5,225	95.3	356,697	104.2	361,922	104.1
資本割			前 年	18,866	82.6	2,433	88.4	23,539	88.8	4,940	329.3	6,571	86.4		皆減	56,349	88.4	1,738,265	101.3	1,794,614	100.9
			当 年	729	100.0			1,200	100.0			600	125.0			2,529	105.0	89,295	100.7	91,824	100.8
収入割			前 年	1,453	82.0	11,948	94.6	115,330	101.8	72	133.3	17,709	22.8		皆減	146,512	61.4	1,650,995	99.5	1,797,507	94.7
			当 年	9,034	94.8	597	103.8	31,645	103.9	56,883	101.1	12,620	122.4			110,779	103.4	2,472	622.7	113,251	105.3
中 間 申 告 分		所得割	当 年	214,960	101.6	102,596	87.3	159,886	93.0	51,851	95.0	223,291	95.8	80,230	99.1	832,814	95.8	730,962	89.8	1,563,776	92.9
			翌 年	513,321	113.2	315,091	111.2	434,742	95.9	179,389	101.2	518,712	108.0	134,063	89.6	2,095,318	104.9	2,470,566	102.2	4,565,884	103.4
		付 加 価 値 割	当 年	3,547	102.7			1,335	77.6			117	皆増			4,999	96.6	422,759	109.7	427,758	109.5
			翌 年	11,016	95.7	25,783	76.6	50,625	80.5	2,963	105.5	25,800	159.0			116,187	91.4	2,104,240	98.8	2,220,427	98.4
		資本割	当 年	729	100.0			975	100.0			600	125.0			2,304	105.5	104,751	101.0	107,055	101.1
			翌 年	19,171	95.3	2,197	100.0	22,939	100.0	8,191	165.8	6,905	105.1			59,403	104.7	1,669,561	97.5	1,728,964	97.7
		収入割	当 年	5,525	95.2	5,776	107.7	17,097	103.6	29,624	101.9	6,500	121.7			64,522	104.0	1,767	239.8	66,289	105.6
			翌 年	713	95.1	8,337	137.3	54,181	94.0	44	110.0	36,283	408.6			99,558	135.6	1,406,454	113.7	1,506,012	115.0
中 間 納 付 の 歳 出 還 付 額	所 得 割	60,026	62.1	52,751	83.8	95,705	59.6	30,140	119.8	63,707	93.3	30,709	168.7	333,038	77.1	150,707	93.5	483,745	81.6		
	付 加 価 値 割		皆減			58	皆増						皆減	58	0.7	19,964	81.6	20,022	62.1		
	資 本 割		皆減										皆減		皆減	8,212	81.3	8,212	59.1		
	収 入 割	4	400.0	1	0.6	50,975	100.7							50,980	100.4	11,502	皆増	62,482	123.1		
小 計	所 得 割	1,842,220	115.7	1,054,621	114.1	1,508,468	106.4	540,478	92.1	1,783,863	105.2	473,136	100.1	7,202,786	107.6	7,257,519	96.8	14,460,305	101.9		
	付 加 価 値 割	30,833	99.7	43,710	61.7	90,295	60.9	6,082	109.6	53,598	87.1	4,617	102.1	229,135	71.3	5,168,839	98.0	5,397,974	96.5		
	資 本 割	40,105	95.2	4,395	103.8	47,829	96.9	19,632	141.3	16,170	107.2	941	99.2	129,072	102.7	3,635,761	99.5	3,764,833	99.6		
	収 入 割	12,384	97.2	25,106	141.3	92,763	96.9	72,112	104.1	100,529	117.0	14,744	87.3	317,638	106.5	2,995,926	122.4	3,313,564	120.7		
	計	1,925,542	114.7	1,127,832	110.8	1,739,355	101.6	638,304	94.5	1,954,160	105.1	493,438	99.7	7,878,631	105.9	19,058,045	101.0	26,936,676	102.4		
過 事 業 年 度	所 得 割	46,119	138.2	11,971	76.1	14,580	53.1	2,850	32.3	30,724	207.1	2,113	33.0	108,357	101.6	121,948	111.0	230,305	106.4		
	付 加 価 値 割	487	皆増		皆減	144	54.8							631	223.8	97,559	70.2	98,190	70.5		
	資 本 割															16,694	77.5	16,694	77.5		
	収 入 割	2	20.0	5,595	117.2	1	0.9	58	232.0	634	皆増			6,290	128.0	1,347	375.2	7,637	144.8		
	計	46,608	139.6	17,566	85.6	14,725	52.9	2,908	32.9	31,358	211.4	2,113	33.0	115,278	103.1	237,548	87.8	352,826	92.2		
調 定 額			1,972,150	115.2	1,145,398	110.3	1,754,080	100.9	641,212	93.7	1,985,518	106.0	495,551	98.8	7,993,909	105.9	19,295,593	100.8	27,289,502	102.2	

課税標準の単位は百万円

(2) 業種別調定状況（現年課税分）

(単位:千円、%)

区 分			法 人 県 民 税 （ 法 人 税 割 ）						法 人 事 業 税					
			県 内 法 人		分 割 法 人		計		県 内 法 人		分 割 法 人		計	
			調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比
所得課税	農 業		10,726	199.7	3,204	122.9	13,930	174.6	220,565	194.1	56,538	136.8	277,103	178.8
	林 業		2,405	47.0	401	66.9	2,806	49.1	57,044	51.4	10,489	70.7	67,533	53.7
	漁 業		5,332	87.4	263	152.9	5,595	89.1	116,930	104.5	42,280	96.6	159,210	102.3
	鉱 業		3,499	76.9	386	367.6	3,885	83.5	40,778	147.8	1,480	129.8	42,258	147.1
	建設業		92,522	95.8	66,890	110.2	159,412	101.4	1,989,949	96.7	1,337,957	107.3	3,327,906	100.7
	製造業		53,808	80.7	167,250	88.4	221,058	86.4	977,288	90.5	4,862,289	94.7	5,839,577	94.0
	卸・小売業		67,345	114.3	175,214	111.0	242,559	111.9	1,470,090	116.9	3,343,873	108.8	4,813,963	111.2
	金融業	銀行業			45,316	66.1	45,316	66.1			1,688,574	79.0	1,688,574	79.0
	金融業	証券業	20	500.0	1,640	214.7	1,660	216.1	591	679.3	94,791	169.4	95,382	170.2
	金融業	上記以外の金融業	4,906	94.1	8,892	94.5	13,798	94.3	88,744	94.1	329,488	101.9	418,232	100.2
	金融業	小計	4,926	94.4	55,848	71.0	60,774	72.4	89,335	94.6	2,112,853	83.9	2,202,188	84.3
	不動産業		12,769	118.8	12,082	96.9	24,851	107.0	306,893	109.8	199,972	100.9	506,865	106.1
	運輸・通信業		16,032	109.9	25,078	91.7	41,110	98.0	333,746	106.8	1,445,834	112.5	1,779,580	111.4
	サービス業		118,338	111.6	109,370	93.7	227,708	102.2	1,850,703	115.5	2,361,263	94.8	4,211,966	102.9
		計	387,702	102.1	615,986	95.3	1,003,688	97.8	7,453,321	105.8	15,774,828	98.3	23,228,149	100.6
収入金課税分	生命保険業				26,563	40.1	26,563	40.1			556,947	116.0	556,947	116.0
	損害保険業				13,077	46.1	13,077	46.1			502,889	106.1	502,889	106.1
	小計				39,640	41.9	39,640	41.9			1,059,836	111.1	1,059,836	111.1
	電気・ガス業		46,074	87.9	18,045	81.4	64,119	85.9	425,310	109.3	2,223,381	118.9	2,648,691	117.3
		計	46,074	87.9	57,685	49.4	103,759	61.3	425,310	109.3	3,283,217	116.3	3,708,527	115.5
合 計			433,776	100.3	673,671	88.3	1,107,447	92.6	7,878,631	105.9	19,058,045	101.0	26,936,676	102.4
過 事 業 年 度 分			9,305	100.2	16,150	86.9	25,455	91.4	115,278	103.1	237,548	87.8	352,826	92.2
総 計			443,081	100.3	689,821	88.2	1,132,902	92.6	7,993,909	105.9	19,295,593	100.8	27,289,502	102.2

(3) 法人県民税超過課税の状況

(単位:千円、%)

区 分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
県内法人	法人税割額	867,308	99.1	576,204	66.4	453,695	78.7	441,606	97.3	443,081	100.3
	上記のうち超過相当分	124,445	99.4	95,840	77.0	161,274	168.3	158,433	98.2	158,430	100.0
	構成比	14.3	—	16.6	—	35.5	—	35.9	—	35.8	—
分割法人	法人税割額	1,512,698	86.3	1,022,132	67.6	977,300	95.6	781,912	80.0	689,821	88.2
	上記のうち超過相当分	298,787	86.4	220,835	73.9	424,152	192.1	347,205	81.9	304,003	87.6
	構成比	19.8	—	21.6	—	43.4	—	44.4	—	44.1	—
計	法人税割額	2,380,006	90.6	1,598,336	67.2	1,430,995	89.5	1,223,518	85.5	1,132,902	92.6
	上記のうち超過相当分	423,232	89.8	316,675	74.8	585,426	184.9	505,638	86.4	462,433	91.5
	構成比	17.8	—	19.8	—	40.9	—	41.3	—	40.8	—

(4) 法人県民税超過課税対象法人等の状況

(単位:事業年度)

区 分		法人税額 が年1,000 万円を超 える法人 等 (②に 該当する ものを除 く。)	資本金額 等が1億 円を超える法人等 (欠損法 人を除く。)	超過課税 対象法人 等 (①+②)	資本金額 等が1億 円以下の 法人等	資本金額 等が1億 円を超える法人等	総法人 (④+⑤)	超過課税対象割合		
		①	②	③	④	⑤	⑥	① — ④ %	② — ⑤ %	③ — ⑥ %
普通法人	県内法人	399	86	485	18,009	137	18,146	2.2	62.8	2.7
	分割法人									
	本県本店	90	41	131	566	60	626	15.9	68.3	20.9
	他県本店	734	1,034	1,768	1,750	1,274	3,024	41.9	81.2	58.5
	分割計	824	1,075	1,899	2,316	1,334	3,650	35.6	80.6	52.0
	計	1,223	1,161	2,384	20,325	1,471	21,796	6.0	78.9	10.9
公益法人等	県内法人	5		5	426	1	427	1.2	—	1.2
	分割法人									
	本県本店				1		1	—		—
	他県本店	19		19	57	3	60	33.3	—	31.7
	分割計	19		19	58	3	61	32.8	—	31.1
	計	24		24	484	4	488	5.0	—	4.9
人格のない等 保相 険互 業会 法の 社の	県内法人				216		216	—		—
	分割法人									
	本県本店				1		1	—		—
	他県本店									
	分割計				1		1	—		—
	計				217		217	—		—
協同組合等	県内法人									
	分割法人									
	本県本店									
	他県本店		4	4		5	5		80.0	80.0
	分割計		4	4		5	5		80.0	80.0
	計		4	4		5	5		80.0	80.0
計	県内法人	5	38	43	645	66	711	0.8	57.6	6.0
	分割法人									
	本県本店	2	1	3	13	1	14	15.4	100.0	21.4
	他県本店	5	10	15	13	16	29	38.5	62.5	51.7
	分割計	7	11	18	26	17	43	26.9	64.7	41.9
	計	12	49	61	671	83	754	1.8	59.0	8.1
計	県内法人	409	124	533	19,296	204	19,500	2.1	60.8	2.7
	分割法人									
	本県本店	92	42	134	581	61	642	15.8	68.9	20.9
	他県本店	758	1,048	1,806	1,820	1,298	3,118	41.6	80.7	57.9
	分割計	850	1,090	1,940	2,401	1,359	3,760	35.4	80.2	51.6
	計	1,259	1,214	2,473	21,697	1,563	23,260	5.8	77.7	10.6

- (注) 1 令和5年度調定に係る「本年度分」について作成したものであり、中間申告に係る法人税割及び清算法人(清算予納に係る法人税額を含む)に係る法人税割を除いたものにより作成したものである。
- 2 「法人税額」とは、法人税割の課税標準となる法人税額をいうものであり、当該法人税額が年1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、事業年度が1年に満たない法人があるときは、当該法人税額が1,000万円に事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超えるかどうかによって判定している。
- 3 「資本金額等」とは、資本金の額又は出資金の額をいうものであり、資本又は出資を有しない法人等については、「資本金額等が1億円以下の法人等」に含めている。
- 4 公益法人等及び人格のない社団等には、収益事業を営まないものは含まれていないものである。

(5) 法人県民税超過課税対象業種別法人等の状況

(単位：事業年度)

区 分			法人税額が 年1,000万 円を超える 法人等 (② に該当する ものを除 く。)	資本金額等 が1億円を 超える法人 等 (欠損法 人を除く。)	超過課税対 象法人等 (①+②)	資本金額等 が1億円以 下の法人等	資本金額等 が1億円を 超える法人 等	総 法 人 (④+⑤)	超 過 課 税 対 象 割 合		
									① － ④	② － ⑤	③ － ⑥
			①	②	③	④	⑤	⑥	%	%	%
農 業	県 内 法 人		11	1	12	680	1	681	1.6	100.0	1.8
	分割 法人	本県本店	2	1	3	11	1	12	18.2	100.0	25.0
		他県本店	6		6	14		14	42.9		42.9
		分 割 計	8	1	9	25	1	26	32.0	100.0	34.6
	計		19	2	21	705	2	707	2.7	100.0	3.0
林 業	県 内 法 人		5	1	6	109	1	110	4.6	100.0	5.5
	分割 法人	本県本店									
		他県本店	1	1	2	2	1	3	50.0	100.0	66.7
	分 割 計	1	1	2	2	1	3	50.0	100.0	66.7	
計		6	2	8	111	2	113	5.4	100.0	7.1	
漁 業	県 内 法 人		3	1	4	100	2	102	3.0	50.0	3.9
	分割 法人	本県本店				1		1	－		－
		他県本店		4	4	2	4	6	－	100.0	66.7
	分 割 計		4	4	3	4	7	－	100.0	57.1	
計		3	5	8	103	6	109	2.9	83.3	7.3	
鉱 業	県 内 法 人		2	1	3	55	1	56	3.6	100.0	5.4
	分割 法人	本県本店				1		1	－		－
		他県本店		2	2	2	3	5	－	66.7	40.0
	分 割 計		2	2	3	3	6	－	66.7	33.3	
計		2	3	5	58	4	62	3.4	75.0	8.1	
建 設 業	県 内 法 人		141	2	143	4,139	5	4,144	3.4	40.0	3.5
	分割 法人	本県本店	14	2	16	96	2	98	14.6	100.0	16.3
		他県本店	87	146	233	168	155	323	51.8	94.2	72.1
	分 割 計	101	148	249	264	157	421	38.3	94.3	59.1	
計		242	150	392	4,403	162	4,565	5.5	92.6	8.6	
製 造 業	県 内 法 人		45	14	59	1,389	25	1,414	3.2	56.0	4.2
	分割 法人	本県本店	12	15	27	67	23	90	17.9	65.2	30.0
		他県本店	142	234	376	290	301	591	49.0	77.7	63.6
	分 割 計	154	249	403	357	324	681	43.1	76.9	59.2	
計		199	263	462	1,746	349	2,095	11.4	75.4	22.1	
卸 ・ 小 売 業	県 内 法 人		71	18	89	4,842	27	4,869	1.5	66.7	1.8
	分割 法人	本県本店	31	14	45	171	18	189	18.1	77.8	23.8
		他県本店	213	303	516	565	371	936	37.7	81.7	55.1
	分 割 計	244	317	561	736	389	1,125	33.2	81.5	49.9	
計		315	335	650	5,578	416	5,994	5.6	80.5	10.8	
金 融 業	県 内 法 人		3	4	7	298	10	308	1.0	40.0	2.3
	分割 法人	本県本店	1	3	4	3	3	6	33.3	100.0	66.7
		他県本店	11	33	44	32	42	74	34.4	78.6	59.5
	分 割 計	12	36	48	35	45	80	34.3	80.0	60.0	
計		15	40	55	333	55	388	4.5	72.7	14.2	

(単位：事業年度)

区 分			法人税額が 年1,000万 円を超える 法人等 (② に該当する ものを除 く。)	資本金額等 が1億円を 超える法人 等 (欠損法 人を除く。)	超過課税対 象法人等 (①+②)	資本金額等 が1億円以 下の法人等	資本金額等 が1億円を 超える法人 等	総 法 人 (④+⑤)	超 過 課 税 対 象 割 合		
									① － ④	② － ⑤	③ － ⑥
									%	%	%
			①	②	③	④	⑤	⑥			
不 動 産 業	県 内 法 人		10	11	21	1,415	16	1,431	0.7	68.8	1.5
	分割法人	本県本店	4		4	24		24	16.7		16.7
		他県本店	11	18	29	32	26	58	34.4	69.2	50.0
		分 割 計	15	18	33	56	26	82	26.8	69.2	40.2
	計		25	29	54	1,471	42	1,513	1.7	69.0	3.6
運 輸 ・ 通 信 業	県 内 法 人		16	5	21	697	6	703	2.3	83.3	3.0
	分割法人	本県本店	8	1	9	43	4	47	18.6	25.0	19.1
		他県本店	41	55	96	97	72	169	42.3	76.4	56.8
		分 割 計	49	56	105	140	76	216	35.0	73.7	48.6
計		65	61	126	837	82	919	7.8	74.4	13.7	
保 険 業	県 内 法 人										
	分割法人	本県本店									
		他県本店		26	26		31	31		83.9	83.9
		分 割 計		26	26		31	31		83.9	83.9
計			26	26		31	31		83.9	83.9	
電 気 ・ ガ ス 業	県 内 法 人		6	10	16	144	16	160	4.2	62.5	10.0
	分割法人	本県本店	1		1	8		8	12.5		12.5
		他県本店	7	19	26	9	31	40	77.8	61.3	65.0
		分 割 計	8	19	27	17	31	48	47.1	61.3	56.3
計		14	29	43	161	47	208	8.7	61.7	20.7	
サ ー ビ ス 業	県 内 法 人		96	56	152	5,428	94	5,522	1.8	59.6	2.8
	分割法人	本県本店	19	6	25	156	10	166	12.2	60.0	15.1
		他県本店	239	207	446	607	261	868	39.4	79.3	51.4
		分 割 計	258	213	471	763	271	1,034	33.8	78.6	45.6
計		354	269	623	6,191	365	6,556	5.7	73.7	9.5	
計	県 内 法 人		409	124	533	19,296	204	19,500	2.1	60.8	2.7
	分割法人	本県本店	92	42	134	581	61	642	15.8	68.9	20.9
		他県本店	758	1,048	1,806	1,820	1,298	3,118	41.6	80.7	57.9
		分 割 計	850	1,090	1,940	2,401	1,359	3,760	35.4	80.2	51.6
計		1,259	1,214	2,473	21,697	1,563	23,260	5.8	77.7	10.6	

- (注) 1 令和5年度調定に係る「本年度分」について作成したものであり、中間申告に係る法人税割及び清算法人(清算予納に係る法人税額を含む)に係る法人税割を除いたものにより作成したものである。
- 2 「法人税額」とは、法人税割の課税標準となる法人税額をいうものであり、当該法人税額が年1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、事業年度が1年に満たない法人があるときは、当該法人税額が1,000万円に事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超えるかどうかによって判定している。
- 3 「資本金額等」とは、資本金の額又は出資金の額をいうものであり、資本又は出資を有しない法人等については、「資本金額等が1億円以下の法人等」に含めている。

4 個人事業税

(1) 調定状況（現年課税分）

（単位：千円、％）

区分	第 一 種			第 二 種			第 三 種						合 計		
	5／100			4／100			5／100			3／100					
	所 得 税 者 所 課 税 者	所 得 税 者 所 失 格 者	計	所 得 税 者 所 課 税 者	所 得 税 者 所 失 格 者	計	所 得 税 者 所 課 税 者	所 得 税 者 所 失 格 者	計	所 得 税 者 所 課 税 者	所 得 税 者 所 失 格 者	計	所 得 税 者 所 課 税 者	所 得 税 者 所 失 格 者	計
調定額	768,997	12,687	781,684	4,042	110	4,152	286,531	3,024	289,555	1,067	123	1,190	1,060,637	15,944	1,076,581
前年比	107.5	118.3	107.6	137.5	皆増	141.2	89.8	113.2	90.0	83.2	103.5	84.9	102.1	118.0	102.3

(2) 定期賦課の状況

第一種事業

(単位：人、千円、％)

区 分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
物 品 販 売 業	645	91,212	97.4	97.3
保 険 業				
金 銭 貸 付 業	2	632	200.0	855.7
物 品 貸 付 業	16	2,006	106.7	85.6
不 動 産 貸 付 業	1,452	269,575	101.0	99.9
製 造 業	488	58,040	108.0	108.5
電 気 供 給 業	14	877	87.5	86.0
土 石 採 取 業				
電 気 通 信 事 業				
運 送 業	126	11,873	116.7	115.3
運 送 取 扱 業				
船 舶 て い け い 場 業				
倉 庫 業				
駐 車 場 業	12	1,209	100.0	104.9
請 負 業	1,586	243,459	110.1	117.9
印 刷 業	4	832	133.3	174.4
出 版 業	1	81	100.0	323.9
写 真 業	15	1,033	150.0	122.2
席 貸 業	1	62	皆増	皆増
旅 館 業	25	3,221	108.7	175.2
料 理 店 業	38	4,069	152.0	148.9
飲 食 店 業	217	22,880	140.9	159.6
周 旋 業	11	3,130	78.6	97.2
代 理 業	75	6,362	111.9	99.5
仲 立 業	5	807	62.5	31.8
問 屋 業	1	12	50.0	4.8
両 替 業				
公 衆 浴 場 業	1	2	50.0	0.5
演 劇 興 行 業				
遊 技 場 業	5	658	83.3	99.6
遊 覧 所 業				
商 品 取 引 業			皆減	皆減
不 動 産 売 買 業	5	465	100.0	77.8
広 告 業	10	1,660	166.7	147.1
興 信 所 業				
案 内 業	5	1,379	125.0	136.7
冠 婚 葬 祭 業	6	1,972	120.0	146.4
第 一 種 事 業 計	4,766	727,508	106.4	107.5

第二種事業

(単位：人、千円、％)

区 分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
畜 産 業	5	2,094	100.0	176.8
水 産 業	7	1,809	233.3	451.3
薪 炭 製 造 業				
第 二 種 事 業 計	12	3,903	150.0	246.3

第三種事業

(単位：人、千円、％)

区 分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
医 業	149	57,385	87.6	81.0
歯 科 医 業	46	13,084	78.0	81.9
薬 剤 師 業	2	225	66.7	72.3
あ ん 摩 等 の 事 業	19	822	95.0	61.4
獣 医 業	31	13,331	88.6	97.3
装 蹄 師 業	1	59	100.0	95.6
弁 護 士 業	61	26,250	95.3	83.4
司 法 書 士 業	60	20,135	103.4	93.2
行 政 書 士 業	18	7,143	94.7	98.2
公 証 人 業	3	820	100.0	102.1
弁 理 士 業	2	406	100.0	66.5
税 理 士 業	130	52,217	94.9	92.0
公 認 会 計 士 業	13	5,542	108.3	101.3
計 理 士 業				
社 会 保 険 労 務 士 業	68	15,198	100.0	90.4
コ ン サ ル タ ン ト 業	86	14,986	104.9	121.5
設 計 監 督 者 業	104	12,207	97.2	78.3
不 動 産 鑑 定 業			皆減	皆減
デ ザ イ ン 業	39	4,886	88.6	75.1
諸 芸 師 匠 業	52	4,250	86.7	84.0
理 容 業	47	3,271	109.3	108.2
美 容 業	169	11,167	112.7	97.6
ク リ ー ニ ン グ 業	3	366	75.0	143.8
公 衆 浴 場 業	1	101	100.0	72.8
歯 科 衛 生 士 業				
歯 科 技 工 士 業	40	2,668	90.9	87.1
測 量 士 業	14	3,243	87.5	114.8
土 地 家 屋 調 査 士 業	53	12,704	103.9	118.3
海 事 代 理 士 業	1	45	皆増	皆増
印 刷 製 版 業				
第 三 種 事 業 計	1,212	282,511	96.7	90.0
全 事 業 合 計	5,990	1,013,922	104.3	102.2

5 不 動 産 取 得 税

調 定 状 況（現年課税分）

（単位：千円、％）

区 分			東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計	
			税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比
承 継 分	土 地		205,259	107.7	130,376	107.3	154,911	82.5	43,187	103.7	84,070	98.6	17,005	98.6	634,808	98.6
	家 屋		174,367	114.6	117,056	99.1	117,385	81.2	56,219	168.6	66,592	100.1	23,715	153.8	555,334	104.8
	計		379,626	110.8	247,432	103.3	272,296	81.9	99,406	132.5	150,662	99.3	40,720	124.7	1,190,142	101.4
建 築 分	木 造	専 用 住 宅	15,926	78.6	21,028	82.7	7,151	63.9	4,772	32.1	22,196	136.6	3,889	98.8	74,962	81.5
		そ の 他	18,139	51.6	30,184	98.1	29,983	102.9	10,556	62.0	59,477	100.1	3,733	64.0	152,072	85.7
		小 計	34,065	61.5	51,212	91.1	37,134	92.0	15,328	48.1	81,673	107.9	7,622	78.0	227,034	84.3
	非 木 造	専 用 住 宅	5,014	37.8	7,141	112.2	1,734	23.3	0	皆減	7,600	極大	1,477	極大	22,966	82.0
		そ の 他	91,432	110.5	74,103	124.7	88,115	100.1	33,356	254.5	87,115	80.8	18,837	68.8	392,958	103.8
		小 計	96,446	100.4	81,244	123.5	89,849	94.1	33,356	248.0	94,715	87.4	20,314	74.0	415,924	102.3
	計		130,511	86.2	132,456	108.6	126,983	93.5	48,684	107.4	176,388	95.8	27,936	75.1	642,958	95.1
	合 計		510,137	103.2	379,888	105.1	399,279	85.3	148,090	123.0	327,050	97.4	68,656	98.2	1,833,100	99.1

6 た ば こ 税

調 定 状 況（現年課税分）

（単位：千円、％）

税 額		返 還 控 除 等		手 持 品 課 税		差 引 調 定 額	
金 額	前 年 比	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比
1,785,140	99.6	6,286	74.1	0	皆減	1,778,854	99.7

7 ゴ ル フ 場 利 用 税

調 定 状 況 （現年課税分）

区 分	東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
施 設 数	3	100.0%	5	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	4	100.0%			15	100.0%
課 税 標 準	66,918 人	99.4	70,836 人	92.6	41,731 人	85.2	12,171 人	131.6	70,781 人	96.4			262,437 人	95.3
非 課 税	16,696 人	102.5	18,302 人	103.6	14,351 人	92.1	1,921 人	131.2	15,076 人	96.8			66,346 人	99.6
税 額	50,410 千円	103.7	35,389 千円	94.3	19,213 千円	86.4	4,868 千円	96.9	31,635 千円	96.9			141,515 千円	96.9

8 自動車税環境性能割及び 軽自動車税環境性能割

調 定 状 況（現年課税分）

（単位：台、千円、％）

区 分	新 車				中 古 車				計			
	台 数	税 額	前 年 比		台 数	税 額	前 年 比		台 数	税 額	前 年 比	
			台 数	税 額			台 数	税 額			台 数	税 額
普通乗用車	5,100	484,109	99.8	105.3	1,650	61,357	114.1	120.8	6,750	545,466	103.0	106.8
小型乗用車	7,302	347,289	95.0	98.0	1,018	23,262	110.1	107.6	8,320	370,551	96.6	98.6
ト ラ ッ ク	1,781	179,118	113.3	114.4	263	12,824	112.9	147.2	2,044	191,942	113.2	116.1
バ ス	76	12,043	230.3	134.6	9	413	50.0	75.2	85	12,456	166.7	131.2
特種用途車	505	94,454	102.0	109.3	114	8,300	96.6	223.7	619	102,754	101.0	114.0
軽 自 動 車	13,980	308,917	89.9	93.6	1,948	19,218	83.1	80.2	15,928	328,135	89.0	92.7
計	28,744	1,425,930	94.4	102.1	5,002	125,374	98.4	114.6	33,746	1,551,304	95.0	103.0

9 自動車税種別割

(1) 調定状況（現年課税分）

（単位：台、千円、％）

区 分	営 業 用				自 家 用				計			
	台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比	
			台 数	税 額			台 数	税 額			台 数	税 額
ト ラ ッ ク	7,792	247,316	98.6	99.4	39,917	673,108	98.8	100.1	47,709	920,424	98.8	99.9
バ（一般乗合）	383	7,161	98.0	99.9					383	7,161	98.0	99.9
バ（その他）	852	32,986	104.0	103.4	1,241	46,545	97.3	97.3	2,093	79,531	99.9	99.7
普通乗用車	634	7,342	101.4	101.3	178,731	7,539,888	100.0	100.6	179,365	7,547,230	100.0	100.6
小型乗用車	1,519	14,600	96.4	95.9	192,595	6,537,709	99.0	96.6	194,114	6,552,309	99.0	96.6
三輪車					15	124	93.8	100.0	15	124	93.8	100.0
ト レ ー ラ ー	1,924	79,219	99.8	102.5	296	13,910	99.0	92.8	2,220	93,129	99.7	100.9
特種用途車	5,152	192,965	99.2	100.9	10,030	204,301	100.7	99.3	15,182	397,266	100.2	100.1
貨客兼用車	241	3,253	97.2	102.2	27,585	446,226	100.6	101.3	27,826	449,479	100.6	101.3
計	18,497	584,842	99.0	100.5	450,410	15,461,811	99.5	98.8	468,907	16,046,653	99.5	98.9

（注） 旧法の自動車税を含む

(2) 定期賦課の状況

（単位：台、千円、％）

区 分	営 業 用				自 家 用				計			
	台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比	
			台 数	税 額			台 数	税 額			台 数	税 額
ト ラ ッ ク	12,503	429,970	99.9	101.0	47,018	800,722	99.2	99.7	59,521	1,230,692	99.4	100.2
バ（一般乗合）	529	9,967	96.4	96.4					529	9,967	96.4	96.4
バ（その他）	823	32,897	104.7	104.2	1,269	46,946	97.0	96.8	2,092	79,843	99.9	99.7
普通乗用車	625	7,376	100.5	101.0	180,302	7,753,983	101.3	100.2	180,927	7,761,359	101.3	100.2
小型乗用車	1,570	15,071	97.3	98.3	200,695	6,933,702	97.6	96.5	202,265	6,948,773	97.6	96.5
三輪車					15	114	93.8	91.9	15	114	93.8	91.9
ト レ ー ラ ー	2,225	91,975	101.1	102.3	903	19,634	96.5	93.2	3,128	111,609	99.7	100.6
特種用途車	415	4,143	99.0	99.0	4,324	95,516	99.8	96.7	4,739	99,659	99.7	96.8
貨客兼用車	251	3,325	102.0	102.7	27,159	446,372	100.6	101.6	27,410	449,697	100.6	101.6
小 計	18,941	594,724	99.9	101.2	461,685	16,096,989	99.4	98.6	480,626	16,691,713	99.4	98.7
米 軍 構 成 員					2,732	40,972	95.5	97.9	2,732	40,972	95.5	97.9
計	18,941	594,724	99.9	101.2	464,417	16,137,961	99.3	98.6	483,358	16,732,685	99.4	98.7

（注） 旧法の自動車税を含む

(3) 自動車保有車両数の推移

(単位：台、%)

区 分			令 和 3 年		令 和 4 年		令 和 5 年		令 和 6 年	
			台 数	前 年 比	台 数	前 年 比	台 数	前 年 比	台 数	前 年 比
貨物車	普通車	自營計	24,768	99.8	24,877	100.4	24,997	100.5	25,022	100.1
			8,756	100.2	8,643	98.7	8,606	99.6	8,486	98.6
			33,524	99.9	33,520	100.0	33,603	100.2	33,508	99.7
	小型車	四輪自營計	45,408	99.3	45,263	99.7	45,379	100.3	45,044	99.3
			658	98.9	680	103.3	689	101.3	675	98.0
			46,066	99.3	45,943	99.7	46,068	100.3	45,719	99.2
	三輪自營計	5	100.0	7	140.0	7	100.0	6	85.7	
		5	100.0	7	140.0	7	100.0	6	85.7	
		被牽引車	自營計	186	105.7	194	104.3	185	95.4	190
897	100.8			922	102.8	929	100.8	915	98.5	
1,083	101.6			1,116	103.0	1,114	99.8	1,105	99.2	
乗合車	普通車	自營計	387	97.5	366	94.6	350	95.6	328	93.7
			1,302	97.5	1,281	98.4	1,287	100.5	1,292	100.4
			1,689	97.5	1,647	97.5	1,637	99.4	1,620	99.0
	小型車	自營計	1,652	96.2	1,587	96.1	1,561	98.4	1,528	97.9
321			100.6	312	97.2	324	103.8	328	101.2	
1,973			96.9	1,899	96.2	1,885	99.3	1,856	98.5	
乗用車	普通車	自營計	183,315	101.9	186,014	101.5	188,473	101.3	191,752	101.7
			648	99.7	623	96.1	627	100.6	634	101.1
			183,963	101.9	186,637	101.5	189,100	101.3	192,386	101.7
	小型車	自營計	220,435	97.7	215,236	97.6	210,128	97.6	204,306	97.2
1,722			95.1	1,644	95.5	1,600	97.3	1,547	96.7	
222,157			97.7	216,880	97.6	211,728	97.6	205,853	97.2	
特種用途車	普通車	自營計	13,282	100.3	13,236	99.7	13,254	100.1	13,251	100.0
			5,142	100.0	5,167	100.5	5,204	100.7	5,171	99.4
			18,424	100.2	18,403	99.9	18,458	100.3	18,422	99.8
	小型車	四輪自營計	1,415	100.6	1,378	97.4	1,382	100.3	1,350	97.7
133			95.7	138	103.8	129	93.5	120	93.0	
1,548			100.2	1,516	97.9	1,511	99.7	1,470	97.3	
小計			510,432	99.6	507,568	99.4	505,111	99.5	501,945	99.4
軽自動車			456,882	100.4	456,788	100.0	459,774	100.7	458,659	99.8
大型特殊車			9,692	100.9	9,813	101.2	10,028	102.2	10,289	102.6
二輪車			26,347	102.7	27,055	102.7	27,906	103.1	28,411	101.8
計			1,003,353	100.0	1,001,224	99.8	1,002,819	100.2	999,304	99.6

(注) 各年3月31日現在

10 軽油引取税

調 定 状 況（現年課税分）（単位：kℓ、千円、％）

区 分			東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計	
			前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
特 別 徴 収 に よ る も の	引 渡 し に 係 る 軽 油 の 納 入 数 量		406,239	95.7	79,374	91.7	213,860	94.3	5,588	92.4	9,628	100.2	20,112	98.5	734,801	95.0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	法 第 144 条 の 2 の 規 定 に よ る も の	137,383	96.2	26,976	92.2	26,558	101.0							190,917	96.3
		法第144条の5第1号の規定によるもの														
		法第144条の5第2号の規定によるもの	18,185	89.5	3,720	100.1	26,389	91.5	792	90.1	540	101.9	3,193	89.7	52,819	91.3
		免 税 証 に よ る 納 入 数 量	38,257	98.8	2,665	87.8	26,911	92.8	122	53.4	663	84.6	9,647	100.0	78,265	96.1
		合 衆 国 軍 隊 へ の 納 入 数 量	19,090	88.6				皆減			54	96.0			19,144	88.5
		計	212,915	95.3	33,361	92.6	79,858	94.9	914	82.5	1,257	91.8	12,840	97.2	341,145	95.0
	差 引 計		193,324	96.2	46,013	91.0	134,002	94.0	4,674	94.6	8,371	101.6	7,272	101.0	393,656	95.0
	欠 減 量	特 約 業 者 1.0/100	1,530	98.0	460	91.0	1,308	93.9	47	94.6	84	101.6	72	101.0	3,501	95.6
		元 売 業 者 0.3/100	121	89.8			10	99.7							131	90.5
		計	1,651	97.4	460	91.0	1,318	93.9	47	94.6	84	101.6	72	101.0	3,632	95.4
の	差 引 課 税 標 準 量		191,673	96.2	45,553	91.0	132,684	94.0	4,627	94.6	8,287	101.6	7,200	101.0	390,024	95.0
	税 額		6,152,699	96.2	1,462,250	91.0	4,259,175	94.0	148,544	94.6	266,010	101.6	231,107	101.0	12,519,785	95.0
申 告 納 付 に よ る も の	法第144条の2第3項の規定によるもの (燃料炭化水素油販売)	課税標準量														
		税 額														
	法第144条の2第4項の規定によるもの (混和・販売店)	課税標準量														
		税 額														
	法第144条の2第5項の規定によるもの (保 有 者)	課税標準量														
		税 額														
	法第144条の2第6項の規定によるもの (所 有 者)	課税標準量														
		税 額														
	法第144条の3第1項第1号・第2号 の規定によるもの (自己消費)	課税標準量	234	95.4	227	89.7	276	95.2	38	96.3	402	96.4	294	101.4	1,471	95.8
		税 額	7,499	95.4	7,287	89.7	8,830	95.2	1,224	96.3	12,939	96.4	9,460	101.4	47,239	95.8
	法第144条の3第1項第3号の規定によるもの (免税軽油の譲渡)	課税標準量	8	616.2										皆減	8	290.2
		税 額	257	616.2										皆減	257	290.2
	法第144条の3第1項第4号の規定によるもの (免税軽油の用途外消費)	課税標準量			16	皆増				皆減	1	皆増	1	皆増	18	極大
		税 額			529	皆増				皆減	19	皆増	6	皆増	554	極大
の	法第144条の3第1項第5号の規定によるもの (特別徴収義務者以外の製造軽油の消費・譲渡)	課税標準量									1	皆増			1	皆増
		税 額									10	皆増			10	皆増
	法第144条の3第1項第6号の規定によるもの (輸入した軽油)	課税標準量														
普 通 徴 収	法第144条の22第4項及び法第144条の25第5項の規定によるもの	課税標準量												皆減		皆減
		税 額												皆減		皆減
計	課 税 標 準 量		191,915	96.2	45,796	91.1	132,960	94.0	4,665	94.6	8,691	101.4	7,495	100.9	391,522	95.0
	税 額		6,160,455	96.2	1,470,066	91.1	4,268,005	94.0	149,768	94.6	278,978	101.4	240,573	100.9	12,567,845	95.0

11 徴 収 状 況

(1) 収入未済額の内訳

(単位：件、千円、%)

区 分		東 青			中 南			三 八			西 北			上 北			下 北			計		
		件 数	税 額	構 成 比	件 数	税 額	構 成 比	件 数	税 額	構 成 比	件 数	税 額	構 成 比	件 数	税 額	構 成 比	件 数	税 額	構 成 比	件 数	税 額	構 成 比
本 税	財 産 差 押	95	4,471	3.4	4	183	1.8	10	926	9.7	1	20	2.1							110	5,600	3.3
	換 価 猶 予	30	6,215	4.7	338	4,567	45.4	1	52	0.5				1	656	5.1	2	80	6.8	372	11,570	6.9
	滞 納 処 分 の 停 止	44	3,816	2.9										5	106	0.8	1	20	1.7	50	3,942	2.3
	徴 収 猶 予																					
	徴 収 嘱 託																					
	交 付 要 求	56	2,474	1.8	10	215	2.2	14	467	4.9	10	270	28.7	2	18	0.2	2	18	1.5	94	3,462	2.1
	交付要求のうち参加 差押に係るもの	(3)	(110)	(0.1)				(1)	(20)	(0.2)										(4)	(130)	(0.1)
	分 納 誓 約																					
	そ の 他	2,492	113,335	85.1	59	2,222	22.1	101	7,064	73.8	24	616	65.6	59	10,189	79.2	30	1,057	90.0	2,765	134,483	80.2
	小 計	2,717	130,311	97.9	411	7,187	71.5	126	8,509	88.9	35	906	96.4	67	10,969	85.3	35	1,175	100.0	3,391	159,057	94.8
税 外 （ 加 算 金 ）		34	2,805	2.1	21	2,870	28.5	16	1,060	11.1	6	34	3.6	16	1,890	14.7				93	8,659	5.2
計		2,751	133,116	100.0	432	10,057	100.0	142	9,569	100.0	41	940	100.0	83	12,859	100.0	35	1,175	100.0	3,484	167,716	100.0

(注) 個人県民税を除く

(2) 差押処分・換価処分の状況

(単位：件、%)

区 分		動 産		不 動 産		電 話 加 入 権		債 権 等		自 動 車		計		備 考
		件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	
差 押		2	0.5	2	0.5			417	97.2	8	1.8	429	100.0	
換 価		2	0.6					323	99.4			325	100.0	

12 納税証明書等交付件数調

(単位：件)

区 分	東 青				中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	合 計
	東 青	青森分室	八戸市駐在	計						
無 料	132	877	544	1,553	295	569	120	350	148	3,035
有 料	3,756				2,374	2,884	1,823	2,264	872	13,973

13 更正・決定の状況（間税関係）

調 定 状 況（現年課税分）

(単位：人、件、千円、%)

区 分	実 人 員		件 数		税 額	
		前 年 比		前 年 比		前 年 比
ゴ ル フ 場 利 用 税	1	100.0	1	11.1	1	6.7
軽 油 引 取 税	2	66.7	327	極大	△ 1,194	—
産 業 廃 棄 物 税	1	皆増	1	皆増		—
計	4	100.0	329	極大	△ 1,193	—

第五 税率等

令和5年度県税の税率等

(5. 4. 1 現在)

税目	課税標準等	税率	納期
県民税	1 個人 (1) 県内に住所を有する個人……………均等割及び所得割 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者……………均等割	1 個人 (1) 均等割 1,500 円 (2) 所得割 4 % ※東日本大震災からの復興財源確保のため、平成 26 年度から令和 5 年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年 500 円引上げ	1 個人 (1) 賦課徴収は市町村が市町村民税の賦課徴収と併せて行う (2) 納付（納入）期限は市町村民税と同じ
	2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人……均等割及び法人税割 (2) (イ) 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの……………均等割 (ロ) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの……………法人税割	2 法人 (1) 均等割 イ 次に掲げる法人……………年額 2 万円 a 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び第 24 条第 5 項に規定する公益法人等のうち、第 25 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（同法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） b 人格のない社団等（収益事業を行うものに限る。） c 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く。）※平成 20 年 12 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 d 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（a から c までに掲げる法人を除く。） e 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び d に掲げる法人を除く。以下ロ～ホにおいて同じ。）で資本金等の額が 1 千万円以下であるもの ロ 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人……………年額 5 万円 ハ 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人……………年額 13 万円 ニ 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人……………年額 54 万円 ホ 資本金等の額が 50 億円を超える法人……………年額 80 万円 (2) 法人税割 平成 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度分の法人税割 5.8% (4.0%) 【1.8%】 ただし、次に掲げる法人で法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下のもの 5.0% (3.2%) 【1.0%】 イ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人 ロ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。） ハ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり収益事業を行うもの ※() 中の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用	2 法人 (1) 確定申告 各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内（会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で、法人税について承認を受けているときは 3 月以内。また、定時総会が 3 月以内に招集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3 月を超え 6 月を超えない月数の期間内または 3 月を超える月数の期間内） (2) 中間申告 事業年度が 6 月を超える法人（新設内国法人を除く。）で一定のものについては当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日以後 2 月以内 (3) 清算法人 (イ) 各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内 (ロ) 残余財産確定の日の翌日から 1 月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行わ

税目	課税標準等	税率	納期
民 税		【 】中の税率は、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用	れるときは、その行われる前日まで) (4) 公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものは 4 月 30 日まで
	3 利子割 支払を受けるべき利子等(特定公社債以外の公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等並びに定期積金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益の分配等)の額	3 利子割 5 %	3 利子割 前月分を毎月 10 日まで
	4 配当割 支払いを受けるべき特定配当等(一定の上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募の収益の分配、特定目的信託の社債的受益証券の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金、特定投資法人の投資口の配当等)の額	4 配当割 (平成 25 年 12 月 31 日以前は 3 %) 5 %	4 配当割 前月分を毎月 10 日まで
	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額(源泉徴収口座(＝所得税において源泉徴収を選択した特定口座)に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡益、源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益)	5 株式等譲渡所得割 (平成 25 年 12 月 31 日以前は 3 %) 5 %	5 株式等譲渡所得割 前年分を毎年 1 月 10 日まで

税目	課税標準等	税率	納期
事業税	1 法人 (1) 収入割 電気供給業、ガス供給業及び保険業…… 各事業年度の収入金額 (2) 付加価値割 外形標準課税の対象法人（資本金の額1億円超の普通法人）…… 各事業年度の収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）＋単年度損益 (3) 資本割 外形標準課税の対象法人…………… 各事業年度の資本金等の額 (4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人…………… 各事業年度の所得及び清算所得 ロ 特別法人…………… 各事業年度の所得及び清算所得 ハ その他の法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 （※平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得に対する所得割が廃止となっている）	1 法人 (1) 収入割 イ 電気供給業（小売電気事業・発電事業、特定卸供給事業（以下「小売電気・発電事業等」という。）を除く）、導管ガス供給業及び保険業を行う法人……………【0.9%】《1.0%》 ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……………<0.75%> ※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度分から適用 ハ 特定ガス供給業を行う法人……………{0.48%} (2) 付加価値割 イ 電気供給業・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人……………0.48%《0.72%》[1.2%] ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……………<0.37%> ハ 特定ガス供給業を行う法人……………{0.77%} (3) 資本割 イ 電気供給業・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人……………0.2%《0.3%》[0.5%] ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……………<0.15%> ハ 特定ガス供給業を行う法人……………{0.32%} (4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……………【4.3%】《3.1%》[0.7%]《1.0%》 b a以外の法人……………{1.0%} ……所得のうち年400万円以下の金額 【2.2%】《1.6%》[0.3%]《0.4%》 ……所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 【3.2%】《2.3%》[0.5%]《0.7%》 ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【4.3%】《3.1%》[0.7%]《1.0%》 ロ 特別法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……………【4.6%】《4.9%》 b 小売電気・発電事業等を行う法人……………<1.85%> c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】《3.5%》 ……所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 【4.6%】《4.9%》 ハ その他の法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……………【6.7%】《7.0%》 b 小売電気・発電事業等を行う法人……………<1.85%> c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】《3.5%》 ……所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 【5.1%】《5.3%》 ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【6.7%】《7.0%》	1 法人 (1) 確定申告 各事業年度終了の日の翌日から2月以内（会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で知事の承認があるときは3月以内。また、定時総会が3月以内に招集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3月を超え6月を超えない月数の期間内または3月を超える月数の期間内） (2) 中間申告 事業年度が6月を超える法人（新設内国法人を除く。）で一定のものは当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内 (3) 清算法人 (i) 各事業年度終了の日の翌日から2月以内 (ii) 残余財産確定の日の翌日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで）

税目	課税標準等	税率	納期
事業税		※【 】中の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 《 》中の税率は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分に適用 []中の税率は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 (())中の税率は、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 < > 中の税率は、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 { } 中の税率は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用	
	2 個人 令和 4 年中の所得 事業主控除 年額 290 万円 事業専従者控除 青色 支払った給与の額 白色 年額 配偶者 86 万円 その他 50 万円	2 個人 (1) 第 1 種事業…………… 5 % (2) 第 2 種事業…………… 4 % (3) 第 3 種事業（(4)に掲げるものを除く。）…………… 5 % (4) 第 3 種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業…………… 3 %	2 個人 1 期 8 月 15 日～ 8 月 31 日 2 期 11 月 15 日～ 11 月 30 日 ただし、年の中途中で事業を廃止した場合は随時
地方消費税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	22/78%（消費税率（7.8%）換算で 2.2%）	納付期限は消費税と同じ。 賦課徴収は、国が消費税の賦課徴収と併せて行う。
不動産取得税	不動産の取得時の価格 (1) 特例適用住宅の建築については 1 戸につき 1,200 万円（新築の「認定長期優良住宅」である特例適用住宅を平成 21 年 6 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した場合には 1,300 万円）を控除 (2) 耐震基準適合既存住宅の取得については 1 戸につき、その新築時に控除することとされていた額を控除 ◎ 免税点 土地 10 万円未満 家屋 建築（新・増・改築） 23 万円未満 その他（売買等） 12 万円未満	4 %（ただし住宅及び土地について、平成 20 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの取得については 3 %） 次のいずれかの条件に該当する特例適用（新築）住宅用の土地を取得した場合、土地の税額が減額される。 (1) 土地と住宅の取得者が同一の場合 イ 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築した場合（同時取得を含む） ロ 土地を取得した日前 1 年の期間内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 (2) 土地と住宅の取得者が異なる場合 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合で、次のいずれかに当たるとき イ 土地の取得者が、特例適用住宅が新築された時まで引き続きその土地を所有している場合 ロ 土地の取得者から土地の譲渡を受けた者が、特例適用住宅を新築した場合 特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得が、平成 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに行われた場合については、課税標準額を価格の 2 分の 1 の額とする。	随 時
たばこ税	小売販売業者に売渡し等した製造たばこの本数	喫煙用の紙巻たばこ等 $\frac{1,070 \text{ 円}}{1,000 \text{ 本}}$ 旧 3 級品の紙巻たばこ $\frac{1,070 \text{ 円}}{1,000 \text{ 本}}$	前月分を毎月末日まで

税目	課税標準等		税率		納期		
ゴルフ場利用税	基準項目		税率	前月分を毎月末日まで			
	利用人員	当該ゴルフ場の会員以外の者の平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日以外の日）の利用料金。 当該利用料金が二以上定められている場合には、これらのうち最も高い金額。	1 15,000 円以上のゴルフ場			1,200 円	
			2 12,000 円以上 15,000 円未満のゴルフ場			1,100 円	
			3 10,000 円以上 12,000 円未満のゴルフ場			1,000 円	
			4 8,500 円以上 10,000 円未満のゴルフ場			900 円	
			5 7,000 円以上 8,500 円未満のゴルフ場			800 円	
			6 6,000 円以上 7,000 円未満のゴルフ場			700 円	
			7 5,000 円以上 6,000 円未満のゴルフ場			600 円	
			8 4,500 円以上 5,000 円未満のゴルフ場			550 円	
			9 4,000 円以上 4,500 円未満のゴルフ場			500 円	
			10 3,500 円以上 4,000 円未満のゴルフ場			450 円	
			11 3,500 円未満のゴルフ場			400 円	
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りの数量	軽油 1 キロリットルにつき	32,100 円	前月分を毎月末日まで			
自動車税	1 自動車税環境性能割 ◎自動車の取得価額 免税点 取得価額 50 万円以下		営業用 0.5～2.0％ 自家用 1.0～3.0％		登録、届出時申告納付		
	2 自動車税種別割						
	自動車の台数	乗用車	区分		営業用	自家用	6 月 15 日から 6 月 30 日まで
			総排気量（ロータリー・エンジン）を原動機とする自動車にあっては、一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積に 1.5 を乗じて得た容積をいう。以下同じ。） ※自家用については、令和元年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けた自動車	1 ℓ 以下	7,500 円	25,000 円	
				1 ℓ 超 1.5 ℓ 以下	8,500 円	30,500 円	
				1.5 " 2 "	9,500 円	36,000 円	
				2 " 2.5 "	13,800 円	43,500 円	
				2.5 " 3 "	15,700 円	50,000 円	
				3 " 3.5 "	17,900 円	57,000 円	
				3.5 " 4 "	20,500 円	65,500 円	
				4 " 4.5 "	23,600 円	75,500 円	
				4.5 " 6 "	27,200 円	87,000 円	
		6 "	40,700 円	110,000 円			
		電気		7,500 円	25,000 円		
		トラック	最大積載量 1 トン以下		6,500 円	8,000 円	
			" 1 トン超 2 トン以下		9,000 円	11,500 円	
			" 2 " 3 "		12,000 円	16,000 円	
			" 3 " 4 "		15,000 円	20,500 円	
			" 4 " 5 "		18,500 円	25,500 円	
			" 5 " 6 "		22,000 円	30,000 円	
			" 6 " 7 "		25,500 円	35,000 円	
			" 7 " 8 "		29,500 円	40,500 円	

税目	課税標準等		税率			納期
自動車税	自動車 の台数	区分		営業用	自家用	6月15日から 6月30日まで
		トラック	最大積載量8トン超（8トンを超える1トンまでごとの加算額）	4,700円	6,300円	
			小型自動車に属するけん引車	7,500円	10,200円	
			普通自動車 〃	15,100円	20,600円	
			小型自動車に属する被けん引車	3,900円	5,300円	
			普通自動車に属する最大積載量が8トン以下の被けん引車	7,500円	10,200円	
			最大積載量が8トン超の被けん引車（8トンを超える1トンまでごとの加算額）	3,800円	5,100円	
		最大乗車定員が4人以上のトラックで乗用車に準ずるもの（ライトバン等）に対する加算額	総排気量10以下	3,700円	5,200円	
			〃 10超1.50以下	4,700円	6,300円	
			〃 1.50超	6,300円	8,000円	
			電 気	3,700円	5,200円	
		型三 自輪 動の 車小	最大積載量1トン以下	4,500円	6,000円	
			〃 〃 超	6,800円	9,100円	
		バス	区分	営業用		自家用
				一般乗合用	そ の 他	
			乗車定員30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
			〃 30人超40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
			〃 40 〃 50 〃	17,500円	38,000円	49,000円
			〃 50 〃 60 〃	20,000円	44,000円	57,000円
			〃 60 〃 70 〃	22,500円	50,500円	65,500円
			〃 70 〃 80 〃	25,500円	57,000円	74,000円
			〃 80 〃	29,000円	64,000円	83,000円
	特 種 用 途 車	特	区分		営業用	自家用
			主として人の乗用に供する自動車(医療保健用の自動車を除く。)	乗車定員10人以下	乗用車の区分に応じ、それぞれに定める額	
				〃 10人超	バスの区分に応じ、それぞれに定める額	
		種	主として物の運搬の用に供する自動車(医療保健用の自動車及び霊柩車を除く。)	普通自動車及び四輪以上の小型自動車に属するもの	トラックの区分に応じ、それぞれに定める額	
				三輪の小型自動車に属するもの	三輪の小型自動車の区分に応じ、それぞれに定める額	
		用	医療保健用の自動車(消毒車及び寝具乾燥車を除く。)及び霊柩車	普通自動車に属するもの	10,000円	13,700円
				小型自動車に属するもの	5,300円	6,800円
		途 車	キャンピング車 ※自家用については、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車	10以下	6,000円	20,000円
				10超1.50以下	6,800円	24,400円
				1.5 〃 2 〃	7,600円	28,800円
				2 〃 2.5 〃	11,000円	34,800円
				2.5 〃 3 〃	12,500円	40,000円
				3 〃 3.5 〃	14,300円	45,600円

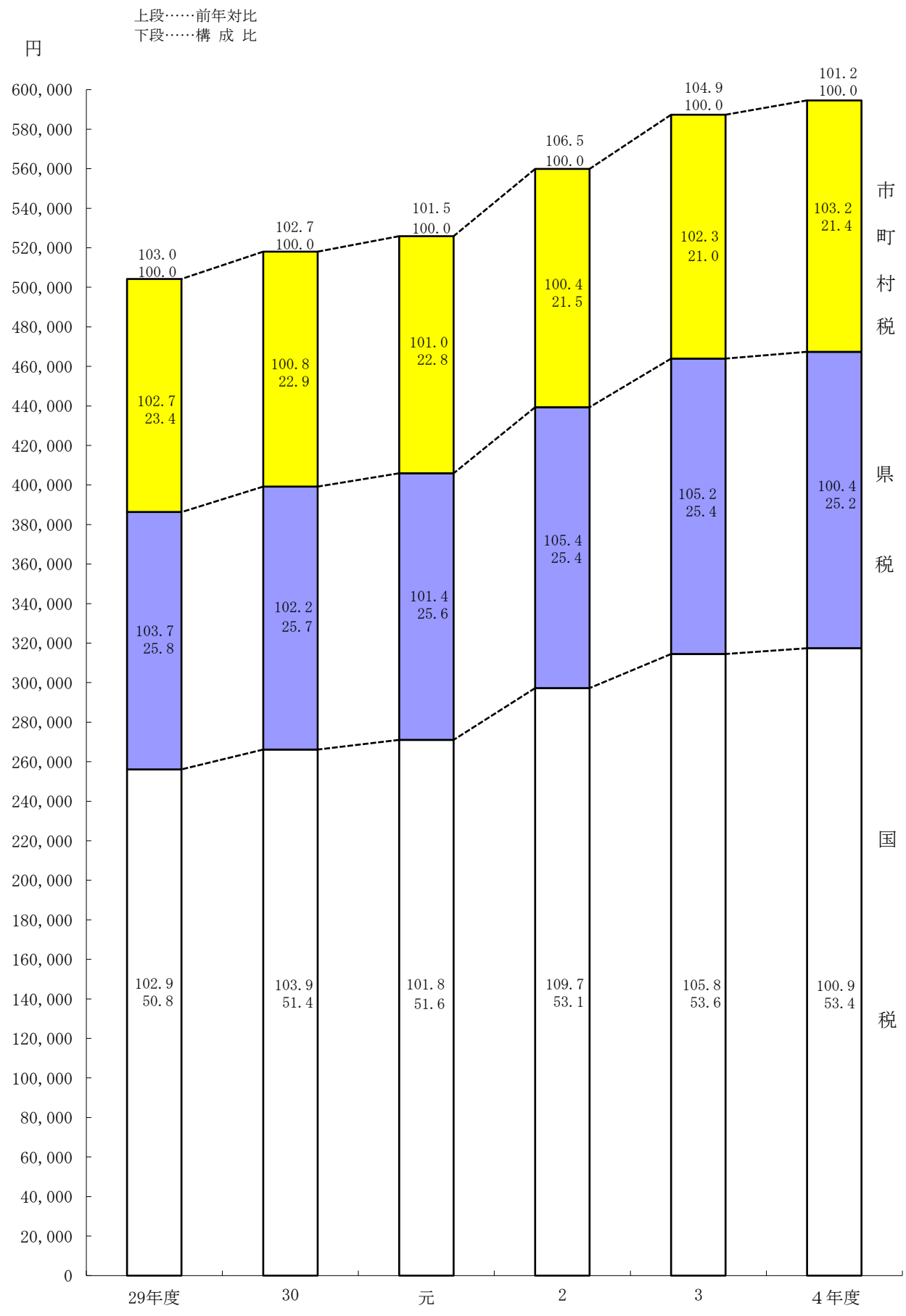
税目	課 税 標 準 等			税 率				納 期
自動車税	自動車の台数	特 種 用 途 車	キャンピング車 ※自家用については、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車	3.5 〃 4 〃	16,400 円	52,400 円		
				4 〃 4.5 〃	18,800 円	60,400 円		
				4.5 〃 6 〃	21,700 円	69,600 円		
				6 〃	32,500 円	88,000 円		
				電 気	6,000 円	20,000 円		
			そ の 他	普通自動車に属するもの	16,000 円	19,000 円		
				小型自動車に属するもの	8,000 円	9,500 円		
	合 衆 国 軍 隊 の 構 成 員 等 の 所 有 す る 自 動 車							
	自動車の台数		(イ) 普通乗用車	総排気量 4.5ℓ以下 年額 19,000 円		(証紙徴収) 毎年4月中		
				〃 4.5ℓ超 〃 22,000 円				
				(ロ) 小型乗用車 〃 7,500 円				
				(ハ) 普通トラック 〃 32,000 円				
				(ニ) 小型トラック 〃 7,500 円				
	(ホ) 特種用途車							
		・主として人の乗用に供する自動車 年額(イ)・(ロ)の区分に応じ、それぞれに定める額						
		・主として物の運搬の用に供する自動車 年額(ハ)・(ニ)の区分に応じ、それぞれに定める額						
鉱区税	鉱 区 の 面 積	(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区						5月15日から 5月31日まで
		試掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 200 円						
		採掘鉱区						

税目	課税標準等	税率	納期
核燃料物質等取扱税	(1) 加工事業者の行う濃縮 課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウランの重量	(1) 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量1キログラムにつき 36,500 円	課税標準の算定期間（原子炉設置者の行う核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税にあっては、核燃料の挿入がなされた日の属する月）の末日の翌日から起算して2月以内
	(2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 課税標準の算定期間の末日における実用発電用原子炉の熱出力	(2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 実用発電用原子炉の熱出力千キロワットにつき 38,250 円	
	(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料の挿入に係る核燃料の価額	(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料（既に核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。）の価額の 8.5%	
	(4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 19,400 円	
	(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 1,300 円（当分の間8,300 円）	
	(6) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	(6) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量1立方メートルにつき 52,400 円	
	(7) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量	(7) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量1本につき 1,614,600 円	

税目	課税標準等	譲与の基準	譲与の時期
特別法人事業譲与税	特別法人事業税（国税） (1) 外形標準課税の対象法人 基準法人所得割額×260/100 (2) 特別法人 基準法人所得割額×34.5/100 (3) 資本金1億円以下の普通法人等 基準法人所得割額×37/100 (4) 電気供給業（小売電気事業・発電事業等を除く）、導管ガス供給業及び保険業を行う法人 基準法人収入割額×30/100 (5) 小売電気事業・発電事業等・特定卸供給事業を行う普通法人 基準法人収入割額×40/100 (6) ガス供給業（特定ガス供給業） 基準法人収入割額×62.5/100 ※基準法人所得（収入）割額とは、地方税法の規定によって計算した所得（収入）割額をいう。	特別法人事業税収入額の全額を、財源超過団体においては当該団体に係る基準特別法人事業譲与税額から当該基準特別法人事業譲与税額の75/100に相当する額を控除した額を、財源不足団体においては当該団体に係る基準特別法人事業譲与税額に財源超過団体における控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額を譲与	5月、8月、11月及び2月
地方揮発油譲与税	地方揮発油税（国税） 製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から政令で定める一定数量を控除した数量で、1キロリットルにつき 5,200円	地方揮発油税の収入額の58/100に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与	6月、11月及び3月
石油ガス譲与税	石油ガス税（国税） 石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る課税石油ガスの重量で、1キログラムにつき 17円50銭	石油ガス税の収入額の1/2に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与	6月、11月及び3月
自動車重量譲与税	自動車重量税（国税） 自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車の重量	自動車重量税の収入額の431/1,000に相当する額を各都道府県の自家用乗用車（登録者）の課税台数にあん分して譲与 ※自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和4～15年度は357/1,000（当分の間431/1,000）、令和16年度は401/1,000（当分の間475/1,000）、令和17年度以降は416/1,000（当分の間490/1,000）とされている	6月、11月及び3月
航空機燃料譲与税	航空機燃料税（国税） 航空機に積み込まれた航空機燃料の数量で、1キロリットルにつき 13,000円	航空機燃料税の収入額の4/13等に相当する額の1/5に相当する額を空港関係都道府県に対し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る着陸料の収入額又は騒音世帯数にあん分して譲与	9月及び3月
森林環境譲与税	森林環境税（国税） 国内に住所を有する個人に対して、一人あたり 年額 1,000円 （令和6年度から課税開始）	森林環境税収入相当額の3/25に相当する額を各都道府県の私有林人工林面積で5割、林業就業者数で2割、人口で3割にあん分して譲与	9月及び3月

第六 参考計数等

1 県民1人当たり租税負担額累年比較



2 県民の租税負担に関する調

(1) 全 国

区 分	人 口	国 民 所 得	租 税 負 担 額					租 税 負 担 率					一 人 当 た り 負 担 額				
			総 額	国 税	地 方 税			総 額	国 税	地 方 税			総 額	国 税	地 方 税		
					都道府県税	市町村税	計			都道府県税	市町村税	計			都道府県税	市町村税	計
	千人	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	円	円	円	円	円
25	125,684	3,725,700	866,017	512,274	147,739	206,004	353,743	23.2	13.7	4.0	5.5	9.5	689,043	407,589	117,548	163,906	281,454
26	125,410	3,766,776	946,346	578,492	156,835	211,020	367,855	25.1	15.3	4.2	5.6	9.8	754,602	461,280	125,058	168,264	293,322
27	127,111	3,926,293	990,679	599,694	180,222	210,764	390,986	25.2	15.3	4.6	5.3	9.9	779,381	471,787	141,783	165,811	307,594
28	126,937	3,922,939	983,486	589,563	181,140	212,784	393,924	25.1	15.0	4.6	5.5	10.1	774,783	464,453	142,701	167,629	310,330
29	126,714	4,006,215	1,022,847	623,803	183,967	215,077	399,044	25.5	15.6	4.6	5.3	9.9	807,209	492,292	145,183	169,734	314,917
30	126,453	4,030,991	1,049,756	642,241	183,280	224,234	407,514	26.0	15.9	4.5	5.6	10.1	830,155	507,889	144,940	177,326	322,266
元	126,161	4,024,792	1,033,866	621,751	183,437	228,678	412,115	25.7	15.5	4.5	5.7	10.2	819,481	492,823	145,399	181,259	326,658
2	125,669	3,759,980	1,057,586	649,330	183,687	224,569	408,256	28.1	17.3	4.9	5.9	10.8	841,565	516,699	146,167	178,699	324,866
3	125,443	3,957,723	1,142,900	718,811	198,868	225,221	424,089	28.9	18.2	5.0	5.7	10.7	911,091	573,018	158,533	179,540	338,073
4	124,913	4,089,538	1,203,899	763,377	207,352	233,170	440,522	29.4	18.6	5.1	5.7	10.8	963,790	611,127	165,997	186,666	352,663
5	124,342	4,316,000	1,187,838	747,286	209,063	231,489	440,552	27.5	17.3	4.8	5.4	10.2	955,299	600,992	168,136	186,171	354,307

- (資料) 1 国民所得、租税負担額（国税、地方税）…総務省自治税務局「令和6年度地方税に関する参考計数資料」
2 租税負担額（都道府県税）…地方行財政調査会「地方行財政調査資料（都道府県版）」
(注) 1 人 口…5年度は国勢調査人口を基礎として算出した推計人口（R5.11.1現在）である。
2 国民所得…5年度は見込数値である。
3 国 税…租税及び印紙収入決算額であり、国税徴収に係る地方消費税相当額を除いた額である。なお、5年度は決算見込額である。
4 地 方 税…5年度は決算見込額である。

(2) 青 森 県

区 分	人 口	県 民 所 得	租 税 負 担 額					租 税 負 担 率					一 人 当 た り 負 担 額				
			総 額	国 税	地 方 税			総 額	国 税	地 方 税			総 額	国 税	地 方 税		
					県 税	市町村税	計			県 税	市町村税	計			県 税	市町村税	計
	千人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	%	%	円	円	円	円	円
25	1,353	3,249,694	(530,044)	(244,792)	(134,944)		(285,252)	(16.3)	(7.5)	(4.2)		(8.8)	(391,755)	(180,926)	(99,737)		(210,829)
			480,779	208,216	122,255	150,308	272,563	14.8	6.4	3.8	4.6	8.4	355,343	153,892	90,359	111,092	201,451
26	1,338	3,219,577	(590,910)	(291,994)	(149,350)		(298,916)	(18.4)	(9.1)	(4.6)		(9.3)	(441,637)	(218,232)	(111,622)		(223,405)
			515,067	238,824	126,677	149,566	276,243	16.0	7.4	3.9	4.7	8.6	384,953	178,493	94,677	111,783	206,460
27	1,323	3,413,037	(620,738)	(313,073)	(160,134)		(307,665)	(18.2)	(9.2)	(4.7)		(9.0)	(469,190)	(236,639)	(121,039)		(232,551)
			551,735	263,684	140,520	147,531	288,051	16.2	7.7	4.2	4.3	8.5	417,033	199,308	106,213	111,512	217,725
28	1,308	3,287,161	(640,115)	(325,715)	(164,158)		(314,400)	(19.5)	(9.9)	(5.0)		(9.6)	(489,385)	(249,018)	(125,503)		(240,367)
			741,944	448,793	142,909	150,242	293,151	22.6	13.7	4.3	4.6	8.9	567,235	343,114	109,257	114,864	224,121
29	1,291	3,348,274	(650,974)	(330,653)	(168,045)		(320,321)	(19.4)	(9.9)	(5.0)		(9.5)	(504,240)	(256,122)	(130,166)		(248,118)
			613,948	277,411	184,261	152,276	336,537	18.3	8.3	5.5	4.5	10.0	475,560	214,881	142,727	117,952	260,679
30	1,274	3,287,425	(659,991)	(339,097)	(169,462)		(320,894)	(20.1)	(10.3)	(5.1)		(9.8)	(518,046)	(266,167)	(133,016)		(251,879)
			571,837	277,475	142,930	151,432	294,362	17.4	8.4	4.3	4.7	9.0	448,852	217,798	112,191	118,863	231,054
元	1,258	3,307,764	(661,604)	(340,928)	(169,648)		(320,676)	(20.0)	(10.3)	(5.1)		(9.7)	(525,917)	(271,008)	(134,855)		(254,909)
			581,825	284,922	145,875	151,028	296,903	17.6	8.6	4.4	4.6	9.0	462,500	226,488	115,958	120,054	236,012
2	1,242	3,270,447	(695,327)	(369,189)	(176,494)		(326,138)	(21.3)	(11.3)	(5.4)		(10.0)	(559,845)	(297,254)	(142,105)		(262,591)
			602,092	306,257	146,191	149,644	295,835	18.4	9.4	4.4	4.6	9.0	484,776	246,584	117,706	120,486	238,192
3	1,225	3,489,987	(719,437)	(385,318)	(183,061)		(334,119)	(20.6)	(11.0)	(5.3)		(9.6)	(#####)	(314,546)	(149,437)		(272,750)
			600,869	297,375	152,436	151,058	303,494	17.2	8.5	4.4	4.3	8.7	#####	242,755	124,437	123,313	247,750
4	1,205		(716,471)	(382,483)	(180,710)		(333,988)	(.....)	(.....)	(.....)		(.....)	(#####)	(317,413)	(149,967)		(277,169)
			597,052	296,909	146,865	153,278	300,143						#####	246,398	121,879	127,202	249,081
5	1,184		(.....)	(.....)	(.....)		(.....)	(.....)	(.....)	(.....)		(.....)	(.....)	(.....)	(.....)		(.....)
					147,377	154,288	301,665								124,474	130,311	254,785

- (資料) 1 県民所得…青森県総合政策部統計分析課「青森県県民経済計算」
2 租税負担額（国税）…仙台国税局作成資料
(注) 1 人 口…住民基本台帳における翌年8月1日現在の人口である。
2 県民所得…4年度及び5年度は未公表のため空欄とした。
3 国 税…青森県分に係る租税及び印紙収入決算額が公表されていないため、便宜上、収納済額（税関分・総務省分郵便事業株式会社分歳入決算額の加算、還付金支払決定済額の減算がされていない額であり、地方消費税相当額に係る収納済額を含んでいる。）によっている。なお、5年度は未公表のため空欄とした。
4 地 方 税…決算額である。
5 カッコ内数値について
ア 租税負担額…国税と県税の双方に地方消費税が計上され、重複部分が生じるため、下記の調整を行い、この結果、租税負担額と推計される額をカッコ内に記載した。ただし、5年度はこの調整ができないためカッコ内を空欄とした。
調整内容 国税（全国分）に係る「消費税及び地方消費税」の収納済額に、本県の消費に相当するシェアを乗じた額を基礎とし、この額の78／100を国税（本県分）の消費税、22／100を県税の地方消費税として租税負担額に計上した。
イ 租税負担率、一人当たり負担額…租税負担額上段カッコ内の額を基礎に算定した数値を上段（ ）書により記載した。
6 前のページにおける「県民1人当たり租税負担額累年比較」については、上記5のイにより算定した一人当たり負担額によった。

3 令和 4 年度 国 税 徴 収 表

(1) 青 森 県 分 (単位：千円、%)

区 分	徴収決定済額 ①	収 納 済 額 ②	収 納 未 済 額 ③	収 納 割 合 ②／①
所 得 税	64,299,860	64,052,246	233,945	99.6
源 泉 所 得 税	19,781,006	18,766,853	993,705	94.9
申 告 所 得 税	84,080,866	82,819,099	1,227,650	98.5
計	39,635,111	39,358,654	265,700	99.3
法 人 税	7,540,492	7,183,222	355,503	95.3
相 続 税	543	-	543	0.0
消 費 税	136,833,309	132,535,706	4,178,077	96.9
消 費 税 及 地 方 消 費 税	632,835	610,501	22,333	96.5
酒 税	-	-	-	-
たばこ税及たばこ特別税	31,889,794	29,457,296	2,432,498	92.4
揮 発 油 税 及 地 方 揮 発 油 税	4,965,499	4,944,147	21,276	99.6
そ の 他	305,578,447	296,908,624	8,503,581	97.2
総 計				

(注) 国税庁HP（令和4年度）による。
「その他」欄には、地方法人税、復興特別法人税、地価税、たばこ税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計を掲げた。
収納割合は本県において計算したものである。

※ 「源泉所得税」欄には、源泉所得税及び復興特別所得税を含んでいる。
※ 「申告所得税」欄には、申告所得税及び復興特別所得税を含んでいる。

(2) 税務署別実績調 (単位：千円、%)

署別	科目別 区分	総 計	源泉所得税	申告所得税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	消 費 税 及 地方消費税	酒 税	たばこ税及た ばこ特別税	揮 発 油 税 及 地方揮発油税	そ の 他
青 森	徴 収 決 定 済 額	92,859,147	20,796,521	5,096,071	9,265,629	1,778,105	246	36,865,165	101,677	-	X	X
	収 納 済 額	90,111,750	20,716,683	4,876,045	9,182,923	1,722,306	-	35,857,338	101,677	-	X	X
	収 納 割 合	97.0	99.6	95.7	99.1	96.9	0.0	97.3	100.0	-	-	-
弘 前	徴 収 決 定 済 額	34,514,527	8,079,712	3,129,707	4,948,444	952,719	297	16,584,197	271,058	-	-	548,393
	収 納 済 額	33,640,870	8,047,619	2,998,269	4,904,966	856,447	-	16,038,552	248,790	-	-	546,227
	収 納 割 合	97.5	99.6	95.8	99.1	89.9	0.0	96.7	91.8	-	-	99.6
八 戸	徴 収 決 定 済 額	82,886,245	14,766,449	4,699,505	10,496,269	2,876,356	-	34,186,898	81,448	-	X	X
	収 納 済 額	80,101,828	14,697,600	4,409,136	10,445,296	2,740,178	-	33,090,919	81,448	-	X	X
	収 納 割 合	96.6	99.5	93.8	99.5	95.3	-	96.8	100.0	-	-	-
黒 石	徴 収 決 定 済 額	11,077,965	2,257,368	917,838	1,357,096	136,633	-	6,252,931	13,039	-	-	143,060
	収 納 済 額	10,757,171	2,244,771	878,577	1,333,222	134,909	-	6,010,451	12,977	-	-	142,265
	収 納 割 合	97.1	99.4	95.7	98.2	98.7	-	96.1	99.5	-	-	99.4
五 所 川 原	徴 収 決 定 済 額	18,068,378	4,058,486	1,779,504	1,927,043	646,185	-	9,440,236	4,748	-	-	212,177
	収 納 済 額	17,405,507	4,038,664	1,704,005	1,893,287	634,786	-	8,920,525	4,748	-	-	209,492
	収 納 割 合	96.3	99.5	95.8	98.2	98.2	-	94.5	100.0	-	-	98.7
十 和 田	徴 収 決 定 済 額	54,323,594	11,348,322	3,326,798	9,613,750	1,017,798	-	27,862,203	152,132	-	-	1,002,592
	収 納 済 額	53,361,088	11,325,775	3,098,531	9,584,672	963,759	-	27,235,990	152,129	-	-	1,000,232
	収 納 割 合	98.2	99.8	93.1	99.7	94.7	-	97.8	100.0	-	-	99.8
む つ	徴 収 決 定 済 額	11,848,591	2,993,002	831,582	2,026,881	132,697	-	5,641,678	8,732	-	-	214,019
	収 納 済 額	11,530,411	2,981,135	802,291	2,014,288	130,837	-	5,381,931	8,732	-	-	211,198
	収 納 割 合	97.3	99.6	96.5	99.4	98.6	-	95.4	100.0	-	-	98.7

(注) 国税庁HP（令和4年度）による。
「その他」欄には、地方法人税、復興特別法人税、地価税、たばこ税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計を掲げた。
表中の「X」は、仙台国税局統計情報において情報を保護する観点から計数を秘匿されたものである。
収納割合は本県において計算したものである。

4 令和5年度都道府県税決算見込額調

(単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	調定額前年比(%)	収 入 歩 合 (%)
北海道	658,735,373	650,980,567	100.4	98.8
青森	148,628,491	147,377,075	100.3	99.2
岩手	130,860,022	129,376,511	98.3	98.9
宮城	316,772,087	313,881,017	100.3	99.1
秋田	98,562,687	97,543,635	97.6	99.0
山形	118,469,792	117,391,511	101.9	99.1
福島	255,084,132	251,377,264	102.7	98.5
茨城	433,298,405	428,802,738	101.8	99.0
栃木	262,917,067	260,169,088	100.2	99.0
群馬	275,206,077	272,507,512	103.4	99.0
埼玉	848,231,284	838,855,897	101.8	98.9
千葉	1,287,487,832	1,275,888,633	98.2	99.1
東京	4,985,757,377	4,952,775,896	100.3	99.3
神奈川	1,373,779,052	1,361,203,523	102.8	99.1
新潟	282,822,917	281,097,267	98.9	99.4
富山	154,245,901	152,143,206	97.3	98.6
石川	165,202,093	163,101,334	100.9	98.7
福井	134,972,760	133,992,098	99.9	99.3
山梨	101,484,471	100,722,236	99.1	99.2
長野	251,810,723	250,247,897	101.4	99.4
岐阜	268,051,504	264,069,977	102.1	98.5
静岡	500,997,504	496,985,496	99.8	99.2
愛知	1,335,994,512	1,324,470,054	102.3	99.1
三重	296,739,425	294,155,631	104.6	99.1
滋賀	188,372,483	185,802,822	100.7	98.6
京都	297,436,190	294,358,463	100.6	99.0
大阪	1,702,379,710	1,691,813,508	102.3	99.4
兵庫	838,289,029	831,344,084	100.2	99.2
奈良	129,582,483	127,795,134	101.5	98.6
和歌山	104,865,648	103,984,979	100.2	99.2
鳥取	58,404,538	57,901,908	101.6	99.1
島根	83,255,902	82,816,207	108.4	99.5
岡山	265,632,856	263,403,631	96.2	99.2
広島	327,649,565	323,536,232	95.3	98.7
山口	201,152,064	199,534,664	96.6	99.2
徳島	86,891,319	86,243,526	101.2	99.3
香川	133,941,918	132,831,401	102.8	99.2
愛媛	172,774,256	171,701,121	102.7	99.4
高知	68,581,477	68,048,571	98.7	99.2
福岡	757,741,603	750,055,449	102.0	99.0
佐賀	99,892,112	99,030,450	101.2	99.1
長崎	135,925,327	134,681,041	99.0	99.1
熊本	171,425,346	169,472,761	100.3	98.9
大分	147,190,935	146,344,962	101.2	99.4
宮崎	111,321,982	110,261,202	100.0	99.0
鹿児島	164,737,328	163,200,342	101.5	99.1
沖縄	155,109,863	153,060,198	104.3	98.7
合 計	21,088,665,422	20,906,338,719	100.8	99.1

(注) 出納閉鎖日現在地方行財政調査会調べ

5 令和 5 年度 東北六県 県税 税目別 調定 収入 状況 調

(単位:千円、%)

区 分		県 民 税					事 業 税		地 方 消 費 税		不 動 産 税	た ば こ 税	ゴ ル フ 場 利 用 税	軽 引 取 油 税	自 動 車 税			鉱 区 税	固 資 産 定 税	法 定 通 外 税	狩 猟 税	法 定 的 外 税	旧 法 に 税	県 税 合 計		
		個 人			法 人 利 子 割	個 人 法 人 譲 渡 割	貨 物 割	自 動 車 税 (～ 2019.9)	環 境 性 能 割	種 別 割																
		均 等 割 及 び 所 得 割	配 当 割	株 式 等 譲 渡 所 得 割																						
青 森	調 定 額	35,335,855	628,856	670,549	2,422,300	84,479	1,094,504	27,305,633	24,055,971	3,158,130	1,844,465	1,778,854	141,515	12,567,845	17,354,101	16,398	1,223,169	16,114,534	2,007	439,802	19,600,822	3,702	93,256	45,845	148,628,491	
	収 入 額	34,258,497	628,856	670,549	2,412,654	84,479	1,066,800	27,272,935	24,055,971	3,158,130	1,829,711	1,778,854	141,515	12,567,316	17,265,374	2,872	1,223,169	16,039,333	2,007	439,802	19,600,822	3,702	93,256	45,845	147,377,075	
	収 入 歩 合	97.0	100.0	100.0	99.6	100.0	97.5	99.9	100.0	100.0	99.2	100.0	100.0	100.0	99.5	17.5	100.0	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		99.2	
岩 手	調 定 額	37,221,448	632,537	744,427	3,113,364	58,111	1,250,357	28,080,715	22,426,468	277,323	3,142,126	1,514,462	273,526	13,518,409	18,430,415	11,585	1,196,053	17,222,777	17,112			13,849	83,785	61,588	130,860,022	
	収 入 額	36,334,711	632,537	744,427	3,102,843	58,111	1,212,335	28,046,058	22,426,468	277,323	3,101,216	1,514,462	273,526	13,106,158	18,370,002	1,404	1,196,042	17,172,556	17,112			13,849	83,785	61,588	129,376,511	
	収 入 歩 合	97.6	100.0	100.0	99.7	100.0	97.0	99.9	100.0	100.0	98.7	100.0	100.0	97.0	99.7	12.1	100.0	99.7	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0		98.9
宮 城	調 定 額	63,070,515	2,106,494	2,438,865	8,355,690	131,676	3,502,180	85,244,885	58,971,688	22,107,706	7,793,216	3,018,705	701,117	23,262,637	35,137,255		2,477,416	32,659,839	2,498		370,376	9,557	437,906	109,121	316,772,087	
	収 入 額	60,900,561	2,106,494	2,438,865	8,304,451	131,676	3,346,726	84,987,543	58,971,688	22,107,706	7,723,442	3,018,705	699,813	23,262,256	34,951,633		2,477,416	32,474,217	2,498		370,376	9,557	437,906	109,121	313,881,017	
	収 入 歩 合	96.6	100.0	100.0	99.4	100.0	95.6	99.7	100.0	100.0	99.1	100.0	99.8	100.0	99.5		100.0	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		99.1
秋 田	調 定 額	26,883,558	491,148	659,838	2,176,624	44,413	931,283	22,294,979	17,830,897	1,094,189	1,633,989	1,175,687	139,246	8,984,056	13,939,663	3,377	969,286	12,967,000	8,591			1,061	228,906	44,558	98,562,687	
	収 入 額	26,203,586	491,148	659,838	2,168,042	44,413	919,790	22,240,591	17,830,897	1,094,189	1,559,221	1,175,687	139,246	8,805,467	13,929,133	197	969,286	12,959,650	8,591			1,061	228,906	43,829	97,543,635	
	収 入 歩 合	97.5	100.0	100.0	99.6	100.0	98.8	99.8	100.0	100.0	95.4	100.0	100.0	98.0	99.9	5.8	100.0	99.9	100.0	100.0		100.0	100.0	98.4		99.0
山 形	調 定 額	33,569,853	709,541	866,025	2,666,611	58,831	1,227,713	26,409,875	22,679,031	1,409,296	1,958,200	1,187,477	108,695	8,621,081	16,783,717	9,355	1,119,851	15,654,511	2,268			3,106	151,125	57,347	118,469,792	
	収 入 額	32,648,189	709,541	866,025	2,655,719	58,831	1,193,238	26,386,244	22,679,031	1,409,296	1,917,305	1,187,477	108,695	8,621,024	16,737,050	1,059	1,119,851	15,616,140	2,268			3,106	151,125	57,347	117,391,511	
	収 入 歩 合	97.3	100.0	100.0	99.6	100.0	97.2	99.9	100.0	100.0	97.9	100.0	100.0	100.0	99.7	11.3	100.0	99.8	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0		99.1
福 島	調 定 額	63,010,953	1,610,108	1,740,755	5,565,258	121,142	2,093,465	68,639,407	43,454,309	4,594,387	3,736,820	2,573,219	538,490	22,104,203	31,977,522	140,104	1,930,860	29,906,558	10,373	2,851,045			12,364	450,312		255,084,132
	収 入 額	60,771,219	1,610,108	1,740,755	5,493,822	121,142	1,971,817	68,271,723	43,454,309	4,594,387	3,618,618	2,573,219	530,623	21,675,163	31,626,265	14,462	1,930,860	29,680,943	10,373	2,851,045			12,364	450,312		251,377,264
	収 入 歩 合	96.4	100.0	100.0	98.7	100.0	94.2	99.5	100.0	100.0	96.8	100.0	98.5	98.1	98.9	10.3	100.0	99.2	100.0	100.0		100.0	100.0			98.5

6 令和 5 年 度 市 町 村 税 の 決 算 状 況 調

(1) 県 計

(単位：千円、％)

区 分	調 定 済 額				収 入 済 額				徴 収 率						収入済額 Gの対前 年度増減 率	徴収率G ／Cの対 前年度増 減
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	標 準 税 率 超 過 調 定 額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G	標 準 税 率 超 過 収 入 済 額 H	E／A×100		F／B×100		G／C×100			
										前年度		前年度		前年度		
一 普 通 税	153,068,778	4,664,984	157,733,762	7,011,627	151,796,931	971,261	152,768,192	6,951,674	99.2	99.2	20.8	23.5	96.9	96.6	0.6	0.3
1 法 定 普 通 税	153,068,778	4,664,984	157,733,762	7,011,627	151,796,931	971,261	152,768,192	6,951,674	99.2	99.2	20.8	23.5	96.9	96.6	0.6	0.3
(1) 市 町 村 民 税	60,991,945	1,649,923	62,641,868	1,479,025	60,494,077	436,967	60,931,044	1,475,707	99.2	99.2	26.5	25.7	97.3	97.0	0.5	0.3
① 個 人 均 等 割	2,079,667	59,851	2,139,518		2,060,642	15,588	2,076,230		99.1	99.3	26.0	25.9	97.0	96.9	△ 0.6	0.1
② 所 得 割	50,139,677	1,503,231	51,642,908		49,682,833	403,806	50,086,639		99.1	99.1	26.9	25.8	97.0	96.7	1.7	0.3
上記のうち退職 所得分	346,037		346,037		346,037		346,037		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 6.5	
① 法 人 均 等 割	3,482,286	46,169	3,528,455	220,686	3,467,661	11,202	3,478,863	219,752	99.6	99.7	24.3	24.8	98.6	98.7	△ 2.6	△ 0.1
② 法 人 税 制	5,290,315	40,672	5,330,987	1,258,339	5,282,941	6,371	5,289,312	1,255,955	99.9	100.0	15.7	21.9	99.2	99.2	△ 7.5	
(2) 固 定 資 産 税	76,579,612	2,824,017	79,403,629	5,532,602	75,854,988	496,453	76,351,441	5,475,967	99.1	99.0	17.6	22.4	96.2	95.8	0.8	0.4
(7) 純固定資産税	75,679,216	2,824,017	78,503,233	5,532,602	74,954,592	496,453	75,451,045	5,475,967	99.0	99.0	17.6	22.4	96.1	95.8	0.9	0.3
① 土 地	17,878,072	766,043	18,644,115	1,596,923	17,682,891	137,028	17,819,919	1,580,572	98.9	98.9	17.9	23.3	95.6	95.2	△ 0.4	0.4
② 家 屋	36,471,405	1,429,426	37,900,831	2,717,241	36,101,547	251,680	36,353,227	2,688,751	99.0	99.0	17.6	21.6	95.9	95.6	1.4	0.3
③ 償却資産	21,329,739	628,548	21,958,287	1,218,438	21,170,154	107,745	21,277,899	1,206,644	99.3	99.2	17.1	23.2	96.9	96.6	1.2	0.3
(4) 交付金	900,396		900,396		900,396		900,396		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 5.5	
(3) 軽 自 動 車 税	4,590,800	174,849	4,765,649		4,541,445	37,841	4,579,286		98.9	98.8	21.6	22.4	96.1	95.7	1.5	0.4
環境性能割	327,636		327,636		327,635		327,635		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 7.5	
種別割	4,263,164	174,849	4,438,013		4,213,810	37,841	4,251,651		98.8	98.7	21.6	22.4	95.8	95.4	2.2	0.4
(4) 市町村たばこ税	10,892,568		10,892,568		10,892,568		10,892,568		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	△ 0.3	
(5) 鉱 産 税	13,853		13,853		13,853		13,853		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 8.5	
(6) 特別土地保有税		16,195	16,195													
(7) 保 有 分		11,993	11,993													
(4) 取 得 分		4,202	4,202													
(7) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目 的 税	1,524,027	92,007	1,616,034		1,506,156	14,052	1,520,208		98.8	98.7	15.3	13.2	94.1	93.5	3.2	0.6
1 法 定 目 的 税	1,524,027	92,007	1,616,034		1,506,156	14,052	1,520,208		98.8	98.7	15.3	13.2	94.1	93.5	3.2	0.6
(1) 入 湯 税	178,328	1,713	180,041		178,136	69	178,205		99.9	99.7	4.0	16.2	99.0	98.9	20.6	0.1
(2) 事 業 所 税		301	301			83	83				27.6		27.6		皆増	皆増
(3) 都 市 計 画 税	1,345,699	89,993	1,435,692		1,328,020	13,900	1,341,920		98.7	98.6	15.4	13.2	93.5	93.0	1.2	0.5
(7) 土 地	556,745	38,337	595,082		549,378	5,876	555,254		98.7	98.6	15.3	13.0	93.3	92.8	0.7	0.5
(4) 家 屋	788,954	51,656	840,610		778,642	8,024	786,666		98.7	98.7	15.5	13.4	93.6	93.1	1.6	0.5
(4) 水利地益税																
(5) 共 同 施 設 税																
(6) 宅 地 開 発 税																
2 法定外目的税																
三 旧 法 に よ る 税																
合 計 (一～三)	154,592,805	4,756,991	159,349,796	7,011,627	153,303,087	985,313	154,288,400	6,951,674	99.2	99.2	20.7	23.3	96.8	96.5	0.7	0.3
国民健康保険税	21,424,839	5,709,171	27,134,010		20,223,084	1,092,896	21,315,980		94.4	94.4	19.1	19.3	78.6	76.8	△ 3.6	1.8
国民健康保険料	3,623,123	520,333	4,143,456		3,439,814	133,783	3,573,597		94.9	94.5	25.7	28.0	86.2	85.1	△ 3.5	1.1

(2) 市 計

(単位：千円、％)

区 分	調 定 済 額				収 入 済 額				徴 収 率						収入済額 Gの対前 年度増減 率	徴収率G ／Cの対 前年度増 減
	現年課税分	滞納繰越分	合 計	標 準 税 率 超 過 調 定 額	現年課税分	滞納繰越分	合 計	標 準 税 率 超 過 収入済額	E／A×100		F／B×100		G／C×100			
										前年度		前年度		前年度		
A	B	C	D	E	F	G	H									
一 普 通 税	116,342,287	3,631,309	119,973,596	6,996,222	115,367,887	787,776	116,155,663	6,936,285	99.2	99.2	21.7	24.7	96.8	96.5	0.6	0.3
1 法 定 普 通 税	116,342,287	3,631,309	119,973,596	6,996,222	115,367,887	787,776	116,155,663	6,936,285	99.2	99.2	21.7	24.7	96.8	96.5	0.6	0.3
(1) 市 町 村 民 税	49,640,347	1,331,037	50,971,384	1,463,620	49,248,777	356,403	49,605,180	1,460,318	99.2	99.3	26.8	25.7	97.3	97.0	0.2	0.3
① 個人均等割	1,630,919	43,570	1,674,489		1,616,794	11,521	1,628,315		99.1	99.4	26.4	25.9	97.2	97.0	△ 0.6	0.2
② 所 得 割	40,800,946	1,210,661	42,011,607		40,442,573	328,679	40,771,252		99.1	99.1	27.1	25.9	97.0	96.7	1.5	0.3
上記のうち退職 所得分	287,972		287,972		287,972		287,972		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 7.7	0.0
① 法人均等割	2,841,067	37,564	2,878,631	217,290	2,829,684	10,057	2,839,741	216,356	99.6	99.7	26.8	23.7	98.6	98.8	△ 2.5	△ 0.2
② 法人税割	4,367,415	39,242	4,406,657	1,246,330	4,359,726	6,146	4,365,872	1,243,962	99.8	100.0	15.7	21.9	99.1	99.0	△ 8.9	0.1
(2) 固 定 資 産 税	54,758,057	2,173,363	56,931,420	5,532,602	54,210,671	402,957	54,613,628	5,475,967	99.0	99.0	18.5	24.2	95.9	95.5	1.1	0.4
(7) 純固定資産税	54,304,114	2,173,363	56,477,477	5,532,602	53,756,728	402,957	54,159,685	5,475,967	99.0	99.0	18.5	24.2	95.9	95.5	1.1	0.4
① 土 地	15,283,458	624,232	15,907,690	1,596,923	15,127,437	116,727	15,244,164	1,580,572	99.0	98.9	18.7	24.7	95.8	95.4	△ 0.4	0.4
② 家 屋	26,579,152	1,090,308	27,669,460	2,717,241	26,301,456	202,899	26,504,355	2,688,751	99.0	98.9	18.6	23.2	95.8	95.3	1.5	0.5
③ 償却資産	12,441,504	458,823	12,900,327	1,218,438	12,327,835	83,331	12,411,166	1,206,644	99.1	99.1	18.2	25.7	96.2	95.8	2.1	0.4
(4) 交付金	453,943		453,943		453,943		453,943		100.0	100.0			100.0	100.0	3.2	0.0
(3) 軽 自 動 車 税	3,437,066	126,909	3,563,975		3,401,622	28,416	3,430,038		99.0	98.9	22.4	22.6	96.2	95.8	1.7	0.4
環境性能割	249,721		249,721		249,721		249,721		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 7.5	0.0
種別割	3,187,345	126,909	3,314,254		3,151,901	28,416	3,180,317		98.9	98.8	22.4	22.6	96.0	95.4	2.5	0.6
(4) 市町村たばこ税	8,500,779		8,500,779		8,500,779		8,500,779		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	△ 0.1	0.0
(5) 鉱 産 税	6,038		6,038		6,038		6,038		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 6.9	0.0
(6) 特別土地保有税																
(7) 保 有 分																
(4) 取 得 分																
(7) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目 的 税	1,462,085	89,779	1,551,864		1,444,451	13,887	1,458,338		98.8	98.7	15.5	13.1	94.0	93.5	2.6	0.5
1 法 定 目 的 税	1,462,085	89,779	1,551,864		1,444,451	13,887	1,458,338		98.8	98.7	15.5	13.1	94.0	93.5	2.6	0.5
(1) 入 湯 税	116,386	227	116,613		116,431	69	116,500		100.0	100.1	30.4	0.0	99.9	99.9	21.0	0.0
(2) 事 業 所 税		301	301			83	83				27.6	0.0	27.6	0.0	皆増	皆増
(3) 都 市 計 画 税	1,345,699	89,251	1,434,950		1,328,020	13,735	1,341,755		98.7	98.6	15.4	13.2	93.5	93.1	1.2	0.4
(7) 土 地	556,745	38,092	594,837		549,378	5,827	555,205		98.7	98.6	15.3	13.0	93.3	92.9	0.7	0.4
(4) 家 屋	788,954	51,159	840,113		778,642	7,908	786,550		98.7	98.7	15.5	13.4	93.6	93.2	1.6	0.4
(4) 水利地益税			0													
(5) 共 同 施 設 税			0													
(6) 宅 地 開 発 税			0													
2 法定外目的税			0													
三 旧 法 に よ る 税			0													
合 計（一～三）	117,804,372	3,721,088	121,525,460	6,996,222	116,812,338	801,663	117,614,001	6,936,285	99.2	99.2	21.5	24.4	96.8	96.4	0.7	0.4
国民健康保険税	14,635,597	4,293,650	18,929,247		13,769,750	805,887	14,575,637		94.1	94.0	18.8	18.8	77.0	74.7	△ 3.4	2.3
国民健康保険料	3,623,123	520,333	4,143,456		3,439,814	133,783	3,573,597		94.9	94.5	25.7	28.0	86.2	85.1	△ 3.5	1.1

(3) 町 村 計

(単位：千円、％)

区 分	調 定 済 額				収 入 済 額				徴 収 率						収入済額 Gの対前 年度増減 率	徴収率G ／Cの対 前年度増 減
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	標 準 税 率 超 過 調 定 額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G	標 準 税 率 超 過 収入済額 H	E／A×100		F／B×100		G／C×100			
										前年度		前年度		前年度		
一 普 通 税	36,726,491	1,033,675	37,760,166	15,405	36,429,044	183,485	36,612,529	15,389	99.2	99.2	17.8	19.0	97.0	96.9	0.6	0.1
1 法 定 普 通 税	36,726,491	1,033,675	37,760,166	15,405	36,429,044	183,485	36,612,529	15,389	99.2	99.2	17.8	19.0	97.0	96.9	0.6	0.1
(1) 市 町 村 民 税	11,351,598	318,886	11,670,484	15,405	11,245,300	80,564	11,325,864	15,389	99.1	99.2	25.3	25.7	97.0	97.0	1.8	
① 個人均等割	448,748	16,281	465,029		443,848	4,067	447,915		98.9	99.1	25.0	25.9	96.3	96.6	△ 0.3	△ 0.3
② 所 得 割	9,338,731	292,570	9,631,301		9,240,260	75,127	9,315,387		98.9	99.1	25.7	25.7	96.7	96.6	2.5	0.1
上記のうち退職 所得分	58,065		58,065		58,065		58,065		100.0	100.0			100.0	100.0		
① 法人均等割	641,219	8,605	649,824	3,396	637,977	1,145	639,122	3,396	99.5	99.6	13.3	28.8	98.4	98.6	△ 2.8	△ 0.2
② 法人税割	922,900	1,430	924,330	12,009	923,215	225	923,440	11,993	100.0	100.0	15.7	22.3	99.9	99.8	△ 0.6	0.1
(2) 固 定 資 産 税	21,821,555	650,654	22,472,209		21,644,317	93,496	21,737,813		99.2	99.2	14.4	15.8	96.7	96.7	0.1	
(7) 純固定資産税	21,375,102	650,654	22,025,756		21,197,864	93,496	21,291,360		99.2	99.2	14.4	15.8	96.7	96.6	0.5	0.1
① 土 地	2,594,614	141,811	2,736,425		2,555,454	20,301	2,575,755		98.5	98.5	14.3	16.0	94.1	94.0	△ 0.5	0.1
② 家 屋	9,892,253	339,118	10,231,371		9,800,091	48,781	9,848,872		99.1	99.1	14.4	15.7	96.3	96.2	1.3	0.1
③ 償却資産	8,888,235	169,725	9,057,960		8,842,319	24,414	8,866,733		99.5	99.5	14.4	15.7	97.9	97.8	△ 0.1	0.1
(4) 交付金	446,453		446,453		446,453		446,453		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 13.0	
(3) 軽 自 動 車 税	1,153,734	47,940	1,201,674		1,139,823	9,425	1,149,248		98.8	98.7	19.7	21.7	95.6	95.5	0.8	0.1
環境性能割	77,915		77,915		77,914		77,914		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 7.7	
種別割	1,075,819	47,940	1,123,759		1,061,909	9,425	1,071,334		98.7	98.6	19.7	21.7	95.3	95.1	1.5	0.2
(4) 市町村たばこ税	2,391,789		2,391,789		2,391,789		2,391,789		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 0.9	
(5) 鉱 産 税	7,815		7,815		7,815		7,815		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 9.6	
(6) 特別土地保有税		16,195	16,195													
(7) 保 有 分		11,993	11,993													
(4) 取 得 分		4,202	4,202													
(7) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目 的 税	61,942	2,228	64,170		61,705	165	61,870		99.6	99.1	7.4	16.5	96.4	95.5	19.7	0.9
1 法 定 目 的 税	61,942	2,228	64,170		61,705	165	61,870		99.6	99.1	7.4	16.5	96.4	95.5	19.7	0.9
(1) 入 湯 税	61,942	1,486	63,428		61,705		61,705		99.6	99.1		18.9	97.3	97.2	19.8	0.1
(2) 事 業 所 税																
(3) 都 市 計 画 税		742	742			165	165				22.2	14.0	22.2	14.0	4.4	8.2
(7) 土 地		245	245			49	49				20.0	12.3	20.0	12.3	6.5	7.7
(4) 家 屋		497	497			116	116				23.3	14.8	23.3	14.8	3.6	8.5
(4) 水利地益税																
(5) 共同施設税																
(6) 宅地開発税																
2 法定外目的税																
三 旧 法 に よ る 税																
合 計 (一～三)	36,788,433	1,035,903	37,824,336	15,405	36,490,749	183,650	36,674,399	15,389	99.2	99.2	17.7	18.9	97.0	96.9	0.6	0.1
国民健康保険税	6,789,242	1,415,521	8,204,763		6,453,334	287,009	6,740,343		95.1	95.3	20.3	21.0	82.2	81.6	△ 4.0	0.6
国民健康保険料																

7 徴収取扱費及び県交付金市町村別交付状況

(単位：千円)

区 分		個人県民税 徴収取扱費	利 子 付 金	割 金	配 当 付 金	株式等譲渡 所得割交付 金	法人事業税 交 付 金	地方消費税 交 付 金			ゴルフ場 利用税交付 金	環境性能割 交 付 金	自動車取得 税 付 金	ゴルフ場利用 税 賠償金に係 る 交 付 金	計	区 分		個人県民税 徴収取扱費	利 子 付 金	割 金	配 当 付 金	株式等譲渡 所得割交付 金	法人事業税 交 付 金	地方消費税 交 付 金			ゴルフ場 利用税交付 金	環境性能割 交 付 金	自動車取得 税 付 金	ゴルフ場利用 税 賠償金に係 る 交 付 金	計
								一般財源	社会保障財源	計														一般財源	社会保障財源	計					
市	青 森 市	412,989	12,077	89,208	95,127	478,814	3,232,509	3,788,751	7,021,260	22,949	81,133	4,696	67	8,218,320	北 津 軽 郡	板 柳 町	17,296	364	2,681	2,855	12,697	117,260	174,847	292,107		6,150	356		334,506		
	弘 前 市	244,709	7,023	51,986	55,473	302,175	2,005,393	2,319,383	4,324,776	7,566	53,252	3,082		5,050,042		鶴 田 町	15,310	336	2,476	2,638	12,762	113,075	166,230	279,305		6,071	351		319,249		
	八 戸 市	356,967	10,428	77,107	82,248	417,510	2,719,491	3,075,903	5,795,394	1,413	67,495	3,906	126	6,812,594		中 泊 町	12,637	293	2,162	2,304	12,403	97,535	132,953	230,488		6,336	367		266,990		
	黒 石 市	47,984	1,016	7,499	7,995	47,103	343,905	439,820	783,725		11,366	658		907,346		計	45,243	993	7,319	7,797	37,862	327,870	474,030	801,900		18,557	1,074		920,745		
	五所川原市	73,217	1,792	13,220	14,089	85,841	590,486	707,864	1,298,350		21,938	1,270		1,509,717	上 北 郡	野 辺 地 町	19,046	478	3,548	3,784	17,616	132,086	170,359	302,445		4,833	280		352,030		
	十和田市	95,327	2,531	18,694	19,932	104,492	705,715	831,262	1,536,977	11,205	31,667	1,833		1,822,658		七 戸 町	21,759	492	3,627	3,862	20,415	154,848	200,401	355,249		15,984	925		422,313		
	三 沢 市	63,349	2,050	15,145	16,146	72,696	470,604	539,030	1,009,634		14,445	832		1,194,297		六 戸 町	16,646	402	2,976	3,172	12,240	101,261	143,828	245,089	8,184	7,441	431	64	296,645		
	む つ 市	81,992	2,336	17,274	18,424	83,673	604,575	744,869	1,349,444		18,526	1,072		1,572,741		横 浜 町	6,425	158	1,164	1,239	6,893	47,605	58,222	105,827		2,326	135		124,167		
	つがる市	39,660	860	6,353	6,775	37,257	305,273	425,887	731,160		17,355	1,005		840,425		東 北 町	23,803	556	4,130	4,408	21,854	168,912	226,172	395,084		16,919	979		467,733		
	平 川 市	45,545	888	6,607	7,059	37,942	307,524	420,834	728,358	12,584	21,941	1,270	36	862,230		六ヶ所村	17,218	615	4,608	4,932	43,072	200,680	142,727	343,407	2,755	6,369	369		423,345		
東 津 軽 郡	市 部 計	1,461,739	41,001	303,093	323,268	1,667,503	11,285,475	13,293,603	24,579,078	55,717	339,118	19,624	229	28,790,370	郡	おいらせ町	39,846	1,018	7,614	8,150	32,867	250,526	334,180	584,706		12,725	737		687,663		
	計	144,743	3,719	27,667	29,547	154,957	1,055,918	1,275,889	2,331,807	10,939	66,597	3,856	64	2,773,896																	
	平 内 町	15,533	414	3,099	3,317	10,848	95,756	139,409	235,165	12,338	4,939	286		285,939	下 北 郡	大 間 町	7,146	213	1,584	1,691	8,644	56,396	64,954	121,350		2,162	125		142,915		
	今 別 町	2,705	56	420	449	2,814	23,095	32,131	55,226		1,743	101		63,514		東 通 村	8,481	229	1,687	1,797	9,847	66,979	81,985	148,964		3,791	220		175,016		
	蓬 田 村	3,602	76	572	611	2,703	24,104	34,967	59,071		3,141	182		69,958		風 間 浦 村	2,183	40	313	336	1,735	15,786	22,522	38,308		987	57		43,959		
	外ヶ浜町	7,353	156	1,147	1,220	7,535	57,128	74,357	131,485		3,179	184		152,259		佐 井 村	2,243	48	359	382	2,289	18,257	24,614	42,871		1,086	63		49,341		
	西 津 軽 郡	計	29,193	702	5,238	5,597	23,900	200,083	280,864	480,947	12,338	13,002	753		571,670	三 戸 郡	計	20,053	530	3,943	4,206	22,515	157,418	194,075	351,493		8,026	465		411,231	
		鯉ヶ沢町	11,341	246	1,812	1,929	12,200	94,764	124,513	219,277	3,408	5,689	330	103	256,335		三 戸 町	13,225	279	2,069	2,208	13,078	97,195	125,036	222,231		7,516	435		261,041	
		深 浦 町	8,726	167	1,239	1,319	9,558	76,872	101,135	178,007		4,579	265		203,860		五 戸 町	23,064	517	3,806	4,050	19,987	161,195	220,858	382,053		11,552	669		445,698	
	中 津 軽 郡	計	20,067	413	3,051	3,248	21,758	171,636	225,648	397,284	3,408	10,268	595	103	460,195	戸 南 部 町	田 子 町	7,745	150	1,121	1,197	7,060	53,257	68,396	121,653		8,240	477		147,643	
西目屋村		1,630	28	215	231	1,840	13,702	17,414	31,116		1,545	90		36,695	南 部 町		25,902	534	3,986	4,264	17,214	155,737	231,418	387,155		13,517	782		453,354		
南 津 軽 郡	計	1,630	28	215	231	1,840	13,702	17,414	31,116		1,545	90		36,695	階 上 町		19,189	477	3,515	3,741	15,662	128,556	185,806	314,362	11,953	7,727	447	18	377,091		
	藤 崎 町	21,263	453	3,370	3,598	16,561	141,606	200,634	342,240		7,133	413		395,031	新 郷 村		2,894	53	402	428	2,359	21,320	30,245	51,565		4,357	252		62,310		
	大 鰐 町	12,164	218	1,609	1,713	8,122	78,836	119,294	198,130	4,622	5,305	307	32	232,222	計		92,019	2,010	14,899	15,888	75,360	617,260	861,759	1,479,019	11,953	52,909	3,062	18	1,747,137		
	田舎館村	11,516	218	1,616	1,721	8,554	69,887	100,860	170,747		4,262	247		198,881	県 計		1,859,630	50,285	372,020	396,814	2,038,932	14,119,691	17,044,070	31,163,761	98,977	526,722	30,486	446	36,538,073		
計	44,943	889	6,595	7,032	33,237	290,329	420,788	711,117	4,622	16,700	967	32	826,134																		

※ 令和6年3月31日現在

8 住民税完納市町村・完納表彰等市町村年度別調

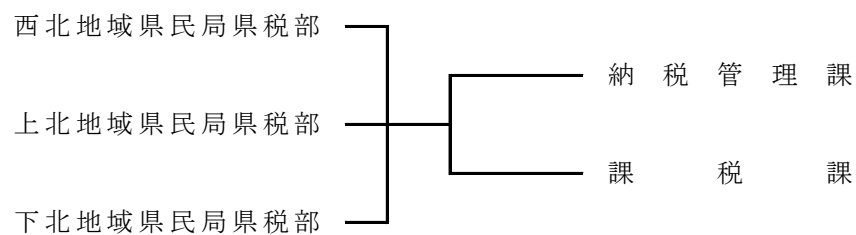
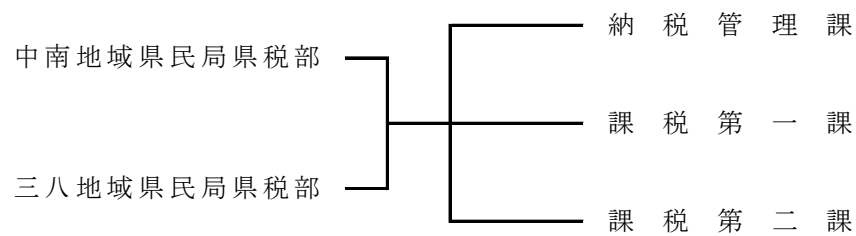
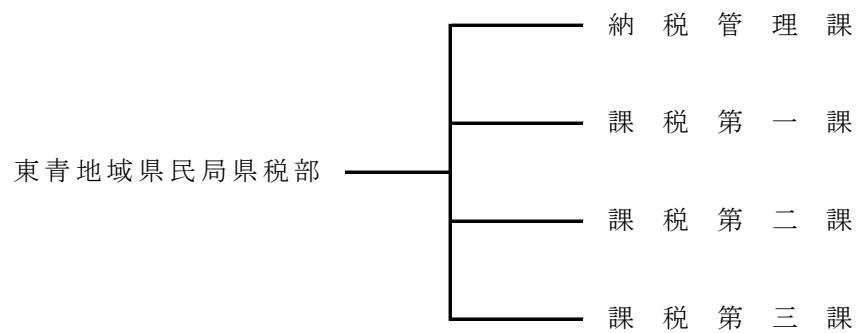
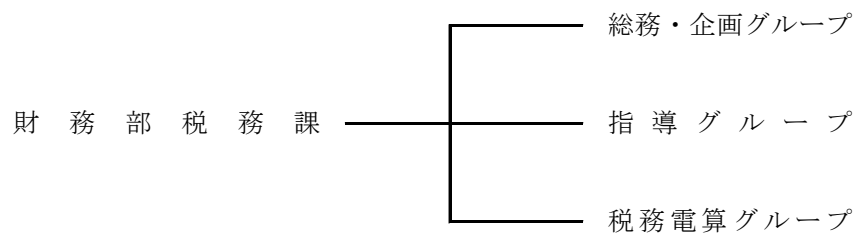
区 分		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
市	青森市						○					○	○		
	弘前市														
	八戸市														
	黒石市														
	五所川原市														
	十和田市												○		
	三沢市														
東津軽郡	むつ市		○												
	つがる市					○				○			○		
	平川市														
西津軽郡	平内町														
	今別町														
中津軽郡	蓬田村														
	外ヶ浜町	○	○		○			○							
南津軽郡	鰺ヶ沢町													○	
	深浦町			○			○				○				
北津軽郡	西目屋村								○						
	藤崎町														
上北郡	大鰐町														
	田舎館村														
	板柳町														
下北郡	鶴田町														
	中泊町														○
	野辺地町					○									
三戸郡	七戸町				○										
	六戸町									○					
	横浜町														
三戸郡	東北町														
	六ヶ所村														
	おいらせ町														
三戸郡	大間町														
	東通村											○			
	風間浦村	○									○				
三戸郡	佐井村														
	三戸町														
	五戸町														
三戸郡	田子町							○						○	
	南部町														
	階上町														
三戸郡	新郷村			○											○
完納市町村計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
表彰年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5

凡 例 { ◇ 徴収成績優秀表彰市町村
○ 協力市町村

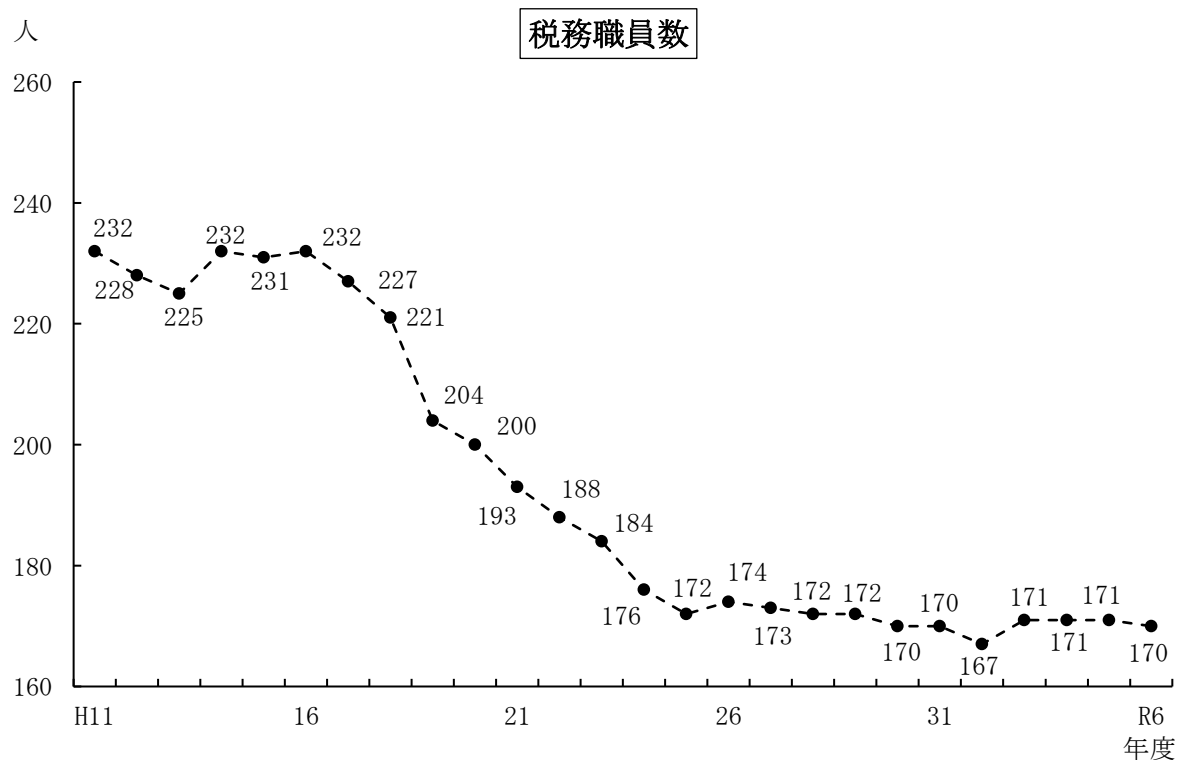
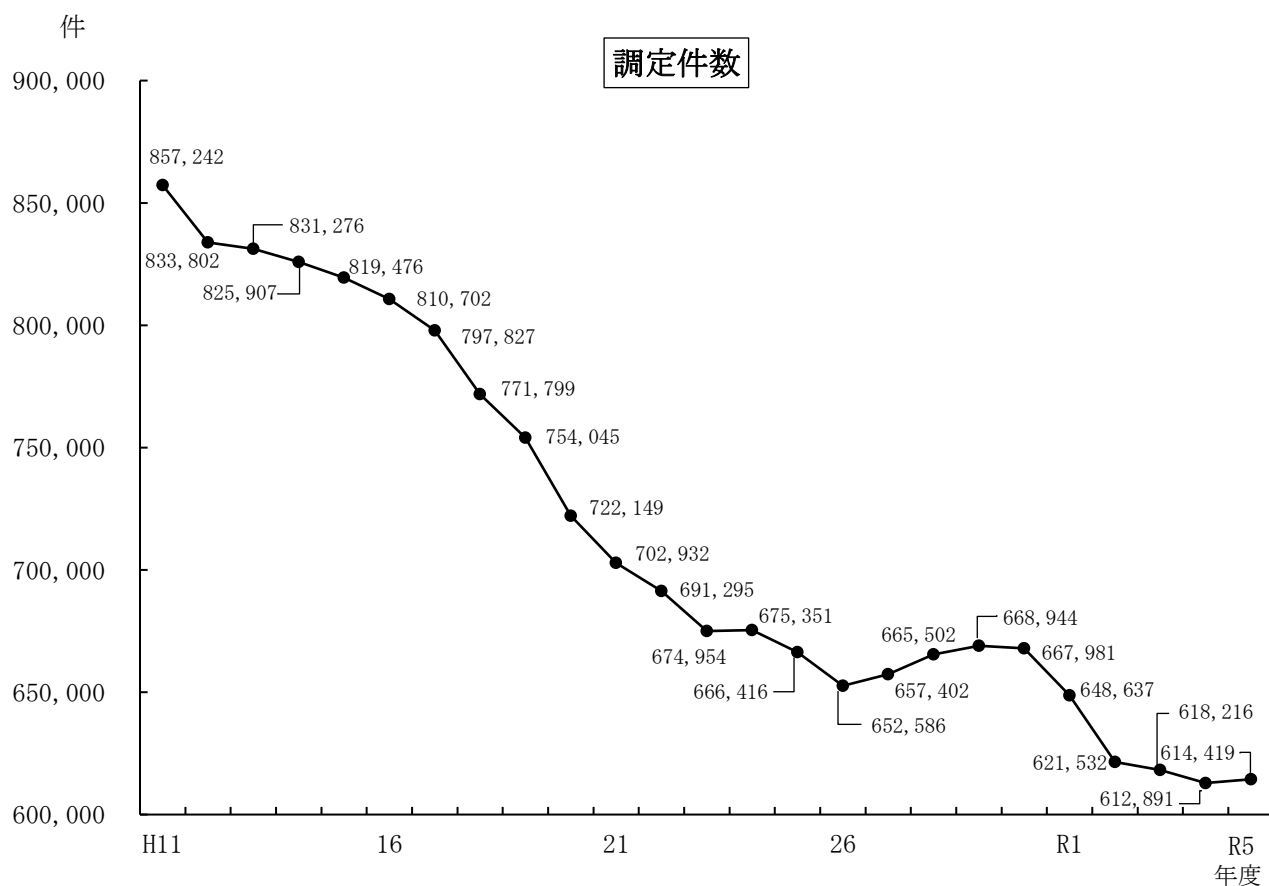
第七 稅 務 機 構

1 税 務 機 構

(6. 4. 1現在)



2 県税調定件数・税務職員数年度別推移



3 税 務 職 員 数 調

(1) 職 種 別

(6.4.1 現在)

(単位：人)

区 分	税 務 課	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	計
課 長	1							1
県 税 部 長		1	1	1	1	1	1	6
次 長		1	1	1	1	1	1	6
課 長 代 理	1							1
副 参 事								0
総 括 主 幹	5	5	4	4	2	1	1	22
課 長								0
主 幹	4	10	3	4	5	3	3	32
主 査	4	8	7	3	4	2		28
主 事	8	18	8	13	4	10	7	68
主 幹 専 門 員		3	2		1			6
主 任 専 門 員								0
専 門 員								0
計	23	46	26	26	18	18	13	170

(2) グループ（課）別

(単位：人)

区 分	税 務 課	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	計
課 長	1							1
県 税 部 長		1	1	1	1	1	1	6
次 長		1	1	1	1	1	1	6
課 長 代 理	1							1
グ ル ー プ	総務・企画グループ	9						9
	指 導 グ ル ー プ	6						6
	税務電算グループ	6						6
課	納 税 管 理 課	19	10	10	9	10	7	65
	課 税 第 一 課	12	7	6				25
	課 税 第 二 課	7	7	8				22
	課 税 第 三 課	6						6
	課 税 課				7	6	4	17
計	23	46	26	26	18	18	13	170

4 税務職員年齢別調

(6.4.1現在)

(単位：人)

区 分	税 務 課	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	計
20 歳 未 満		1						1
20歳以上24歳以下	1	4	4	5	3	4	4	25
25 " 29 "	3	6	1	5	1	4	2	22
30 " 34 "	6	6	4	3		4	1	24
35 " 39 "	2	4	2	1	1			10
40 " 44 "	2	3	2	2	3			12
45 " 49 "	5	6	4	2	2	1	3	23
50 " 54 "	3	6	4	6	1	3	2	25
55 歳					2	1		3
56 歳	1	2	1		2		1	7
57 歳				1				1
58 歳			1	1	1	1		4
59 歳		2						2
60 歳		2	1		1			4
61 歳 ～		4	2		1			7
職 員 数	23	46	26	26	18	18	13	170
年 齢 合 計	903	1,930	1,096	986	806	645	482	6,848
平 均 年 齢	39.3	42.0	42.2	37.9	44.8	35.8	37.1	40.3

5 税務課及び県税部所在地並びに管轄区域

(6.4.1現在)

配 置 別	所 在 地	とりまとめ指定 金 融 機 関	管 轄 区 域
税 務 課	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 (大代表) 017(722)1111 (直 通) 017(734)9064		県内一円
東 青 地 域 県 民 局 県 税 部	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 (県庁舎北棟1階) (大代表) 017(722)1111 (直 通) 017(734)9970	青森銀行県庁支店	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 分割法人関係、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、個人事業税、たばこ税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、鉾区税及び固定資産税については、県内一円
中 南 地 域 県 民 局 県 税 部	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 (代表) 0172(32)1131 (直通) 0172(32)4341	青森銀行親方町支店	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村
三 八 地 域 県 民 局 県 税 部	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 (代表) 0178(27)5111 (直通) 0178(27)4455	青森銀行八戸支店	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
西 北 地 域 県 民 局 県 税 部	〒037-0046 五所川原市字栄町10 (代表) 0173(34)2111 (直通) 0173(34)3141	青森銀行五所川原支店	五所川原市、つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町
上 北 地 域 県 民 局 県 税 部	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 (代表) 0176(22)8111 (直通) 0176(23)4241	青森銀行十和田支店	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町
下 北 地 域 県 民 局 県 税 部	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (代表) 0175(22)8581 (直通) 0175(22)3105	青森銀行むつ支店	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村